

令和 2 年 壱岐市議会定例会 6 月会議
議案第 4 3 号 関係資料

壱岐市地域防災計画（本編）修正
同 （原子力災害対策編）修正

壱岐市地域防災計画

(本 編)

壱岐市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	防災の基本理念	3
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第4節	壱岐市の地勢と災害要因、災害記録	10

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

〈災害に強い施設等の整備〉

第1節	風水害に強いまちづくり	16
第2節	建築物等の予防対策	23
第3節	ライフライン施設等の予防対策	25

〈迅速かつ円滑な災害応急対策への備え〉

第4節	職員の配備体制	26
第5節	情報通信連絡網の整備	29
第6節	相互応援体制の整備	31
第7節	消防体制の整備	32
第8節	医療救護体制の整備	35
第9節	緊急輸送活動対策	37
第10節	避難収容対策	40
第11節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	46

〈防災行動力の促進〉

第12節	防災訓練の実施	48
第13節	防災知識の普及	51
第14節	自主防災組織等の育成	54
第15節	避難行動要支援者等の安全確保	56
第16節	ボランティアの受入れ	62
第17節	災害復旧・復興への備え	64

第2章 災害応急対策計画

〈活動体制の確立〉

第1節 応急活動体制の確立	65
第2節 情報伝達体制の確立	75
第3節 災害救助法の適用及び運用	79
第4節 広域応援体制	86
第5節 自衛隊への災害派遣要請	89
第6節 県防災ヘリコプターの出動要請	94
第7節 労働力の確保	95
第8節 ボランティアとの連携	98

〈災害発生直前の応急対策〉

第9節 気象予警報等の収集・伝達	100
------------------	-----

〈発災直後の応急対策〉

第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達	108
第11節 広報体制の確立	114
第12節 水防活動	117
第13節 土砂災害等の防止対策	119
第14節 消防活動	122
第15節 避難の勧告・指示、誘導	125
第16節 救急・救助	132
第17節 交通の確保及び規制	134
第18節 緊急輸送	137
第19節 医療救護	140
第20節 避難行動要支援者等への緊急支援	142

〈救援その他の応急対策〉

第21節 避難所の開設・運営	145
第22節 食料の供給	149
第23節 給水	152
第24節 生活必需品の給与	155
第25節 防疫・保健衛生対策	157
第26節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策	159
第27節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等	161
第28節 住宅の供給確保	164
第29節 文教対策	166
第30節 義援金品の受入れ・配分	170
第31節 農水産業災害の応急対策	171
第32節 ライフライン施設の応急対策	184

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興	185
第2節 被災者の生活再建等への支援	189
第3節 産業復興の支援	199
第4節 激甚災害の指定	202

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

〈地震被害の想定と課題〉

第1節 地震被害の想定と課題	205
----------------	-----

〈震災に強い施設等の整備〉

第2節 地震に強いまちづくり	227
第3節 津波災害予防対策	231
第4節 建築物等の予防対策	233
第5節 ライフライン施設等の予防対策	235
第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	236

〈迅速かつ円滑な災害応急対策への備え〉

第7節 職員の配備体制	236
第8節 情報通信連絡網の整備	236
第9節 相互応援体制の整備	236
第10節 消防体制の整備	237
第11節 医療救護体制の整備	238
第12節 緊急輸送活動対策	238
第13節 避難収容対策	238
第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	238

〈防災行動力の促進〉

第15節 防災訓練の実施	238
第16節 防災知識の普及	239
第17節 自主防災組織等の育成	239
第18節 災害時要援護者の安全確保	239
第19節 ボランティアの受入れ	239

第2章 災害応急対策計画

〈活動体制の確立〉

第1節 応急活動体制の確立	240
第2節 情報伝達体制の確立	241
第3節 災害救助法の適用及び運用	241
第4節 広域応援体制	241
第5節 自衛隊への災害派遣要請	241
第6節 県防災ヘリコプターの出動要請	241
第7節 労働力の確保	241
第8節 ボランティアとの連携	241

〈初動期の応急対策〉

第9節 地震情報・津波予報等の収集・伝達	242
第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達	247
第11節 広報	247
第12節 水防活動	248
第13節 土砂災害等の防止対策	248
第14節 消防活動	249
第15節 避難の勧告・指示、誘導	251
第16節 救急・救助	251
第17節 交通の確保及び規制	251
第18節 緊急輸送	251
第19節 医療救護	251
第20節 災害時要援護者への緊急支援	251

〈事態安定期の応急対策〉

第21節 避難所の開設・運営	252
第22節 食料の供給	252
第23節 給水	252
第24節 生活必需品の給与	252
第25節 防疫・保健衛生対策	252
第26節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策	252
第27節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等	252
第28節 住宅の供給確保	252
第29節 文教対策	252
第30節 義援金品の受入れ・配分	252
第31節 農水産業災害の応急対策	252
第32節 ライフライン施設の応急対策	252

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興	252
第2節 被災者の生活再建等への支援	252
第3節 産業復興の支援	252
第4節 激甚災害の指定	252

第4編 事故災害等対策編

第1章 海上災害対策

第1節 災害予防計画	253
第2節 災害応急対策計画	256

第2章 航空災害対策

第1節 災害予防計画	259
第2節 災害応急対策計画	261

第3章 道路災害対策

第1節 災害予防計画	263
第2節 災害応急対策計画	264

第4章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画	267
第2節 災害応急対策計画	269

第5章 林野火災対策

第1節 災害予防計画	271
第2節 災害応急対策計画	273

第5編 資料編

1 防災関係基本資料

1-1 防災関係機関一覧表	276
1-2 苓崎市防災会議条例	277
1-3 苓崎市防災会議委員名簿	278

[苓岐防]

1-4	壱岐市災害対策本部条例	279
1-5	壱岐市消防組織の現況	279
2	協定関係資料	
2-1	九州・山口9県災害時相互応援協定	282
3	通信関係資料	
3-1	壱岐市消防本部無線通信管理規程	284
4	緊急輸送関係資料	
4-1	ヘリコプター発着可能場所	295
4-2	市所有車両	296
4-3	運送業者関係一覧	306
5	医療関係資料	
5-1	医療機関一覧	307
5-2	薬局一覧	309
5-3	医療救護所予定施設	310
6	避難関係資料	
6-1	指定緊急避難場所・指定避難所	311
6-2	福祉避難所	317
6-3	仮設住宅建設候補地	317
6-4	避難所運営マニュアル	318
7	危険箇所関係資料	
7-1	災害危険箇所	333
7-2	県指定災害危険箇所一覧	342
7-3	林地崩壊危険区域一覧	345
7-4	ため池一覧	349
7-5	危険物施設一覧	357
7-6	業態別防火対象物	361
8	物資・食料等関係資料	
8-1	救援物資の集積場所	363
8-2	食料等の調達・供給関係	363
8-3	建設資材業者一覧	364
9	衛生関係資料	
9-1	ごみ処理施設等	365
9-2	し尿処理施設等	365
10	遺体及び死亡獣畜等関係資料	
10-1	葬祭場	366
10-2	死亡獣畜等の処理場	366

11 救済関係資料

- 11-1 壱岐市災害資金貸付基金条例…………… 367
- 11-2 壱岐市災害資金貸付規則…………… 369
- 11-3 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例…………… 371
- 11-4 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則…………… 375
- 11-5 壱岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱…………… 379

12 文教・文化財関係資料

- 12-1 文教施設の現況…………… 384
- 12-2 文化財一覧…………… 386

13 報告関係資料

- 13-1 災害報告事務の状況一覧…………… 398

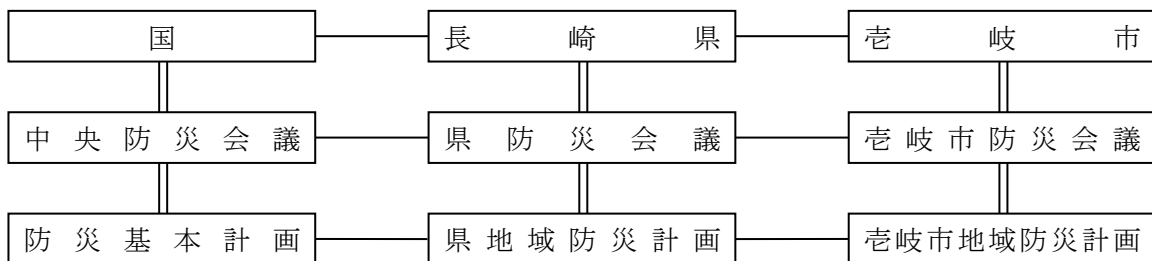
様式集

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、彦岐市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものである。

【国、県及び彦岐市の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画策定の前提

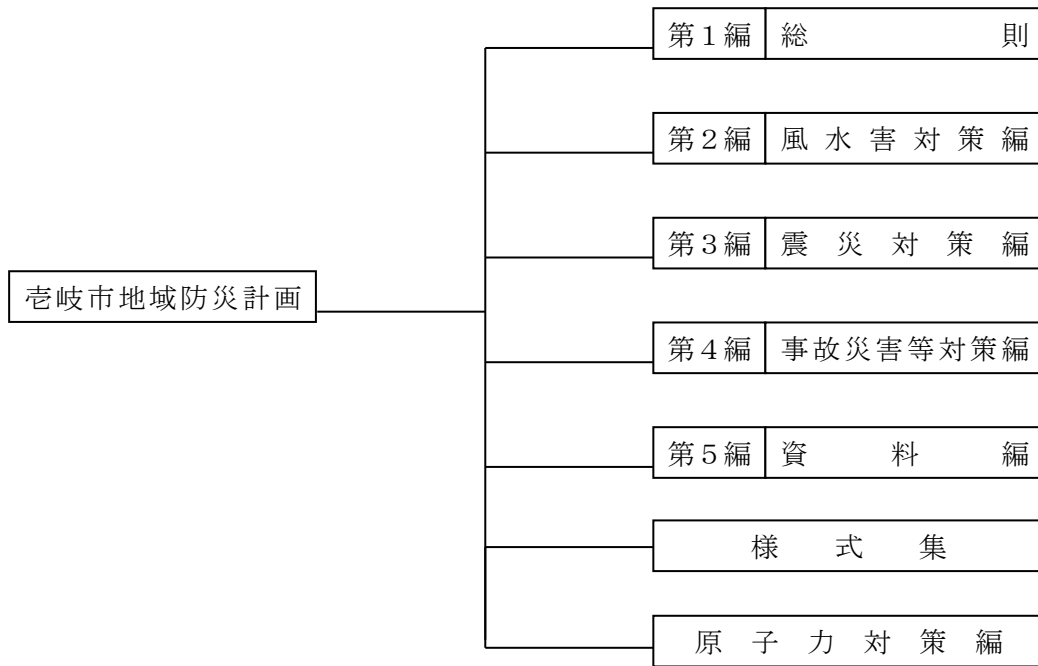
この計画は、彦岐市の過去における災害の経験を礎に、自然条件、社会条件等を踏まえ、本市における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定に当たっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

3 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編、第4編を事故災害等対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を、巻末に関連する様式集を掲げた。

尚、原子力災害対策編は、別途定めるものとする。



4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

5 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

6 計画の運用・習熟

市は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本理念

長崎県の北部壱岐島に位置する本市は、梅雨前線及び台風の接近による暴風、集中豪雨による水害など甚大な災害をもたらす気象現象に見舞われる可能性が大きい。

また、九州北部に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置になると北西の風が強くなり、積雪や低温による凍結等が予想され、交通障害や農産物等に被害が及ぶ。

さらに、離島のため地震による津波被害の危険性もあり、このような災害に対処するため、今後なお一層の防災対策の充実強化を図っていく必要がある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要がある。

1 風水害

本市における風水害は、集中豪雨による浸水被害が中心で、台風や豪雨時には十分な災害対策の推進が必要である。

(1) 強 風

県内の気象官署における累年の最大風速の記録をみると、ほとんどが台風によるもので、中心が長崎県に近い所を通るか西側を通過したときに起きている。風速は、地形の影響が大きく気象官署の立地条件に左右されるので注意が必要である。

(2) 大 雨（集中豪雨）

大雨の原因は梅雨前線、台風、低気圧である。日降水量が100mm以上は大部分梅雨、台風期に起こっているが、重大な災害に結びつくおそれがある200mm以上の大雨には十分警戒する必要がある。1時間に100mmを超える豪雨が2時間も続いたり、梅雨前線が長期間停滞している場合は油断できない状況である。

(3) 台 風

国内の台風の年間発生数は年によってかなりの差異があるが、2010～2019年の平均値では25個で、そのうち4.3個が九州北部に、4.4個が九州南部に接近（上陸を含む。）している。

ア 高潮をもたらした台風

長崎県内に顕著な高潮をもたらした台風の経路は、九州の南西海上から直接本県に襲来し、北東に過ぎ去る場合と東シナ海から対馬海峡を通過して北東に過ぎ去る場合の2つがある。また、高潮による被害の程度は台風の経路とともに満潮の潮時が重要な影響を及ぼす。有明海は満潮と干潮の差が大きく、顕著な高潮が発生しやすい。このため満潮時に高潮が重なると被害が発生する可能性が高い。また、県内の有明海と大村湾以外の地域でも満潮と干潮の差が大きいため満潮時に高潮が重なると被害が発生する可能性が高い。

イ 大波が打寄せる台風

長崎県で波のために大きな災害が発生するのは、台風が九州の西南海上からまともに長崎県に襲来するか、又は長崎県の西方海上を北上する場合である。そしてこのような場合の大波は、暴風が吹き出す半日か1日ぐらい前から沿岸に打寄せるのが普通であるため、台風が東シナ海に入ったら沿岸地方では早めに対策を準備することが必要である。台風が長崎県西方海上を通過するときには、暴風だけでなく、波に対しても十分な警戒が必要である。

(4) 暴風雪

本市の冬季においては、上空に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置により波浪や降雪、積雪、低温、凍結等の気象災害が予想される。特に積雪や道路の凍結による交通障害が予測され、除雪や凍結防止対策等が必要である。また施設園芸や露地栽培の農産物については、霜や低温による被害を防止するため、適切な育成管理が必要となってくる。

2 火 災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また、建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は木造家屋も多いため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。なお、消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化についても積極的に推進する。

3 震 災

壱岐市における過去の地震災害をみると、今から300年前（1700年4月15日）、M7の大規模地震により家屋の崩壊など大きな被害を受けたとされている。

平成17年3月20日には、福岡県西方沖地震（M7.0）が発生し、本市においても震度5強を記録し被害が発生した。また長崎県地域防災計画震災対策編では、県内全域で震度6弱～6強の地震の発生が予測されており、さらに本市には活断層の存在も確認され、離島という自然条件から津波の危険性も高い。地震の予知は難しく、このような不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必至である。このため平常時から災害に備えるべく公共施設をはじめ耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど地震防災緊急事業五箇年計画と併せて今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

4 要配慮者等への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、高齢者や身障者等の要配慮者、あるいは観光客について、要配慮者等に応じた安全対策を講ずる。また、消防機関をはじめとする防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即応できるよう体制づくりに努める。

また、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導する

とともに、平時から避難行動要支援者の所在等を把握し、発災後には、迅速に避難誘導を行えるよう体制を整備する。

5 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力する。

(1) 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、地域ぐるみの住民の自主防災組織を育成強化し、日ごろから自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、市及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

本節は、壱岐市並びに長崎県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1 市

市は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する組織の整備 ・ 自主防災組織の育成指導 ・ 防災知識・思想の普及等住民の災害対策の促進 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災における施設等の緊急整備 ・ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 ・ 罹災証明書の交付・災害広報 ・ 避難勧告、指示 ・ 水防その他の応急措置 ・ 被災者の救助及び救護措置 ・ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 ・ 消防活動及び浸水対策活動 ・ 被災児童・生徒等に対する応急の教育 ・ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 ・ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 ・ 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 ・ 災害対策に関する近隣市町間の相互応援協力等 ・ その他災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 消 防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
壱 岐 市 消 防 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対する予防、防御と拡大防止対策 ・ 消防機材の整備充実と訓練の実施 ・ 災害時における人命救助対策 ・ 災害時における危険物の災害防止対策

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長 崎 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する組織の整備 ・ 自主防災組織の育成指導 ・ 防災知識・思想の普及等県民の災害対策の促進 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災における施設等の緊急整備 ・ 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ・ 災害広報 ・ 避難勧告、指示に関する事項 ・ 水防その他の応急措置 ・ 市町の実施する被災者の救助の応援及び調整 ・ 災害救助法に基づく被災者の救助及び救護措置 ・ 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置 ・ 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、調整 ・ 被災児童・生徒等に対する応急の教育 ・ 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 ・ 緊急輸送の確保及び緊急車両の確認 ・ 交通規制 ・ 犯罪の予防、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置 ・ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 ・ 市町村が処理する災害事務又は業務の実施についての援助及び調整 ・ 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等 ・ その他災害発生の防止又は拡大防止のための措置
長 崎 県 壱 岐 振 興 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道382号、県道の維持管理、河川管理
壱 岐 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護 ・ 災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局 長崎地域センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における主要食料の需給対策
長崎地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注意報及び警報の発表時（災害時）における気象解説 ・ 災害発生時における気象観測資料の提供
壱 岐 海 上 保 安 署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海上災害時における人命救助と財産の保護活動

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第16普通科連隊	・災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動等のほか通信の支援

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 郷ノ浦郵便局	・災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保 ・郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置
NTTフィールドテクノ 九州支店福岡営業所福岡 フィールドサービスセン ター宅内担当壱岐	・電信電話施設の保全と災害非常通話の調整
日本赤十字社長崎県支部 壱岐分区	・災害時における医療助産等の実施 ・地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の 連絡調整の実施 ・義援金品等の募集及び配分
九州電力(株)壱岐営業所	・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保
日本放送協会及び放送関 係機関	・気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の 普及等災害広報 ・社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力
九州郵船(株) 壱岐・対馬フェリー(株)	・救助物資の緊急輸送
壱岐交通(株)	・災害対策用物資及び人員輸送の確保 ・災害時における応急輸送対策
(一社)長崎県LPガス 協会	・ガス供給施設の耐災整備 ・被災地に対する燃料供給の確保 ・ガス供給施設の被害調査及び復旧
壱岐医師会	・災害時における助産、医療救護
壱岐歯科医師会	・災害時における歯科医療 ・身元確認

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
壱岐市農業協同組合	・被災農家の農作物災害応急対策の指導並びに農業生産資材、 農家生活資材の確保及びあっせん ・被災農家に対する資金の融資及びあっせん ・農作物の需給調整

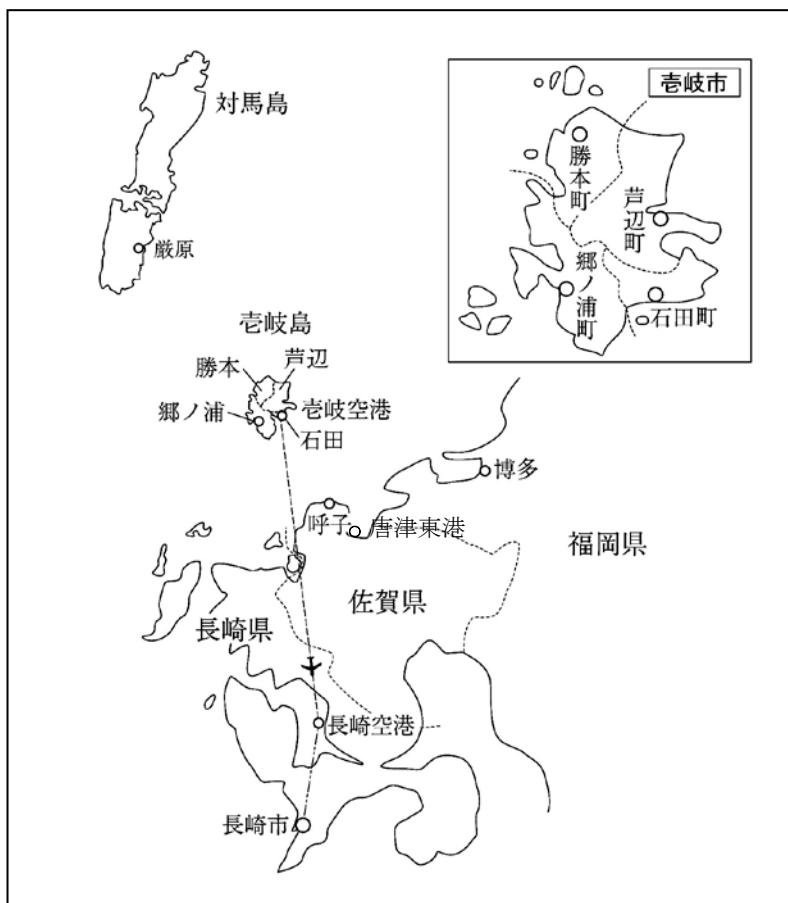
郷ノ浦町、勝本町、箱崎、 老岐東部、石田町漁業協 同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物並びに養殖施設等の被害調査及び応急対策の実施協力 ・被災組合員に対する事業費、資材の確保あつせん ・高波・高潮等対策及び情報の提供
老岐市商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する衣料、食料のあつせん ・被災会員等に対する資金の融資あつせん
長崎県土地改良事業団体 連合会老岐支所	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及 び防災管理 ・農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧
老岐市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 ・福祉救援ボランティア
病院等経営者	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策 ・災害時における収容患者の避難誘導 ・被災負傷者等の収容保護 ・災害時における医療、助産等の救護 ・近隣医療機関相互間の救急体制の確立
社会福祉施設経営者	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策 ・災害時における収容者の避難誘導
水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の整備と防災管理 ・災害時における水の確保 ・被災施設の応急対策と災害復旧
その他公共的団体及び防 災上重要な施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧

第4節 壱岐市の地勢と災害要因、災害記録

本節では、市の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

1 市の位置

壱岐市は、福岡県と対馬の中間地点にあり、博多港から北西に約67km、佐賀県唐津東港から北へ約42kmに位置する。北西約68kmには対馬を望み、対馬海峡東水道と壱岐水道、玄界灘に囲まれており、その大きさは南北約17km、東西約15km、面積138.56km²である。



方位		位置		面積	周囲	
方位	経緯度	極地名	距離			
東	極東	129° 48' 06"	芦辺町八幡浦	約15km	138.56km ²	167.5km
	西	極西	129° 37' 30"			
南	極南	33° 42' 04"	郷ノ浦町海豚鼻	約17km		
	北	極北	33° 52' 04"			

土地利用の状況

区分	宅地	農用地	山林	その他	計
面積 (km ²)	6.56	39.00	48.77	44.23	138.56

2 自然的要因

(1) 地形・地質

苓岐市の地形は一般に丘陵性の玄武岩をなし、高度100mを超える山地が占める面積は極めて少ない。分水嶺は西へ偏り、谷江川は北西から南東に、幡鉾川は西から東に流れその流域には、本島最大の平野が発達している。市内の耕地面積は39.31km²、田の整備率は66.4%（平成30年度末現在）に達し、圃場条件が整った地域である。また、海岸線は、発達した海蝕崖がみられる北東部を除けば出入りが多く、大小の湾入があり天然の良港として古くから発展してきた。特に対馬海峡東水道に面した西岸一帯は激しく、溺谷の原型を保っている。また、南東岸には大小の砂浜をはじめ苓岐全体に美しい砂浜が点在する。昭和43年7月22日、苓岐の一部が苓岐対馬国定公園に指定され、また、昭和53年6月16日辰の島、手長島、妻ヶ島の3か所が海中公園地区に指定されるなど自然景観に恵まれている。

苓岐市の地質を見ると、層序の明確でない第3紀層が賦存している。第3紀層の岩石は一般に上部になるにつれて、固結度が低くなるとともに含水量が多くなり、破壊し易くなる。主として賦存する玄武岩は第3紀層との接触箇所において、変質し、粘土化している場合がある。

(2) 気候

苓岐の気候は、気温の日較差の小さい海洋性気候となっており、苓岐市芦辺の平年の年平均気温は15.7℃と長崎市より1.5℃低い。年間降水量は約1,940mmで、長崎市とほぼ同じである。

梅雨の時期に降水量が最も多く、6月の月降水量は約300mmに達する。

夏は、8月の最高気温の平均が26.5℃と比較的しのぎやすい。

台風は、九州本土と同様に7月から9月ころに来襲することが多い。

冬は、大陸からの寒気の吹き出しによる雲が発生しやすいが、積雪することはまれである。

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計	月平均
平均気温 (℃)	5.6	6.7	9.7	13.6	17.9	20.8	25.1	26.5	23.0	18.6	13.5	8.0	—	15.7
月間降水量 (mm)	62.0	87.2	120.3	160.8	128.2	293.1	259.6	283.7	197.0	136.7	109.8	105.0	1943.4	162.0

資料：芦辺地域気象観測所（2010～2019年の平均）

(3) 気象災害の特徴

ア 大雨による災害

大雨は梅雨前線の活発化に伴って降ることが多い。特に、梅雨前線が九州北部に停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むときに、大雨となることが多い。九州北部地方の梅雨入り・梅雨明けの平年値は、それぞれ

6月5日ごろと7月19日ごろである。特に梅雨末期には大雨が降りやすい。

また、台風によって大雨が降ることも多い。九州北部地方に接近する台風の数、平年で1年当たり4.3個であり、6月～10月に多い。

苓岐市芦辺（気象庁観測所）の平年値によれば、日降水量100mm以上の大雨は1年当たり2.3回降る。そのような大雨が最も多い月は7月であり、1か月当たり0.8回降っている。年降水量の平年値は1,943.4mmだが、その5.5分の1に相当する362mmの雨が1日で降った例もある。また、1時間で120mmの雨が降った例もある。

なお、大雨は狭い範囲に集中して降ることが多いので注意が必要である。

大雨により土砂災害・洪水・浸水などの起きるおそれがある。

イ 強風・波浪による災害

台風のまわりでは反時計回りの風が吹いており、中心に近いほど風が強い傾向がある。

また、台風接近時には波の高さが6mを超えることもある。低気圧や強い冬型の気圧配置の影響により、強風・高波が起きることもある。

なお、地形の影響のため、同じ市内でも場所によって風の向きや強さが異なる場合もあるので注意しなければならない。

ウ 高潮による災害

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる（吸い上げ効果）。また、強風が沖から海岸に向かって吹くと、海面が海岸に吹き寄せられて海岸付近の海面が上昇する（吹き寄せ効果）。このようにして起こる海面の上昇を高潮と呼ぶ。大潮の満潮時に台風の接近による高潮が重なれば特に注意が必要だが、高潮の被害は満潮時以外にも発生している。

また、南に開いた湾では、台風が西側を北上する場合、南風が吹き続けるので特に高潮が発生しやすい。高潮により浸水や建物・船舶の損壊などの起きるおそれがある。

3 社会的要因

(1) 人口

苓岐の人口は、復興期を終えた昭和30年の51,765人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第1次産業の低迷、進学率の増加などによる人口流出が続き、平成27年の国勢調査では27,103人となり、最多時から約52%まで減少している。この人口減少とともに若年層の島外への流出が高齢者比率(65歳以上)の上昇を招き、平成22年国勢調査では31.8%であったのが、平成27年国勢調査では35.4%となり過疎化に一層の深刻度を増している。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

(2) 産業

産業別就業者数は第1次産業の割合が県平均に比べ、高くなっているのが特徴である。第2次、第3次産業では建設業、卸売・小売、飲食店、サービス業に従事している就業者が多い。

市の主な農産物は、米、葉たばこ、肉用牛で、メロン、イチゴ、アスパラガスなどの施設園芸などを取り入れた複合経営が主体となっている。

また壱岐は、「麦焼酎発祥の地」としても知られ、焼酎は市を代表する特産品となっており、ウニなど水産加工品などとともにPRの強化などを積極的に進め、地場産業の育成に力を注いでいる。

沿岸漁業を中心に行われている漁業は、イカやブリなどの釣漁業をはじめとして、定置網、採介藻、刺網、はえ縄漁業が営まれている。また、入江では真珠、タイ類等の養殖が行われている。

近年、市の主要水産物であるイカ類、ブリ類、ウニ類は減少傾向にあり、漁業を取り巻く環境は、資源の減少、魚価の低迷、漁業後継者の不足など依然として厳しい状況にある。

今後は、栽培漁業と資源管理型漁業のなお一層の推進と流通加工対策の強化や観光漁業の振興に努めるとともに、さらには不法操業、密漁取締対策の強化等を図ることが必要である。

一方、卸売業、小売業は、景気の低迷や消費者の流出などから商品販売額は減少傾向である。

壱岐・対馬国定公園にも指定されている本市は、豊かな自然によって作りだされた独特の名所が点在し、古墳や神社仏閣といった歴史遺産もある観光地である。観光客の受入れに対するソフト・ハード両面にわたる整備を進めるとともに、土地に不案内な観光客に対する防災対策の確立も急務である。

(3) 交通

本市の道路網は、一般国道382号が中心部から北と東へ走り、それを補完する主要地方道4路線、一般県道6路線と市道（1級・2級）179路線をはじめ、その他の市道も含め市内全域を網羅しており、住民の生活環境の改善と産業経済振興の基礎として重要な役割を担っている。しかし、道路改良率は本土に比べ低く、早急な整備が望まれている。

一方、本市の交通機関は、バス交通だけであるが、利用率は年々低下している。定期航路は、壱岐と博多、厳原を結ぶフェリーと高速船と、唐津を結ぶフェリーと、郷ノ浦港と付属島3島（大島・長島・原島）を結ぶ市営のフェリーが就航している。また、不定期航路では、郷ノ浦港（郷ノ浦地区）において、観光船対応埠頭（-7.5m）が整備されている。

空路については、壱岐一福岡路線が平成15年2月に廃止された。同空路については、島民の足を確保するとともに交流人口の拡大のためにも、路線の再開の取り組みが必要である。壱岐一長崎路線についても路線維持・拡充のために積極的な活用が合わせて必要である。

さらに、ますます進行する高齢化社会に伴い増加する老人や子供等の交通弱者に対応するため、また、災害時の避難及び応急物資受入れのための緊急輸送路の確保のためにも公共交通機関の整備は、急を要する重要な問題となっている。

4 災害記録

本市の災害には、台風、大雨、洪水、火災、地震等があり、主なものは次のとおりである。

(1) 風水害

発 生 年 月 日	原 因	被 害 概 要	備 考
昭和31年9月9日	台風12号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用
昭和34年9月17日	台風14号	被害甚大（家屋全壊・半壊）	災害救助法適用
昭和53年9月15日	台風18号	被害甚大（軽症者5名）	
昭和62年8月31日	台風12号	被害甚大（重症者3名・軽症者7名）	
平成9年10月14日	竜巻	死者1名	
平成11年6月29日	集中豪雨	死者1名（土砂災害・床上浸水）	24時間雨量257mm
平成21年7月24日	集中豪雨	死者1名（土砂災害）	24時間雨量313mm
平成29年6月29日	集中豪雨	土砂災害・床上浸水	24時間雨量424mm

(2) 火 災

年 別	火 災 種 別						損 害 額（千円）					被 害 状 況														
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	焼 損 棟 数				り 災 世 帯				損 傷 面 積		死 傷 者 数			
													計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ほ ぐ ぎ	計	全 損	半 損	小 損	り 災 人 員	建 物 (㎡)	林 野 (a)	死 者	傷 者
平成21年	39	6	18	2	0	13	22,972	20,736	0	847	0	1,389	16	7	1	5	3	6	4	0	2	20	457	36	1	0
平成22年	30	12	11	1	1	5	12,662	10,695	47	10	1,910	0	14	4	2	5	3	9	4	0	5	24	347	9	1	3
平成23年	39	14	12	1	0	12	50,985	50,840	0	145	0	0	20	9	1	4	6	9	2	0	7	19	580	31	0	4
平成24年	21	4	4	0	0	13	40,721	40,721	0	0	0	0	6	3	2	1	0	3	2	1	0	8	468	34	1	2
平成25年	30	8	6	0	0	16	100,080	100,080	0	0	0	0	10	4	3	2	1	7	4	1	2	17	768	22	0	4
平成26年	27	8	4	0	0	15	16,959	16,927	0	30	0	2	14	5	0	5	4	5	3	0	2	9	462	8	1	2
平成27年	23	6	2	1	1	13	18,207	2,573	0	18	15,228	388	6	3	0	0	3	4	0	0	4	4	79	2	0	0
平成28年	20	4	4	0	1	11	10,816	9,385	0	0	1,423	8	4	1	2	0	1	6	1	4	1	11	266	2	0	2
平成29年	24	5	6	1	1	11	27,875	23,884	0	137	3,264	590	10	4	2	1	3	2	2	0	0	4	655	6	2	3
平成30年	36	7	8	0	1	20	562,715	5,298	49	0	557,337	31	10	2	0	4	4	6	1	0	5	17	26,129	4,365	2	1

資料：老岐消防署

(3) 地震

発生年月日	名称	規模(M)	震度	被害中心地	被害概要
1700年4月15日		7		壱岐・対馬	人家破損
2005年3月20日	福岡県西方沖地震	7	5強	福岡市・壱岐市	負傷者2人 建物・港湾施設被害

災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 風水害に強いまちづくり

〔総務部・建設部・農林水産部・消防部〕

市は、地域の特性に配慮しつつ、防災施設の風水害等に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害等から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮した風水害に強いまちづくりを推進する。

1 水害予防対策

(1) 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

ア 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

イ 情報管理手法の確立

治山・地すべり・砂防・高潮・河川施設等の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

ウ 災害危険地区の調査及び住民への周知

林地災害、地すべり等土砂災害の危険区域及び浸水等による危険地域等（資料7-1～7-6参照）を定期的に調査し、災害危険箇所についてハザードマップを作成し住民へ周知する。

(2) 治山施設等災害予防

市は、国及び県の協力を得て次により山地、治山の災害予防対策を講ずる。

ア 保安林の指定及び整備

森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 治山施設等の整備

(7) 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

(4) 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

ウ 林道施設の整備

市は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となるような林道の整備に努める。

(3) 砂防施設の災害予防

現在荒廃している溪流又は将来荒廃のおそれのある溪流について、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、砂防ダム、床固工、流路工等を実施して土石流による災害防止と荒廃溪流の整備を進める。市の4支所には土砂災害の危険予防を図るため県により雨量計が設置されている。

(4) 河川管理施設等の災害予防

ア 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

イ 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

ウ 県及び气象台、測候所等と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努める。

エ 水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため予想される危険区域を消防団その他関係団体及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。

(5) 住宅密集地等の雨水排水整備計画

排水整備計画の推進と公共下水道事業の整備を図り、浸水等による災害を防止する。

(6) 農業用かんがい用排水施設の整備

ため池の老朽化、宅地の進展等による水路等に起因する災害に備え、ため池、頭首工などの農業用施設の整備を図る。

2 高潮、波浪等災害予防対策

本市は離島であり、海岸線は入り組んでいる。さらには台風の経路として常に高潮、波浪等災害の危険にさらされており、海岸保全事業の推進は防災上重要な課題である。本市における海岸保全区域については、資料7-2・7-3参照のこと。

(1) 潮位観測体制の確立

高潮・波浪等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導等の措置、農作物の災害予防事前措置及び船舶等の避難措置が適切に講じられるよう、県と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。

(2) 防災施設の未整備地区に対する措置

防潮堤等、海岸、港湾、漁港施設の整備を促進するとともに、高潮・波浪等の注意報、警報が発表された場合は、巡回、潮位観測等の警戒体制をとる。

3 土砂災害予防対策

(1) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については、各支所及び関係機関と協力し重点的に観察指導を行う。

関係機関名	連絡先	電話番号
壱岐振興局	振興局長	47-1111
壱岐警察署	署長	47-0110
壱岐消防署	署長	45-3037
壱岐市郷ノ浦支所	支所長	48-1111
壱岐市勝本支所	支所長	42-1111
壱岐市芦辺支所	支所長	45-1111
壱岐市石田支所	支所長	44-6111
郷ノ浦郵便局	郵便局長	47-0331

(2) 所有者等に対する防災措置の指導

被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。

また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

崩壊危険区域の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、指定区域と併せて、その周辺部についても総合的防災の見地に立ち、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の指定区域と併せて、地域住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制について指導する。

(4) 雨量観測体制の整備

「長崎県河川砂防情報システム」を活用し、早期に適切な措置がとれるよう雨量観測体制の整備を推進する。

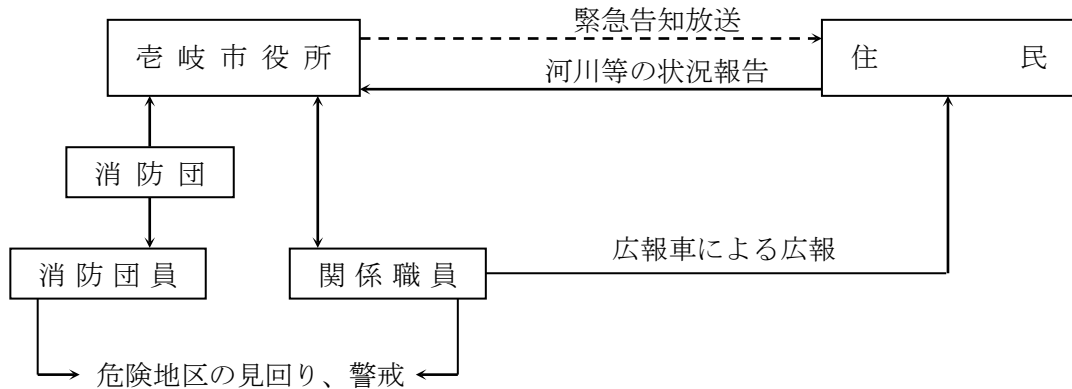
(5) 土砂災害に関する避難体制の整備

関係住民に対する避難方法、避難場所等の警戒避難体制についての整備を図る。特に危険地区内にある要配慮者関連施設に対する避難体制に配慮する。また、土砂災害警戒区域（県が指定する土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域）として指定された区域

における警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難その他必要な警戒避難体制に関する事項について、定めるものとする。

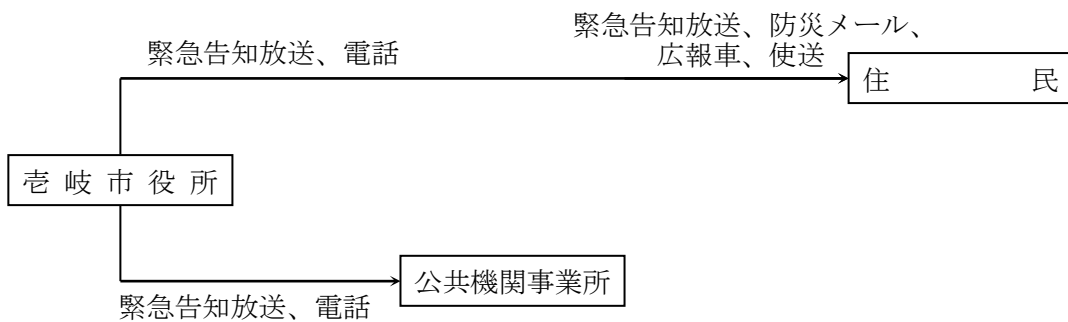
気象台が発表する予警報及び避難勧告発令時の連絡系統等は次のとおりである。

ア 警報を発表したとき（警戒体制）



イ 避難勧告を発表したとき（避難体制）

(7) 住民への連絡系統及び方法



(イ) 消防団の名称及び管轄区域

① 郷ノ浦地区

(H31.4.1現在)

分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に対する人口
地区本部	郷ノ浦町全域	22 (7)	9,844	447.45
起動分団	郷ノ浦町全域	42	9,844	234.38
第1分団	武生水地区	36	4,531	125.86
第2分団	渡良地区	36	1,275	35.42
第3分団	柳田地区	23	827	35.96
第4分団	沼津地区	24	906	37.75
第5分団	志原地区	24	935	39.00
第6分団	初山地区	35	1,066	30.46

第7分団	三島地区	53 (25)	304	5.74
------	------	---------	-----	------

() 内は女性団員

② 勝本地区

(H31.4.1現在)

分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に 対する人口
地区本部	勝本町全域	15	5,432	362.13
第1分団	勝本浦東部	28	893	31.89
第2分団 機 動 隊	勝本町全域	15	5,432	362.13
第3分団	勝本浦西部	22	1,090	49.55
第4分団	東、新城地区	25	855	34.20
第5分団	仲、西戸、大久保、坂本地区	34	1,071	31.50
第6分団	立石、湯ノ本、湯ノ浦、本宮南	42	951	22.64
第7分団	百合畑、布気、上場、本宮(仲、東、西)	26	572	22.00

③ 芦辺地区

(H31.4.1現在)

分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に 対する人口
地区本部	芦辺町全域	4	7,143	1,785.75
第1分団	芦辺浦地区全域及び諸吉の一部 (大石、吉ヶ久保)	34	846	24.88
第2分団 機 動 隊	八幡浦地区全域及び棚江の一部 (外海外原線、真竹外海線以東)	28	903	32.25
第3分団	諸吉地区一円 (大石、緑ヶ丘、吉ヶ久保、棚江の一部を除く)	38	941	24.76
第4分団	深江地区全域	28	539	19.25
第5分団	中野郷地区全域 (緑ヶ丘を除く)	23	461	20.04
第6分団	芦辺町湯岳地区全域	21 (4)	249	11.86
第7分団	住吉地区全域	14	268	19.14
第8分団	国分地区全域	21	407	19.38
第9分団	瀬戸浦地区	26	615	23.65
第10分団	瀬戸浦地区	39	634	16.28
第11分団	箱崎地区全域	40	1,280	32.00

④ 石田地区

(H31.4.1現在)

分団	管轄区域	団員数	人口	団員1名に対する人口
地区本部	石田町全域	12	4,218	351.50
第1分団	印通寺浦地区(君ヶ浦西、君ヶ浦東、田ノ中)	28	585	20.89
第2分団	印通寺浦地区(本町、祝町)	20	640	32.00
第3分団	石田、筒城地区全域	28	1,696	60.57
第4分団	山崎地区全域	25(10)	138	5.52
第5分団	池田地区全域	26	542	20.85
第6分団	久喜、湯岳地区全域	28	617	22.04

4 風害予防対策

強風による被害は、そのほとんどが台風によるものであり、毎年のように農林水産施設をはじめ住宅等がその被害に脅かされている。そのため市では、防災林の整備等を推進し、海岸からの飛砂、潮風、強風等による被害から人家、農地等を保護するため、防潮工・防風工・植栽工等を実施する。

5 農林水産業災害予防対策

本市の農林水産業は、絶えず風水害等による被害の危険性にさらされており、中でも台風期には農業施設を主として多額の損害を受けている。

(1) 農地、農業施設の災害の防止

ア 洪水、土砂災害、浸水等に対して、農地、農業施設等を防衛するため、防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

イ 既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、整備を推進する。

(3) 農業気象対策の推進

農業気象業務については、県、農業団体等と密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し緊急告知放送、広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

(4) 病虫害防除対策

ア 農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。

イ 防除器具の整備、充実を図り、常時防除器具を点検整備し、適切な防除の推進に努める。

(5) 経営技術の確立

稲作、園芸、畜産等について講習会、研修会等を開催し、防災経営技術の確立を図る。

(6) 林業対策

山林については、森林組合の協力により雪害対策、防災等の整備を図り、管理に当たる。

(7) 水産業関係

ア 水産気象対策の推進

台風等の気象情報を迅速に把握するとともに、漁業協同組合等関係団体に気象情報を伝達し、各船舶及び沿岸漁民に周知させ非常配備の体制を推進する。

イ 水産施設に対する防災対策

各漁港施設等の管理者に対し、気象情報を伝達するとともに各施設の管理体制の強化を図る。

ウ 養殖施設等に対する対策

浅海養殖施設等の撤去及び移動については、技術的には困難であるが、台風等の気象情報により漁協組合員に周知し、一部の水族、定置網等の移動をさせ、被害を最小限に防止する。

第2節 建築物等の予防対策

〔建設部・消防部・教育部〕

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

1 公共施設及び防災基幹施設の堅牢化・安全化

(1) 公共施設等の堅牢化・安全化

市は、庁舎、学校、公民館、公共住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

(2) 重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難所として利用されることが多い。このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。

なお、防災拠点施設として、特に次のとおり指定する

施設名	所在地	電話番号
壱岐市郷ノ浦庁舎	壱岐市郷ノ浦町本村触562番地	48-1111
壱岐市勝本庁舎	壱岐市勝本町西戸触182番地5	42-1111
壱岐市芦辺庁舎	壱岐市芦辺町芦辺浦562番地	45-1111
壱岐市石田庁舎	壱岐市石田町石田西触1290番地	44-6111
壱岐市消防本部・消防署	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2	45-3037
壱岐空港ターミナルビル	壱岐市石田町筒城東触1724番地	44-6177
郷ノ浦港ターミナルビル	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦281-6	47-0003
芦辺港ターミナルビル	壱岐市芦辺町箱崎中山触2575番地23	45-3011
印通寺港ターミナルビル	壱岐市石田町印通寺浦196	44-5015

2 一般建築物の堅牢化・安全化

(1) 住民等への意識啓発

市は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。また、各種融資制度等を活用し、促進を図る。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

イ かけ地近接等危険住宅の移転の啓発

かけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

ウ 建築物の密集地帯における防災対策

住宅等建築物の密集地帯は、火災の拡大による大火災が予想されるので、消火、避難所の整備、不燃材料の使用促進、自主防災組織の育成等、防災上の指導が必要である。

(2) 特殊建築物等の安全化

ア 特殊建築物の定期報告

旅館・ホテル、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

イ 特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

ウ 文化財の保全診断を定期的実施するとともに、毎年1月26日を文化財防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図る。

エ 防火対象物の状況

市内の防火対象物は、資料7-8のとおりである。

3 避難所及び要配慮者への配慮

市及び施設管理者は、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者の入所する社会福祉施設、医療施設等について、浸水経路や浸水形態を把握し、風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、一時避難が可能となるよう配慮する（2階建て以上の施設とする等）。

第3節 ライフライン施設等の予防対策

[建設部]

上下水道、ガス、電気、通信等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 水道施設の予防対策

- (1) 老朽化した送配水管の取り替え・付け替え、継手の防護等、送配水施設の整備を図るとともに、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 水道施設の防災対策を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (3) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともにその調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

2 下水道施設の予防対策

下水道は、現在整備が進められている。今後の事業推進に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 下水道施設が排水不能となった場合であっても、その復旧が可能な下水道施設の整備を図る。
- (2) 雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて対策を講ずる。

第4節 職員の配備体制

[総務部・消防部]

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、市は防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間外の突発的な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、警備員等による24時間体制で対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等の備蓄等を推進する。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習

熟できるよう、重点的に研修しておく。

- ア 動員配備・参集方法
- イ 本部の設営方法
- ウ 告知放送ほか各種機器の操作方法等

3 情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、市と防災関係機関相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市は防災関係機関と連携し、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

4 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 日ごろから情報交換を積極的に行う。

市は防災関係機関（資料1-1参照）と連携し、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市は防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

5 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

(1) 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。（第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」参照）

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日ごろから情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

6 広域応援体制の整備

市は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ、全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

第5節 情報通信連絡網の整備

[総務部]

大規模な災害に備え、市は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものである。

このため、市は県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

また、風水害による被害により市の中核機能に影響を及ぼす事態に備え、市と県、国、その他防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び連絡体制の明確化に努める。

さらに、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、告知放送、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

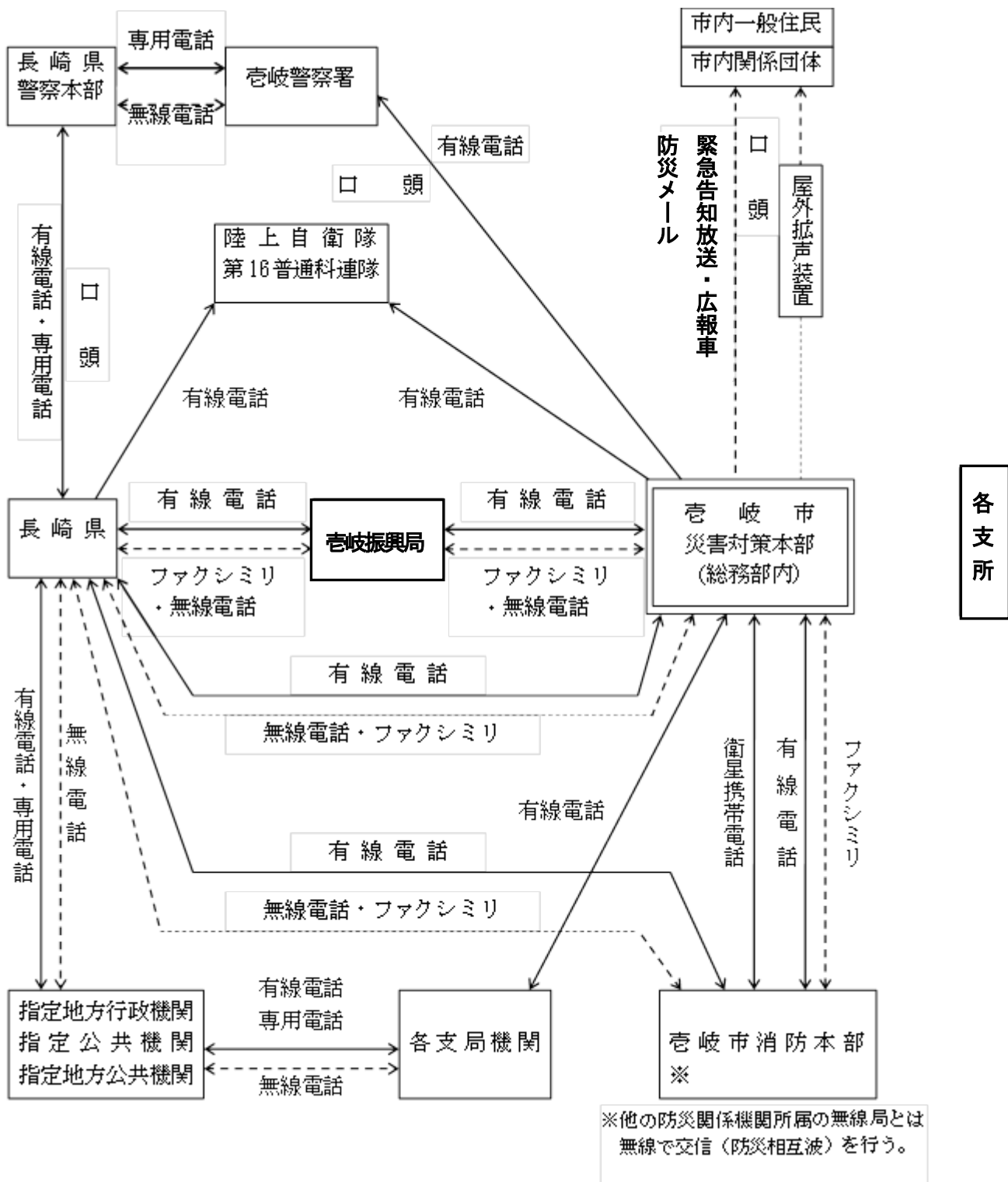
1 告知放送システムの整備拡充

- (1) 大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、告知放送システム等の整備拡充に努める。
- (2) 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 市は、避難勧告又は避難指示を行う際に、国又は県に助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく。
- (2) 市は、関係機関相互の応援のための情報共有が円滑に行えるよう、救援活動の拠点の確保及び関係機関との情報共有方法の整備に努める。

災害通信利用系統図



第6節 相互応援体制の整備

〔総務部・消防部〕

離島であり地理的な状況を考慮し、大規模な災害時は、市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実も含めた体制を図る。

1 近隣の相互応援協定の締結等

近隣市町間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とするものである。

(1) 連絡体制の確保

ア 災害時における連絡担当部局の選定

イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

ア 主な応援要請事項の選定

イ 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

2 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結各機関間との平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。

3 長崎県広域消防相互応援協定

県内の消防本部が相互に応援する場合の計画を整備しておく。

4 緊急消防援助隊

大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、ただちに緊急消防援助隊の応援要請を行うこと及び受援体制についても整備しておく。

第7節 消防体制の整備

〔総務部・消防部・消防団〕

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織及び消防力の整備状況

消防組織は、壱岐市消防本部と壱岐市消防団により構成されており、その整備状況は資料1-5のとおりである。

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、消防本部と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする各種防災活動において重要な役割を果たしている。近年の消防団は、団員の入団減少による定数確保に苦慮しながらも、地域防災のため訓練に励み邁進している。高齢化等の問題を抱えているが、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

市は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(イ) 消防団への入団促進

消防団への入団者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への入団を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 住民への火災予防・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する火災予防の指導消防本部・署は、一般家庭内における出火火災を防止す

るため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具及び住宅用火災警報器等の普及推進・出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所への火災予防・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

消防本部は、消防用設備等の維持管理と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における、初動体制の要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火活動が確立できるように努める。

4 消防用水利の活用、装備、資機材の整備

(1) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池、公共施設の貯水槽等の活用による消防水利の多様化を図る。

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

5 通信手段・運用体制の整備

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急業務及び消防団との無線通信網として構築するため消防・救急デジタル無線システムを整備している。

ア 消防・救急無線について

計画的に無線設備の更新整備を行うほか固定局、移動局ともに新たに増設された活動波（消防・救急）及び共通波（統制波・主運用波）により大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の運用機能の強化を図る。

イ 消防団への無線配備

島内全ての消防団車両（32分団59台）に移動局無線（携帯）及び特小型署活系移動局を配備したことにより、消防団員への指揮命令系統の一元化、安全並びに円滑な現場活動の実施、常備消防と非常備消防の通信体制の構築を図る。

その整備状況は次のとおりである。

消防通信手段の整備状況

火災報知専用電話回線	21
------------	----

種別 設置箇所	消防救急デジタル無線局				消防救急アナログ無線局	
	基地局 固定局	卓上型 移動局	車載型 移動局	携帯型 移動局	署活系 移動局	特小型署活系 移動局
彦岐市消防本部	6	8※	18	20	27	
彦岐市消防団				75		235

※消防本部4 各支所4

(2) 通信・運用体制の整備

- (ア) 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- (イ) 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- (ウ) 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第8節 医療救護体制の整備

[保健環境部・消防部]

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、市は関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

1 初期医療体制の整備

市は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 医療救護所の設置箇所（資料5-2）を定め、住民に周知を図る。
- (2) 医療救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。
- (4) 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

2 医薬品、医療資機材の整備

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から市内の医療機関、避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等を備蓄しておく。

3 医療体制等の整備

市は、消防本部・署、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。なお、救急医療施設については、資料5-1を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

4 災害拠点病院との連携

重篤患者など市医療救護班及び市内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている災害拠点病院（資料5-1）との連携体制を整える。

- (1) 地域災害医療センター
 - ア 被災地からの一時的な重症傷病者の受入れ
 - イ 傷病者の広域搬送
 - ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣

エ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能

(2) 基幹災害医療センター

ア 地域災害医療センターをさらに強化した機能

イ 要員の訓練、研修機能

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した緊急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を図る。

第9節 緊急輸送活動対策

[総務部・建設部]

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

1 緊急輸送ネットワークの確保

(1) 緊急輸送ネットワーク計画の策定

市は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる輸送施設（道路・港湾・ヘリポート等）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送ネットワーク計画の策定を行うとともに、当該施設の防災対策の計画を定め整備を図る。

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。また、広域農道等についても食料等の緊急輸送道路として確保できるよう整備及び管理に努める。

(3) 港湾施設の整備

人員・緊急物資・復旧用資材等の輸送の機能を確保するために、耐震岸壁を整備し、発災後は海路による救援活動を積極的に行えるように整備の促進を図る。

(4) ヘリポートの指定及び整備

ア 市は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめヘリポートについて、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する。（資料4-1参照）

イ ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、住民等に対する周知徹底を図るとともに、ヘリポートの整備を行う。

2 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。（資料4-2参照）

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を

受ける。

(3) 関係機関との連携

緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて(社)長崎県トラック協会等と協定を締結する。(資料4-3参照)

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者がとるべき措置について、警察機関に協力して以下の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合には、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

第10節 避難収容対策

〔市民部・建設部〕

市は、住民の人命の安全を第一に、避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に支援者を決めておくなどの支援体制の整備に努める。

また、防災計画の中に、避難誘導やこれら対策に関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について防災計画に定めておく。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市長は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。

整備後は、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直しを行う。

また、避難を要する住民等に対し、確実な避難情報伝達手段を確保する。

なお、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

2 避難所の定義と基本的な考え方

避難所の種類、機能については、以下の区分のとおりとする。

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

区分		考え方
指定緊急避難場所	拠点避難場所	大規模災害から避難者の生命を保護するための、比較的郊外にある必要な面積を有する公園、グラウンド、公共空地等で、各防災関係機関の救援活動拠点としても活用できる場所をいう。
	緊急避難場所	災害の発生又はおそれがある場合に危険を回避するため、避難者が緊急的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保されるよう、一定規模のスペースをもつ公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等の場所をいう。
指定避難所	避難所	災害時に避難者を一時的に収容し保護する学校、公民館など既存建築物等の施設をいう。
	福祉避難所	避難生活において特別な配慮を必要とする要配慮者等を収容し保護するための市、県、老岐市市社会福祉協議会が有する施設をいう。 (一般の避難所に設置する福祉避難室を含む。)
	福祉避難所	避難生活においてより特別な配慮を必要とする要配慮者等を収容し保護するための高齢者福祉施設、障害者福祉施設等をいう。
	避難路	緊急避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該緊急避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。

3 指定緊急避難場所の指定

市は、施設等の管理者の同意を得たうえで、次の基準に適合する施設又は場所を、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫の異常な現象ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

<指定緊急避難場所の指定基準>

①地震以外の異常な現象を対象とする指定基準

【管理条件】災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

【立地条件】異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

【構造条件】

指定緊急避難場所が安全区域外に立地する場合には、異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

②地震を対象とする指定基準

①の管理条件に加えて、当該施設が地震に対して安全な構造であること、又は場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

なお、指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければ

ならない。

また、市は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消すものとする。この場合、市は、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

4 拠点避難場所

拠点避難場所は、指定緊急避難場所の指定基準に加え、次の条件を満たすものであること。

ア 面積は概ね3ha以上であること。

イ 備蓄倉庫、夜間照明等の災害対応機能を有すること。

ウ 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点としても活用できること。

5 緊急避難場所

緊急避難場所は、指定緊急避難場所の指定基準を満たす一定規模のスペースを有する公園、学校のグラウンド等の場所とする。

6 指定避難所の指定

市は、施設の管理者の同意を得た上で、次の基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

<指定避難所の指定>

【規模条件】被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

※被災者等の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受入が見込まれる被災者等の数に対し、十分な面積を有すること（1人当たり概ね2㎡以上を確保する。）。

民家等は望ましくない。

【構造条件】速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

※事務所等のスペースは、被災者等の受入れに当たって、備品等を整理する必要があることから、迅速な受入れの観点から望ましくない。

【立地条件】想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

【交通条件】車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

※避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうること。

【福祉避難所関係】

専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

市は、指定避難所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

なお、指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

また、市は、当該指定避難所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消す。この場合、市は、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

7 指定避難所の機能の強化

市は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

ア 必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

イ 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

ウ テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

エ 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

オ 飲料水の給水体制の整備

カ 支援者等の駐車スペースの確保

8 避難情報に応じた避難所の開設

避難勧告等が発令されていない地域において、住民が自主的に避難する場合は、1次避難所である公民館等を用いる。

9 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知対策

市は、指定緊急避難場所又は指定避難所となる施設等の周知を図り、住民の適切な避難行動に

つなげるため、指定緊急避難場所及び指定避難所に表示看板を設置する。

表示看板には、災害状況に応じた指定緊急避難場所又は指定避難所利用の適合又は不適合に関する表記・外国語表記・標高表記等を行う。

10 避難路及び誘導體制

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所に通じる避難路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

また、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

- ア 避難行動要支援者の実態把握
- イ 避難路の整備及び選定
- ウ 避難所の受入環境
- エ 避難誘導責任者及び援助者の選定
- オ 外国人や旅行者等土地不案内者への避難所・避難路等の周知対策及び情報伝達体制の整備
- カ 夜間及び休日等における避難誘導體制の整備

11 避難所の管理運営

- ア 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- ウ 避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- エ 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておく。（第2章第21節「避難所の開設・運営」及び資料6-4参照）

12 避難所の設備及び資機材の配備

避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

- ア 通信機材
- イ 放送設備
- ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）
- エ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- オ 給水用機材
- カ 救護所及び医療資機材
- キ 物資の集積所
- ク 仮設の小屋又はテント
- ケ 防疫用資機材

- コ 工具類
- サ 仮設のシャワー又はフロ
- シ 冷・暖房器具
- ス クッション材等
- セ 仮設のトイレ

13 避難生活上必要となる基本的事項

(1) 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報を、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報提供システムを整備する。

(2) 高齢者、障害者、児童、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等、避難所生活について十分配慮する。

このため、避難所において、保健師等による巡回健康相談を実施できるよう体制を整備し、要配慮者に配慮した福祉避難所の設置など、多様な避難所の確保に努める。

14 避難に関する広報

指定避難場所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難施設、避難路等を記載した地図を作成し、住民への配布等を積極的に行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、告知放送システム等の整備を推進する。

15 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅に関し、公有地等建設可能な用地の把握に努め、災害が起きたときは状況に応じて対応する。(資料6-3参照)

第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

[市民部・建設部]

災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、防災資機材等の整備を推進する。

1 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、市は、緊急に必要な物資の備蓄場所を確保し、計画的に備蓄しておく。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。
- (3) 住民及び自主防災組織に対し、以下のことを啓発・指導する。
 - ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
 - イ 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

2 飲料水等の確保

- (1) あらかじめ、非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておくとともに、飲料水の確保を行う。
- (2) 非常災害時における応急給水対策は、医療機関や社会福祉施設・避難行動要支援者関連施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。
- (3) 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について以下のことを啓発・指導する。
 - ア 住民における貯水
 - (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
 - (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。
 - イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

- (ウ) 応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。
- (5) 取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保をはかるために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。
- (6) 日ごろから、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、県及び他市町村と相互応援体制の整備に努める。

3 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 市は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 市は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

4 防疫対策

- (1) 防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。
- (2) 防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

5 し尿処理対策

- (1) 必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。
- (2) 日ごろから、し尿処理施設の安全性の確保及びし尿収集車等の点検整備に努める。

防災行動力の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、避難行動要支援者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

なお、訓練にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第12節 防災訓練の実施

[総務部・消防部]

災害発生時に、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、県、関係機関及び住民等と連携を図りながら、図上又は現地において計画的継続的に防災訓練を実施する。

1 訓練の実施及び参加

- (1) 市長は、法令及び防災計画の定めるところにより、実施地域を指定し、県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練は、市及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。

2 訓練の種類及び内容の整備

突発的災害の発生に備え、庁内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施するとともに、次のように実動、図上訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

(1) 総合防災訓練

市は、2年に1回、総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、かつ実践的な訓練内容となるよう努める。

- ア 非常無線通信訓練
- イ 消防団の水防工法訓練
- ウ 日赤奉仕団の炊き出し訓練

- エ 避難訓練
- オ 救出訓練
- カ 救護訓練
- キ その他

(2) 水防訓練

水防訓練は、次により、訓練実施要領を定め実施する。

ア 訓練項目

- (ア) 観測訓練（水位、雨量等）
- (イ) 通報訓練（電話、無線伝達）
- (ウ) 避難訓練（危険区域居住者の避難）
- (エ) その他必要な訓練

イ 訓練実施時期

訓練の実施は、おおむね年1回とし、降雨期前を目途とし、予備日の指定を考慮する。

ウ 訓練実施場所

訓練の実施は、訓練効果の著しい場所で行う。

(3) 消防訓練

消防機関の出動（操法、放水等を含む。）、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主とし、建物火災防御、林野火災防御等を年1回時期を選定して実施する。

(4) 避難訓練

ア 水防訓練及び消防訓練等を併せた訓練とし、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練を実施する。

イ 市長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を年1回実施する。

ウ 教育委員会及び小中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。

エ 市は、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設、病院、娯楽施設等多数の者が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難訓練の実施について指導協力する。

(5) 通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう平常時通信から災害通信への迅速かつ確かな切り換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

(6) 非常招集訓練

突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施する。

3 訓練の方法の検討

市は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又は合同で最も効果的な方法で行う。

4 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第13節 防災知識の普及

〔総務部・教育部・市民部・消防部〕

所属職員に対しマニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、住民に対しても「自らの身は自らで守る」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及・啓発に努める。

住民は、食糧、飲料水等の備蓄など、平時より災害に対して心がけるとともに、発災時には、自らの命を守る行動がとれるようにしておくことが重要である。

なお、防災知識の普及にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

1 職員に対する教育

職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 壱岐市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度市所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部（所、局）等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

2 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。

(2) 中学校の生徒を対象に、応急救護の実践的スキル修得の指導を行う。

3 住民に対する防災知識の普及

市は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。また、毎年防災の日（9月1日）を中心とした防災週間中（8月30日～9月5日）には広く住民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 彦根市地域防災計画の概要
- (イ) 気象災害に関する一般的知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急救護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (ケ) 気象警報発表時や避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令時にとるべき行動
- (コ) 緊急避難場所や避難所での行動

イ 啓発の方法

- (ア) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 映画、DVDの利用
- (ウ) 広報車緊急告知放送の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、女性団体、PTA、芸術文化・スポーツ振興団体、ボランティア活動団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 企業への啓発

市は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。また、企業自らも

防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

4 要配慮者への対応

防災知識等の普及に当たっては、外国人、高齢者、障害者等要配慮者に対して、次の項目について実施に努める。

- (1) 外国語パンフレット等の作成・配布
- (2) 障害者、高齢者の災害常備品等の点検
- (3) 介護者の役割の確認
- (4) 避難訓練等への積極的な参加の呼びかけ

5 インターネットを活用した情報の収集と防災知識の普及

高度情報化時代に伴い、雨量情報等を早期に把握し、適切な措置がとれるよう情報通信システムを活用する。

長崎県が整備した「河川砂防情報システム」を住民に広く普及させ、雨量情報をはじめ、台風の進路、雲の動き等の気象情報の収集、また防災上の知識等の普及のため、活用の推進を図る。

第14節 自主防災組織等の育成

[総務部・消防部]

大規模災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、消防団、地域住民、事業所等の災害時における迅速かつ確かな行動が重要である。このため、市は、地域住民（自治会・公民館）、事業所等による自主防災組織等の育成・指導に努める。

1 消防団の活動

消防団は、消防本部・署と並んで地域社会における消防防災の中核として、防災活動において重要な役割を持っている。その活動として、平常時においては、それぞれの地域において、消防・水防訓練を行うとともに、地域住民に対しては防災に関する指導・広報を行い、災害を未然に防ぐための特別警戒等の活動を行う。

2 自主防災組織の育成・指導

(1) 自治会等を中心とする自主防災組織の育成を推進する。

ア 全市的に設置を推進するが、特に「木造家屋の集中している地区」「消防活動が困難な地区」等被災危険の高い地区に重点をおいて設置の促進を図る。

イ 既存の行政区を単位とし、コミュニティ組織の一環としての自主防災組織の設置を図るとともに、民間自衛消防組織と一体となった活動ができる体制づくりを促進する。

(2) 県と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会、防災訓練等を開催し、地域における自主防災活動の推進及び防災資機材の使用方法等について指導を行う。また、自主防災組織育成助成事業の活用を図る。

3 自主防災組織の活動

市及び消防本部は、自主防災組織と協力し、「自らの地域は皆で守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動が実施できるよう指導する。

(1) 平常時

ア 防災に関する知識の普及

イ 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解

ウ 家庭内の防災に関する話し合い

エ 各地域における避難地、避難路の確認

オ 石油ストーブ、ガス器具等の耐震自動消火等火災予防措置の実施

カ 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止

キ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策

ク 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄

ケ 最寄りの医療救護施設の確認

コ 防災訓練への参加

(2) 災害発生時

ア 災害情報の正確な把握

イ 飲料水、食料、燃料他非常持出品の準備

ウ 火災予防措置及び初期消火の実施

エ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護

オ 初期の救出、救助

カ 災害時要援護者への配慮

キ 適切な避難

ク 給食・救援物資の配布及び市が実施する給水・救護物資配布活動への協力

ケ 自力による生活手段の確保

4 事業所等の自主防災活動

市及び消防本部は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて指導する。

(1) 防災訓練

(2) 従業員等の防災教育

(3) 情報の収集・伝達体制の確立

(4) 火災その他災害予防対策

(5) 避難対策の確立

(6) 応急救護

(7) 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保

第15節 避難行動要支援者の安全確保

〔市民部〕

【趣旨】

避難行動要支援者は、風水害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくり等整備する必要があり、本節において、その基本的な指針と方策を示し、災害に強いまちづくりの基盤整備を図る。

【対策】

高齢者、障害者等の避難行動要支援者は、風水害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、これら要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

市は、平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備する。

(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者施設の把握

市は、高齢者、障害者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の風水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称と所在地を把握する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

① 市は、本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努める。

② 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

③ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要

件に該当する者とする。

(a) 要介護認定を受けている者
(b) 身体障害者手帳（肢体（下肢・体幹）1～3級、視覚（視力）・聴覚1～3級）を所持する身体障害者
(c) 療育手帳Aを所持する知的障害者
(d) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
(e) 難病患者・発達障害者などで特に避難支援が必要と認められる者
(f) 病気やケガなどで特に避難支援が必要と認められる者
(g) 上記以外の者で市又は避難支援等関係者が避難支援の必要性を認めた者
(h) 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望し市が認めた者

④ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (a) 氏名
- (b) 生年月日
- (c) 性別
- (d) 住所又は居所
- (e) 電話番号その他の連絡先
- (f) 避難支援等を必要とする事由
- (g) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

⑤ 市は**避難行動要支援者名簿**を作成するにあたり、市の関係部局で把握している**避難行動要支援者**に該当する者の情報を集約するように努める。

その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他の関係機関に対して、情報提供を求めることとする。

⑥ 市は、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

⑦ 市は、避難行動要支援者名簿について、適正な情報管理を行う。

⑧ 市は、災害による停電等を考慮し、避難行動要支援者名簿の電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管する。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

① 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。

ただし、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

② 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。

この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

③ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

(a) 県警察
(b) 民生委員法に定める壱岐市の民生委員・児童委員
(c) 消防
(d) 壱岐市自治会協議会の自治会
(e) 壱岐市社会福祉協議会
(f) 壱岐市消防団
(g) 壱岐市自主防災組織認定要綱に基づき市が認定した自主防災組織
(h) 壱岐市内の地域包括支援センター

④ 避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・ 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報 の適正な管理に関する確認書を市に提出すること
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること
- ・ 避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること

(4) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を得る際に、避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める。

また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め計画を作ることが適切であること等の周知を行う。

(5) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(6) 情報伝達体制の確立

市は、要配慮者及び要配慮者施設へ、電話、ファクシミリ、防災行政無線等を活用して災害情報を伝達する体制を整備するとともに、要配慮者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図る。また、避難行動要支援者宅及び避難行動要支援者施設への告知放送システムと連動した防災ラジオの整備を図る。

なお、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの構築に努める。

(7) 避難行動要支援者の全体計画等の策定

市及び消防機関等は、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

なお、特に避難行動要支援者の個別計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

(8) 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難により、被害が最小限となるよう、講習会の開催、パンフレット・広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。

また、市は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障害者の居宅状況に接することができる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図る。

(2) 組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全確保に万全を期す。

ア 防災点検及び防災資材の配備

施設の耐久性・耐火性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

(3) 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができない恐れがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努める。

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ市内を始めとした同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努めるとともに、締結した協定の内容を市に連絡する。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図る。

(5) 市、県の支援

市及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進する。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。なお、市は、保育所、児童館について、他の施設等からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう相互応援体制の整備・充実に努めるとともに、施設の特性に応じた大規模災害時における被災者支援に努める。

3 土砂災害危険区域等における避難誘導対策

土砂災害危険区域等における避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や民生委員等福祉関係者との連携強化に努め、地域住民、自主防災組織、警察署等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

このため、土砂災害ハザードマップを整備する際に、高齢者などの要配慮者にも判りやすい情報提供に努めるとともに、視覚障害、聴覚障害など障害のある人々に対して的確な情報伝達方法を検討し、避難誘導対策の徹底を図る。なお、避難行動要支援者の実態把握にあたっては、プライバシーに十分配慮するとともに、地域における避難行動要支援者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

4 避難所の要配慮者対策

公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受け入れが可能となるよう、その体制の整備を進めておく。

5 外国人対策

(1) 災害発生時に、言語が不自由な外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

ア 外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布することにより、避難場所・避難路等の周知に努める。

イ 避難場所までの案内板等に外国語を併記するように努める。

ウ 地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努める。

(2) 日本赤十字本社を通して、外国から照会のある在日外国人の安否調査について、関係各機関との連絡や、外国語通訳ボランティアの協力を得て所在・安否の確認を行い、調査依頼先に回答する。

6 観光客・旅行者等対策

市・県・防災関係者及び観光施設等の管理者は、観光地を抱える市の特性を考慮し、地理不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する。

(1) 市は、避難所等の表示板が、観光客・旅行者にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。

(2) 旅館・ホテル・民宿等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなど宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう平素から食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるものとする。

(3) 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

7 防災教育・訓練の充実

(1) 個々の避難行動要支援者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(2) 避難行動要支援者の支援活動の中心となるヘルパー等の福祉活動に従事する者や、近隣の地域住民、ボランティア組織、自治会等地域組織の育成に努める。

第16節 ボランティアの受入れ

〔市民部〕

大規模災害発生時において、自発的に応援活動を行うボランティアの存在が発災直後から復旧過程において非常に大きな役割を果たすことになるため、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるように支援するとともに、ボランティアの育成に努める。

1 ボランティアの役割の周知

ボランティアは、自らの意思により、無償でさまざまな活動を行うものであり、市としては、災害時にはボランティアの意思を尊重し、市の被災状況などの情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、応急活動等がすべての人たちの協力により円滑に行われるよう努める。

ボランティアに期待される主な役割は、次のとおりである。

(1) 生活支援に関する業務

- ア 避難所での支援
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資等の仕分け、輸送
- エ 高齢者、障害者等の介護補助
- オ 清掃活動
- カ その他被災地での軽作業

(2) 専門的な知識を要する業務

- ア 救護所等での医療、看護
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 外国人のための通訳
- エ 被災者へのメンタルヘルスケア
- オ 高齢者、障害者等への介護
- カ アマチュア無線等を活用した情報通信手段
- キ 公共土木施設の調査等
- ク その他専門的な技術、知識が必要な業務

2 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- (1) 市は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

- (2) 「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成9年3月）」を活用し、災害時におけるボランティア活動のため、次のような整備を推進する。
- ア 災害時のボランティアの窓口となるセクション（ボランティアセンター）の整備
 - イ ボランティア団体間のネットワークの確立
 - ウ コーディネーターの養成
 - エ 医療・看護等専門分野のボランティアの登録等
- (3) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、市社会福祉協議会は県と協力して次のような支援を行っていく。
- ア 災害ボランティアに関する受け付けやコーディネート
 - イ 情報の収集・提供
 - ウ ボランティア活動支援資金の募金
 - エ 行政機関との連絡調整 等

第17節 災害復旧・復興への備え

[総務部・市民部]

1 各種データの整備保全

市は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

2 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進める。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていく。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第1節 応急活動体制の確立

[全部署]

市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 防災組織体制の確立

(1) 災害警戒本部の設置

風水害等の発災時には、初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりとその後の防災対策の成否を左右することとなるが、災害時の情報の混乱等から防災機関の立ち上がりが遅れがちになる場合がある。特にこのことは、休日、夜間の災害発生に際し問題となる。

そのため、市長は、災害、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、部長等による災害警戒本部を本庁、支所に設置し、初動体制に万全を期するものである。

ア 災害警戒本部の構成

災害警戒本部（本庁）の構成は、次のとおりである。

- (ア) 本部長 総務部長
- (イ) 副本部長 企画振興部長、農林水産部長、建設部長、市民部長、保健環境部長
- (ウ) 本部要員 総務部、企画振興部、農林水産部、建設部、市民部、保健環境部、教育委員会
の職員

災害警戒本部（支所）の構成は次のとおりとする。

- (ア) 支所本部長 支所長
- (イ) 支所副本部長 支所長補佐
- (ウ) 支所本部要員 市民生活班及び支所配置指示職員

イ 災害警戒本部の警戒体制

- (ア) 本部要員は、別途定めた職員とし、指示した場所において警戒任務に当たる（支所も同様とする。）。
- (イ) 本部長は、災害警戒本部を設置した時は、各部長等へ連絡し、本部要員に速やかに警戒勤務に服するよう指示するものとする。
- (ウ) 災害警戒本部の設置及び廃止の基準
 - 気象警報等が発表され、市内に災害が発生するおそれがある場合。この他に市長が必要と認めたとときに設置する。
- (エ) 災害警戒本部の解散は、気象警報等が解除され、災害の危険性が解消されたと認めたととき、本部長が解散する。

ウ 災害対策本部への切り替え

災害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めたとときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替える。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、災害対策基本法第23条第1項及び壱岐市災害対策本部条例等（資料1-4参照）の規定により、次のいずれかに該当する場合は、警報並びに災害の状況を見極めたうえ、必要と認めたとときには、災害対策本部を設置する。

また、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進することができる。

ア 設置及び廃止基準

- (ア) 設置基準
 - a 災害が発生し、又は、災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置して応急対策を必要とする場合
 - b 前記aほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合
- (イ) 廃止基準
 - a 災害の発生するおそれが解消したと認めたと場合

b 災害対策活動が完了した場合

イ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、次の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各 部	庁内電話等	総務部長
各 支 部	緊急告知放送又は電話	総務部長
市 民	緊急告知放送	総務部長
県 本 部(県)	県防災行政無線又はF A X	総務部長
地方本部(振興局)	県防災行政無線又はF A X	総務部長

ウ 設置場所

災害対策本部は、災害の程度により本部室を本部長の指定する場所に置く。また、事務の円滑な処理を図るため対策本部に支部を置く。

(3) 現地対策本部の設置

市長は災害対策本部の設置後、災害現場において臨機応変の対応が必要と認めるときは、現地対策本部を設置する。

ア 市長は、災害対策本部会議のメンバーの中から現地対策本部長を指名する。

イ 市長は、現地対策本部員として、市災害対策本部の中から必要人員を派遣する。

ウ 設置及び廃止基準は災害対策本部の例に準ずる。

(4) 災害対策本部の組織

吉岐市災害対策本部組織図

区分		班	班 長	副 班 長	班 員
総務部 (総務部長)	総務対策班	危機管理課長	総務課長	危機管理課・総務課	
	財 政 班	財政課長	管財課長 SDGs 未 来課長 会計課長	財政課・管財 課・会計課	
企画振興部 (企画振興部長)	情報管理班	政策企画課長		政策企画課	
	観光商工班	観光課長	商工振興課 長	観光課・商工振 興課	
市民部 (市民部長)	調 査 班	税務課長	税務課主幹	税務課	
	市民福祉班	市民福祉課長	子ども家庭 課長 保護課長 主幹兼保育 所長 主幹兼老人 ホーム所長	市民福祉課・子 ども家庭課・保 護課・保育所・ 老人ホーム、地 域生活ホーム・ 障害者地域 活動支援セン ター	
保健環境部 (保健環境部長)	環境衛生班	環境衛生課長		環境衛生課、各 環境管理施設	
	健康保健班	保険課長・健 康増進課長	保 險 課 主 幹・健康増 進課主幹	保険課、健康増 進課	
農林水産部 (農林水産部長)	農 林 班	農林課長	農業委員会 事務局長 農林課主幹	農林課・農業委 員会	
	家畜衛生班	家畜診療所長		家畜診療所	
	水 産 班	水産課長		水産課	
建設部 (建設部長)	土木建築班	建設課長	建設課主幹	建設課	
	水 道 班	上下水道課長	上下水道課 主幹	上下水道課	
教育部 (教育次長)	教育総務班	教育総務課長	学校教育課 長 学校給食セ ンター長	教育総務課・学 校教育課・幼稚 園・給食センタ ー	
	社会教育・ 文化財班	社会教育課長		社会教育課文化 ホール・郷土 館	
消防部 (消防長)	消防総務班	総務課長		総務課	
	予 防 班	予防課長		予防課	
	警 防 班	警防課長		警防課	
	消 防 班	消防署長 消防団長		消防署・支署出 張所・市消防団	
議会・監査部 (議会事務局長)	議会・監査班	議会事務局次長	監査委員事 務局長	議会事務局・監 査委員事務局	
郷ノ浦支所 (郷ノ浦支所長)	市民生活班	郷ノ浦支所長 総務課長 市民福祉課長		郷ノ浦支所 総務課・事務所 ・市民福祉課	
勝本支所 (勝本支所長)	市民生活班	勝本支所長 建設課長	建設課主幹	勝本支所・事務 所・建設課	
芦辺支所 (芦辺支所長)	市民生活班	芦辺支所長 環境衛生課長 健康保健課長		芦辺支所・事務 所・環境衛生課 健康保健課	
石田支所 (石田支所長)	市民生活班	石田支所長 農林課長	農林課主幹	石田支所 農林課	

本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長

本 部 員	総務部長
	企画振興部長
	市民部長 兼郷ノ浦支所長
	保健環境部長 兼芦辺支所長
	農林水産部長 兼石田支所長
	建設部長 兼勝本支所長
	教育次長
	消防長
	議会事務局長

(5) 災害対策本部各部の所掌事務

対策部等	班(課等)名	掌 握 事 務
総務 総務部長	総務対策班 危機管理課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置・運営に関する事。 ・原子力災害合同対策協議会に関する事。 ・災害状況の把握及び伝達に関する事。 ・国県に対する報告及び連絡調整に関する事。 ・災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 ・自衛隊等の災害派遣要請に関する事。 ・告知放送システムの運用及びその他の通信の確保に関する事。 ・災害時における職員等の動員、派遣及び応援に関する事。 ・報道機関との連絡調整、被害状況の発表に関する事。 ・災害関係の広報に関する事。 ・緊急輸送に関する事。 ・交通機関との連絡調整に関する事。 ・災害時における交通安全に関する事。 ・臨時ヘリポートの設置に関する事。 ・災害記録、写真に関する事。
	財政班 財政課 管財課 SDGs未来課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・庁舎の応急対策に関する事。
企画振興 企画振興部長	情報管理班 政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・企画振興部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事
	観光商工班 観光課 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の被害調査及び応急対策に関する事。 ・観光客の安全に関する事。 ・必要物資等の確保あっせんに関する事。 ・商工業者の災害金融に関する事。
市民 市民部長	調査班 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営支援に関する事。 ・住家の被害認定調査
	市民福祉班 市民福祉課 子ども家庭課 保護課 保育所 老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・市民部関係の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 ・災害救助法に関する事。 ・罹災証明書等の交付に関する事・義援金の交付、保管及び配布に関する事。 ・安否確認に関する事。 ・避難所の設置、避難者の収容に関する事。 ・食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関する事。 ・福祉施設及び要援護者の被害調査及び応急対策に関する事。 ・保育所入園児の安全対策に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害援助物資の受入れ、供給に関すること。 ・ボランティアの受入れに関すること。 ・生活福祉資金に関すること。
保健環境 保健環境部 長	環境衛生班 環境衛生課 グリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生関連施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・緊急時モニタリングに関すること。
	健康保健班 保険課 健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・保健環境・病院部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・医療施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・医療救護班の編成に関すること。 ・医療救護所の設置に関すること。 ・医薬品、衛生材料の調達に関すること。 ・食品衛生に関すること。 ・被災者の健康調査及びメンタルヘルスに関すること。 ・日本赤十字社との連絡に関すること。 ・応急医療救護に関すること。 ・安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。
農林水産 農林水産部 長	農林班 農林課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・農林関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・農協等の関係機関との連絡調整に関すること。 ・農作物被害の収集及び災害対策に関すること。 ・農林災害金融に関すること。 ・肥料、土壌改良資材、倍土の使用・生産・流通自粛要請等に関すること。 ・農林畜産物の出荷制限に関すること。 ・農作物、飼料作物の作付制限に関すること。 ・家畜、家きん、家きん卵等の移動制限に関すること。 ・家畜飼料の移動及び給与制限に関すること。 ・家畜の避難に関すること。 ・家畜糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関すること。
	家畜衛生班 家畜診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の被害状況調査に関すること。
	水産班 水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・水産関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・漁協等関係機関との連絡調整に関すること。 ・水産物の出荷制限に関すること。 ・漁業災害金融に関すること。
建設 建設部長	土木班・建築班 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・建設部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・応急対策資材の確保に関すること。 ・交通途絶時の迂回路の確保に関すること。 ・応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の設計及び工事監理に関すること。 ・災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 ・応急危険度判定の実施に関すること。
	水道班 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水、生活用水の供給に関すること。 ・水源の取水停止に関すること。 ・飲料水の摂取制限に関すること。
教育 教育次長	教育総務班 教育総務課 学校教育課 学校給食センター 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・学校関係施設の災害時応急利用に関すること。 ・避難所開設の協力に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・園児、児童、生徒の避難及び措置に関すること。 ・り災した園児、児童、生徒の保健指導及びメンタルヘルスに関すること。 ・学校給食に関すること。 ・学用品及び教科書の調達に関すること。
	社会教育・文化財班 社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設、体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・生涯学習施設、体育施設の災害時応急利用に関すること。 ・避難所の運営支援に関すること。 ・文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。
消防 消防長	消防総務班 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・緊急消防援助隊の要請に関すること。 ・通信の確保に関すること。 ・緊急物資、資機材、燃料等の調達に関すること。
	予防班 予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集及び広報活動に関すること。 ・気象予警報の受理伝達に関すること。 ・危険物施設等の応急対策及び安全対策に関すること。
	警防班 警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な対策の推進及び連絡調整に関すること。 ・非常招集に関すること。 ・機械器具等の整備配置に関すること。 ・火災等の原因調査に関すること。 ・火災にかかる事故等の報告に関すること。 ・り災証明に関すること。
	消防班 消防署 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する警戒及び防御に関すること。 ・緊急輸送に関すること。 ・避難、誘導又は被災者の救助に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・交通情報に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。
議会・監査 議会事務局 長	議会・監査班 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会・監査部の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・対策本部との連絡調整に関すること。 ・市議会議員との連絡調整及び状況報告に関すること。

(6) 支所対策部の所掌事務 (○班長)

対策部等	班名	所 掌 事 務
支所 各支所長	市民生活班	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・対策本部の指令の伝達に関すること。 ・対策本部との連絡調整に関すること。 ・職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。 ・避難所の開設に関すること。 ・消防団との連絡調整に関すること。 ・避難所における被災者の保護及び収容に関すること。 ・被災者の支援に関すること。 ・住民の相談に関すること。 ・被災世帯の確認に関すること。 ・住民の安否確認に関すること。 ・管内の農林畜産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・管内の公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること。

2 動員計画

(1) 配備体制

ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため非常配備体制をとる。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備体制をとる。

イ 各部長は、所掌事務に基づき配備計画を定めて、これを部内に徹底しておく。

ウ 非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は次のとおりとし、配備体制の決定は、市長が行う。ただし、市長不在時の場合は副市長がこれを代行する。

非常配備に関する基準

配備区分	配 備 時 期	配備内容	配 備 人 員
災害警戒本部	災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測	災害への警戒、市民への啓発活動体制	防災関係課等の指定された職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制

	されるとき		
災害対策本部 (第1次配備)	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する情報収集体制	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員
災害対策本部 (第2次配備)	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する応急対策を実施する体制	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員
災害対策本部 (第3次配備)	特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備が必要とする場合で本部長が必要と認めるとき	市の全機能をあげて防災活動を実施する体制	全職員
特別配備	被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する体制	本部長が必要と認める人員

(注意) 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

(2) 動員計画

ア 市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員する。

イ 自主参集

(7) 本部要員に指名された職員の自主参集

本部要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で報道される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

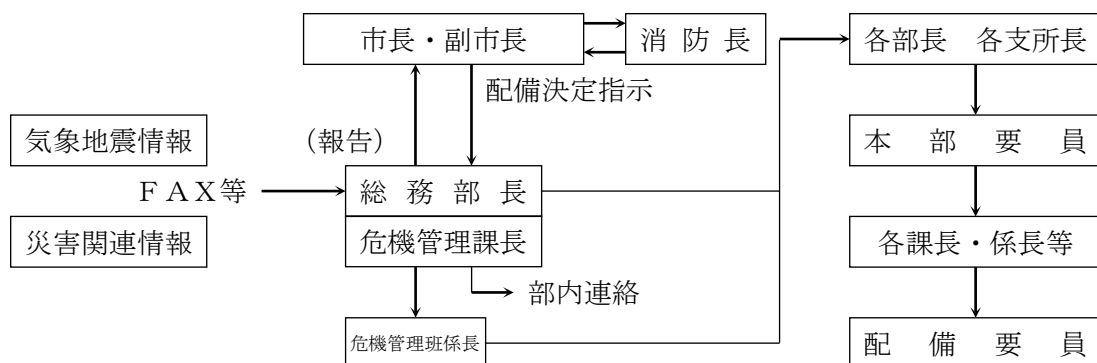
(4) その他の職員の参集

- a その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。なお、職員の居住地により登庁不可能な職員の発生を考慮した分掌事務を計画しておく。
- b 交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集に当たる。
- c 職員の住居付近において、著しい被害が発生した際は、職員はその地域における応急活動に従事し、その応急措置終了後に登庁する。

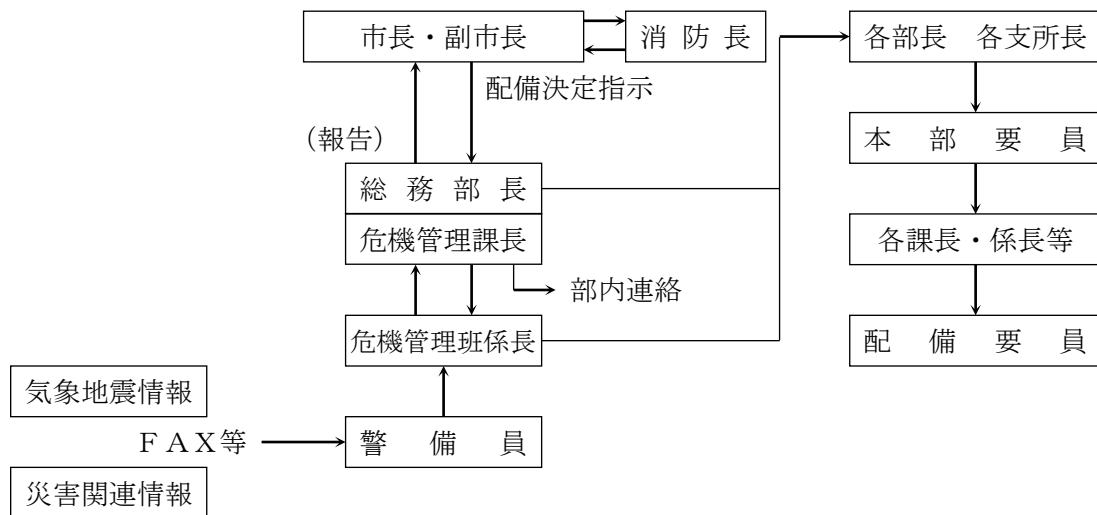
(3) 動員系統

配備要員の動員は、次の系統により行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



災害対策本部編成及び配備計画・配置人員

災害対策本部編成及び配備計画・配置人員については、(2) 動員計画に基づき別途作成するものとする。

第2節 情報伝達体制の確立

〔総務部・消防部〕

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替え機能を確保する。

市は、伝達を受けた警報等を告知放送等により、住民等への伝達に努める。
なお、市は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

1 通信施設の確保

告知放送システム、屋外拡声装置など、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。

また、避難所との通信手段として、有線電話のほかに防災行政無線などの確保を図るとともに、防災関係機関及び他市町との通信手段の確保に努める。

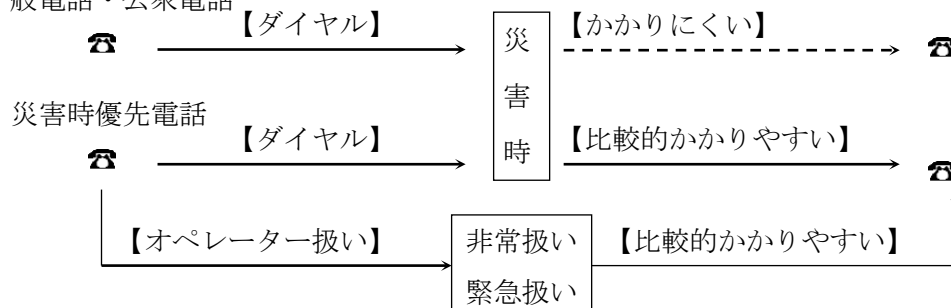
2 災害時の通信手段の確保・運用

災害時の市の通信連絡手段としては、携帯電話等を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

(1) 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がマヒ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的かかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

一般電話・公衆電話



※『災害時優先電話』からかけた場合、「通常どおりダイヤル」しても「オペレーター扱い」としても、一般通話よりも「優先的にかかる」ことには変わらないものである。

(2) 非常無線通信の利用

被災等により有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、携帯電話等のほか次に掲げる無線通信施設の利用を図る。

ア 無線通信局一覧

通信依頼先	所在地	電話番号	連絡責任者
壱岐市消防本部	芦辺町中野郷西触411-2	45-3037	総務部長
壱岐警察署	郷ノ浦町本村触551	47-0110	
九州電力(株)壱岐営業所	芦辺町芦辺浦596-3	45-0301	

イ タクシー無線

事業所名	所在地	電話番号	連絡責任者
壱岐交通タクシー	郷ノ浦町郷ノ浦18	47-1155	総務部長

ウ アマチュア無線

携帯電話等、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

(3) 非常（無線）通信の利用方法

ア 非常通信の内容

- (ア) 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの
- (イ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など、すべて災害に関係して緊急措置を要する内容のもの

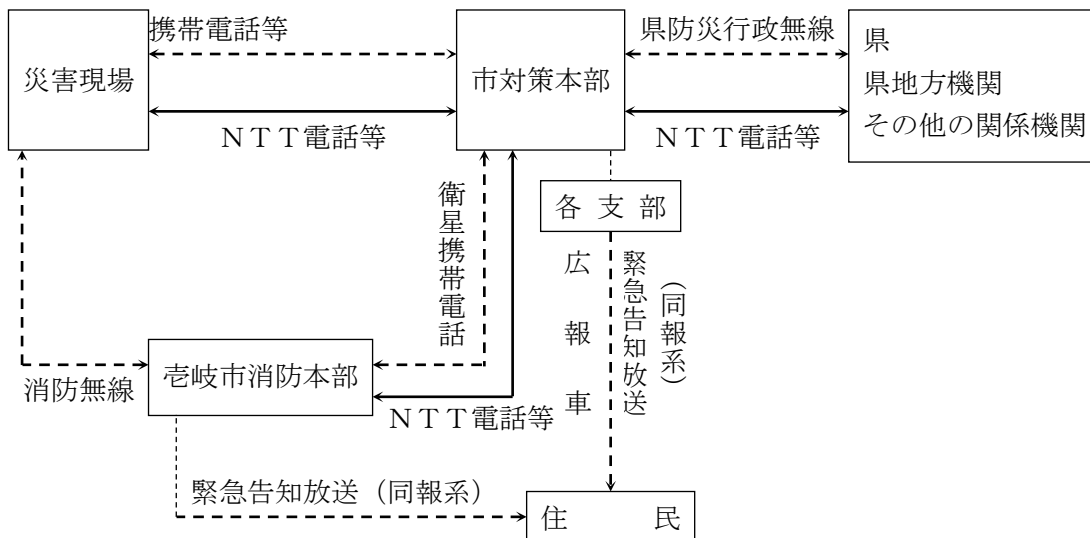
イ 非常通信の依頼手続

無線局に対し次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

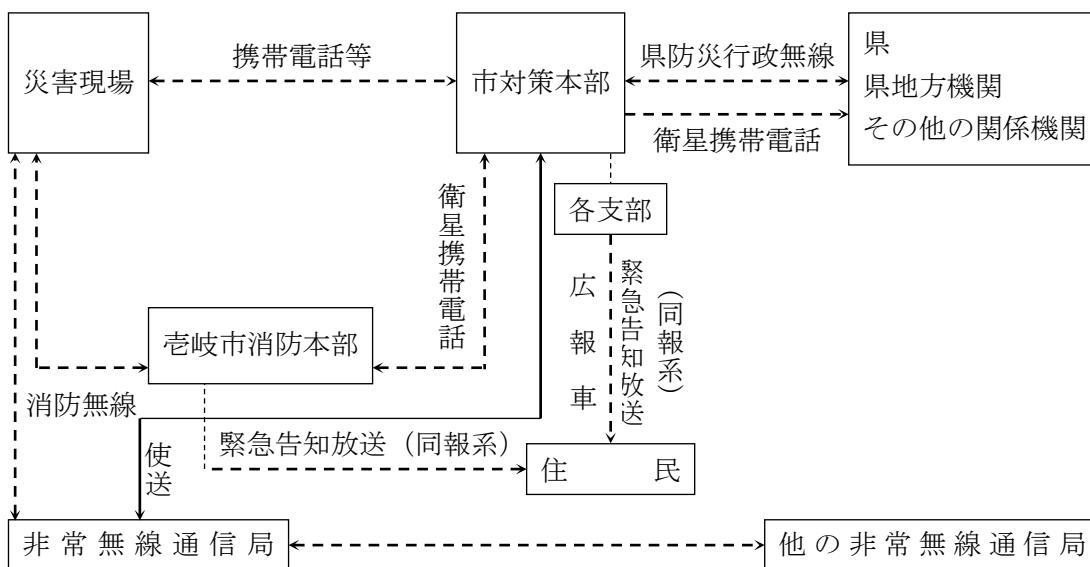
- (ア) あて先の住所、氏名、電話番号
- (イ) 連絡内容（200字以内）

連絡系統図

※ 通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）



※ 大規模災害（NTT電話等が使用できない場合）



3 緊急放送の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、市長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

(1) 放送要請事項

- ア 市の大半にわたる災害に関するもの
- イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ア 放送を求める理由
- イ 放送内容
- ウ 放送範囲
- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

市において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

第3節 災害救助法の適用及び運用

〔市民部〕

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

1 被害状況の把握

(1) 市長は、次のア～エの災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに壱岐振興局に報告する。

ア 災害救助法による救助が必要と思われる災害

イ 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

ウ 住家に及ぼす被害が、5世帯以上滅失した災害

エ ア～ウ以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害

(2) 市長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。

(3) 市長は、被害の認定を基準により行う。(基準は本章第10節参照)

2 災害救助法適用の判定

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合は、次項の手続きを行う。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表(1)に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(2) 県内において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表(2)に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

(3) 県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、当該市町村の区域内で多数の世帯の住家が滅失したこと。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

別表(1)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上～15,000人未満	40
15,000人以上～30,000人未満	50
30,000人以上～50,000人未満	60
50,000人以上～100,000人未満	80
100,000人以上～300,000人未満	100
300,000人以上～	150

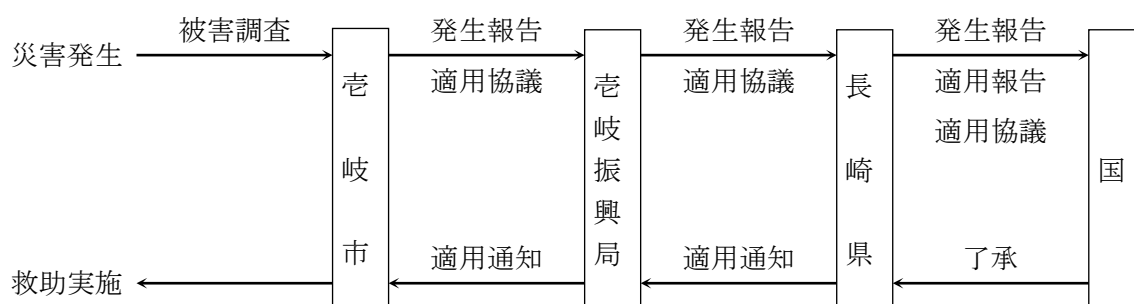
別表(2)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上～15,000人未満	20
15,000人以上～30,000人未満	25
30,000人以上～50,000人未満	30
50,000人以上～100,000人未満	40
100,000人以上～300,000人未満	50
300,000人以上～	75

3 適用の手続き

災害に際し、市における被害が前記の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



4 救助の実施

(1) 救助の役割分担

市長は、県から委任された職権に基づき次の救助を行う。

ア 収容施設の供与（応急仮設住宅の設置を除く。）

- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（購入を除く。）
- エ 災害にかかった者の救出
- オ 学用品の給与（購入を除く。）

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の内容等

災害救助法による救助の内容等は、次のとおりである。

災 害 救 助 基 準

(平成31年4月1日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考							
		○ 借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,140 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～ 9 月）冬季（10 月～ 3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失			夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
					冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊 半焼 床上浸水			夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800		12,800	18,100	21,500	27,100	3,500				
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術費 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上							
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上							

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	<ol style="list-style-type: none"> 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者 	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当りの限度額 584,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	<ol style="list-style-type: none"> 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400 円 中学生生徒 4,700 円 高等学校等生徒 5,100 円 	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	<ol style="list-style-type: none"> 1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300 円以内 内小人（12歳未満） 168,900 円以内 	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	<p>（洗浄、消毒等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 体当たり 3,400 円以内 <p>一時費保 存</p> <p>既存建物借上 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300 円以内</p> <p>検案 救護班以外は慣行料金</p>	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第4節 広域応援体制

〔総務部・消防部〕

大規模災害等災害時においては、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、市と防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期する。

1 近隣の相互応援活動

(1) 実施責任者

災害応急対策を実施するため必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、市長が行う。

(2) 応援の要請等

本編第1章第6節「相互応援体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請及び応援を行う。

ア 災害が発生した場合、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により長崎県及び関係機関・団体に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。なお、後日速やかに次の事項を明らかにした文書を県に提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を要する場所

(ウ) 応援を必要とする期間、人員、資機材等

(エ) 応援を必要とする経路

(オ) 応援又は応急措置事項その他参考となるべき事項

イ 応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

2 消防の応援

市は被災地以外の近隣市町村に対し、長崎県広域消防相互応援協定等に基づき、消防機関による応援を要請する。要請を受けた市町村は迅速かつ円滑な措置をとる。

(1) 出動区分

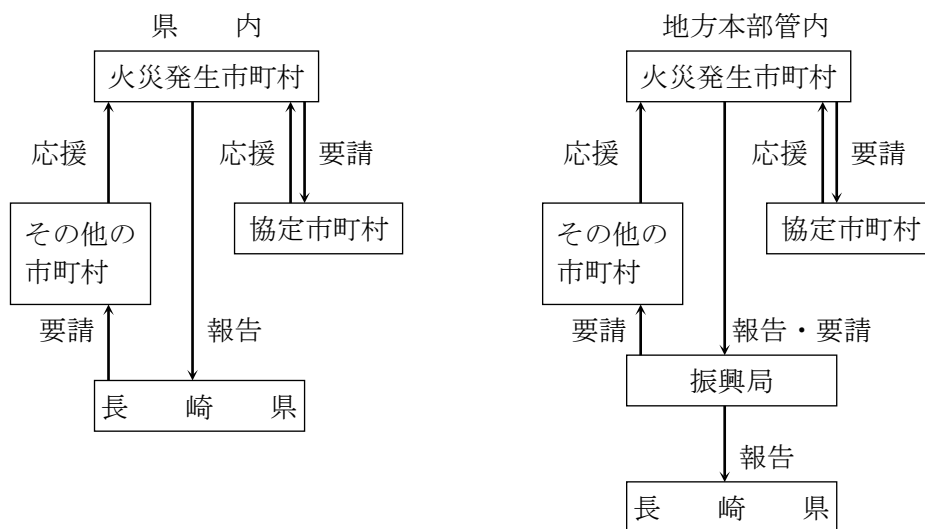
区 分	内 容	摘 要
第一次出動	① 火災が発生した地域を管轄する消防機関が出動 ② 火災が発生した市町村との応援協定に基づき、火災等を認知又は覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	火災発生市の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した市町村との応援協定に基づき、特に応援を	火災発生市町村

	必要とする場合において ① 受援市町村からの要請 ② 支援市町村からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	の計画に基づく 出動
第三次出動	火災が発生した市町村の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町村の消防機関の出動 ① 受援市町村からの要請	支援市町村の計画と県の調整に基づく出動

(2) 応援要請の手続要領

ア 応援要請の手順は次の系統図により行う。

ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。



イ 市が他の市町村に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し、報告しなければならない。

- (ア) 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- (イ) 火災の状況
- (ウ) 気象関係
- (エ) 今後の判断
- (オ) 応援消防力及び必要機材
- (カ) その他の必要事項

なお、報告要領については電話、FAX等適宜な方法により実施する。

(3) 応援消防力

他市町村に対する応援可能な消防力の規模については、市町村現有消防力のおおむね3分の1以内とする。

(4) 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

(5) 隣接県との相互応援協定

佐賀縣市町村と長崎縣市町村間との相互応援協定は、「長崎県、佐賀県境市町村消防相互応援協定」（昭和41年2月25日締結）により、相互に受・支援する。

(6) 相互応援協定

九州・山口9県において大規模な災害が発生した場合は、九州・山口9県災害時相互応援協定により相互間の応援を行う。（資料2-1参照）

(7) 船舶火災協定

船舶火災については、壱岐海上保安署と壱岐市消防本部と消火に関する協定が結ばれている。（資料2-2参照）

3 県への報告及び応援

(1) 市に応援対象災害が発生したときは、応援要請後、直ちに壱岐振興局を経由して県に災害の状況等を通報し、応援等に関して、必要な指導及び調整を求める。

(2) 知事は、大規模災害時において、協定市町の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できないと判断したときは、壱岐振興局に対して必要な指示を行うとともに、協定市町以外の市町村及び他県（資料2-1参照）に応援を要請する。

第5節 自衛隊への災害派遣要請

〔総務部〕

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 災害派遣要請の手続き

(1) 要請による派遣

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事等に対して災害派遣要請を依頼する。

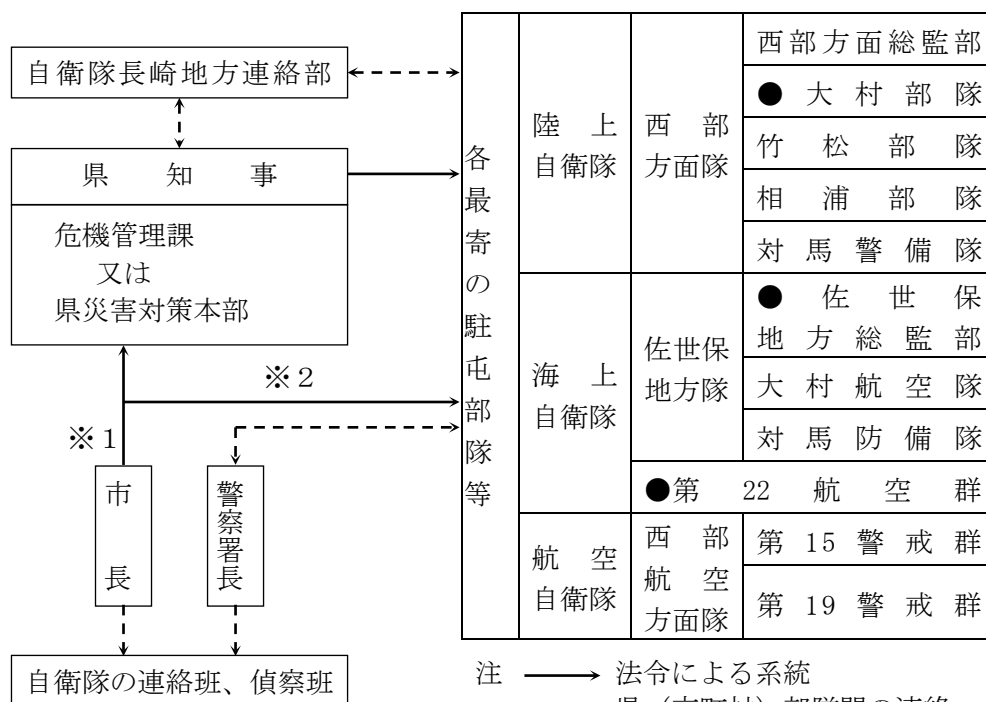
なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができるものとし、この場合、市長は速やかに知事等にその旨を通知する。

(2) 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

(3) 要請の手続き

ア 出動要請の系統



イ 要請（連絡）先

要 請 （連絡）先	指定部隊 等 の 長	所 在 地 （電話番号）	担 任 地 域 等
陸上自衛隊第 16普通科連隊 （大村駐屯地）	大村駐屯 地司令	大村市西乾馬場町416 （0957-52-2131）	長崎県（対馬除く）全般

ウ 要請

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請（依頼）書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。（様式集参照）

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する人員、船舶、航空機その他の概数

(エ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(オ) その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

2 自衛隊との連絡調整

(1) 災害発生又は、そのおそれがある場合は大村部隊から、次の各所に通信連絡班が派遣され、情報収集並びに連絡調整に当たることとなっており、市は情報の収集等に協力する。

ア 県本部（県庁内）

イ 県北振興局（佐世保）

ウ 諫早市役所、大村市役所等

(2) 本市は離島のため、災害発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び自衛隊長崎地方連絡部より、また、離島に対策本部等設置の場合必要に応じ航空自衛隊西部航空方面隊（離島駐とん部隊を含む）より、それぞれ連絡幕僚が派遣され連絡調整に当たることとなっている。

(3) 知事及び市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

(4) 海自航空隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、状況に応じて、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整に当たることとなっている。

3 派遣部隊の活動

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災

害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の救出・救助及び捜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動の支援
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 援助物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、一部市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

4 派遣部隊の受入体制の整備

災害派遣が決定・実行された場合、市長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 連絡調整員の指定

市長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

(2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

要請者側が準備し提供する主な資機材

	品名	摘要
器具類	1 ベルトコンベヤー	掘土・搬土
	2 一輪車	小路の運搬作業用
	3 手釣類	土のう等の取扱い用
	4 フォーク、とうぐわ	土工作業用
	5 その他土工機械器具	
設備類	1 夜間照明設備	夜間作業のため
	2 給水用槽又はドラム缶等	作業部隊給水
資器材類	1 ゴム手袋	遺体収容用
	2 蛇籠、金網、鉄線	水防築堤等
	3 鎚等	
	4 吠・荒縄等	水防築堤等
	5 木杭	水防築堤等
	6 標準材料	
	7 消毒剤	防疫用
	8 その他災害派遣の種類により臨時的に生ずる上記以外の資器材	

(3) 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様である。

(4) 臨時ヘリポートの設定

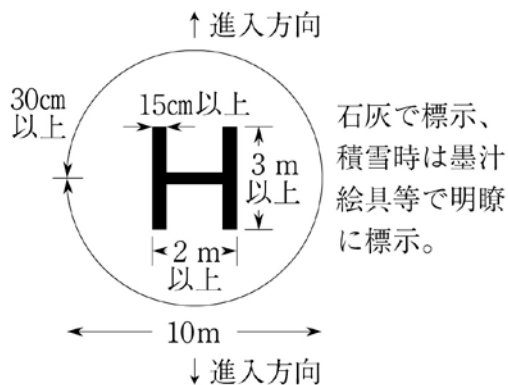
ア 基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

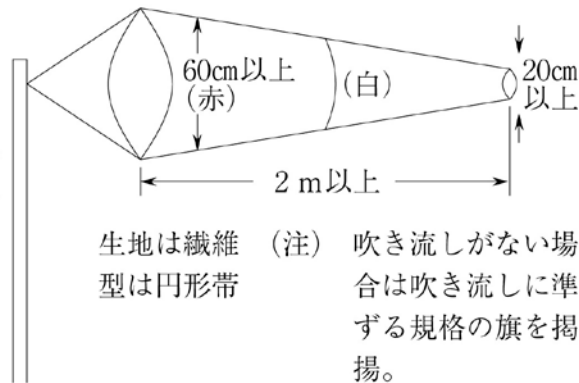
ウ 危険予防の処置

(7) 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

a 記号の基準



b 吹き流しの基準



(イ) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

(5) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

(6) 本市のヘリポート (資料4-1参照)

5 派遣部隊の撤収要請

(1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。

(2) 撤収要請は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請 (提出) する。(様式集参照)

(3) 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として市が負担し、細部については、その都度市長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

(1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料

(2) 派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

(4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費

(5) 無作為による損害の補償

(6) その他協議により決定したもの

第6節 県防災ヘリコプターの出動要請

[総務部・消防部]

機動性に優れた県防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

1 活動範囲の把握

災害時には、県防災のヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出・救助活動が必要な場合の救出・救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 住民に対する避難勧告等の広報活動
- (8) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 活動拠点の確保

- (1) 災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と提携して活動拠点を早急に確保する。

ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポートを早急に確保する。

イ ヘリポートは、あらかじめ定めてあるヘリポートの中から必要と思われる地区において、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。

- (2) ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

3 緊急運航の要請

- (1) 緊急運航の要請は、県危機管理課に行う。
- (2) 要請は、ファクシミリ及び口頭により行い、事後速やかに文書にて提出するものとする。

(様式集参照)

- (3) 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書により、速やかに運航責任者に報告するものとする。(様式集参照)

第7節 労働力の確保

〔総務部〕

災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定め、これによって災害対策の円滑化を図る。

1 労働力の確保

(1) 災害応急対策を実施する際に不足する労務は、青年団、赤十字奉仕団、婦人会等民間団体の協力を求め、又は労務者の雇用を行い、確保を図る。

(2) 奉仕団の編成及び活動

ア 奉仕団の編成

奉仕団は、青年団、赤十字奉仕団、婦人会等民間団体の協力を得て編成する。

イ 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

(ア) 避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関すること。

(イ) 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。

(ウ) 救援物資支給の奉仕に関すること。

(エ) 清掃及び防疫の奉仕に関すること。

(オ) その他災害応急措置の応援に関すること。

(3) 労働者の雇用

ア 労働者の雇用の範囲

(ア) 被災者の避難

(イ) 医療救護における移送

(ウ) 被災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 救済用物資の整理、輸送及び配分

(カ) 遺体の搜索及び処理（埋葬を除く。）

イ 労働者の雇用は、原則として対馬公共職業安定所壱岐出張所を通じて行う。

地域内において、労働者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町長に対し、奉仕団の派遣あつせんを依頼する。

ウ 労働者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

(ア) 労働者の雇用を要する目的

(イ) 作業内容

(ウ) 所要人員

- (エ) 雇用を要する期間
- (オ) 従事する地域
- (カ) 輸送、宿泊等の方法

エ 労働者の宿泊場所は、災害状況により必要に応じて市内宿泊施設等を充てる。

オ 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、市の定める標準賃金とする。

2 関係機関への応援要請

(1) 指定行政機関又は指定地方行政機関への応援要請

市長は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事に対する職員のあっせん要請

市長は、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣のあっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣のあっせんに求める理由
- イ 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

3 従事命令等による応急措置

市長は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

(1) 知事の従事命令等

ア 従事命令

応急措置を実施するため、従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師
- (ウ) 土木技術者又は建築技術者
- (エ) 大工、左官又はとび職
- (オ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- (カ) 鉄道事業者及びその従事者

- (キ) 自動車運送業者及びその従事者
- (ク) 船舶運送業者及びその従事者
- (ケ) 港湾運送業者及びその従事者

イ 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

ウ 保管命令等

救助のための管理、使用、収容できるもの、また保管することができるものは次のとおりである。

- (ア) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。
- (イ) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事はその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

4 他機関からの応援依頼

市長は、法令の定めるところにより、指定公共機関及び指定地方公共機関から応援を求められた場合は、これに協力する。

5 労働力の配分

- (1) 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務部長に労働供給の要請を行う。
- (2) 総務部長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第8節 ボランティアとの連携

〔市民部・総務部〕

大規模な災害時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。そのため、災害時に迅速な受け入れができるよう受入れ・調整体制を整備するとともに、平常時から各種ボランティア団体と緊密な関係を維持しておく。また、災害時に中心的な役割を果たすボランティアリーダーの育成にも努める。

1 ボランティアの受入体制の確立

災害発生後、被害の様態、被災地の状況等に対応した適切なボランティアの配置、安全確保、有効な活動ができるように、速やかにボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付を開始する。

(1) 一般ボランティアの受付

一般ボランティアの受入機関は、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会とし、相互に連絡を取り合い、ボランティアの調整を行う。

ボランティア活動に必要な、次の項目についての情報の収集伝達は、担当する各部が行い、これらの情報を市民部がとりまとめ、総務部と協議の上、総務部からボランティアセンターに、活動に必要な情報を提供する。

ア	避難所の運営	市民部
イ	炊き出し、食料等の配布	市民部
ウ	救援物資等の仕分け、輸送	市民部
エ	高齢者、障害者等の介護補助	市民部
オ	清掃活動	保健環境部
カ	その他被災地での軽作業	各部

(2) 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティアに関する申し込みについては、関係する各部で対応する。

ア	医療救護所などでの医療、看護	保健環境部
イ	被災建築物の応急危険度判定	建設部
ウ	砂防関係施設診断	建設部
エ	外国人のための通訳	企画振興部
オ	被災者へのメンタルヘルスケア	保健環境部
カ	高齢者、障害者などへの介護	市民部
キ	アマチュア無線などによる情報通信事務	総務部

ク その他専門的知識が必要な業務……………各部

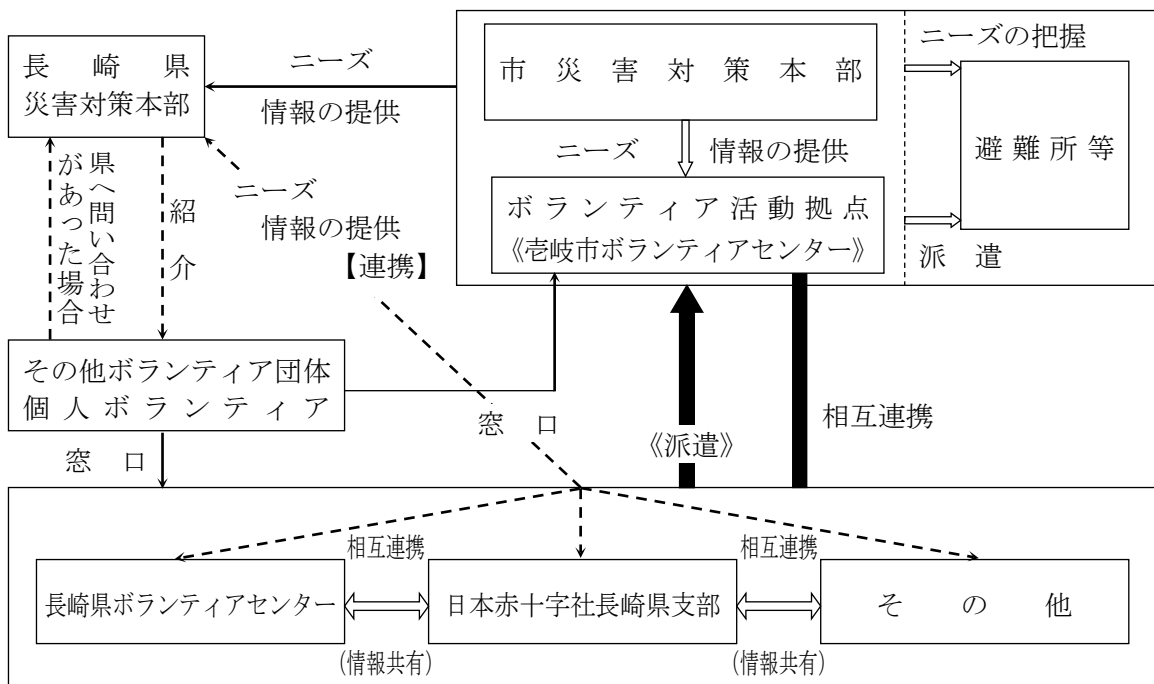
2 ボランティアニーズの把握

市総務部は、市民生活部と連絡をとり、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズなどの情報を収集し、壱岐市ボランティアセンターに連絡するとともに、県災害対策本部へ情報を提供する。

3 ボランティア活動の円滑化

災害時に、円滑な応急対策が図れるよう、市はボランティア関係団体と密接に連絡をとり、支援に努める。また、必要に応じてボランティアに対し、活動拠点及び必要な資機材を提供する。

ボランティア活動支援計画イメージ図



災害発生直前の応急対策

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要援護者への支援含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第9節 気象予警報等の収集・伝達

[総務部・消防部]

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

1 気象予警報等の周知

(1) 予警報等の概要

この計画において、注意報、警報、情報の概要は次のとおりである。

ア 概要

- (ア) 注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
- (イ) 警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
- (ウ) 特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
- (エ) 情報 情報とは、気象業務法に基づいて、気象官署が、気象等の予報に関係のある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。

イ 予報区

予報区は次表のとおりである。なお、伝達系統図は別図参照のこと。

一次細分	二次細分	区	域
北 部	平戸・松浦地区	平戸市、松浦市	

	佐世保・東彼地区	佐世保市(宇久町を除く)、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
南 部	島原半島	島原市、雲仙市、南島原市
	諫早・大村地区	諫早市、大村市
	長崎地区	長崎市、長与町、時津町
	西彼杵半島	西海市(江島、平島を除く)
壱岐・対馬	壱岐	壱岐市
	上対馬	対馬市(峰町、上県町、上対馬町)
	下対馬	対馬市(厳原町、美津島町、豊玉町)
五 島	上五島	佐世保市(宇久町に限る)、西海市(江島、平島に限る)、小値賀町、新上五島町
	下五島	五島市

(2) 壱岐・対馬の警報・注意報の発表基準

警 報

種 類	発 表 基 準
暴 風	平均風速20m/s以上
暴 風 雪	平均風速20m/s以上、雪を伴う
波 浪	有義波高6m以上
高 潮	潮位M・S・L上1.6m以上 ※M・S・L：平均潮位
大 雨 (浸水害) (土砂災害)	1時間雨量70mm以上
	土壌雨量指数122以上
洪 水	1時間雨量70mm以上
大 雪	12時間降雪の深さ15cm以上
※地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。

注意報

種 類	発 表 基 準
強 風	平均風速12m/s以上
風 雪	平均風速12m/s以上、雪を伴う
波 浪	有義波高2.5m以上
高 潮	潮位M・S・L上1.5m以上 ※M・S・L：平均潮位

大	雨	1時間雨量40mm以上
洪	水	1時間雨量40mm以上
大	雪	12時間降雪の深さ3cm以上
乾	燥	最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	雷	落雷等により被害が予想される場合
濃	霧	視程 陸上100m以下 海上500m以下
	霜	11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下
低	温	冬期（最低気温） -4℃以下
		夏期（平均気温） 日平均気温が平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される時
※	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって、被害が予想される場合
※	浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合

(注)

- ア 発表の基準の欄に記載した数値は、宍岐・対馬における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定する。
- イ 警報・注意報はその種類に係わらず、これらの新たな警報・注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- ウ 種類の欄に※をつけた警報・注意報は、表題を出さないで他の警報・注意報に含めて発表を行う。
- エ 警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。
- （い つ）注意警戒すべき期間…具体的に示す
- （どこで）注意警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域
- （何が）注意警戒すべき気象現象等…量的な予想値の要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。
- オ 有義波高とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高を平均したものの。

(3) 府県気象情報

府県気象情報には対象とする現象に関する警報・注意報が未発表時において予告的に発表するものと、警報・注意報発表時において補完的に発表するものがある。

その他、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨を観測又は解析した場合（1時間雨量110mm以上）には「記録的短時間大雨情報」を発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

長崎県と長崎地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。

(5) 長崎県潮位情報

副振動（※1）や異常潮位（※2）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表する。

※1 副振動：湾などで観測される周期が数分から数十分程度の海面の昇降現象

※2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、長崎県単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から1時間である。

(7) 地震・津波に関する警報等

長崎海洋気象台は、気象庁が発表する津波警報、津波注意報、津波予報等を県内関係機関に伝達する。

なお、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）は、日本放送協会に伝達されるとともに各報機関、携帯電話会社の協力により広く周知される。

(8) 火災警報

市長が、知事の通報に基づき、火災の予防上危険であると認めるときに発するものである。

なお、壱岐・対馬における火災気象通報の基準は次のとおりである。

- ・気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。
- ※乾燥注意報及び強風注意報の基準に達した場合、火災気象通報となる。
- ・発表単位は市町毎とする。
- ・通報に関しては下記のとおりとする。

〈定時〉

- ・毎朝5時頃に「気象概況通報」（24時間先まで）を通報
- ・火災気象通報の通報基準に該当又は該当する恐れがある場合は、見出しの冒頭に「火災気象通報」を明示

〈臨時〉※当面の間

- ・定時での通報後に状況が変化し、内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表があった場合、その発表をもって火災気象通報とする。

(9) 異常現象を発見した者の措置

ア 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、情報連絡系統図によって関係機関に通報する。

イ 市長が気象庁に通報義務を持つ事項

(7) 対象になる現象名

- a 気象に関する事項
著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等
- b 地象に関する事項
地震関係
群発地震
- c 水象に関する事項
異常潮位
異常波浪

(イ) 発生場所

(ウ) 発見した日時分

(エ) その他参考となる情報

(オ) 通報手段

市から気象官署に対する通報は、公衆電話又は電信による。

ただし、イの(ア)のa及びbについては、文書によってもよい。

(カ) 通報に要する経費

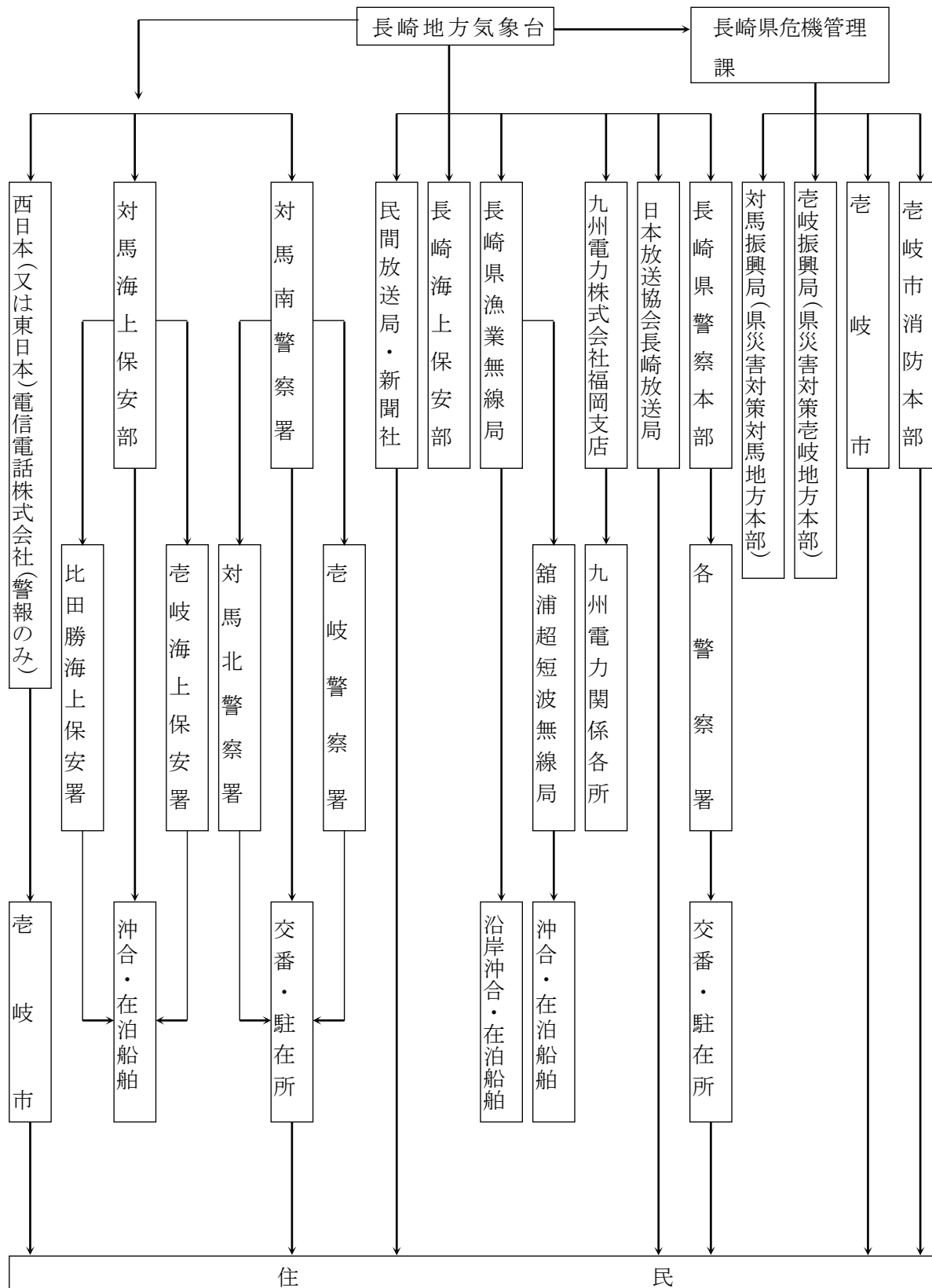
発信市の負担とする。

(キ) 気象官署への通報は、長崎地方気象台とする。

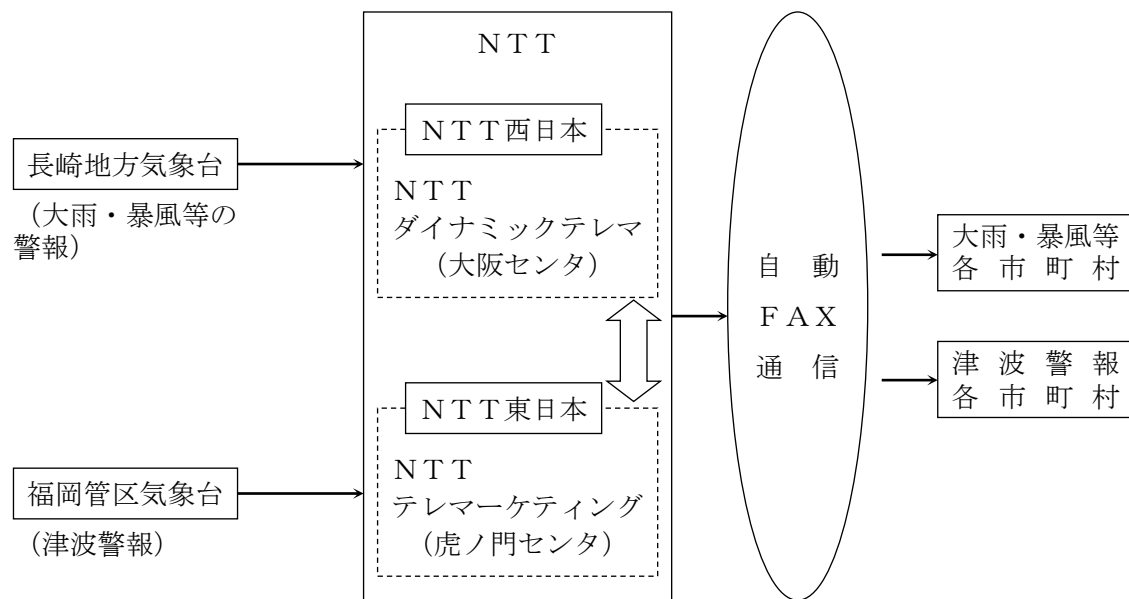
2 気象予警報等の伝達

気象予警報等の情報を受理した場合は、次の伝達系統図により迅速に住民及び関係機関に伝達する。

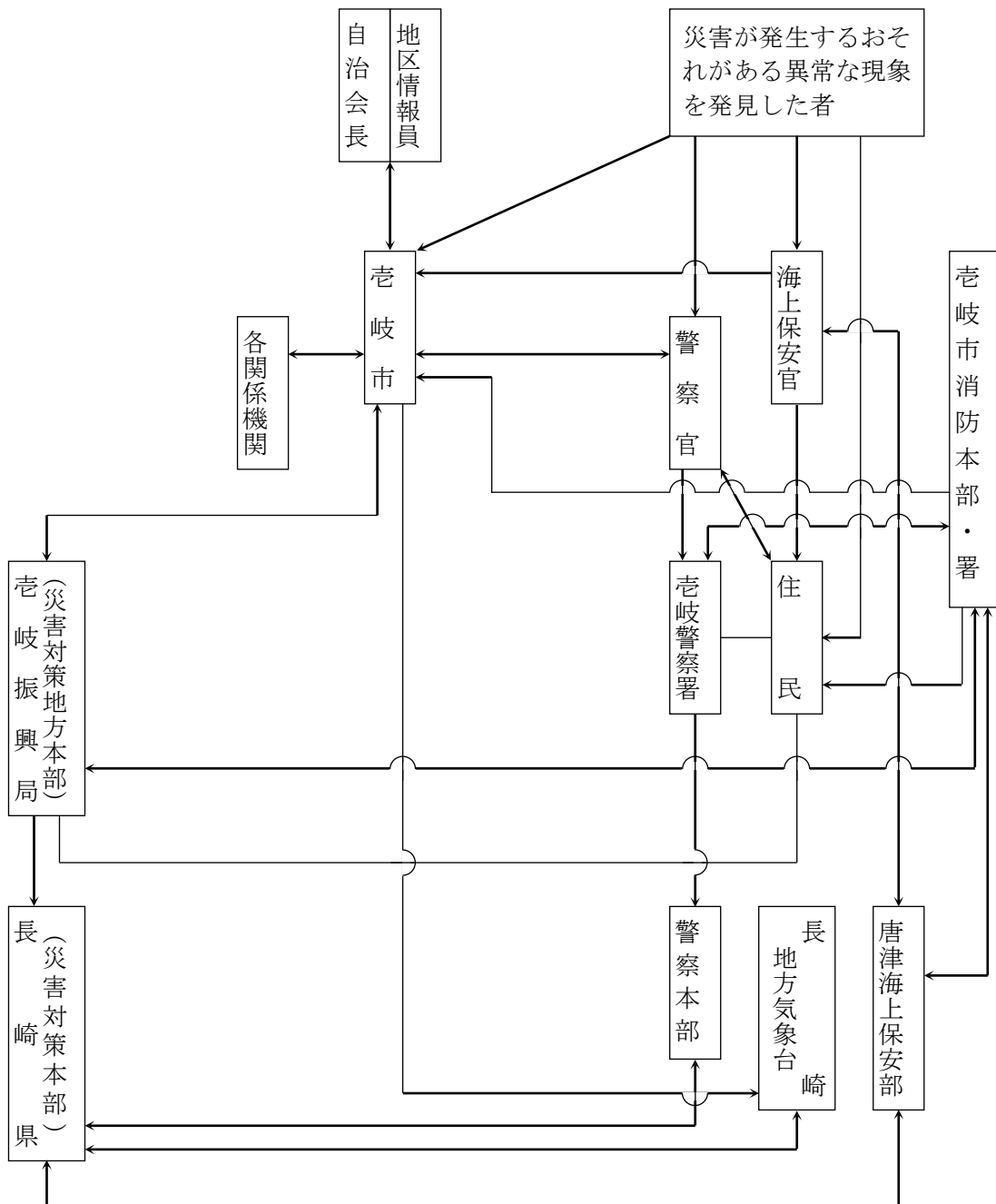
(1) 長崎地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統



(2) NTT西日本が発表する大雨・暴風等の警報及び津波警報伝達系統図



(3) 情報連絡系統図



災害発生直後の応急対策

第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達

[全部署]

本計画は、市（災害対策本部）が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、県及び関係機関に通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集に当たっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置き、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

1 災害情報の収集

(1) 被害状況及び災害応急対策に関する情報

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

- ア 緊急要請事項
- イ 被害状況
- ウ 火災の発生状況と延焼拡大状況
- エ 交通規制等道路交通状況
- オ 観光客等の状況
- カ 自衛隊活動状況
- キ 避難状況
- ク 避難の勧告、指示又は警戒区域設定状況
- ケ 避難所の設置状況
- コ 避難生活の状況
- サ 災害応急対策実施状況
- シ 緊急輸送実施状況
- ス 生活必需物資の在庫及び供給状況
- セ 物資の価格、役務の対価動向
- ソ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- タ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況
- チ 復旧見込み等

(2) 情報収集手段

ア 市は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を24時間体制で確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

イ 市は、携帯電話等、消防無線及び自主防災組織及び郵便局職員の協力を得るなど、情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

ウ 大規模な災害が発生し甚大な被害が予想される場合は、県防災ヘリコプターに対し、次の事項を重点としながら、速やかな偵察活動を要請する。

- (ア) 災害発生場所、延焼の状況
- (イ) 建築物の被害状況
- (ウ) 住民の動向
- (エ) 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- (オ) 公共機関及び施設の被害状況

2 被害状況の調査

(1) 被害調査体制

市における被害状況の調査は、次のとおり各部において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名等
一般被害及び応急対策状況の総括	総務部長	
人的、住家等の被害	市民部長	各地区情報調査連絡員
農林水産業関係被害	農林水産部長	農協、農業共済、漁協
観光・商工業関係被害	企画振興部長	商工会
社会福祉関係被害	市民部長	各施設の長
衛生、保健、病院	保健環境部長	各施設の長
道路、橋梁、土木、上下水道関係被害	建設部長	各地区情報調査連絡員
文教、文化財関係被害	教育次長	各施設の長
火災	消防長	

(2) 調査要領

彦根市災害対策本部設置要綱等の定めるところによる。なお、被害写真等の撮影については、各調査担当部ごとに速やかに撮影し、被害写真は総務部に提出する。

3 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

報告すべき災害は、おおむね次のとおりである。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- カ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの。
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(2) 被害報告等の種別

報告の種別等は、次の表のとおりである。

種 別	様 式	摘 要
災害概況即報	様式集参照	災害（人的被害又は住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被害状況報告	様式集参照	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	様式集参照	他の法令又は通達等に基づき、市町村長が知事に対して行うものである。

なお、被害報告先の防災関係機関一覧については、資料1-1参照のこと。

(3) 被害報告等の要領

- ア 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別に被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。
- イ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行う。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させる。

被害の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者
住家被害		「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に共する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

被害区分		認定基準
そ の	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没、冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港漁場整備法第3条に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は漁港の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
他	がけ崩れ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。 ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50m ³ を超えるとされるものは報告するものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害区分		認定基準
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	その他	上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。

第11節 広報体制の確立

〔総務部・消防部〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図る。

1 広報担当の確認

市が行う災害広報に関する担当は、次のとおりである。

広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法
住民担当	総務部長	政策企画課長	広報車、緊急告知放送、有線電話、口頭、文書、テレビ、ラジオ
報道機関担当		総務課長	
防災関係機関担当			有線電話、無線電話、庁内放送、庁内電話
庁内担当			
防災情報担当	消防長	消防署長	緊急告知放送、広報車

2 災害広報の連絡調整

- (1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 市の実施する広報は、すべての広報総括者（総務部長）に連絡する。

3 広報事項の決定

市は各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。

(1) 災害発生直後

- ア 市災害対策本部設置に関する事項
- イ 安否情報
- ウ 被害区域及び被害状況に関する情報
- エ 避難（勧告・場所等）に関する情報
- オ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- カ 防疫に関する情報
- キ 余震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨については、時間雨量のほか、累積雨量についても広報する。）
- ク ライフラインの被害状況に関する情報

- ケ 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- コ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- サ 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- シ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ス 出火防止等地震発生時などの注意の呼びかけ

(2) 生活再開時期

- ア 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- イ 民心安定のための情報
- ウ 相談窓口の設置に関する情報
- エ ごみ、し尿、災害廃棄物、医療廃棄物などの処理に関する情報
- オ ボランティアの受入れ情報

(3) 復興期

- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- イ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

4 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連絡を図り資料作成を行う。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

5 広報の実施

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。

- (1) 緊急告知放送による広報
- (2) 屋外拡声装置による広報
- (3) 広報車による広報
- (4) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報
- (5) 広報紙による広報
- (6) チラシ、パンフレットによる広報
- (7) 避難所への広報班の派遣
- (8) 自主防災組織を通じたの連絡
- (9) インターネットなど

なお、障害者や高齢者などの災害時要援護者、日本語の理解が十分でない外国人などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。

6 広聴活動（相談窓口の設置）

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、総合相談窓口を災害対策本部及び各支部に設置する。なお、相談の内容に応じて、壱岐市行政組織の各担当へ振り分ける。窓口を設置したときには、前項の広報実施方法により、住民等へ周知する。

7 報道機関への発表

- (1) 災害対策基本法第57条に基づく、「災害時における放送要請に関する協定」により、テレビ・ラジオなどの報道機関へ広報を依頼する。
- (2) 報道機関関係者との記者会見等は、災害対策本部で行う。

8 住民への的確な情報の伝達

- (1) 市は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (2) 市は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (3) 市は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるとともに、告知放送、掲示板、広報誌、広報車等による情報の伝達のほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。
- (4) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第12節 水防活動

〔総務部・建設部・消防部〕

市域には重要水防区域として二級河川が14箇所、準用河川が1箇所あり海岸保全区域が25箇所、重要水防箇所も水門6箇所、老朽ため池40箇所、土石流危険渓流も51箇所存在する。風水害時は、河川の増水、高潮等また、地震による津波のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、市及び消防本部は、消防署員・消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化するなど、水防活動を実施し、被害の軽減を図る。

1 監視・警戒活動

洪水・大雨のおそれのある注意報が発表されたときは、その管轄する水防区域において、ダム、河川等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

2 通報・連絡

市は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(1) 水防信号

消防団等の招集及び住民への避難等を知らせる水防信号は、次による。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	○—○—○— ○—○—○— ○—○—○—	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	○—○—○—○— ○—○—○—○—	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

備 考

- ア 第1信号は氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- イ 第2信号は消防団及び消防機関の出動を知らせる。
- ウ 第3信号は水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
- エ 第4信号は必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
- オ 警鐘信号及びサイレンとの併用は妨げない。
- カ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

(2) 資機材の確保と補充

水防管理者（市長）は、資材確保のため水防区域近在の資材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備える。また、機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

なお、市は、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、重要水防区域の延長に応じた、資器材の備蓄に努める。

種 類	単位	数量	種 類	単位	数量	種 類	単位	数量
ビニロン袋又は吠	枚	850	スコップ	丁	20	ペンチ	丁	5
杉丸太 長 4.5m 経 9 cm	本	50	掛 矢	丁	6	鋤	丁	3
杉丸太 長 3.6m 経 9 cm	本	50	唐 鋏	丁	5	ホ ゲ	個	20
杉丸太 長 1.8m 経 7.5cm	本	100	両ツルハシ	丁	5	照 明 具		
筵	枚	160	斧	丁	3	ト ラ ッ ク		
縄	巻	40	鎌	丁	6	オ ー ト バ イ		
鉄 線 (8 番) (10 番)	キロ	各20	片手ハンマー	丁	10	リ ヤ カ ー		

3 水防活動の実施

損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

4 応援による水防活動の実施

(1) 市は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請を本章第4節「広域応援体制」及び第5節「自衛隊の災害派遣要請」により行う。

(2) 市は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第6節「県防災ヘリコプターの出動要請」により要請する。

第13節 土砂災害等の防止対策

〔建設部・総務部・消防部〕

風水害時は、斜面崩壊等のため、土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、市は、消防団等の出動により警戒体制をとり、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、土砂災害防止対策を実施する。

1 土砂災害防止体制の確立

市は、長崎地方気象台からの気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

- (1) 市は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等におけるがけ崩れ、土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。
- (2) 地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

市は、日ごろから過去の災害事例等を基に、どの程度の雨量があれば崩壊及び土石流の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、市の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断ができるよう努める。

雨量計設置箇所

番号	設置場所	種別	所在地
1	長崎県壱岐振興局	自記	郷ノ浦町本村触
2	壱岐市郷ノ浦支所	自記	郷ノ浦町本村触
3	壱岐市勝本支所	自記	勝本町西戸触
4	壱岐市芦辺支所	自記	芦辺町芦辺浦
5	壱岐市石田支所	自記	石田町石田西触
6	壱岐市消防本部	自記	芦辺町中野郷西触

(2) 伝達方法

市は、収集した情報を伝達するため、緊急告知放送、広報車、サイレン、戸別訪問等の方法により、また緊急情報については携帯無線等を使用し、迅速かつ正確に行う。ただし、市

の所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、使用不能にならないよう、その設置保存場所については、十分留意する。

4 警戒又は避難を行うべき基準の設定

- (1) 警戒避難基準は原則として土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域ごとに設定するものとする。
- (2) 警戒避難基準は原則として雨量によって設定するものとし、市町においてその基準値の設定にあたっては、長崎県土砂災害防止計画書第7章第6節における「新たな基準雨量の設定」を参考として定めることができる。また、本編第7章第7節土砂災害警戒避難における土砂災害警戒情報も併用することができる。

なお、大雨には局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない時でも他の危険な兆候が認められた場合には住民の自主的な判断によって避難するように関係住民に周知するものとする。

5 土砂災害等による被害の拡大防止

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するのは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

ア 市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

イ 停電、機器の故障のため市と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、下記のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、住民への啓発を行う。

(ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合

(イ) 渓流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等が混ざりはじめた場合

(ウ) 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）

(エ) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

(オ) 渓流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

ウ 避難が遅れ、危険が差し迫った状況においては、以下について周知徹底する。

(ア) 周囲より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上に避難することを心がける。

(イ) 他の危険箇所への避難は避ける。（急傾斜地崩壊危険区域等）

(ウ) 溪流を渡り対岸に避難することは避ける。

(エ) 溪流に直角方向に、できるかぎり溪流から離れる。

(3) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難体制の強化

土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導する。

計画作成や訓練実施に当たっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行う。警戒区域内にある要配慮者が利用する施設は、下表のとおりである。

番号	施設名	所在地
1	医療法人護州会品川外科病院	壱岐市勝本町西戸触180-1
2	壱岐市国民健康保険勝本診療所	壱岐市勝本町仲触1989
3	壱岐市立老人ホーム	壱岐市勝本町本宮南触1323-7
4	介護老人保健施設 壱岐	壱岐市勝本町本宮南触236
5	壱岐市立勝本小学校	壱岐市勝本町坂本触262
6	壱岐市立霞翠小学校	壱岐市勝本町西戸触550
7	壱岐市立勝本中学校	壱岐市勝本町仲触1846
8	壱岐市立田河小学校	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1659
9	壱岐市立芦辺小学校	壱岐市芦辺町芦辺浦546
10	壱岐市立田河幼稚園	壱岐市芦辺町諸吉二亦触1670
11	壱岐市立勝本幼稚園	壱岐市勝本町坂本触262
12	壱岐市立鯨伏幼稚園	壱岐市勝本町布気触927-4
13	壱岐市立瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触920
14	特別養護老人ホーム 壱岐のこころ	壱岐市勝本町布気触948-1
15	壱岐市立沼津小学校	壱岐市郷ノ浦町小牧東触184
16	壱岐市立沼津保育所	壱岐市郷ノ浦町長峰本村触836-3
17	壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526-2

(4) 専門家の派遣による支援

市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

第14節 消防活動

[総務部・消防部]

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、市はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施する。また、消防機関は、その全機能を挙げて消火活動、人命救助活動に取り組み住民の生命身体・財産を保護する。

1 市長の行うべき措置

- (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命ずる。
- (2) 消防機関が行う消防活動等を支援する。
- (3) 消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町に対して応援要請を行うとともに、知事に対して、応援要請を行うほか、本章第5節「自衛隊の災害派遣要請」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (4) 市は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 消防活動の基本方針

- (1) 火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防機関の全機能を挙げて、消防活動を行う。
- (2) 火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

3 消防機関の活動

(1) 消防本部

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、市及び警察署と相互に連絡を行う。

(7) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先させた消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動と連携した消防活動を行う。

ウ 救急・救助活動

要救助者の救助・救出と負傷者に対する応急処置と安全な場所への搬送を行う。

(2) 消防団

ア 消防団は、火災が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。

- (ア) 消火活動
 - 幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。
- (イ) 避難誘導
 - 避難の指示・勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。
- (ウ) 救急・救助活動
 - 消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

イ 非常参集

消防職団員は、市内に大規模な災害が発生したことを知り、消防隊の活動を必要と認めるときは、出勤命令を待つことなく非常参集し、所属長の指揮を受ける。

4 住民・自主防災組織、事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(1) 住 民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 自主防災組織

ア 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ 消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所

ア 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

(イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

5 応援要請

(1) 県防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、本章第6節「県防災ヘリコプターの出動要請」に基づき、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

(2) 県への報告及び応援

ア 市に応援対象火災が発生したときは、協定の市町に応援要請後、直ちに沓岐振興局を経由して県に火災の状況等を通報し、応援等に関して、必要な指導及び調整を求める。

イ 知事は、大規模火災時において、市の対応のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できないと判断したときは、沓岐振興局に対して必要な指示を行うとともに、協定市町以外の市町長に応援を要請する。

第15節 避難の勧告・指示、誘導

〔総務部・市民部・消防部・教育部〕

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

1 避難の勧告及び指示等

(1) 避難の勧告・指示

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難の勧告及び指示を行う。

避難の勧告・指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難の勧告又は指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、次表における市長の事務を、市長に代わって行う。

状 況	指 示 者	対 象 者	措 置
(1) 生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第60条、第61条）	(ア) 市長（知事に報告） (イ) 警察官又は海上保安官（市長に通知）	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	(ア) 立退きの勧告 (イ) 立退きの指示
(2) 洪水又は高潮のはらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。（水防法第22条）	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた県の職員 (ウ) 水防管理者（管轄警察署長に通知）	必要と認める区域の居住者	立退きの指示
(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。（地すべり等防止法第25条）	(ア) 知事 (イ) 知事の命を受けた吏員	必要と認める区域内の居住者	立退きの指示
	管轄警察署長に通知		
(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし	(ア) 警察官（公安委員会に報告）	(ア) その場に居合わせた者	(ア) 必要な警告を発する。

状 況	指 示 者	対 象 者	措 置
又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）（自衛隊法第94条）	(イ) 警察官がその場に行かない場合限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（長官の指定する者に報告）	(イ) その事物の管理者 (ウ) その他関係者	(イ) 特に急を要する場合においては危害をうけるおそれのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる。

(2) 警戒区域の設定

状 況	指 示 者	対 象 者	措 置
(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	(ア) 市長 (イ) 警察官又は海上保安官（注1）	災害応急対策に従事する者以外の者	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去の命
(2) 水防上緊急の必要がある場所（水防法第14条）	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官（注2）	水防関係者以外の者	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去の命
(3) 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官（注2）	命令で定める以外の者	(ア) 退去の命 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限
(4) 生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	(ア) 退去の命

(注1) 市長若しくはその委任を受けて前記の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

(注2) 前記に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

(3) 避難の勧告又は指示の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための

立ち退きを勧め、又は促す行為をいう。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(4) 基準

ア 市長が実施する避難の勧告、指示の判断基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは、これらの者に対して避難のための立退きを指示する。

イ 水防管理者が実施する避難の指示

水防管理者は、河川の氾濫・高潮等により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。

ウ 避難の勧告、指示の基準

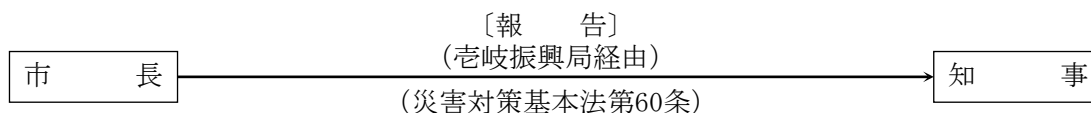
市長及び水防管理者が実施する避難の勧告又は指示の実施時期は、次のとおりである。

- (7) 知事から豪雨、台風、高潮、地震及び警察から津波等災害に関する通報があり、避難を要するとき。
- (イ) 気象台や関係行政機関から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断される時。
- (ロ) 河川が警戒水位を突破し、溢水及び漏水のおそれがあるとき。
- (エ) 上流水域で河川災害が発生したため、その下流の水域で災害の発生のおそれがあるとき。
- (オ) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による発災が予想されるとき。
- (カ) 火災が風下に拡大するおそれがあるとき。
- (キ) その他の自然的、人為的な災害により住民の生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき。

(5) 避難勧告、指示の報告、通知

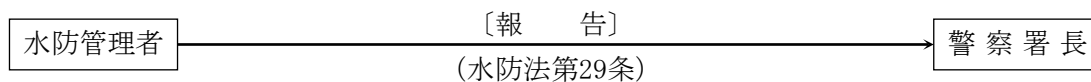
ア 報告

市長は、避難の勧告、指示を行った場合は、その旨知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。



イ 通知

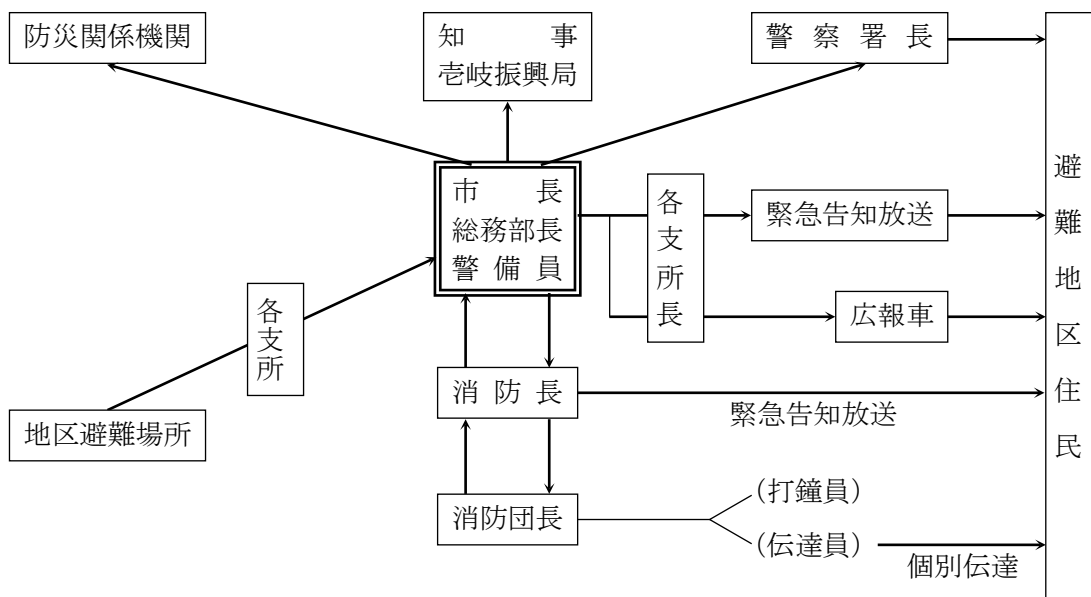
水防管理者は、避難の指示を行った場合は、その旨警察署長に通知する。



(6) 伝達系統

避難勧告及び指示は、次の要領により伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達方法

(ア) 総務部長は、地区担当者がまとめた情報等によって、避難勧告又は指示を必要と認めるときは、市長に報告し、その命令により直ちに、次の方法により地区住民に伝達する。

- a 市緊急告知放送を利用した伝達
- b あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- c サイレン及び鐘による伝達
- d 広報車からの呼びかけによる伝達
- e テレビ・ラジオ、有線放送、エリアメール、その他特使等の利用による伝達

(イ) 総務部長は、避難の勧告又は指示があった場合は、避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。

2 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難の勧告・指示を実施する者は、躊躇せず、時期を逸することなく、行うものとする。

この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、早めに避難勧告・指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置をとる。

また、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、災害対策本部の置かれる本庁舎等において、各支所管内における被災状況等の把握が十分に行えない場合で住民等への危険が切迫している地域がある場合は、当該地域を所管する支所長が避難勧告・指示等を行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができ

るものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

4 住民への避難勧告等の伝達

住民への避難勧告等の伝達に当たっては、市告知放送を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

5 住民への周知

避難誘導にあたっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

6 市に対する助言

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、その判断等に関して必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。

この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

7 避難誘導等

(1) 趣旨

避難の勧告・指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市は、避難の勧告・指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、市職員及び消防団等が避難誘導にあたる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

避難誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用するなどして、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導に当たっては配慮した対応を行う。

(2) 避難行動要支援者への支援等

住民の避難誘導は、市及び消防団、自主防災組織等が実施するものとするが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行う。

また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を有効に活用した避難支援等関係者による避難誘導のほか、地域住民においても、市等に協力して避難誘導を実施するよう努める。

特に、市は、避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難が実施されるよう、避難の勧告・指示を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、消防機関、県警察、消防団等の公的機関へ避難行動要支援者の避難支援等について協力を要請する。

状況によっては、市が車両、船艇等を手配し、一般の避難所とは異なる介護機能を備えた福祉施設及び要配慮者関連施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

(3) 避難要領

市は、災害時に河川の増水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導體制の確立

(ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

イ 避難経路

(ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、あらかじめ定めておいた避難所への避難経路の周知・徹底を図る。

(イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

(ア) 災害時の避難誘導は、原則として避難行動要支援者を優先して行う。

(イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

(ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

(イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難

所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

(7) 避難場所の開設に当たって、市長は、避難場所の管理者や応急危険度判定士等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(4) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合つて自主的に避難するよう心掛ける。

(5) その他避難誘導に当たつての留意事項

避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難所への収容を図る。

8 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 教育長のとつた避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

(2) 校長は、おおむね次の方法で避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

ア 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

イ 避難場所の指定

ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

エ 児童生徒の携行品

オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

(3) あらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

(4) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

(5) 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

ア 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

イ 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

(6) 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第16節 救急・救助

〔総務部・消防部〕

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また自主防災組織、住民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

1 救助活動

(1) 救出対象

災害のため、現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は死体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

(3) 救出隊の編成

救出隊は、消防職団員、警察官、市職員及び地区住民等により編成し、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

(4) 関係機関との協力

ア 市及び消防本部は、県及び県警察と密接な連携のもとに救出活動を行い、負傷者については、医療機関に収容する。

イ 広域的な応援を必要とする場合には、県に対し、応援要請を行う。

ウ 市長は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に要請する。

(5) 救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

(6) 費用

救出に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲である。

2 救出の連絡等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

機 関 名	担当課	所 在 地	電話番号
沓 岐 市 消 防 本 部 ・ 署	警防課	芦辺町中野郷西触411-2	45-3037
沓 岐 市 役 所	総務部	郷ノ浦町本村触562	48-1111

機 関 名	担当課	所 在 地	電話番号
壱岐市郷ノ浦支所	市民生活班	郷ノ浦町本村触562	48-1111
壱岐市勝本支所	市民生活班	勝本町西戸触182-5	42-1111
壱岐市芦辺支所	市民生活班	芦辺町芦辺浦562	45-1111
壱岐市石田支所	市民生活班	石田町石田西触1290	44-6111
壱岐警察署	警備課	郷ノ浦町本村触551	47-0110

第17節 交通の確保及び規制

[総務部・建設部]

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

1 交通規制の実施

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、収集した情報に基づき交通規制を実施する。また、市及び道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、う回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

(ア) 一般車両の走行を抑制するとともに被災区域内への流入を原則的に禁止する。

(イ) 被災地外への流出は原則として無制限とする。

イ 避難路及び緊急通行路への流入抑制

原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

(ア) 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は指導を行う。

(イ) 一般車両の走行は極力抑制する。

エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

オ 緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請

(2) 緊急通行路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急通行路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は前記イ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

交通規制に当たっては、市及び道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の標示を設置して行い、緊急を要するため所定の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

2 道路交通確保

(1) 市は他の道路管理者、公安委員会等と連携し、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 市は他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。

(3) 路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、市及び他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

3 緊急通行車両の確認等

市長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、緊急通行車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

4 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、自動車運転者のとるべき以下の措置について広報を行う。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第18節 緊急輸送

[総務部・建設部]

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位の確立

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・第2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

市は災害応急対策実施のため、災害現場に通ずる道路あるいは避難所に通ずる主要道路を緊急輸送道路とし、耐震性の確保や危険箇所の改善など、災害対策を進める。

また、これらの道路が被災し通行できなくなった場合を想定し、代替する道路についても検討する。

イ 車両の確保

(ア) 市所有車両等の確保

車両等の掌握、管理は、総務部が行う。

市所有車両等は、資料4-2のとおりである。

(イ) 市所有以外の輸送力の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、営業車を借り上げ輸送力確保に努める。輸送関係業者については、資料4-3のとおりである。

(2) 船舶輸送力の確保

県を通じ、漁業組合及び旅客船事業者に協力を求める。なお、必要船舶数に不足が生ずる等県独自では十分に応急措置が実施できない場合は、九州運輸局と協議のうえ、九州・山口各県に応援を要請する。

また、市は離島のため、災害救助又は救助物資の海上輸送及び陸上の交通が途絶した場合の輸送については、海上自衛隊、海上保安部又は海運支局にそれぞれ要請する。

(3) 航空輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、県防災ヘリコプター及び本章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」により県に要請依頼する。

ア ヘリコプター輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) 航空機使用の目的及びその状況

(イ) 機種及び数量

(ウ) 期間及び活動内容

(エ) 発着地点又は目標地点

イ 市のヘリポートは、資料4-1のとおりである。

(4) 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第7節「労働力の確保」による。

3 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あつせんを要請する。

(1) 輸送区間及び借上げ期間

(2) 輸送人員又は輸送量

(3) 車両等の種類及び台数

(4) 集結場所及び日時

4 輸送力の配分

(1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務部長に輸送力供給の要請を行う。

(2) 総務部長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

5 災害救助法に基づく措置

(1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは、次の場合である。

- ア 被災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 被災者救出のための輸送
- エ 飲料水供給のための輸送
- オ 救援用物資のための輸送
- カ 死体捜索のための輸送
- キ 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送

(2) 適用される輸送費は、本市における通常の実費である。

(3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間である。

第19節 医療救護

[保健環境部・消防部]

災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

1 医療救護の実施

(1) 医療救護の対象者

- ア 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者
- イ 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 医療救護の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護
- カ 助産（分べん介助等）

(3) 医療救護の期間

- ア 医療
災害発生の日から原則として14日以内
- イ 助産
分べんした日から7日以内

2 医療救護班の編成

- (1) 災害により多数の負傷者等が発生し、通常の救急医療体制では対応しきれないときは、壱岐医師会による医療救護班の派遣を受けて、医療救護活動を行う。緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。
- (2) 医療救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- (3) 壱岐医師会の医療救護班で不足する場合は、日本赤十字社救護班の応援を要請するものとし、その場合においては、壱岐医師会の医療救護班を包含し編成する。
- (4) 医療救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。
 - ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）

- イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
 - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
 - オ 助産活動
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告
- (5) 医療救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者は、救護病院等に収容し、次の活動を行う。
- ア 重症者及び中等症者の収容と処置
 - イ 助産
 - ウ 死体の検案
 - エ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告
- (6) 医療救護班の編成基準
- 医 師 1～2名（内1名班長）
 - 薬剤師 1名
 - 看護師 3～4名（内1名看護師長）
 - 事務員 1名
 - 運転手 1名

県編成救護班（関係分）

保健所名	所在地	電話番号	班数
壱岐保健所	郷ノ浦町本村触	47-0260	1

3 医療救護所の設置

医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ医療救護所を設置する。

（医療救護所の設置予定場所については、資料5-2参照のこと。）

4 医薬品等の調達

- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者（資料5-1）から調達する。
- (2) 市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接の市町長に対し、調達あっせんを要請する。

第20節 避難行動要支援者への緊急支援

〔総務部・市民部・保健環境部・農林水産部・消防部〕

大規模な災害の発生時には、特に高齢者、障害者、あるいは外国人、旅行者等に対する様々な応急対策が必要となる。このため、市は関係機関と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

1 要配慮者対策

災害時には、障害者、介護を必要とする高齢者、一人暮らしの高齢者、保護を必要とする児童等に加え、災害を契機に新たに配慮が必要となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。このため、市は民生・児童委員、地域住民等の協力を得て、災害時要支援者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。また、必要に応じて県、隣接の市町等へ応援を要請する。

要配慮者の態様・ニーズに配慮した応急対策一覧

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
【避難収容等】 ○災害時要支援者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等 ○災害情報及び避難勧告、指示の周知 ・災害時要支援者の態様に配慮した方法による確実な伝達 ○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障害者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障害者、児童等を車両により移送 ○避難場所での生活環境の整備 ・避難所の整備 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保 車椅子、障害者用携帯便器等 ・要支援者に対する相談体制の整備 ○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣	市・各支所・消防部 市、消防部、関係機関 市、消防部、関係機関 市、県、関係機関	全災害時要支援者 全災害時要支援者 全災害時要支援者 全災害時要支援者 高齢者、障害者、外国人

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
<ul style="list-style-type: none"> ・インフォメーションセンターの設置等 ○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、里親への委託等 <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ ○応急仮設住宅等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障害者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居 	<p>市、県、医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等</p> <p>市、県</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p>
<p>【生活必需品等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び災害時要援護者に対する優先的供給・分配 	<p>市、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p>
<p>【保健衛生、防疫等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心身両面の健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ○保健福祉サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣 ・入浴サービス等の実施 	<p>市、県、関係機関</p> <p>市、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障害者、児童</p>
<p>【ライフライン等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等 	<p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等</p>	<p>入院患者、入所者等</p>
<p>【広域相互応援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職員…医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車両…移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材…医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整 ○受援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 	<p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等</p> <p>市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等</p>	<p>全災害時要援護者</p> <p>全災害時要援護者</p>

2 外国人対策

災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集・提供ができる体制の整備等に努める。

- (1) 広報車や緊急告知放送等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。
- (2) 外国人の迅速な安否確認に努める。
- (3) 災害対策本部及び支部に、「相談窓口」等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

3 観光客・旅行者等対策

市は、ホテル・旅館等の観光施設管理者に対して、災害発生時の観光客への安全な避難誘導体制の実施、安否確認等について指導する。

救援その他の応急対策

風水害等の発生後、必要に応じ、避難所を開設するとともに、一定規模の被災となった場合には、災害救助法に基づく応急救助や、災害にあつて通常的生活を営むことが困難な被災者に対し、衣食住を始めとして教育、医療などの提供その他必要な措置を講ずる。

第21節 避難所の開設・運営

〔市民部〕

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。その際、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し指定緊急避難場所及び指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

1 避難所の開設

(1) 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために開設する。

(2) 開設の方法

ア 避難所は、市が指定する学校等の公共施設を使用する（資料6-1参照）。ただし、これらの施設が使用できない場合は、季節を考慮し、野外にバラックを仮設し、又は天幕を借り上げて開設する。野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。ただし、野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間である。

イ 市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護する。

ウ 市長は、避難所を開設したときは直ちに次の事項を知事（壱岐振興局長経由）に報告すること。

- (ア) 開設の日時
- (イ) 避難所開設の目的
- (ウ) 収容状況及び収容人員
- (エ) 開設期間の見込み
- (オ) 避難対象地区名

エ 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設等の二次避難所に収容する。二次避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに県に連絡する。

(3) 費用

災害救助法による避難所の設置及び収容のため支出する費用は、100人1日当たり30,000円が限度である。

(4) 開設期間

災害発生の日から最大限7日以内。ただし、気象情報等により災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、市長は、県と協議の上、設置期間を決める。

2 避難所の運営管理

- (1) 避難者の受入れについては、可能な限り自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。特に要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底すること。なお、詳細については「避難所運営マニュアル」(資料6-4)参照のこと。
- (2) 避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (3) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
- (4) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に努める。
- (5) 避難所に設置された職員及び警察官は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - ア 被災者の収容
 - イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
 - ウ 被災者に対する生活必需品の供給
 - エ 負傷者に対する医療救護
- (6) 各避難施設の責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。
 - ア 救助実施記録日計票(様式集参照)
 - イ 避難所用物品費受払簿

ウ 避難所設置及び収容状況（名簿作成）

エ 避難所設置に要した支払証拠書類

オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

(7) 市が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

(8) 市長は、警察官と協議して、自主防災組織等の協力を得ながら避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

3 避難所設備の整備

市は県及び近隣の市町に協力を要請しながら、避難所の環境整備を図る。なお、避難所の標準的設備は次のとおりである。

(1) 特設コーナー

ア 広報広聴コーナー

イ 避難所救護センター（保健室等）

ウ 情報連絡室（無線、電話、FAX等）

エ 更衣室

(2) 資機器材等

ア 寝具

イ 被服

ウ 日用品（タオル、歯ブラシ等）

エ 常備薬

オ 仮設トイレ

カ 簡易焼却炉

キ 炊き出し備品

ク 電話

ケ 畳・カーペット

コ 間仕切り用パーテーション

サ 洗濯機

シ 乾燥機

ス テレビ、ラジオ

セ 簡易シャワー

ソ 仮設風呂

タ 扇風機

チ 網戸

ツ ストーブ

テ 暖房機

ト 電源設備

ナ 給水タンク

ニ 掲示板

ヌ パソコン

(3) スペース

ア 駐車場

イ 仮設トイレ

ウ 仮設風呂

エ 給水タンク

オ 簡易焼却炉

カ 掲示板

キ 資機材置き場

4 広域的避難収容・移送

- (1) 市の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難に関する支援を県に要請する。
- (2) 県から被災者の受入れを指示・要請された場合は、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。
- (3) 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、市は運営に協力する。

5 その他

- (1) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (2) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (3) 災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第22節 食料の供給

〔市民部〕

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため市は関係機関等と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

1 食料の調達

(1) 調達方法

ア 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として、市内米穀小売業者（資料8-2参照）から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、壱岐振興局長を通じて知事に要請する。

イ 副食、調味料

副食、調味料は、原則として市が直接販売店より調達するが市内における調達が不可能であり、若しくは、必要数量の確保ができない場合は、壱岐振興局長を通じて知事にそのあつせんを依頼する。

(2) 食料の応急供給

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、市長が必要と認めた場合には九州農政局長崎地域センター長に対し文書により応急用食料の緊急引渡の要請を行う。

2 食料の輸送

(1) 食料集積地の指定及び管理

ア あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。

イ 食料の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

(2) 輸送

市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。

(3) 輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送をはじめ、船舶やヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。

(4) 交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による災害地までの輸送を要請する。

3 食料の供給

〔壱岐防〕

災害時における食料の応急供給の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は知事の委任に基づき、これを行う。

(1) 食品の給与対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全焼（壊）、半焼（壊）、流失、床上浸水等の被害をうけ炊事の出来ない者
- ウ 被害をうけ、一時縁故先等に避難する者

(2) 食品の給与の方法

米飯の炊き出しを原則とするが、状況によっては、乾パン等の支給によることができるものとする。

(3) 供給数量の基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
1. り災者に対し炊き出し等による給食を行う必要がある場合	原則として米穀、実情により乾パン及び乾燥米飯	市長が希望する数量
2. 災害により販売機能が混乱し通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同上	同上
3. 被災地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合	同上	同上

4 炊き出しの実施

(1) 炊き出しは原則として、指定避難場所において行うものとするが、必要に応じ災害現場で行う。

このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

(2) 炊き出し施設、器材は、指定避難場所備え付けのもの等を使用し、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。

なお、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達のあっせんに要請する。

(3) 炊き出しに関する事務の責任者は、市長とする。

(4) 炊き出し用の副食物は、次の関係業者と常に連絡を保ち、要求のある場合は直ちに供給に応ずる。

- ア 野菜出荷等の団体（壱岐市農業協同組合）
- イ 水産物等の供給団体（郷ノ浦町、勝本町、箱崎、壱岐東部、石田町漁業協同組合）

(5) 記録等

炊き出しの状況（場所及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに、次の帳簿、書類を整備保存しておく。

- ア 炊き出し受給者名簿

- イ 食料品現品給与簿
- ウ 炊き出し、その他による食品給与物品受払簿
- エ 炊き出し用物品借用簿
- オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

第23節 給 水

〔建設部〕

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

1 飲料水の確保

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を取得することが困難となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

(1) 水源の確保

水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水（ため池、河川）、又は地下水で飲用に適するものを水源にする。

(2) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ水器によりろ過し、あるいは化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 給水体制の確立

(1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設等の状況

ウ 通水状況

エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、老岐振興局及び保健所に協力を求める。

(3) 給水場所、給水方法、給水時間等について緊急告知放送等を用いてきめ細かく住民に広報する。

(4) 医療機関、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

- (5) 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。
- (6) 被災地における最低給水量は、1人1日20リットルを目安とするが状況に応じ給水量を増減する。(被災直後は、生命維持の1人1日3リットル等)
- (7) 激甚災害等のため市だけで実施困難の場合には、県及び自衛隊へ応援要請し、給水車の確保を図る。
- (8) 各家庭及び住民に対して10～20リットル入りのポリ容器を常備しておくように指導を図る。

3 給水の実施

(1) 車両による給水

避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用して拠点給水する。なお、医療機関、福祉施設、災害時要援護者関連施設及び医療救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

ア 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（消防タンク車等）に補給水源から取水し、被災地域内への輸送のうえ、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

イ 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(2) 浄・給水場等での拠点給水

住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

(3) ポリ容器等による給水

ア 避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

イ 学校、保育所で給水の必要があると認めたものに対し、20ℓ容器により必要個数を整備する。

ウ 避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般の被災者に対しポリ袋により配給する。

エ 水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

4 水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

(2) 施設の応急復旧

ア 応急復旧工事は、指定水道業者に要請し、被災後直ちに復旧する。イ 災害の規模によ

っては、市長を通じて知事に応援の業者のあっせんを求める。

(3) 応急復旧順位

ア 取水、導水、浄水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

(4) 配水管路の応急復旧

ア 被災状況の把握をするとともに指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。

イ 応急復旧順位として、次のように行う。

(ア) 配水場及び給水拠点までの配水管

(イ) 医療機関等の緊急利水施設への配管

(ウ) その他の配管

5 応援要請

市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して沓岐地方局をとおして知事に調達あっせんを要請する。

(1) 給水を必要とする人員

(2) 給水を必要とする期間及び給水量

(3) 給水する場所

(4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

(5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

第24節 生活必需品の給与

〔市民部〕

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

1 生活必需品の給与

(1) 供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又はき損した者で、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者である。

(2) 支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。

- ア 寝具……就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
- イ 外衣……洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない。(以下同じ。)]
- ウ 肌着……シャツ、パンツ等
- エ 身の回り品……タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
- オ 炊事道具……なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
- カ 食器……茶碗、皿、はし等
- キ 日用品……石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- ク 光熱材料……マッチ、ローソク、プロパンガス等

(3) 給与又は貸与の方法

ア 物資の購入及び配分計画

(7) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

- a 被災者や避難所の状況
- b 医療機関、社会福祉施設及び災害時要援護者関連施設の被災状況

(イ) 市長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

(ウ) 市は、衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ市内又は近隣の市町村の業者から購入する。この場合、なるべく同一規格、同一価格のものを一括

購入するよう努める。

イ 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

(ア) 物資の給与又は貸与の支給責任者は、市長とする。

(イ) 支給責任者は、民生委員及び住民組織等の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(ウ) 自力で生活必需品を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

ウ 給付又は貸与の限度

被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。なお、季別（夏季、冬季の別）は、災害発生の日をもって決定する。

2 物資の調達

(1) 物資の調達

生活必需品は、市内関係業者より調達する。

(2) 救護物資の集積場所

救護物資の集積地は、原則として資料8-1のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

3 輸送

(1) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は、市長が行う。

(2) 輸送方法は、壱岐市内においては貨物自動車等による陸上輸送を主とし、大島、長島、原島及び孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。

(3) 交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による被災地までの輸送を要請する。

第25節 防疫・保健衛生対策

〔保健環境部〕

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 防疫活動

(1) 防疫消毒

市は、知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。

なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次のとおりである。

災害の程度	薬品名		
	クレゾール	消石灰	クロールカルキ（井戸）
床上浸水 （全・半壊、流失を含む）	200 g	6 kg	200 g
床下浸水	50 g	6 kg	200 g

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症が流行し、若しくは流行のおそれがあるときは、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(3) 検病及び健康診断

検病及び健康診断は、避難所、浸水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県に協力して行う。

(4) 臨時予防接種

被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

(5) 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた対応をとる。

(6) 防疫活動班の編成

防疫実施のための防疫活動班は、衛生技術者1名（班長）、事務職員1名、作業員数名で編成する。

(7) 連絡通知等

市長は、感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び防疫を実施する場

合は、知事に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(8) 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

ア 防疫に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

イ 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行う。

(7) 検病

(イ) 防疫消毒の実施

(ウ) 集団給食の衛生管理

(エ) 飲料水の管理

(オ) その他施設内の衛生管理

(9) 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、市民部において、市内の関係業者から調達するが、調達不可能の場合は、知事に調達あつせんの要請を行う。

2 保健衛生活動

(1) 健康調査、健康相談

県の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など災害時要援護者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

(2) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(3) 栄養調査、栄養相談

県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

3 食品衛生監視活動

市長は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸、受水槽の水質検査や食品関係営業施設などの監視、指導を行う食品衛生監視員の派遣を保健所に要請する。

第26節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策

[保健環境部]

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

1 し尿処理・清掃活動体制の確保

- (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等による災害時の相互協力体制の整備
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄及び調達体制の整備
- (3) 清掃及び防疫資機材の備蓄及び調達体制の整備
- (4) 一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化に努めるとともに、補修等に必要な資機材の備蓄及び緊急出動体制の整備
- (5) 仮集積場所及び仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画の作成等による応急体制の確保
- (6) 市長はし尿及び廃棄物等処理業務が不可能又は困難な場合は、近隣市町村の各処理業者等のあっせんを県に要請する。

2 実施順序の確立

活動は次の順序で行う。

- (1) 道路及び河川並びに公共的施設
- (2) 避難所及びその付近
- (3) 公共機関
- (4) その他の場所

3 し尿処理

- (1) し尿処理施設（資料9-2）の被害状況の把握を行う。
- (2) 必要に応じて仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの設置については、障害者等災害時要援護者に配慮する。
- (3) 速やかにし尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して素掘り、仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- (4) 応急復旧したし尿処理施設で、計画的に収集し処理する。
- (5) 自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

4 ごみ処理

- (1) 仮置場及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (2) 仮集積場所のごみを管理し、あらかじめ選定した処理場（資料9-1）に運び処理する。
また、交通障害等、収集車両の通行が困難な場合は、夜間収集も検討する。
なお、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また処理するように指導、広報する。
- (4) 避難所を開設したときは、臨時的収集体制を組み、収集・処理に当たる。なお、避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。
- (5) 市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民は、自主防災組織を中心として、次の対応をとるように広報を行う。
 - ア 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。
 - イ 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
 - ウ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
 - エ 仮置場のごみは、市が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

5 がれき処理

- (1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (3) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

6 清掃班の編成

ごみ及びし尿の清掃は、し尿汲取り業者に委託し実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、職員により清掃班を編成し、実施する。

7 死亡獣畜等の処理

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、壱岐保健所に連絡の上、死亡獣畜取扱場等（資料10-2）に搬送し処理する。

なお、搬送が困難な場合、又は取扱場で処理しきれない場合は保健所長の許可若しくは指示を受けて、焼却等必要な処理を行う。

第27節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等

[総務部・市民部・消防部]

市は関係機関と連携し、行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬を的確かつ迅速に実施し、民心の安定を図る。

1 行方不明者等の捜索

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、警察官等の協力を得て捜索を行う。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 遺体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (4) 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に遺体安置所を設置する。
- (5) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (6) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (7) 市長は、行方不明者の捜索、処理、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 捜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 捜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量
- (8) 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市に提供するよう努める。

2 遺体の収容処理

- (1) 遺体の収容処理は、消防職員、消防団、警察署の協力を得て次の事項について行う。
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 遺体見分
 - エ 処理に必要な物資の調達
- (2) 発見遺体その他の事故遺体は、市長が開設した遺体収容所へ収容する。ただし、漂流死体の処理については以下による。
 - ア 死体の身元が判明している場合

死体の身元が判明している場合は、警察官又は海上保安官の見分を受けた後ただちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地在市町村長に連絡して引き取らせる。ただし、被害地域に救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。

イ 死体の身元が判明していない場合

(ア) 死体の身元が判明していない場合であって救助法を適用された被災地市町村から漂着したものと推定される場合は、前記、アと同様に取り扱う。

なお、死体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておく。

(イ) 死体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、市長が「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により処理する。

(3) 市長は、遺体収容所を開設できるように、寺院、神社等適当な場所をあらかじめ選定して準備しておく。

(4) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引き渡す。

(5) 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。

(6) 変死体については、警察署へ届け出る。

(7) 遺体の処理を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体の捜索及び収容埋葬のための費用及び期間の周知

災害救助法が適用された場合の遺体の捜索及び収容埋葬のための費用及び期間は、次のとおりである。

(1) 捜 索

ア 捜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費

イ 期間は、災害発生の日から10日以内

(2) 埋 葬

ア 次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給する。

(ア) 棺

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 埋葬及び遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理並びに遺体の一時保存のための費用は、災害救助法施行細則に定める額以内とし、検案が収容処理班又は警察官によりできない場合は、当該慣行料金の額以内

ウ 期間は、災害発生の日から10日以内

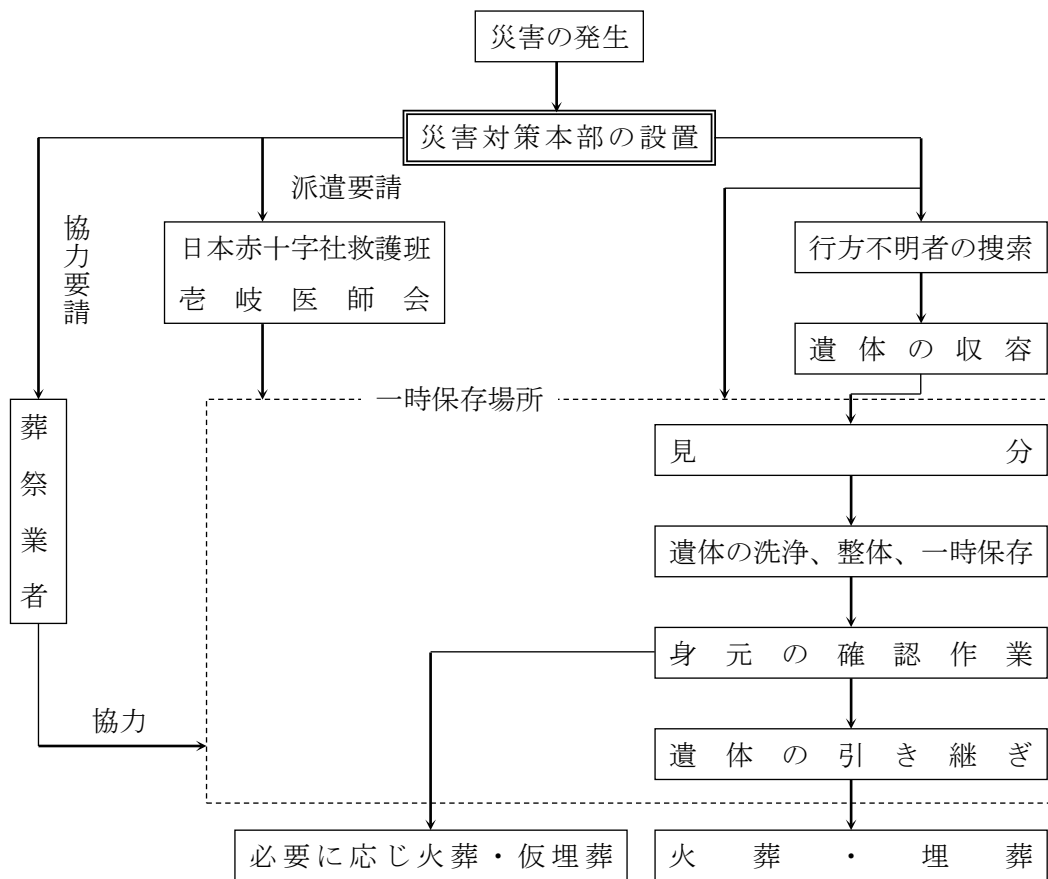
エ 本市における火葬場は、資料10-1を参照のこと。

オ 災害時において、遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

(ア) 実施責任者 (イ) 埋葬年月日

- (ウ) 死亡者の住所、氏名
- (エ) 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (オ) 埋葬品等の支給状況
- (カ) 費用

行方不明者の捜索、遺体の収容等の流れ



第28節 住宅の供給確保

〔建設部〕

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

1 応急仮設住宅の設置

(1) 入居対象者

住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者

(2) 設置予定数量及び単位等

ア 設置数は、住宅が全壊、全焼又は流失した世帯数の3割の範囲内

イ 1戸当たりの規模は、29.7㎡（9坪）を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲

(3) 建物の構造は、県が定める災害応急仮設住宅建築工事設計による。ただし、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等の災害時要援護者に十分配慮した仕様及び設計に努める。

(4) 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は、2年以内の期間である。

(5) 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、あらかじめ定めた候補地（資料6-3）から、その都度市長が定める。被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、被災住宅地等とする。

2 住宅の応急修理

(1) 対象

住家が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を実施することができないと認められる者

(2) 応急修理予定戸数及び単位等

ア 修理数は、住宅が半壊、半焼した世帯数の3割の範囲内

イ 修理対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲

(3) 応急修理期間

〔彦岐防〕

災害発生の日から1か月以内

(4) 建築物応急危険度判定士

災害により被災した住宅について、安全性を判定するため、建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

3 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定

入居者等の選定は、市長が行い、その基準は、おおむね次のとおりである。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産がない失業者
- (3) 特定の資産がない母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯及び病弱者等
- (4) 特定の資産がない勤労者、中小企業者
- (5) 前各号に準ずる経済的弱者

4 公営住宅の活用

必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

5 建築資材及び建築技術者の確保

- (1) 応急仮設住宅の建築等は、建設部が担当し、原則として競争入札による請負とする。
- (2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。(資料8-3参照)

- (3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者の確保に努める。

市内で建築技術者が確保できない場合は、知事にあっせんに要請する。

第29節 文教対策

〔教育部・総務部〕

災害時における学校施設の被災及び児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、市教育委員会は応急教育を実施する。

1 避難措置

(1) 在校時

- ア 災害の発生が予想される気象条件となった場合、各学校長は、必要に応じ休校の措置をとる。下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせる。
- イ 災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講ずる。
- ウ 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。
- エ 被災状況、措置内容について、市教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。

(2) 登下校時及び休日等の措置

- ア 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、学校長、教職員は登校し、施設の安全確認を行うとともに、保護者等と連絡をとり、児童・生徒の安否確認及び状況把握に努める。
- イ 児童・生徒の登校前に休校の措置をした場合は、保護者又は児童・生徒に連絡する。
- ウ 被災状況、措置内容について、市教育委員会、災害対策本部への連絡及び応援要請を行う。

2 学校施設の確保

市教育委員会は、あらかじめ災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため中断することのないよう応急教育実施の予定場所の選定等について、関係諸団体と協議するとともに教職員、住民に対し周知徹底を図る。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の 予 定 場 所
学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合	ア 特別教室、屋内運動場等を利用する。 イ 二部授業を実施する。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の校舎が全部災害を受けた場合	ア 公民館その他の公共施設等を利用する。 イ 隣接学校の校舎を利用する。 ウ 応急仮設校舎を建設する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	ア 避難先の最寄の学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 イ 応急仮設校舎を建設する。
県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	ア 避難先の最寄の学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 イ 応急仮設校舎を建設する。

3 応急教育活動

(1) 休業措置

- ア 学校長は、被災により授業ができないときは、臨時休校措置を講ずる。
- イ 正規の授業ができないときは、次の要領により応急授業等を実施する。

(2) 実施場所の確保

- ア 教育委員会は、校内での授業が困難なときは、場所及び収容人数等を考慮して、市内の他の学校、集会所、公民館等を利用する。
- イ 教育委員会は、実施場所が確保できないときは、仮設校舎を建設する。

(3) 教職員の確保

- ア 学校長及び教育委員会は、教員の被災状況を把握し、学校に來れない職員の代替編成を講ずる。
- イ 教員が不足する場合は、県教育委員会と協議して教員の確保に努める。

(4) 応急の教育方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業などを行う。

(5) 通学路の安全確保

- ア 教員は通学路の安全確保を行う。
- イ 保護者と相談のうえ、臨時の通学路を決める。
- ウ 他の施設で授業を行う場合は、登下校手段の確保に努める。

4 学用品等の給与と調達

(1) 給与

市長は、児童生徒が学用品をそう失し、又はき損し就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学に支障を來した小・中学校の児童生徒

イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 給与の方法

(ア) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了する。

(ウ) 学校長は、配付計画を作成し、親権者の受領書を徴し、配付する。

(2) 調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

5 学校給食対策

(1) 学校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、市長と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

(2) 学校給食用物資は、(財)長崎県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼するとともにその他必要な措置を依頼する。

6 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

(1) 市長は、施設の管理者、教育委員会等と協議の上、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。

(2) 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。

(3) 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

7 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設（資料12-1参照）、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるように検討する。

8 社会教育施設等の応急対策

(1) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

ア 被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

イ 施設が開館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 在館の施設利用者の避難誘導
- (イ) 負傷者の救護、医療機関への搬送
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 教育委員会、市長、消防機関への連絡、応援要請
- (オ) 災害発生のおそれがある場合、施設が利用できない場合は臨時休館措置
- (カ) 資料の保存

ウ 施設が閉館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 施設長及び職員は直ちに出勤し、被害状況の調査
- (イ) 教育委員会への連絡
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 資料の保存

エ 施設が避難所となった場合は、施設管理者は教育委員会及び市長に協力し、円滑な避難所運営に努める。

(2) 文化財対策

被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導・助言を行うとともに、必要な措置を講ずる。なお、本市における文化財については資料12-2参照のこと。

第30節 義援金品の受入れ・配分

〔市民部〕

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

1 義援金

(1) 義援金の募集、受入れ

市は、県及び日本赤十字社長崎県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

(2) 義援金の引継ぎ及び管理

個人、会社及び各種団体等から送付された被災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

(3) 配 分

各実施機関で受領した義援金は、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

2 義援物資

(1) 義援物資の募集、受入れ

義援物資については、市は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

(2) 義援物資の引継ぎ及び配分

寄託された義援物資は市に引き継がれる。配分委員会は被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

市は、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。なお、配分に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。

(3) 義援物資の管理

市は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第31節 農水産業災害の応急対策

〔農林水産部〕

大規模災害により、農業生産基盤、治山施設、養殖施設等施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花き等のハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、市及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

1 農水産業用施設の点検・整備

農水産業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 大規模災害により農水産業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

2 気象災害対策の周知徹底

気象災害対策については、県農林部・水産部及びそれぞれの出先機関との緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。なお、具体的な対策は以下による。

(1) 稲

ア 水害技術対策

(ア) 水害発生前の対策

- a 軟弱苗は水害に弱いので、厚まきを避け、緑化、硬化を適正に行い、健全な苗を育てる。
なお、窒素の追肥はなるべくひかえる。
- b 田植終了後も残り苗は当分の間、管理しながら保存する。
- c 常習冠水地帯では、予備苗を育成する。
- d 7月初めまでの水害に備えて、早生品種の種籾を保存する。
- e 水路の流れをよくするため、清掃及び障害物の除去をしておく。

(イ) 冠水期の対策

- a 本田期の対策(a) 改植しない場合

- ・冠水したほ場は、早期排水に努める。ただし、晴天高温が続く場合は、古い水を一時に排水してしまうと、稲がしおれて枯死することがあるので、古い水を排水する一方、代りに新しい灌がい水を少しずつ流し込む。
- ・流入した砂や泥土、異物などの排除を行うとともに株元をほぐす。
- ・冠水後も生葉があり、また新根が発生している場合は、回復が可能であるので、植替えしないで肥培管理に努める。
- ・耕土が酸素不足になっているので、落水して一時田を干し、その後は間断灌水に努める。
- ・稲の回復を促進するため、生育に応じた追肥を行う。
- ・初期除草剤については、落水後稲の回復を待ってその使用の可否を判断し、もし使用する場合でも、できるだけ減量して散布する。
- ・黄化萎縮病の多発生が懸念されるので、常発地では薬剤防除を行う。ただし、散発する程度では、病株を抜き取り補植する。
- ・葉いもち病や白葉枯病が激発することが多いので、箱施薬等で防除していない水田では退水後、速やかに薬剤防除を行う。
- ・アワヨトウが大発生する傾向が強いので、早期発見に努め、時期を失することなく防除する。

(b) 苗を入手して改植する場合

- ・7月上・中旬に水害で稲が全滅した場合は、早生品種の成苗であれば改植は可能であり、極力、晩期栽培用として育苗された残り苗や、すでに植付けてある水田の間引苗を入手するように努める。
- ・苗を輸送するときは、育苗日数が長くなりすぎないように注意する。なお、輸送中にムレないように日除けや夜間輸送等に留意する。
- ・施肥については、冠水しただけの水田は窒素が通常の半分以上、リン酸、加里は通常程度とするが、耕土が流失又は流入した場合は、その量や質に応じて施肥量を加減する。
- ・苗が十分に入手できない場合は、栽植密度や植付本数を減ずる。
- ・活着時の高温を避けるため、できれば水を掛け流しする。
- ・植付後の管理作業や病虫害防除については、改植しない場合に準ずる。

(c) 再育苗する場合

- ・出穂安全限界期（9月10日頃）内に出穂することが必要であるので、次の稚苗移植（諫早平坦）を標準として、およそ15～18日前までに、は種する。

品種 地帯	早生(愛知93号)	中生(ヒノヒカリ級)	晩生(レイホウ級)
標高 350m	6月20日	6月10日	—
標高 250m	6月30日	6月20日	—

標高 150m	7月5日	6月30日	6月20日
標高 50m	7月10日	7月5日	6月28日

※ 対馬は約10日、壱岐は約5日、県北は約3日早目に行う。
島原半島南部は約5日、成苗使用及び出穂安全限界期とすれば約5日遅くてよい。

- ・品種は秋冷による不稔に備えて、出穂安全限界期内に収穫させるため、早、中生品種を入手する。

なお、遅植えはいもち病が発生するので、いもち病に強い品種を選定する必要がある。

- ・苗代様式は、箱育苗とする。箱育苗の場合は肥料分を含む人工床土が生育が早い、温度管理は高温に注意する必要がある。
- ・育苗箱数は2割程度増す。
- ・育苗日数は、箱育苗で15～20日程度を目標にする。
- ・植付時の留意事項は、苗を入手して改植する場合の項に準じる。

イ 干害技術対策

(ア) 用水対策

- 常習干ばつ地帯では、池や用水等の水利施設を計画的に整備する。
- 常に貯水量を把握し、関係者の話し合いの中で節水栽培を行う。
- 地下水を利用できる場合は、ボーリングや井戸等によって用水を確保する。
- 常習干ばつ地帯では早期栽培と普通期栽培の組み合わせや、早、中生品種栽培の導入等で水系毎に計画配水を行うこと等で水の有効利用を図る。
- 河川地帯等で用水不足の地域では、還元灌がい等の施設を設ける。(水循環施設の設置)
- ポンプの所有台数及び設置場所等を点検しておく。

(イ) 移植が遅延した場合

- 実用的限界育苗日数は、箱育苗(1箱180g以上播)で播種後35日(苗齢3.5葉)程度、水苗代の早生品種で55日、中生種で60日、晩生種で65日(苗齢8～9葉)程度である。
- 育苗箱は風通しのよいところにおき、箱の間隔を5～10cmあけて苗のムレを防ぐ。
- 箱育苗、水苗代とも極端に肥料切れした場合に追肥し、苗の老化を防ぐ。
- 箱育苗は、灌水量を少なくし、水苗代はできるだけ浅水にする。
- 伸びすぎた場合は葉先を軽く剪除する。
- いもち病の多発が予想されるので発生に注意し、防除を徹底する。
- 植付けが可能になった時点で苗に追肥(弁当肥)をする。
- 萎縮病、縞葉枯病、イネミズゾウムシ防除のための箱施薬は、植付けの目途が確実になってから田植当日に施用する。ただし、徒長軟弱の場合は使用をとりやめる。
- 遅延苗は分けつが少なくなるので、植付株数や本数を増加する。

- j 除草剤は薬害が発生するおそれがあるので、使用に当たっては薬害の少ない除草剤や田植後遅く使用しても効果の高い除草剤を選ぶ。
- k 施肥については、基肥は基準量とし、中間肥は減量して田植後早目に施用する。
 - l いもち病等の病虫害防除を徹底する。
- (ウ) 再育苗又は予備苗を設置する場合
 - 水害技術対策の(イ)のcに準ずる。また、早期又は早生品種については乳苗育苗の検討を行う。
- (エ) 植え付けた水田の用水不足の場合
 - a 苗の活着後は、節水のため時々田面に水を走らせる程度とし、白乾を防ぐ。
 - b 除草剤の使用はとりやめ、後期除草に努める。
 - c 畦畔の漏水防止を徹底する。
 - d 畦畔付近に青草を切って敷く。
 - e 亀裂が生じた場合は、田面を浅くけずって亀裂を埋める。なお、降雨があった場合は中耕機を通して水持ちをよくする。
 - f いもち病の多発が予想されるので、防除を徹底する。
 - g 出穂前の10～15日頃と出穂開花期には万難を排して灌水する。
 - h 降雨があり次第、ひえ抜き等の雑草防除を行う。
 - i 枯死又は移植不能となった場合は、共済組合（単協、県連）と連絡をとりながら代替作物を作付ける。
- ウ 冷害技術対策
 - (ア) 早生品種を早植えする。（ただし、早期栽培での極端な早植えは、6月下旬の冷害を受けるので避ける。）
 - (イ) 健苗を育成して、活着を促進し生育を早める。
 - (ウ) 水管理
 - a 冷水灌がい田や漏水田等においては掛流しを避け、昇温灌がい法をとるよう指導する。

中間止水灌がい等も水温上昇に有効であるが、灌がい水の供給量等を考慮して押水灌がい等実施しやすい方法により水温の上昇を図る。

（注）押水灌がいは掛流し灌がいとの中間的な方法であり、水尻（排水口）をふさいで水田で減水しただけの水が少量ずつ用水路から連続的に補給される灌がい法である。普通、用水路にせきをつくり、水が自然に水田に流入するようにする。
 - b 生育初期に低温日照不足により稲の生育が軟弱徒長ぎみのときは、晴天の日を選んで日干し等を行い、倒伏防止を図る。
 - c 山間地においては、水稻の幼穂形成期（出穂前10～15日）にかけて著しい気温の低下（最低気温で16℃以下）をきたし、障害型冷害の発生のおそれのあるときは、できるだけ深水（15cm位）にして幼穂を低温から保護する。
- (エ) 漏水及び湧水防止

畦畔の破損、モグラ、ケラの害等による畦畔からの漏水を防いで水温の低下を防ぐ。また、田の中から冷水の湧き出るところは、湧口の周りに手あぜを作り、湧水を水田の外に導き、水温の低下を防止する。また、隣接する高い水田から冷水が下をくぐって湧出する水田では、がけ下に溝を作って冷水を捨てる。

(オ) 除草

低温寡照の条件下においては、稲が軟弱徒長して除草剤に対する抵抗性が弱くなっており、また、雑草の発生も少ないか、あるいは遅れているので、次のことに注意して除草剤を使用する。

- a 2・4 P A (2・4-D) などホルモン剤は使用量を少なくし、適期に散布する。
なお、低温に対して安全性の高い除草剤は、M C P、2・4 P Aの順であるから、2・4 P Aの使用はできるだけ避ける。
- b 除草剤の使用は晴天の日を選んで行い、早目に切りあげる。

(カ) 施肥

- a 堆肥等の施用は早目に行い、遅く肥効が現れないようにする。
- b 土壌改良資材や、磷酸質肥料等を増施する。
- c 低温寡照が続く場合は、稲の追肥は控えるようにする。

(キ) 病虫害防除

- a いもち病：低温寡照が続く場合は葉いもち病の多発が懸念されるので、早目の防除を徹底する。
- b 縞葉枯病：低温により稲の感受性が高まり縞葉枯病の後期感染が多くなることが予想されるので、高冷地では幼穂形成期まで薬剤防除を徹底する。
- c イネヒメハモグリバエ：早期栽培では発生しやすくなるので、早期発見に努め、防除が手おくれにならぬよう心がける。

エ 風害（大雨）技術対策

(ア) 台風中は深水にして倒伏及び損傷防止に努める。

(イ) 排水路を整備し、冠水を防止する。

(ウ) 倒伏した場合は、落水を行うと同時に、穂先を水から上げる。

なお、数株を結束するときは、通風、採光を考えて、できるだけ軟かく結ぶ。

(エ) 倒伏したほ場は、ウンカ類の発生が多くなるので、発生に注意し防除を行う。

(オ) 風水害後は、穂いもち病が多発することが多いので、速やかに薬剤散布を行う。

(カ) 用排水路が破損した場合、緊急に水路を整備する。なお、早急に整備ができない場合は、仮設水路を設ける等して、出穂後30日程度まで湛水できるように対策を講ずる。

(キ) 冠浸水した場合は、速やかに排水を図る。

なお、濁水の冠浸水があった場合は、排水と同時に稲に付着した土をできるだけ洗い落とす。

(ク) 海水が流入した場合は、排水と同時に多量の水を掛流しする。また、潮風の場合は、稲についた塩分を清水で洗い流す。

(2) 麦

ア 播種期の長雨（播遅れ）技術対策

- (ア) 秋播性の低い品種を使用する。
- (イ) 播種面積率を多くする。
- (ウ) 播種量を増加する。
- (エ) 芽出し播きを行い、出芽を早める。
- (オ) 小麦にはシロトビムシ類の被害が発生するので、播種前の薬剤種子粉衣を行う。
- (カ) 排水を図り根の活性を良くし、生育促進に努める。
- (キ) 施肥は基肥量を多くし、初期生育の促進を図る。
- (ク) 踏圧は中止する。

イ 生育後期の長雨技術対策

- (ア) 4～5月の出穂期前後の長雨により、赤かび病、うどんこ病が多発することが多いので、薬剤散布に努める。
- (イ) 水田麦作では、排水を良くするために溝さらいを行う。
- (ウ) 収穫が適正かつ迅速にできるよう収穫機及び乾燥機を整備するとともに、収穫・乾燥の体制を整備しておく。

(3) 甘しょ

ア 冷害技術対策

種いも貯蔵中、降雪低温により腐敗することがあるが、特に屋外貯蔵の場合、イモガマに積雪したときは早急に除雪するとともに、イモガマの周囲に排水溝を掘り、冷水が入らないよう注意する。また、貯蔵温度にも注意し、10℃以下に低下するような場合は、さらにワラ囲い等をするよう指導する。

育苗期の低温は、苗の伸長を停止又は抑制するので保温に努める。

挿苗期の低温は、活着及び初期生育が悪く、減収するので、地温15℃以上で挿苗するよう注意する。

(4) ばれいしょ

ア 風害技術対策

- (ア) 生育初期のものは株元が動かないよう土寄せを行う。
- (イ) 茎葉の損傷部より疫病等が発生しないよう、薬剤散布を行う。

イ 水害技術対策

- (ア) 生育初期のもので株元が露出した場合、速やかに土寄せを行う。
- (イ) ほ場に冠水することのないよう、特に水田では排水溝の整備を行うとともに、冠水した水は早急に排除し、根腐れ（いもの腐敗）を防止する。
- (ウ) 雨後、晴れ間をみて疫病の防除を徹底する。

ウ 干害技術対策

- (ア) 秋作で植付後の干ばつは、種いもの腐敗を助長するので萌芽まで極力かん水に努める。

(イ) アブラムシ類、ジャガイモガ、ニジュウヤホシテントウ、ハスモンヨトウ等の害虫が異常発生するので防除を徹底する。

エ 寒害技術対策

(ア) 冬作ばれいしょの植付けは、標高200m以上の地帯は早植を避け、またマルチ作業もやや遅めに行う。

(イ) 霜害を受けた場合、えき芽から新葉の再生するのを待って液肥の葉面散布を行う。また、後期の生育を健全にするため疫病等の防除を徹底する。

(5) 園芸作物

ア 風害技術対策

(ア) 果樹

- a 防風（破風）垣（網）を補強する。
- b 果樹棚の補強及び枝の結束を行う。
- c ハウス栽培では、施設の補強及びビニールを十分おさえ耐風性を強める。また、強風が吹くときは、吸気孔を閉め換気扇をまわす。しかし、停電やなお一層の強風でハウス本体が破損するおそれのある場合は、ハウスバンドを切りビニールを除去する。
- d 収穫期に入っている果樹又は収穫間近いものは、事前に収穫する。
- e 倒伏した果樹は引き起こし、支柱を立て樹を固定する。
- f 枝折れ、枝裂けが生じた場合は、可能な限り結束して癒合を図る。しかし、枝を切り落とした場合は、傷口を鋭利な刃物で削りとり、接ロウを塗布する。
- g 潮風等を受けた場合は、できるだけ早く清水を十分散布し、塩分を除去する。
- h 落葉を生じた場合は、樹勢の早期回復と翌年の生産安定のため、残葉数に応じて摘果する。
- i 落葉が過半数にも及ぶ場合には、日焼け防止のため、幹や大枝に石灰乳や水性ペイントを塗布する。
- j 強風下での作業には、危険が伴うので十分注意する。

(イ) 野菜・花き

- a ハウス、トンネル等の施設は倒壊しないよう基礎及び支柱を補強させるとともに、網、縄、竹等でビニールの破損防止に努める。
- b 生育初期は、株元が動かないよう土寄せか敷わらをする。
- c 地上をはう蔓性のものは、蔓先が傷まないようわらで所々おさえて土でとめる。
- d 支柱栽培のものは支柱の補強結束等を行い、倒伏を防止する。生育中のものは支柱より離しネット等で被覆する。
- e 風のあとは特に病害の発生に注意し、薬剤散布を行う。
- f 潮風等を受けた場合は、速やかに清水で洗い流す。
- g 移植可能な野菜・花きは補植苗を準備し、欠株した場合は速やかに植付ける。

イ 水害技術対策

(ア) 果樹

- a テラスや排水溝を設ける等して流去水を分散し、土壌流亡を少なくするとともに、畦畔等の崩壊防止に努める。
- b 集排水溝の土砂さらいをするとともに、木の根元の土が流失した箇所には客土を行う。
- c 樹が埋没した場合は、周辺の土砂を速やかに除去する。
- d 平坦地で冠水した場合は、早急に排水する。
- e ハウス栽培では、周囲の溝を十分整備し、雨水を排除する。
- f 病害発生予防のため薬剤散布を行う。

(イ) 野菜・花き

- a は種後、雨で種子が露出しないよう敷わらを十分に行う。
- b 生育初期のものは株元の露出を防止するため土寄せをし、敷わらを行う。
- c ほ場に冠水することのないよう排水溝の整備を行うとともに、冠水した水は早急に排除し根腐れを防止する。
- d 雨後晴れ間をみて病害発生を防止するため薬剤を散布する。
- e 移植可能な野菜は補植苗を準備し、欠株した場合は速やかに植付ける。
- f ビニール、ポリマルチをしてあるほ場では、根を湿害から守るために早急に除去し土壌の乾燥を促す。

ウ 干害技術対策

(ア) 果樹

- a 流水、湧水、貯水等の確保に努め、水を有効に利用する。
- b 干害の状況に応じてかん水を行う。かん水後は敷わら並びにポリマルチを行い、土壌水分の蒸散防止に努める。草は刈り取り、敷き草として利用する。
- c 干ばつの被害が進行した樹では、その程度に応じて果実を摘果して負担を軽くし、樹体の保護に努める。
- d ダニの発生増加に注意し、薬剤散布を行う。
- e 収穫後は、葉面散布を行い樹勢の回復に努める。
- f 樹勢の弱った樹のせん定は、なるべく軽く行う。

(イ) 野菜・花き

- a 敷草、敷わらを十分にし、極力かん水に努める。
- b 中耕除草は、干ばつ時はしないか又は実施する場合も表面のみ軽く削る程度にとどめる。
- c 肥料は固形では吸収されにくいので、必要な場合には水に薄めて夕方に施す。
- d 薬剤散布は日中をさけ、朝夕の涼しいときに行う。

エ 寒害（霜害）技術対策

(ア) 果樹

- a 晩生かんきつ類は、異常低温襲来前に収穫する。
- b 寒害被害を受けやすいびわ園では寒害被害防止効果のある果実袋を使用する。

- c 防風垣（網）を補強する。
- d 冷気の停滞する所では、防風垣の下枝を1 m程度刈り上げ風の流れをよくする。
- e 積雪による枝折、裂傷を防止するため枝を縄で結束する。
また、ネット栽培では崩壊防止のため、ネットは片側寄せで結束しておく。
- f 積雪の場合は、早急に除雪に努める。
- g ハウスに積雪した場合は、内張りカーテンを巻き上げ屋根の雪を解かす。また、必要に応じて除雪も行う。除雪作業は危険を伴うので十分注意する。
- h 落葉果樹で発芽後晩霜の予想される場合は、重油等を燃やし保温に努める。
- i 霜害を受けた場合、なしでは残花の着果率を高めるため人工受粉を徹底する。
ぶどうでは、主芽が被害を受けた場合、副芽を利用する。

(4) 野菜・花き

- a ビニール被覆、マルチング等により地温の上昇を図る。
- b 生育初期における窒素質肥料の多施用を避ける等、健全な生育管理に努める。
- c 早まき、早植えを極力避け、健苗の育成に努める。
- d 積雪による被害を受けやすい地域では、施設の破損、倒壊を防止するため、施設の点検に努め、必要に応じて補強、破損箇所の補修を行う。
- e 積雪時には、栽培施設内の温度を高め、積雪の落下を促進する。また、速やかな除雪を行う。
- f 被害が発生した場合には、欠株の補植、速効性肥料の施用等適切な肥培管理により、草勢の回復を図るとともに、病害虫の防除を徹底する。

(6) 畜産

ア 水害技術対策

(7) 家畜飼養管理対策

a 畜舎内浸水防止

水害又は長雨による畜舎への浸水、雨漏を防止するため、畜舎及びその周辺の排水路・屋根の点検に努める。

b 浸水・冠水後の処理

- (a) 畜舎内は、排水、清掃、水洗、消毒を実施するとともに畜舎内の乾燥化を図る。
- (b) 管理用具が冠水した場合には、水洗、消毒、性能を点検し使用する。
- (c) 乾燥した敷料を多施用するなど家畜（特に子畜）の保温を図る。
- (d) 腐敗又はカビの発生した飼料の給与はしないこと。特に赤カビ病に罹病した麦類の給与には特に注意すること。

(4) 飼料対策

- a 保管中の飼料については、保管庫の浸水の防止と床面の乾燥化を図り、発酵、カビ発生の防止に努める。
- b 天候の良い日には、飼料庫を開放し乾燥化を図る。
- c 飼料畑について、長雨、水害によって飼料作物の茎葉は軟弱に生育し倒伏しやすい

ので、十分に圃場周囲の排水溝を掘り、乾土化に努めるとともに、中耕、培土、追肥を実施して生育促進を図る。

イ 干害（暑熱）技術対策

(ア) 家畜飼養管理対策

- a 畜舎を開放し、通風、換気に努めるとともに、換気扇等による送風を行う。
- b 放射熱を避けるため天井及び軒先に断熱材を設置するなどの工夫をする。
- c 通常の時よりも飼育密度を可能なかぎり緩和する。
- d 家畜への直射日光を避けるとともに、寒冷紗棚等による日除け対策を講ずる。
- e 新鮮な冷水を十分与える。

(イ) 飼料対策

- a 播種に当たっては場が乾燥している場合は、碎土の励行、通常より深めの播種、十分な鎮圧を行い、発芽率の確保に努める。
- b 干害で通常の生育が期待できない場合は早めに刈り取り、乾草又はサイレージとして貯蔵利用する。
- c 干ばつ状態が続くと、アワヨトウ、アブラムシ等の害虫の異常発生がみられるので、早期発見と防除に努める。食害被害の進展が著しい場合は、早急に刈り取り、被害の軽減を図る。
- d 干害に強い草種（ソルガム、ローズグラス等）を選択して播種する。
- e 水源の確保、貯水槽の準備、水の運搬手段等を検討しておく。

ウ 寒害（冬期）技術対策

(ア) 家畜飼養管理対策

- a 給水施設については、凍結を防止する。
- b 畜舎の隙風を防ぎ、換気採光に配慮しつつ保温に努める。特に新生子牛の保温対策は十分に行う。

(イ) 飼料対策

- a 低温時の刈り取りは避け、生育が回復してから行う。
- b 発芽が悪いときは、状況に応じて追播又は播直しを行う。
- c 生育が悪いときは、追肥を行う。
- d 寒害に強い草種（イタリアンライグラス等）を選択する。
- e 粗飼料の不足に備えて稲わらや、その他貯蔵飼料を十分確保しておく。

(7) 林木等

ア 苗畑

(ア) 苗畑の干害対策

- a 灌水を行う。灌水をはじめたら毎日続ける。
- b 灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分蒸発を防止する。
- c 苗間にわらなどを敷く。

- d は種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取はずし、夜露を当てる。
- e 除草剤の多使用は避け、中耕除草は干ばつ時はしないか、又は実施する場合は表面を軽くけずる程度にとどめる。
- f 地温が30℃を越えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか、土壤消毒をする。
- g 薬剤散布は日中を避け、朝夕の涼しい時に行う。

(イ) 噴火に伴う降灰対策としては、降り積もった火山灰土層は透水性が悪く、苗木に障害を与えるので、頻繁に中耕する。

イ 造林木

(ア) 干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈り作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。

(イ) 造林木の風害、潮害跡地の復旧対策としては

- a 台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被災林地については伐倒整理し、防風林帯を設け今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
- b II 齢級以下の幼齢木の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い機会に倒木起し等を実施し回復に努める。
- c 潮害被災林については被害の程度を考慮し、樹勢回復のための手入を行う。枯死木が多い場合は、耐潮性等を考慮しながら改植再造林を行う。

ウ しいたけ

(ア) ほだ木が直射日光を受けると、しいたけ菌糸に悪影響を与えるので、笠木の補充を行い直射日光を避ける。

(イ) 干ばつ時の下草の刈りすぎは、ほだ木の乾燥を促し、しいたけ、菌糸の伸長、ほだ化を阻外するので、伏込地、ほだ場の状況をみて行う。

(ウ) ほだ場の乾燥しやすい場所では、ほだ木を低く組んだり、倒すなどして水分調節を行う。

(8) 藻類養殖

ア 風害技術対策

(ア) 種付け時期における対策

種付け時期に暴風により、網ヒビ、幹縄等の流出、破損又は、流れ藻等による芽切れ等、甚大な被害を受けた場合は次の応急技術指導を実施する。

a 種付け指導

風波により芽切れしたものについては、糸状体による種付、重ね張り及び種糸の取り替え等による種付技術の指導を実施する。

なお、流れ藻により被害を受けやすい漁場については、前もって防除施設を設置させる。

b 網ヒビ等の張り替え

養殖施設の流出、破損したものについては、予備網ヒビの張り替え、種網の取り替

えを行わせる。

(イ) 養殖期間における対策

12月中までの被害であれば(ア)のbと同様な技術指導を実施する。

(9) 貝類養殖（真珠養殖を含む）

ア 風害対策

台風時の風浪による筏施設のき損、筏の流失、養殖カゴの落下等の被害については、

(ア) 風浪の強い海域においては、漁業権の設定に当たり風浪の影響について充分配慮するとともに、漁業権者に対し、漁場の行使について指導する。

(イ) 最悪の事態が予想される場合は、安全な海域に一時避難させる。

(ウ) 被害が起こった場合は稚貝購入資金のあっせん等を行う。

イ 水害対策

豪雨又は長期降雨による筏の流失、くろ貝等のへい死被害については、

(ア) 豪雨又は長期降雨による影響を受け易い海域においては、漁業権の設定に当たり、十分配慮するとともに、漁業者に対し漁業の行使について指導する。

(イ) 被害が予想される場合は、

a 深吊りを行わせる。

b 安全な海域へ避難させる。

(ウ) 被害が発生した場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。

ウ 冷害、干害等対策

恒常的に異常海況が発生する海域においては、毎年相当量の貝類が異常へい死しているが、かかる海域には漁業権を設定すべきでないが、

(ア) 冷害、干害等の被害を未然に防止するための避難漁場（避寒、避暑漁場）の設定を積極的に進める。

(イ) 安全な海域に一時避難させる。

(ウ) 被害が生じた場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。

(10) 魚類養殖

ア 風害対策

台風時の風浪による筏施設の破損、筏の流失、又は生簀網の破損、養殖魚の散逸等の被害については、

(ア) 風浪の強い海域においては、漁業権の設定に当たり、その影響について充分配慮するとともに、漁業権者に対し漁場の行使について指導する。

(イ) 被害発生の事態が予想される場合は、安全な海域に一時避難させる等の指導を実施する。

(ウ) 被害が発生した場合は、養殖施設資金、種苗購入資金のあっせん等を行う。

イ 水害対策

豪雨又は長期降雨による筏の流失又は養殖魚のへい死被害については、

(ア) 豪雨又は長期降雨による影響を受け易い海域においては、漁業権の設定に当たり、十

分配慮するとともに、漁協に対し漁場の行使について指導する。

(イ) 被害発生事態が予想される場合には、安全な海域へ避難させる等の指導を実施する。

(ウ) 被害が発生した場合は養殖施設資金、種苗購入資金のあっせん等を行う。

第32節 ライフライン施設の応急対策

〔建設部〕

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 水道施設対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第23節「給水」による。

2 下水道施設対策

下水道管理者は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

(1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 応急対策

ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急排水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施行中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設避難所に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

(3) 被害箇所の応急復旧

市内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

第1節 災害復旧・復興

〔全部署〕

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。

1 災害復旧・復興の基本方向の決定

被災地域の被害状況や地域特性を考慮し、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 災害復旧計画

(1) 基本方針

災害後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(2) 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の樹立に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

(3) 事業の実施

市は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。

(4) 復旧事業計画の種類

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

(ア) 河川公共土木施設復旧計画

(イ) 海岸公共土木施設復旧計画

(ウ) 港湾公共土木施設事業復旧計画

(エ) 漁港公共土木施設事業復旧計画

(オ) 砂防施設事業復旧計画

(カ) 道路公共土木施設事業復旧計画

(キ) 林地荒廃防止施設災害復旧計画

- イ 農水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 住宅災害復旧事業計画
- オ 公立文教施設災害復旧事業計画
- カ 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設災害復旧事業計画
- ク その他公営企業施設災害復旧事業計画
- ケ 公用財産災害復旧事業計画
- コ 上下水道災害復旧事業計画

(5) 災害復旧事業に伴う財政援助並びに資金計画

災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 清掃法
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭37. 8. 14 建設省都市局長通達）
- コ 生活保護法
- サ 児童福祉法
- シ 身体障害者福祉法
- ス 知的障害者福祉法
- セ 売春防止法
- ソ 老人福祉法
- タ 水道法
- チ 下水道法
- ツ 災害救助法
- テ 堆積土砂排除事業
- ト 開拓者等の施設整備事業
- ナ 災害廃棄物処理事業
- ニ 廃棄物処理施設災害復旧事業

ヌ 火葬場整備事業

ネ 公的医療機関整備事業

(6) 老岐市の資金計画

ア 地方債（地方自治法、地方財政法）

(ア) 歳入欠陥債、災害対策債（災害対策基本法、激じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

(イ) 災害復旧事業費

① 補助災害復旧事業債

・現年発生補助災害復旧事業債

・過年発生補助災害復旧事業債

② 単独災害復旧事業債

・現年発生単独災害復旧事業債

・過年発生単独災害復旧事業債

・小災害復旧事業債

③ 公営企業等災害復旧事業債

イ 地方交付税

市は資金需要に応じ、繰上交付を県へ要請する。

3 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。

災害復興事業を効果的に実施するため、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

(1) 復興計画の基本方針

復興の必要性を確認したとき、復興方針を策定する。

(2) 復興計画の策定

市は、県の復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

策定に当たっては、被災市街地の状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。

(3) 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携して、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

(4) 大規模災害からの復興

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

4 防災まちづくり

市は、再度の被災防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

また、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等为目标とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

さらに、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択枝等の施策情報等を、住民に対して提供する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

[総務部・市民部]

市は県及び防災関係機関と協力して、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的な措置を講ずる。

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

1 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付け

世帯更生資金貸付制度に基づき、民生委員及び市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と協力して被災世帯に対し、自主更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

災害により住家、工場等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

ア 低所得世帯であること。

イ 融資によって独立自活できる世帯であること。

ウ 蓄積資本がなく、他から借入れることができない世帯であること。

(2) 貸付限度額及び償還期限

ア 貸付限度額 150万円

イ 据置期間 1年以内

ウ 償還期限 7年以内

エ 貸付利子 年3%

(3) 貸付条件

ア 保証人 1人

イ 延滞利子 年10.75%

(4) 提出書類 担当民生委員に提出

- ア 借入申込書
- イ り災証明書（市長の証明書）

(5) その他

同一世帯に対して災害援護資金のほかに別種の資金の貸付を受けることができる。

この場合、申請の必要性や償還能力を審査する。

例) ①災害援護資金＋住宅資金

- ・全焼、全壊の場合

250万円以内

- ・半焼、半壊の場合

170万円以内

②災害援護資金＋更正資金又は障害者更正資金

2 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付け

県との緊密な連携のもとに、貸付制度について広く周知を図り、県の窓口となり、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づいて貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母（配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）。父母のない20歳未満の児童。母子福祉団体

イ 寡婦福祉資金貸付金

寡婦（かつて、母子家庭の母であった者）。40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体

(2) 貸付金申込みの受付

窓口は、市役所（支所市民生活課）とし、直接の指導、相談等については、主として福祉事務所の母子自立支援員が当たる。

(3) その他

災害による被害を受けた者に対する事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金については、その被害を受けた種類及び程度に応じて据置期間を2か年以内に延長することができ、その期間中は無利子である。

(4) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金一覧表（災害関連分）

資金名	貸付金額の限度		据置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付け	2,830,000円	1年	7年以内
	団体貸付け	4,260,000円	1年	7年以内
事業継続資金	個人貸付け	1,420,000円	6か月	7年以内
	団体貸付け	1,420,000円	6か月	7年以内

住 宅 資 金	1,500,000円	6 か月	6 年以内 (災害7年以内)
	(ただし、災害老朽化等による 増改築の場合 2,000,000円)		

(注) 1. 償還方法 月賦又は半年賦若しくは年賦による。

2. 利 子 利率 事業開始資金 無利子
事業継続資金 無利子
住宅資金 年3%

3. 表中の据置期間は一般貸付けの場合

3 生活保護

福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給して支援する。

4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

(1) 支給及び貸付対象

自然災害による被害のみを対象とする。

(2) 災害弔慰金

ア 市が条例（資料11-3参照）によって支給

イ 死亡者が生計維持者の場合500万円、その他の者の場合250万円を支給

ウ 弔慰金を支給する場合の災害の範囲

(ア) 一の市町村の区域内で住居滅失数が5以上

(イ) 県内の他の市町村で災害救助法が適用された場合の災害

(ウ) その他特別の場合

(3) 災害障害見舞金

ア 市が条例によって支給

イ 災害により重度の障害（労働災害補償保険法に定める1級程度の障害）がある住民に対し、生計維持者の場合250万円、その他の場合125万円を支給する。

ウ 見舞金を支給する場合の災害の範囲

災害弔慰金の場合と同じ。

(4) 災害援護資金の貸付け

ア 世帯主が負傷（療養期間1か月以上）し、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財の損害（価格の1/3以上の被害）及び住居の損害がない場合 150万円

(イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

(ウ) 住居が半壊した場合 270万円

(エ) 住居が全壊した場合 350万円

イ 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

- (イ) 住居が半壊した場合 170万円
- (ウ) 住居が全壊した場合 250万円
- (エ) 住居の全体が滅失し、若しくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円

ウ 利 息 年3% (据置期間中無利子)

エ 据 置 3年 償還7年

オ 所得制限

市民税、所得割の課税標準額を世帯状況に応じ、次のように定める。

1人世帯のときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち、4人を除いた者1人につき30万円を加算した額

(5) 国縣市町村の負担割合

- ア 弔慰金 国 2/4 県 1/4 市 1/4
- イ 障害見舞金 国 2/4 県 1/4 市 1/4
- ウ 貸付金 国 2/3 県 1/3 市 なし

(6) 災害資金貸付け

ア 市が条例 (資料11-1 参照) によって貸付け

イ 貸付対象

貸付対象は、貸付対象災害として、市長が指定した災害により、居住する住家又はその敷地に災害を受けた者

ウ 貸付金額

災害復旧に要する額の1/2相当額又は100万円のいずれか低い額で市長の定める額

(7) 小災害り災者に対する見舞金品の支給

長崎県民で災害により損害を受けた者等に見舞金品をおくり、その自立更生を助長する。

区 分	支 給 対 象 者	金 額		
弔 慰 金	災害により死亡した者 (その者の故意又は重大な過失によって死亡した者を除く) の遺族	死亡者1人につき70,000円以内。ただし死亡者が主として生計を維持していた場合140,000円		
見舞金品	災害救助法の適用基準に達しない災害により被害を受けた世帯	り災の程度 世帯構成	全壊、全焼 流失	半壊、半焼
		1人世帯	15,000円	10,000円
		2人世帯	20,000円	14,000円
		3人以上1人増すごとに加算する額	6,000円	5,000円

※ この要領でいう「災害」とは県内で起こった火災、風水害、その他予測できない天災地変等による災難事故をいう。

5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）が行う。）

市は、法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

(1) 対象となる自然災害

ア 自然災害の種類

- ・暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等

イ 災害の程度

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (ロ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (エ) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(ア)～(ロ)に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(2) 支給対象世帯

ア 支給対象世帯

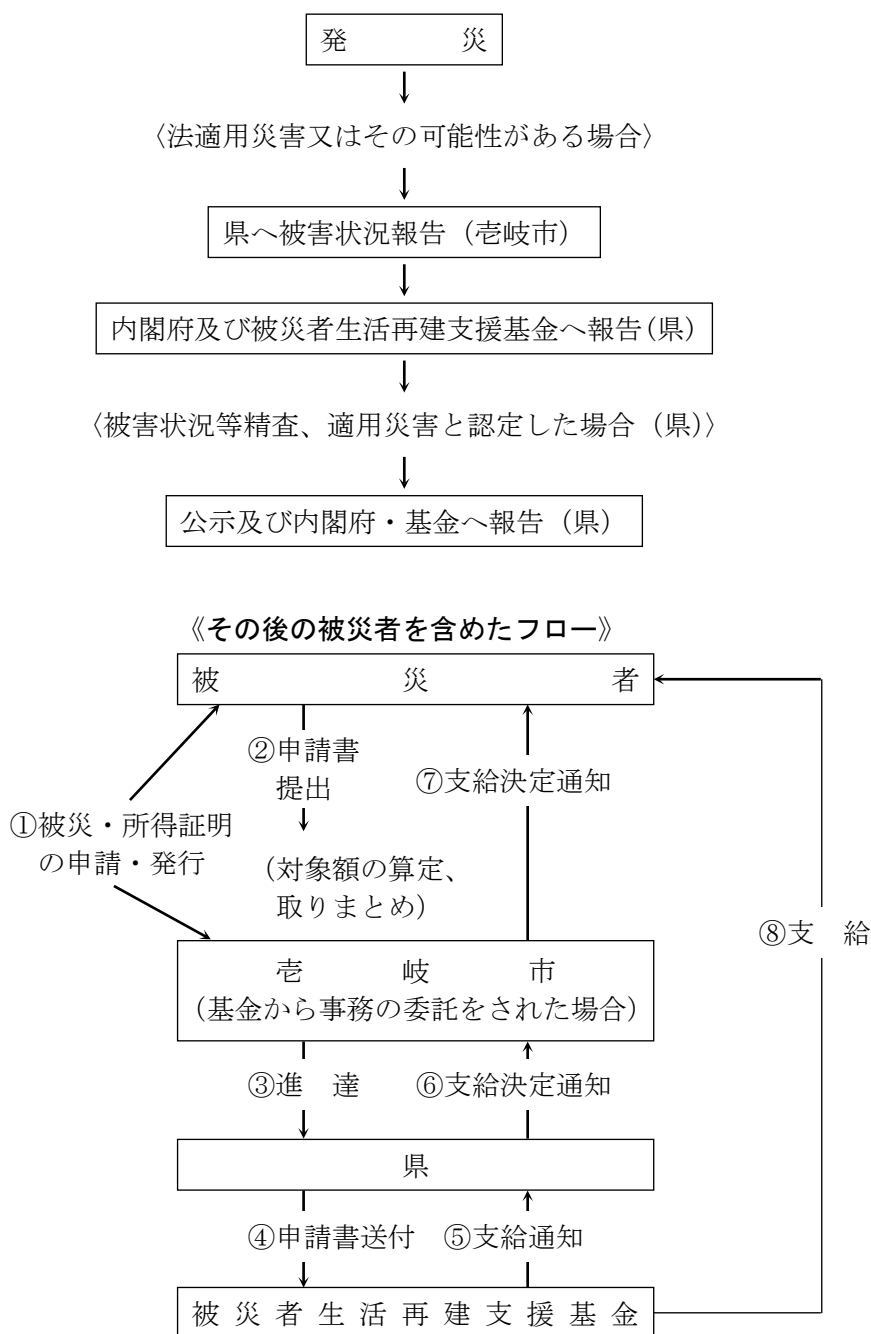
- (ア) 住宅が全壊した世帯
- (イ) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (ロ) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

イ 資力要件

下記の区分に該当する世帯が対象となる。

	年 収 等 の 要 件	支 給 限 度 額	
		複 数 世 帯	単 数 世 帯
①	(年収) ≤500万円の世帯	300万円	225万円
②	500万円 < (年収) ≤700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
③	700万円 < (年収) ≤800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

《被災者生活再建支援金の支給フロー》



6 児童救済金の支給

(財)長崎県児童救済基金より、当該給付規定に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。市は窓口となって被災者を支援する。

(1) 給付対象

火災、風水害等による災害事故を対象とする。

(2) 救済金の種類と額

ア 学 資 金 親をなくした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付

イ 両親・父親の死亡 小・中学生 年 66,000円 高校生 年264,000円

- | | | | |
|-----------|-----------------------------------|-------------|---------------------|
| | 大学生等 | 年371,000円 | |
| (イ) 母親の死亡 | 小・中学生 | 年 33,000円 | 高校生 年132,000円 |
| | 大学生等 | 年186,000円 | |
| イ 被服文具費 | 住家を失ったときに給付 | 小・中・高校生 | 50,000円 |
| ウ 修学旅行資金 | 被災児童の修学旅行費用を給付(住家を失ったときは、その翌年度まで) | | |
| | 小学生 | 14,000円、中学生 | 39,000円、高校生 72,000円 |
| エ 就職支度金 | 中・高校を卒業して就職するとき給付 | 50,000円 | |
- (3) 交付申請
- り災証明等を添付し、「救済金交付申請書」を市役所（市民部）に提出する。

7 住宅災害の復旧対策

(1) 住宅災害についての情報収集

市は、被害状況を的確に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した場合は直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書を提出する。県は、これを取りまとめ、直ちに国土交通省（住宅局総務課）に報告するとともに住宅金融公庫（福岡支所経由）その他関係機関に通報し、援助指導体制の確立を計ることとなっている。

(2) 住宅災害の復旧対策

ア 公営住宅法による災害公営住宅の建設

(ア) 適用される災害

- a 天然災害の場合は災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500戸以上、又は市内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上
- b 火災の場合は火災により滅失した住家の戸数が被災地全域で200戸以上、又は市内の1割以上

(イ) 事業主体

原則として市

(ウ) 国庫補助

災害により滅失した住宅戸数の3割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の2/3

イ 公営住宅法による既設公営住宅の復旧（再建設と補修）

(ア) 適用基準

一戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として一事業主体内で合計190万円以上になった場合

(イ) 国庫補助

再建、補修共1/2

ウ 住宅金融公庫法による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付制度

住宅金融公庫法施行規則第1条の3に規定される災害について適用される。

(3) 住宅の被害区分

被害の区分		被害の程度
滅失	全壊 全流失 全焼	住宅の主要構造部の損害額が「その住宅全体の時価」に対する比率が50%以上のもの
損傷	半壊 半流失 半焼	上の比率が20%以上50%未満
	その他	上の比率が20%未満のもの

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査する。

8 リ災証明の発行

発災後早期にリ災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに、リ災証明を交付する。

9 被災者に対する職業のあっせん

災害のため、勤務先の会社事業所、工場等の滅失等により、職業を失った者に対し、対馬公共職業安定所壱岐出張所と連携して、必要な就職のあっせんに努め、被災者の生活の確保を図る。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の有している技能、経験、健康その他の状況から就職あっせんが可能な者

(2) 職業相談

対馬公共職業安定所壱岐出張所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、対馬公共職業安定所壱岐出張所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事等に従事することを希望する者に対しては、当該職業を紹介し、県の他の地域又は他の都道府県を希望する者に対してはそれぞれ希望に応じた職業を紹介するように努める。

10 租税の徴収猶予、減免

(1) 県税の減免等の措置（地方税法）

ア 県税の期限の延長

申告、申請、納付、納入等の期限延長 2月以内

イ 県税の徴収猶予（地方税法15条） 1年（やむを得ない場合2年）以内

ウ 県税の減免

(ア) 個人の県民税

(イ) 個人の事業税

(ウ) 不動産取得税

(エ) 自動車税

(オ) 自動車取得税

(カ) 固定資産税

(キ) 軽油引取税

(2) 市税の減免等の措置（地方税法）

ア 市税の期限の延長

申告、申請、納付、納入等の期限延長

イ 市税の徴収猶予

ウ 市税の減免

(ア) 市民税

(イ) 固定資産税

(ウ) 軽自動車税

(エ) 国民健康保険税

11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報

- (1) 市長は、必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 住民に対し、掲示板、広報車、広報紙等を活用し広報を行う。
- (3) 報道機関に対し、発表を行う。

12 被災者への精神的なケア

市は、保健所やボランティア団体と連携して、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、災害時要援護者への適切な対応に努める。

(1) 知的障害者の生活再建支援

ア 被災知的障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすいため、本人の悩みを聞き、問題処理に当たって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

イ 医療費助成、被災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

(2) 高齢者への対応

ア 身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は特に重要である。特に仮設住宅や被災地外への疎開等環境の変化に対しては、「孤独死」の防止に努める。

イ 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

(3) アルコール関連問題への対応

ア 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取するおそれがあるため、アルコール飲料の自粛指導、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。

イ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、専門家による巡回相談、専門医療機関等との連携を図り対応する。

(4) 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。市は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

(5) 家族等を亡くした人たちへの支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとってははかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていくよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第3節 産業復興の支援

〔農林水産部〕

被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずる。

1 中小企業金融対策

振興資金等融資制度の充実を図るほか、国・政府系金融機関・県・信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化及び既往借入金の償還期間の延期等による負担軽減を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

2 農林水産業金融対策

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、災害復旧及び災害による経営資金等の融通を行う以下の各種制度の周知を図るなどの措置を講ずることにより、民生の安定を図る。

(1) 天災資金の貸付け（天災融資法）

天災により被害を受けた農林漁業者等又は農林漁業者の組織する団体等に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金等の貸付けを行うものである。

なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価格が12万円以下のもの。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（漁網網等）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（総トン数5 t未満）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸し付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたものの補填に充てる資金である。

(2) 農林漁業資金の貸付け

災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農業者が農業経営を維持できない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補填に必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち主なものは次のとおりである。

ア 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設又は共同利用施設災害復旧資金）（公庫資金）

(ア) 貸付対象事業

災害により被害を受けた農業、水産施設で主務大臣の指定するものの復旧、補修に要する資金を貸付けの対象とする。

(イ) 貸付けの相手方

農業者、農協、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区

土地改良区連合、農業振興法人等

- ・共同利用施設 漁業協同組合等

- ・主務大臣指定施設 漁業者または法人（漁業協同組合を除く）

(ウ) 貸付限度

- ・共同利用施設 融資対象事業費×0.8に相当する額

- ・主務大臣指定施設 1施設当たり、300万円（特認600万円）、漁船1,000万円又は融資対象事業費×0.8のいずれか低い額

(エ) 貸付条件等

利率年0.16%～0.20%

償還期限 ・共同利用施設 20年以内（うち据置期間3年以内）

・主務大臣指定施設 15年以内（うち据置期間3年以内）。ただし、果樹の植栽25年以内（内、据置期間10年以内）

(オ) 借入申込手続

借入申込者は、借入申込書に市長の災害証明書を添えて公庫に申し込む。

公庫よりの貸付決定通知書の交付後受託金融機関から借入金の交付を受ける。

(3) その他の災害資金（日本政策金融公庫資金）

農地、漁船等の災害に対するものとして(1)、(2)のほか次のものがある。

ア 農林水産事業資金

(平成31年4月1日現在)

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業基盤整備資金	0.16～0.45%	25年以内	うち10年以内	農業者1人当たり要負担額
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)	0.80～1.45%	15年以内	うち5年以内	同上
林道	0.80～1.60%	20年以内	うち3年以内	同上
林業経営安定資金 (林業経営維持資金)	0.80～1.60%	20年以内		個人200万円 法人800万円
漁業基盤整備資金	0.16～0.20%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%
漁業経営改善 支援資金	0.20～0.35%	15年以内	うち3年以内	事業費の80%または 品目ごとに定められた 上限額
農林漁業セーフティ ネット資金	0.16%	10年以内	うち3年以内	600万円 条件により年間経費 祖収益の12分の6

イ 農協系統資金

(平成31年4月1日現在)

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業近代化資金 (施設資金) (小土地改良資金)	0.3%	7~20年 以内	2~7年以内	個人(認定農業者) 1,800万円以内 法人(認定農業者) 20,000万円以内

(4) 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

県単独の制度資金である本資金制度は、災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるものであり、対象災害については知事が定めることとなっている。

(平成31年4月1日現在)

資金の種類	貸付限度額		貸付条件		
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間
農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年0.30%	10年以内	2年以内
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年0.20%	10年以内	2年以内

第4節 激甚災害の指定

[全部署]

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

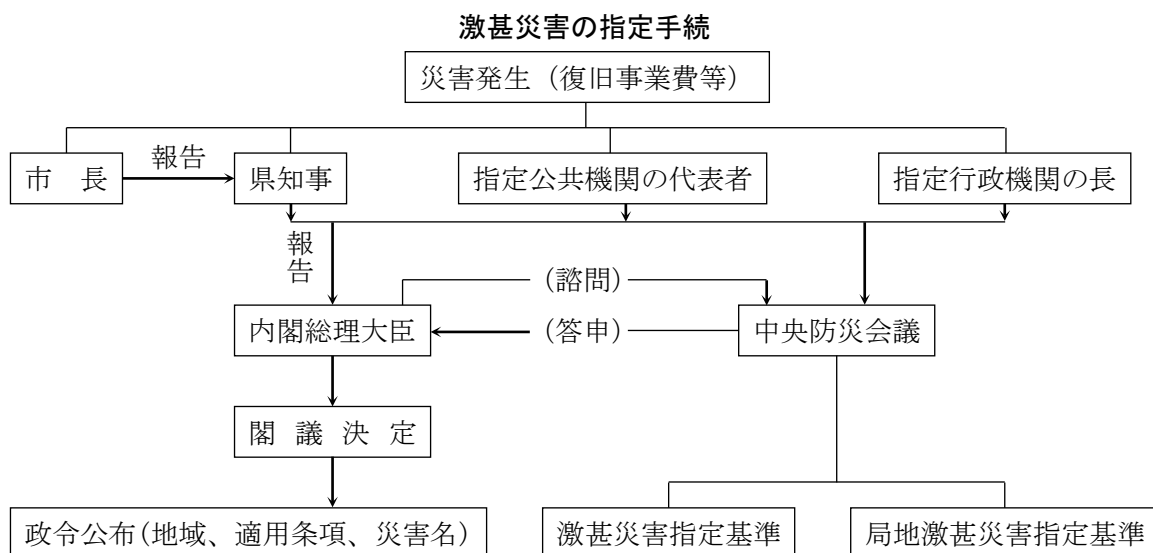
1 激甚災害に関する調査

市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

県は、市からの調査報告を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

2 激甚災害指定の手続

県は国の機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続をとる。



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続を行う。

3 特別財政援助の交付（申請）手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金などを受けるための手続を行うものとする。

4 激甚災害指定基準の確認

激甚災害の指定基準は、次のとおりである。

(1) 激甚災害指定基準

適用すべき措置基準	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 $>$ 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 \times 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 $>$ 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 \times 100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの。 (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 $>$ 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 \times 0.25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 $>$ 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 \times 0.05
法第5条（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 \times 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 \times 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの。 (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 $>$ 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 \times 100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 $>$ 10億円
法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 \times 100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮。 (A基準) 農業被害見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 \times 100分の0.5

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
	<p>(B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの。 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>
<p>法第12条、第13条、 第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの。 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、 第17条（市立学校施設災害復旧事業の補助）、 第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
<p>法第22条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸数</p>

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
	(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害。 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害。
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮。

(2) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置	1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収額×100分の50に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。
1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置	2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。
右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置	3 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
	当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。

地震被害の想定と課題

地震被害は、台風や大雨などの風水害に比べて発生頻度は低い代わりに、ひとたび発生すると大きな災害となる。交通、通信、電気、ガス、水道などライフラインの切断などにより、広範囲で長期にわたって障害が続き、市民生活や経済等に与える影響ははかりしれない。

第1節 地震被害の想定と課題

[総務部]

老崎市における過去の地震災害をみると、今から約310年前（1700年4月15日）、M7の大規模地震により家屋の崩壊など大きな被害を受けたとされている。平成17年3月20日には、福岡県西方沖地震（M7.0）が発生し、本市においても震度5強を記録し被害が発生した。

国内に目を向けると、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）後も東北地方太平洋沖地震

（東日本大震災）が発生するなど、幾度となく地震による被害を受けている。その要因としては、日本列島が4枚のプレートの境界に位置し、規模の大きな地震が繰り返し発生すると考えられる海溝型地震の発生領域や活断層が全国的に分布していることにある。

文部科学省の地震関係基礎調査交付金事業で全国の主要な98活断層の調査が実施された際、長崎県においては平成14～16年度に「雲仙活断層群調査」が行われ、雲仙活断層群を構成する断層群として、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分され、橘湾西部断層帯、島原沖断層群が別の活断層として確認されている。

このほか、「新日本の活断層」（1991年活断層研究会編）によれば、老岐南部、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保市北部にも活断層が存在することが指摘されている。

近年の被害地震の発生状況から鑑みると、主要な活断層として認められていない場所で規模の大きな地震が発生しており、本市近辺に分布する活断層の活動により市域に被害を及ぼすような地震が発生する可能性は皆無ではないことから、新たな知見にもとづき地震想定を行う必要がある。

地震等対策のため、長崎県が公表した地震等防災アセスメント調査（平成17年度）

及び南海トラフ地震等を踏まえて取りまとめられた長崎県地域防災計画見直し検討委員会（平成23年度）が実施した地震津波シミュレーションについての認識が必要である。

2 長崎県の地震等防災アセスメント調査（平成17年度）における地震動の想定

長崎県は、平成7～9年度に策定した県内における地震動想定の見直しを行うため「長崎県地震発生想定検討委員会」（平成17年4月27日設置）を設置し、県内に被害を及ぼす地震の震源となる恐れのある活断層の選定及び、その震源特性の評価を行い、震度、被害範囲、津波発生の可能性等について検討を行った。

本委員会では、長崎県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層について、「雲仙活断層群調査」など、これまで実施された調査結果、参考文献等を基に、次の基準により選定した。

- (1) 過去の調査等で活断層であることが確実なもの及び、推定されるもの
- (2) 断層の延長が10km以上のもの。（M6.5以上の震源となりうるもの）
- (3) その他、活断層の活動状況等を考慮

上記(1)～(3)の基準により県内及び周辺の活断層として、次のものを選定した。

活断層		地震規模 (気象庁マグニチュード)	断層の長さ (km)
県内	雲仙地溝北縁断層	7.3	31
	雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21
	雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28
	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	7.7	49
	島原沖断層帯	6.8	14
	橋湾西部断層帯	6.9	18
	大村-諫早北西付近断層帯	7.1	22
県外	布田川・日奈久断層帯（熊本県）	8.0	74
	警固断層帯（福岡県）	7.2	26

各活断層の位置は、図-1「震源となる活断層の位置図」のとおりである。

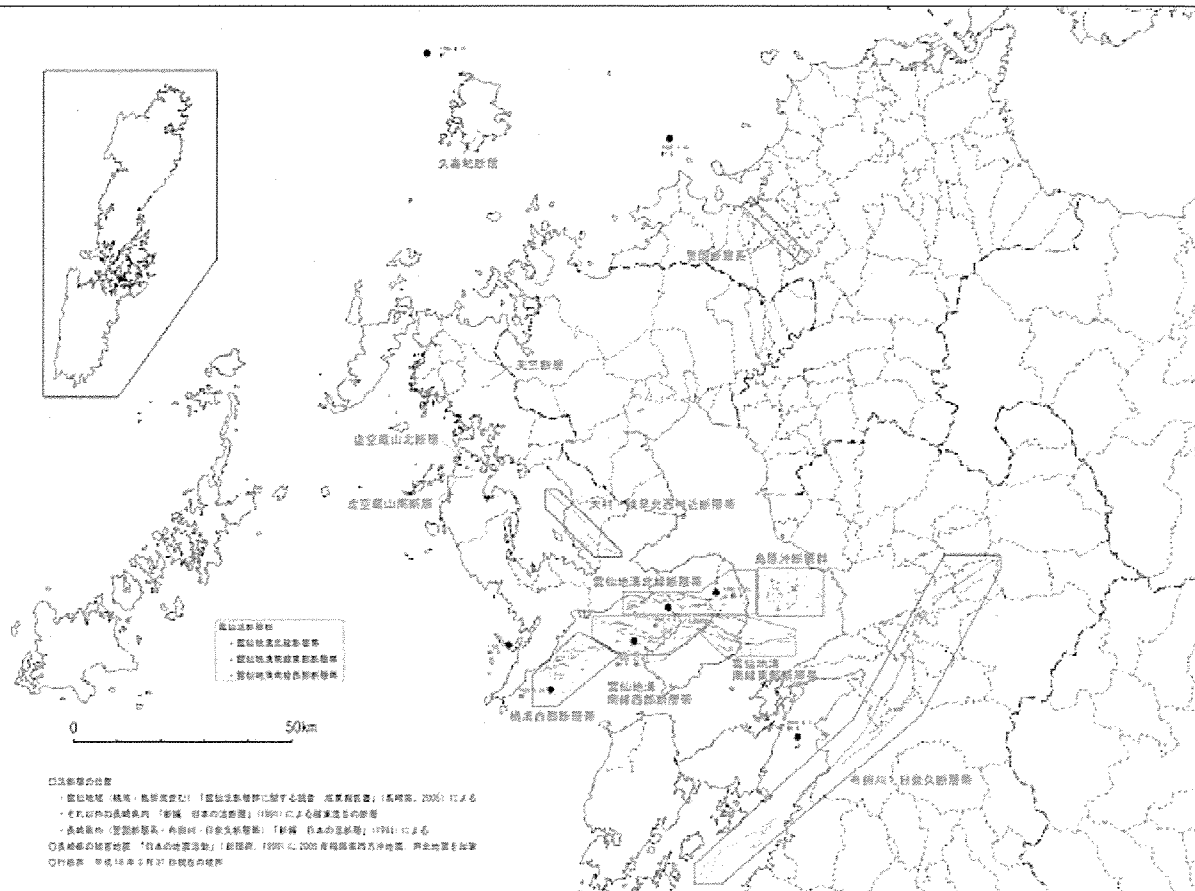
以上をもとに本委員会では、長崎県地震等防災アセスメント調査委員会（平成17年9月12日設置）との合同で、県内の震度予測について検討した。

想定した活断層別に県内全域を250mメッシュで区分した震度予測が取りまとめられたが、これをもとに本市の震度等を示したものが表-1である。

県内外の活断層で、最大の規模が予測されるのは、警固断層帯（福岡県）が活動する場合であり、この場合で震度5弱が予測される。

なお、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、本市直下でM6.9（震源断層上端の深さ3km）の地震を想定しており、その場合、最大で震度6強が予測される。ただし、この想定では、活断層の有無の確認とは無関係に震源を設定していることに注意が必要である。

<図-1> 震源となる活断層の位置図



<表-1> 県内の想定活断層による震度圏

想定活断層	雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	島原沖断層帯	橘湾西部断層帯	大村・諫早北西付近断層帯
地震規模	M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
予測震度	震度3-4弱	震度3-4強	震度3	震度3	震度3-4強

県外の想定活断層による震度予測

想定活断層	地震規模	予測震度
布田川・日奈久断層帯（熊本県）	M8.0	震度3～4
警固断層系（福岡県）	M7.2	震度4～5弱

3 本県における地震の被害予測

長崎県地震発生想定検討委員会の審議結果を受け、県内の地震災害の危険区域及

び地域の災害特性に関して、専門的及び技術的な評価を行うために「長崎県地震等防災アセスメント調査委員会」が設置され、地震災害による物的・人的被害等について審議された。本県における地震の被害予測は、以下のとおりである。

(1) 想定活断層による地震の被害予測

想定活断層による地震の被害予測の概要は、以下のとおりである。

※被害率は、県内総数（建物総数 654,296 棟、屋内人口 1,495,963 人）に対する被害予測数の割合である。

※建物については、木造と非木造を合計している。

※被害率については、0.01%未満の場合は「-」と表示している。

①雲仙地溝北縁断層帯（M7.3）による地震の場合

建物被害・人的被害（火災被害を除く）

【早朝5時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数 19,305 棟（被害率 2.95%）

建物・斜面被害による人的被害 死者数 951 人（被害率 0.06%）

地震による火災被害（建物の焼失棟数、死者数 地震発生から 6 時間後）

【夏・早朝5時、風向・南南西、風速・4.5m/秒 の場合】

焼失棟数 7,516 棟（被害率 1.15%）

死者数 137 人（被害率 0.01%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒 の場合】

焼失棟数 10,855 棟（被害率 1.66%）

死者数 207 人（被害率 0.01%）

②雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（南縁連動）（M7.7）の場合

建物被害・人的被害（火災被害を除く）

【早朝5時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数 34,262 棟（被害率 5.24%）

建物・斜面被害による人的被害 死者数 2,001 人（被害率 0.13%）

地震による火災被害（建物の焼失棟数、死者数 地震発生から 6 時間後）

【夏・早朝5時、風向・南南西、風速・4.5m/秒 の場合】

焼失棟数 8,004 棟（被害率 1.22%）

死者数 149 人（被害率 0.01%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒 の場合】

焼失棟数 12,201 棟（被害率 1.87%）

死者 234 人（被害率 0.02%）

③島原沖断層群 (M6.8) の場合

建物被害・人的被害 (火災被害を除く)

【早朝5時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数 1,519 棟 (被害率 0.23%)

建物・斜面被害による人的被害 死者数 28 人 (被害率 -%)

地震による火災被害 (建物の焼失棟数、死者数 地震発生から 6 時間後)

【夏・早朝5時、風向・南南西、風速・4.5m/秒 の場合】

焼失棟数 393 棟 (被害率 0.06%)

死者数 8 人 (被害率 -%)

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒 の場合】

焼失棟数 810 棟 (被害率 0.12%)

死者数 15 人 (被害率 -%)

④橘湾西部断層帯 (M6.9) の場合

建物被害・人的被害 (火災被害を除く)

【早朝5時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数 551 棟 (被害率 0.08%)

建物・斜面被害による人的被害 死者数 124 人 (被害率 0.01%)

地震による火災被害 (建物の焼失棟数、死者数 地震発生から 6 時間後)

【夏・早朝5時、風向・南南西、風速・4.5m/秒 の場合】

焼失棟数 169 棟 (被害率 0.03%)

死者数 3 人 (被害率 -%)

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒 の場合】

焼失棟数 2,373 棟 (被害率 0.36%)

死者数 42 人 (被害率 -%)

⑤大村一諫早北西付近断層帯 (M7.1) の場合

建物被害・人的被害 (火災被害を除く)

【早朝5時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数 5,921 棟 (被害率 0.90%)

建物・斜面被害による人的被害 死者数 391 人 (被害率 0.03%)

地震による火災被害 (建物の焼失棟数、死者数 地震発生から 6 時間後)

【夏・早朝5時、風向・南南西、風速・4.5m/秒 の場合】

焼失棟数 1,665 棟（被害率 0.25%）

死者数 33 人（被害率 -%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒 の場合】

焼失棟数 2,601 棟（被害率 0.40%）

死者数 52 人（被害率 -%）

(2)津波被害予測

県内の想定活断層による地震では津波浸水被害は少ないと予測されるが、最大規模の南縁連動による地震（M7.7）では最大 2.7 m（島原市九十九島付近、これ以外は 2 m 未満）の津波高が予測され、島原半島及び周辺地域で数箇所の浸水被害が予測される。

津波による浸水は、漁協や港湾の岸壁などで機能上、地形上の特性によって発生しやすいところがある。また、海岸保全施設が整備されている場合は浸水の範囲は狭くなるが、地震により堤防等が損壊し全く機能しない状態では、島原市、南島原市の有明海沿岸などで広範囲の浸水が予測される。

また、南縁連動では、有明海の沿岸でも場所によって引き波から始まる場所、押し波から始まる場所があると予測されるほか、最初の波が最も高いとは限らず、時間がたった後の第2波の方が高い場合があるなど、場所によって発生の態様が異なることに注意を要する。

4 長崎県地域防災計画見直し検討委員会（平成23年度）における地震動の想定

長崎県では、平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」の発生を受けて「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」を設置し、長崎県地域防災計画の見直し の前提となる想定する地震津波について、平成17年度に実施した長崎県地震等防災アセスメント調査（以下「平成17年度アセスメント」という。）等を補完するとともに、「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」のように大規模な海溝型地震動の発生や津波堆積物調査の結果等の新たな知見を加えて、国において、近い将来発生が懸念される東海、東南海、南海地震の連動や震源域の規模拡大等が議論されている現状を踏まえ、東海地震、東南海地震、南海地震、日向灘地震が連動する海溝型地震（以下「4連動の地震」という。）を中心に地震津波が本県にどのような影響を与えるか検討を行い、平成24年4月「海溝型地震津波想定に関する報告書」を公表した。

本節では、本市の防災対策の推進に当たり重要な基礎資料となる本報告書のデータについて、その概要を示すものとする。

地震についての検討

検討した地震	津波波源としての検討の判断
ア 東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の4連動	<p>■検討対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東海・東南海・南海地震の三つを足したものが、我が国が東北の地震が起こるまで想定していた最大の地震である。もうちょっと日向灘の方まで震源域を延ばす必要があるということが指摘されている。 ○ 日向灘まで入れて、仮にマグニチュード9.0ができて、今までの中央防災会議の評価の仕方に従えば、倍ぐらいになる可能性がある。単純に浪の高さが2倍になっても、その後湾とか港の中で共振現象が起こるとかとうことがあり、やってみないとわからない。港口、湾の入り口までの波の高さという単純なことを言えば、倍ぐらいと考える。 ○ 3連動を国が見直すという動きもあるが、国の場合は波高しか出ない。それから浸水予測図をつくるためには来年、再来年になってしまう。国に先駆けてやったほうがよい。 ○ 国がやった結果と県でやった結果は、モデルが違うから完全にイコールにはならないと思うが、長崎県のほうが大きかったら1回で済むし、もし長崎県のほうが小さかったら、国からデータをもらって、遡上高さをもう一回計算するということになる。 ○ 海のそばに県庁を建てようということなどで心配されている県民に対して説明をするという意味で、ぜひやったほうがいいと考える。
イ 橘湾～長崎(野母崎)半島付近の断層	<p>□検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎港側については、調査がなされていないか、あるいは不十分なので、将来的に調査をやって、そこで、もしそういう断層があり、しかもそれがかかり縦ずれ成分を持っているということが判明したら、評価をすることが必要ではないか。 ○ 津波は、長崎港側の活断層の長さが例えば10キロであれば、ほとんど数十センチだと思う。それが例えば20キロ、30キロになってくると1メートルぐらいにはなるかもしれない。ただ、非常に浅いので、そういう意味での津波のパワー自体はあまり大きくなく、波高も大きくないと考える。
ウ 対馬南方の断層(九州電力(株)の津波想定)	<p>□検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対馬地域で九電の想定した断層は横ずれ断層であり、どんなに大きくても、横にずれている限り津波は原理的に出ない。若干の縦はあるので少しは出るかもしれないが、これで津波を想定することは非常に厳しい。 ○ 現時点では科学的な根拠が非常に薄弱と言わざるを得ないので、取り上げる必要はないと考える。
エ 南海トラフ～南西諸島海溝の海溝型巨大地震(M8～M9)	<p>□検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この地域では、過去に巨大地震に記録はなく、唯一、八重山津波ぐらいしか資料がないが、長崎では被害は報告されていない。 ○ 現在の知見では、プレートは沈み込んでいるが、この領域では、プレートのカップリング(太平洋側の海底が沈み込むときの陸側の引きずり込み)がほとんど検知されていない。 ○ 実際にシミュレーションをしてみると、データがないのでパラメータの設定が非常に難しい。もうちょっと資料が出てくるのを待つか、国の見直し状況などをみて必要に応じて評価することで良いのではないかと考える。
オ 沖縄トラフ(東シナ海)の地震(M7)	<p>□検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去に起こった地震は、マグニチュード7程度。拡大中の海底で地殻が薄いので巨大地震の発生は考えにくいと想定しなくてよいと考える。
カ 黄海・東シナ海	<p>□検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的に国外であるため活断層の情報がない。地震が起こったら震源はわかるが、この付近では地震が観測された例はなく、地震発生の可能性は低いと考える。

	性は小さいと考える。
キ 日本海東縁の地震 (M7~M8)	<input type="checkbox"/> 過去の結果を参考に検討する(シミュレーションはしない) <input type="checkbox"/> 佐渡島北方沖の地震が影響を及ぼす可能性があるが、日本海中部地震のときにどのくらいの津波が来たかというのをそのまま当てはめれば、シミュレーションしなくても、そのデータを使える。 <input type="checkbox"/> 長崎県・壱岐には津波が来ても、過去の最大が30センチ程度であるから、過去の履歴から1メートル程度で防災対策をやっていくことでよい考える。
ク 警固断層、西山断層等	<input type="checkbox"/> 過去の結果を参考に検討する(シミュレーションはしない) <input type="checkbox"/> 警固断層については、3カ年計画で詳しい調査が始まった。揺れの見直しをする必要が出てくるかもしれないが海域では地震が発生した直後であり、今後活動する領域は陸域と想定される。また、横ずれ主体の断層なので津波の発生については、ほとんど関係がないと考える。 <input type="checkbox"/> 西山断層については、海域に四、五十キロ延びている可能性がある。この断層は若干縦ずれ成分を伴っており、若干の津波が発生する可能性があるが、その場合でも波高は、数十センチ程度と考えられる。この断層についても、揺れについては評価をすることになっても、津波についての検討は不要と考える。 <input type="checkbox"/> 揺れについては平成17年を参考にする。
ケ チリ地震(M9.5)のような外国の巨大地震	<input type="checkbox"/> 過去の結果を参考に検討する(シミュレーションはしない) <input type="checkbox"/> チリ地震津波では長崎港で115センチであった。外国で起こっても長崎に影響があることを周知させる必要がある。
コ 山体崩壊や海底火山噴火などの地震以外の要因	<input type="checkbox"/> 過去の結果を参考に検討する(シミュレーションはしない) <input type="checkbox"/> 代表的な例が1792年の眉山崩壊による津波で、これはマグニチュード6.4の地震で山が崩壊して、1万5,000名が亡くなった。こういうことが起こり得るということを広く周知させていただき、啓発活動に生かしてほしい。
サ 平成17年度防災アセスメントでの想定地震(雲仙断層群等)	<input type="checkbox"/> 前回防災アセス結果で検討する(シミュレーションはしない) <input type="checkbox"/> 前回のシミュレーションの結果で津波被害が起こるのは、諫早市の森山町の唐比のところだけであり、50メートルメッシュを12.5メートルメッシュにしたとしても、5倍、6倍という話にはならない。

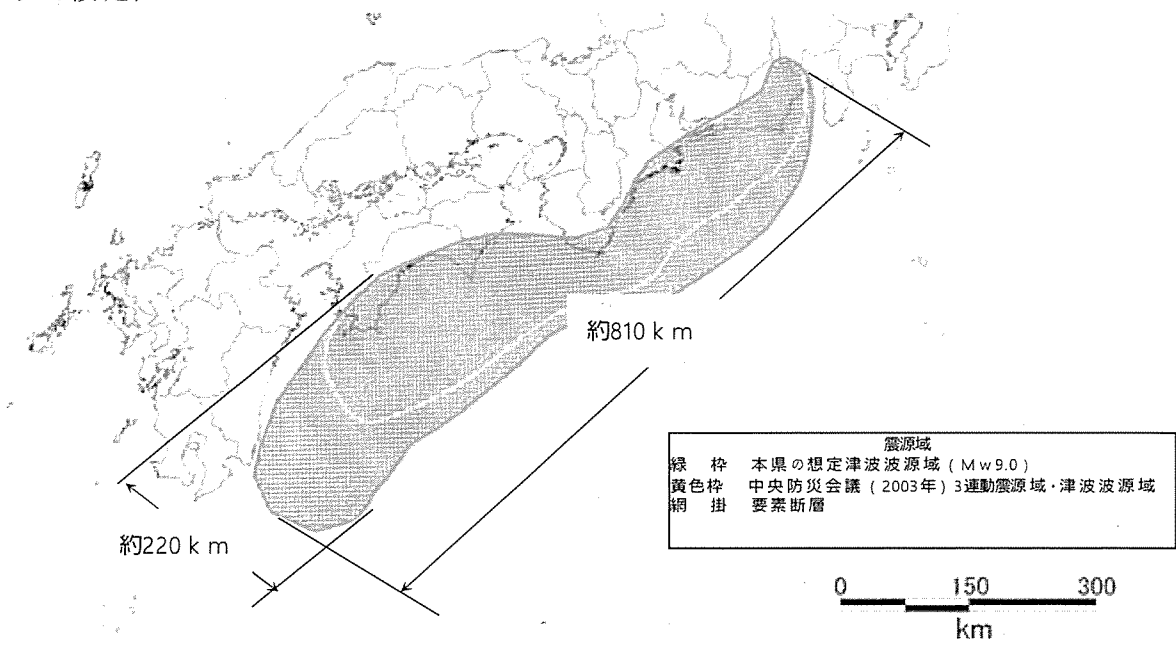
(2) 想定した津波波源

「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」において想定した海溝型地震による想定津波の波源域は、中央防災会議(2003年)による東海地震、東南海地震、南海地震の「3連動」の場合の津波波源域に加え、南西側の日向灘の領域と南海トラフの海溝軸に近い領域を波源域として追加し、拡大した領域を津波波源域として想定した。

なお、中央防災会議で「3連動」地震で想定される波源(震源)断層内部のアスペリティや「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」の際に生じたとされている断層の破壊時間のずれについては、具体的なパラメータを設定するためのデータ及び根拠が不足しているため設定されていない。

以上の方針で設定された波源(震源)断層(4連動の地震)の諸元は、次のとおりである。

- ア 地震の規模（モーメントマグニチュードMW）：9.0
- イ 断層面積：1.14×10⁵(k m²)
- ウ 要素断層の大きさ：5 km×5 km、要素断層数：約 4,300
- エ 要素断層のすべり量：平均 8.51m（アスペリティを設定せず、均一なすべりで設定）



(3) 津波予測解析

「長崎県地域防災計画」においては、想定した津波波源により下表に示す条件で津波予測解析を行い、以下の4項目について整理されている。

- ア津波高・最高津波高
- イ津波の到達時間
- ウ時刻歴波形
- エ浸水予測

津波予測解析条件

初期潮位	堤防等施設の機能条件
既往最大潮位	機能する場合
既往最大潮位	機能しない場合
朔望平均満潮位	機能する場合
朔望平均満潮位	機能しない場合

※ 既往最大 潮位（T.P.m）

過去50年間の潮位観測データをもとに、台風、高潮、あびきなどの発生を含めた最大の潮位をいう。

※ 朔望（さくぼう）平均満潮位（ T.P.m）

大潮時（朔望）前後5日での最高潮位を1年以上にわたって平均した潮位。低気圧等、気象の影響も含まれるため、太陽や月の運行のみ考慮した満潮位（天文潮位）より高い潮位となり、厳しい条件を設定する場合に用いられる。

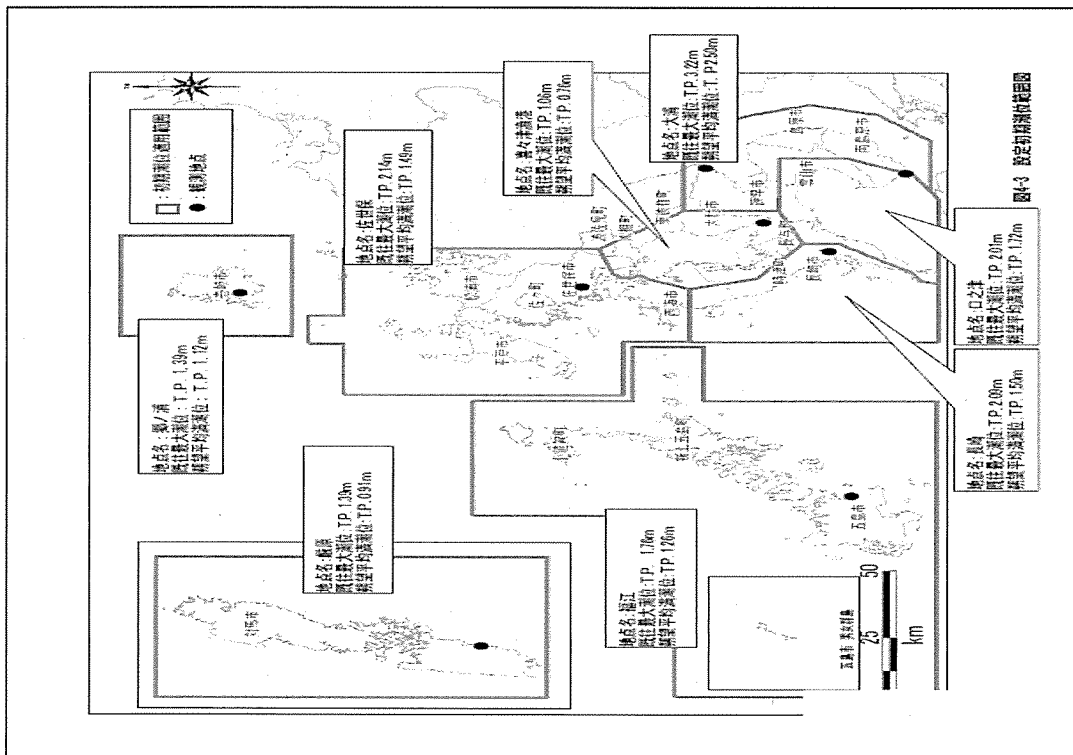
※ 堤防等施設の機能条件

東日本大震災を踏まえて、現在ある堤防等施設に過度の期待がされないようにするため、堤防等施設が機能しない場合についても 計算されているが、堤防等施設の地震津波による耐震性評価はされていない。

(4) 最大水位、最大津波高、到達時間

「長崎県地域防災計画」においては、各自治体の市町庁舎に近く同じ自治体区域内で津波高が高いことや到達時間が早いことが予想される27地点の港を対象に、初期潮位、堤防等施設の機能条件別に最大津波高や到達時間の最速値が求められている。

【初期潮位設定範囲図】

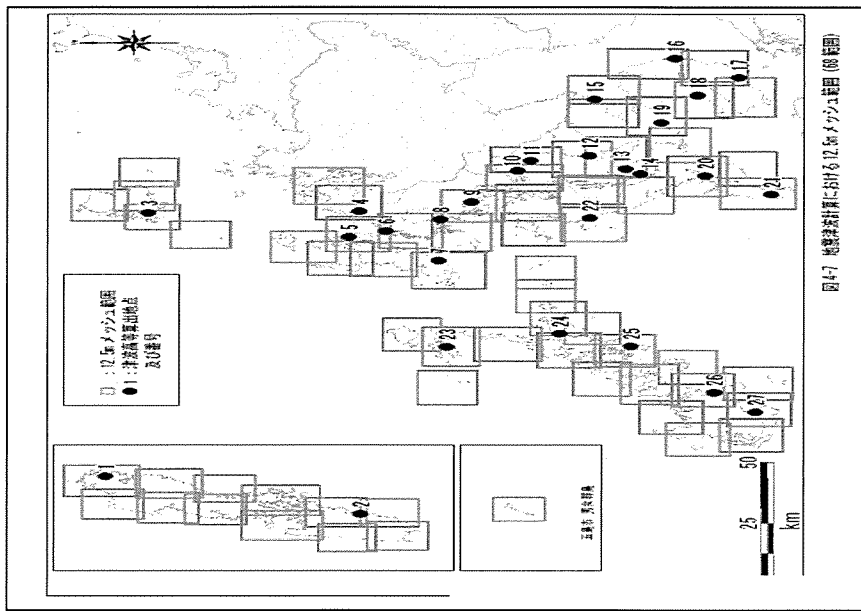


※ 初期潮位は、海水面を計算開始時の東京湾平均海面（T.P.）からの高さで表した海水位。一般に潮位は地域によって異なることから、同じ程度の潮位が観測されている地域をまとめ、範囲ごとに潮位が設定された。

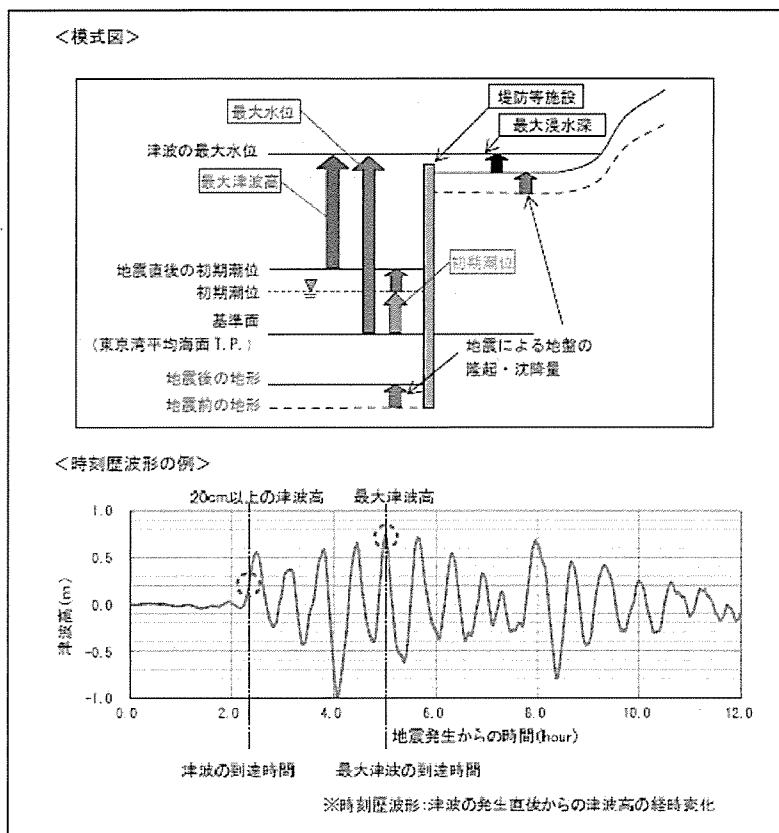
設定初期潮位一覧

設定地点名	既往最大潮位 (T.P. m)	朔望平均満潮位 (T.P. m)
巖原	1.39	0.91
郷ノ浦	1.39	1.12
佐世保	2.14	1.49
大浦	3.22	2.50
長崎	2.09	1.50
福江	1.76	1.26
口之津	2.01	1.72
喜々津漁港	1.06	0.76

【最大水位・最大津波高及び到達時間の算出地点図】



【津波予測解析による浸水予測】沿岸部における最大津波高や陸域における最大浸水深の解析にあたっての概要及び津波発生以降の津波高の経時変化（時刻歴波形）は図のとおりである。



(5) 本市に係わる津波の予測 (県のシミュレーションの数値)

ア 既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合の津波の予測

算出地点番号 及び港名	初期潮位 T.P.(m)	地盤の隆起・ 沈降量 (m) ※1	津波の到 達時間 (分)※2	最大津波 の到達時(分)	最大水位 T.P.(m) ※3	最大津波 高(m) ※4
3 郷ノ浦港	1.39	0.01	370	380	1.64	0.24

※1 「+」が隆起、「-」が沈降

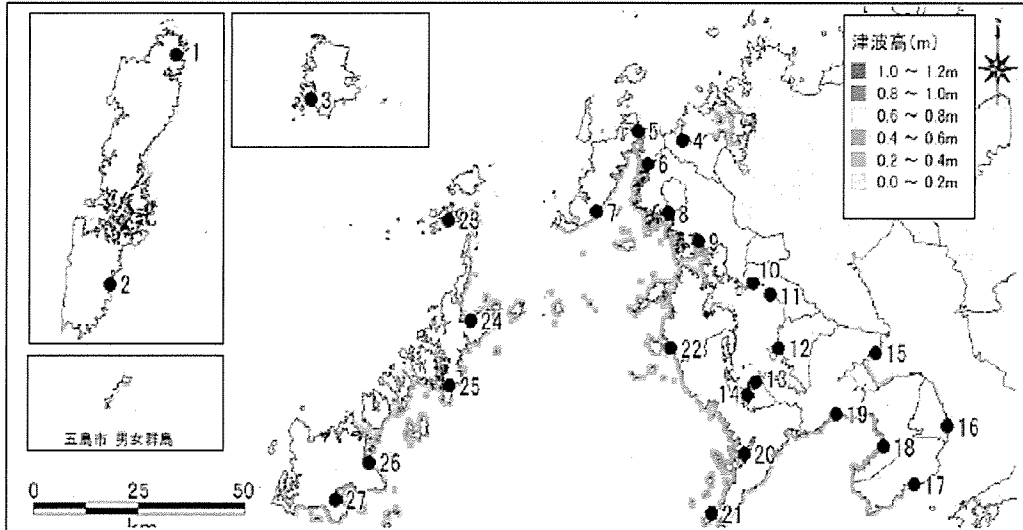
※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面(T.P.)からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる。

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したもの。

「最大津波高(m)」=「最大水位 (T.P. (m))」-「初期潮位 (T.P. (m))」-「地盤の

隆起・沈降量(m)」とした。



イ 既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合の津波の予測

算出地点番号 及び港名	初期潮位 T.P.(m)	地盤の隆 起・沈降量 (m) ※1	津波の到 達時間 (分) ※2	最大津波 の到達時(分)	最大水位 T.P.(m) ※3	最大津波 高(m) ※4
3 郷ノ浦港	1.39	0.01	370	380	1.65	0.25

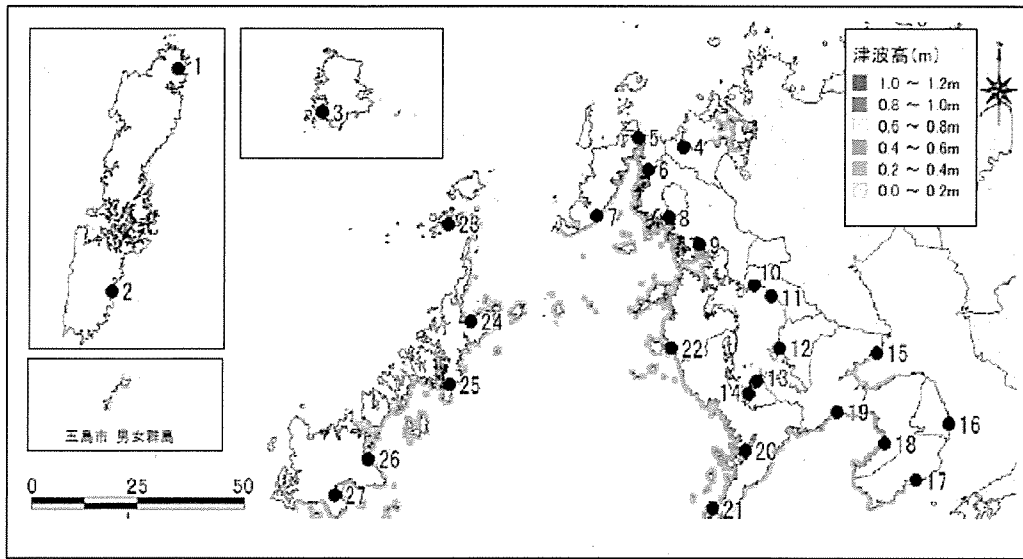
※1 「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面(T.P.)からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したものの。

「最大津波高(m)」=「最大水位(T.P.(m))」-「初期潮位(T.P.(m))」-「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。



ウ 朔望平均満潮位において堤防等施設が機能する場合の津波の予測

算出地点番号 及び港名	初期潮位 T.P.(m)	地盤の隆 起・沈降量 (m) ※1	津波の到 達時間 (分) ※2	最大津波 の到達時(分)	最大水位 T.P.(m) ※3	最大津波 高(m) ※4
3 郷ノ浦	1.12	0.01	451	539	1.34	0.21

※1「+」が隆起、「-」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

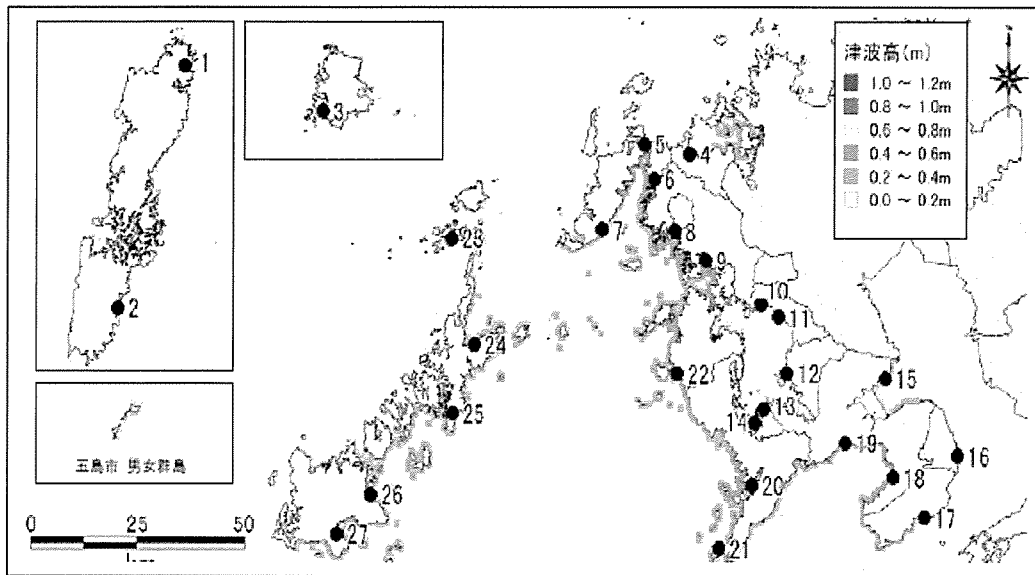
※3 最大水位は、津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面(T.P.)からの高さで表した水位をいう。最大津波高とは異なる

※4 津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したもの。

「最大津波高(m)」=「最大水位(T.P.(m))」-「初期潮位(T.P.(m))」-「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。

エ 朔望平均満潮位において堤防等施設が機能しない場合の津波の予測

算出地点番号 及び港名	初期潮位 T.P.(m)	地盤の隆 起・沈降量 (m) ※1	津波の到 達時間 (分) ※2	最大津波 の到達時(分)	最大水位 T.P.(m) ※3	最大津波 高(m) ※4
3 郷ノ浦港	1.12	0.01	450	537	1.35	0.22



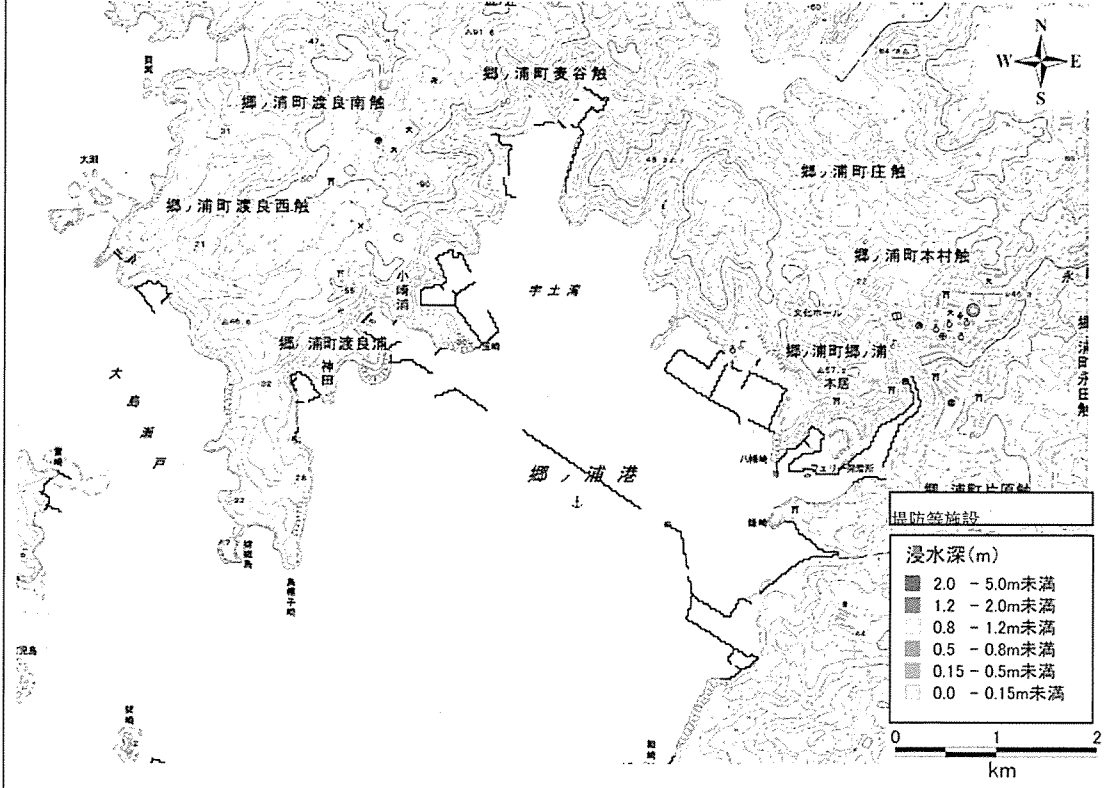
(6) 予測解析による浸水予測 本市に係わる津波の陸域への遡上による浸水予測の状況は、下図のとおりである。

なお、初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合と機能しない場合の浸水予測である。

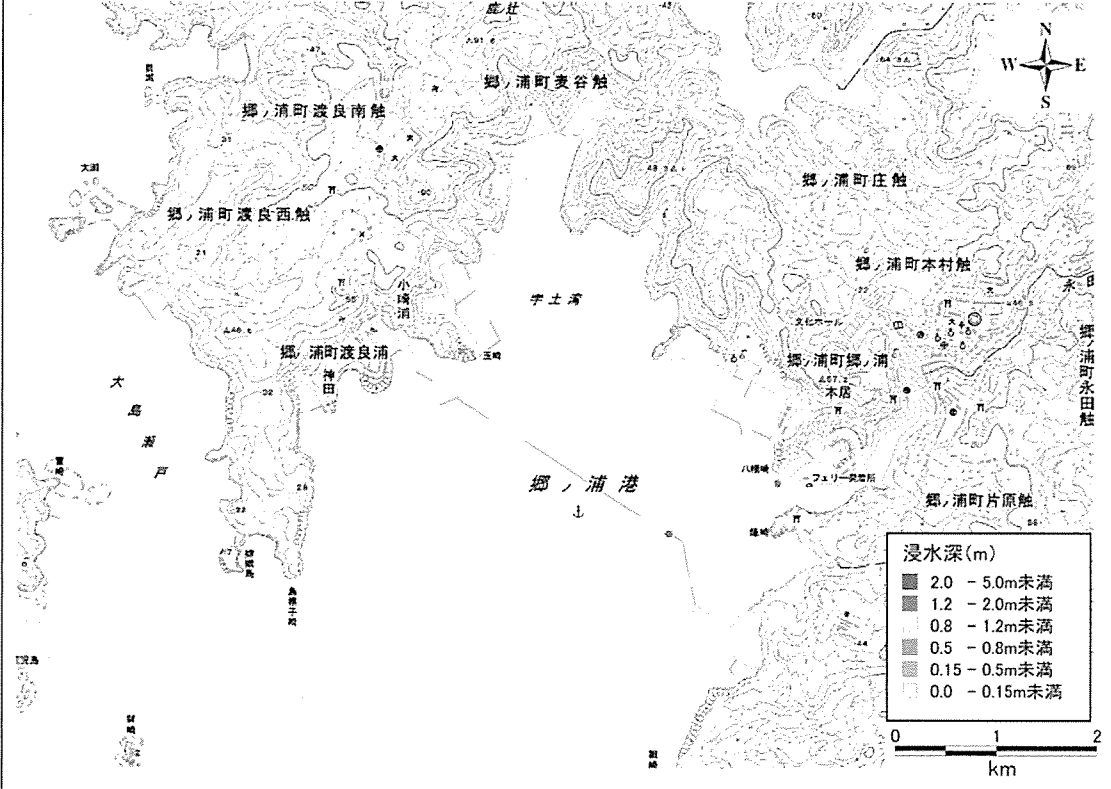
※ 浸水予測図

ア 郷ノ浦港

既往最大潮位（T.P. 1.39m）において堤防等施設が機能する場合



既往最大潮位（T.P. 1.39m）において堤防等施設が機能しない場合



図一27 浸水予測図 郷ノ浦港（苓崎市）

(7) 津波予測解析による被害予測

津波の被害予測は、長崎県が既往最大潮位及び朔望平均満潮位を初期潮位として、堤防施設の機能条件別に建物・人的被害の推計を示している。

本市に係わる津波浸水による建物被害は、既往最大潮位の場合、堤防施設が機能する場合 60棟、機能しない場合 70棟と予測され、浸水被害軽減効果は 35%になる。

朔望平均満潮位の場合の津波浸水による建物被害は 本市で60棟、堤防等施設が機能しない場合 60棟と予測されている。

津波浸水による人的被害は、県内では五島沿岸あるいは西彼杵沿岸部の到達時間が最も早いだが、地震発生後約2時間経過後になるため、適切に安全な場所に避難すれば、死亡者0人と予測されている。

地震津波による被害予測は第1～4表のとおり。

第1表 既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合

市町名	木造建物(棟)						非木造建物(棟)	浸水建物合計(棟)	死亡者数(人)				堤防等施設による浸水被害軽減効果(%) ※3
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水(軽微) 0.5m≤H<1.0m	床上浸水(半壊) 1.0m≤H<2.0m	床上浸水(全壊) 2.0m≤H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水(軽微) 0.5m≤H			津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2		
									避難意識通常	避難意識低い	避難意識通常	避難意識低い	
長崎市※4	840	210	120	20	1050	430	2670	0	0	(300)	(920)	30%	
佐世保市	1540	730	350	70	560	440	3690	0	0	(240)	(740)	35%	
島原市	340	300	190	80	140	200	1250	0	0	(70)	(200)	5%	
諫早市※5	40	10	10	10	100	50	220	0	0	(20)	(40)	95%	
大村市	30	20	10	0	20	20	100	0	0	(10)	(20)	20%	
平戸市	210	130	170	40	80	130	760	0	0	(40)	(110)	20%	
松浦市	110	100	170	70	20	60	530	0	0	(30)	(90)	35%	
対馬市	190	110	50	0	60	70	480	0	0	(30)	(70)	15%	
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)	15%	
五島市	190	180	260	20	50	100	800	0	0	(30)	(90)	25%	
西海市	240	220	290	150	70	170	1140	0	0	(60)	(170)	15%	
雲仙市	150	130	260	320	40	150	1050	0	0	(70)	(180)	45%	
南島原市	740	590	570	250	150	260	2560	0	0	(130)	(370)	10%	
長与町	10	10	0	0	0	10	30	0	0	(0)	(0)	25%	
時津町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(0)	0%	
東彼杵町	20	10	0	0	10	10	50	0	0	(10)	(10)	20%	
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)	0%	
小徳賀町	20	10	20	0	10	20	80	0	0	(10)	(10)	15%	
佐々町	100	100	210	10	40	100	560	0	0	(40)	(130)	0%	
新上五島町	170	150	230	10	40	110	710	0	0	(30)	(90)	20%	

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数

値津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合2時間以上経過した後に津波が到達するため補正率0%

※2 避難行動に移る前(5分以内)に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 堤防等施設による浸水被害軽減効果(%)

$$= \{1 - (\text{堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数}) / (\text{堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数})\} \times 100$$

※4 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※5 諫早湾の締切堤は堤防等施設としている

第2表 既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物合計(棟)	死亡者数(人)			
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水(軽微) 0.5m≤H<1.0m	床上浸水(半壊) 1.0m≤H<2.0m	床上浸水(全壊) 2.0m≤H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水(軽微) 0.5m≤H		津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2	
								避難意識通常	避難意識低い	避難意識通常	避難意識低い
長崎市※3	1170	320	130	40	1320	740	3720	0	0	(450)	(1390)
佐世保市	2150	1240	680	120	730	700	5620	0	0	(460)	(1410)
島原市	360	290	200	70	140	200	1260	0	0	(70)	(200)
諫早市※4	220	220	550	270	490	1500	3250	0	0	(220)	(650)
大村市	30	40	10	0	20	20	120	0	0	(10)	(20)
平戸市	250	150	210	40	100	150	900	0	0	(50)	(140)
松浦市	150	150	270	90	30	100	790	0	0	(50)	(140)
対馬市	150	130	110	0	60	90	540	0	0	(30)	(80)
壱岐市	10	10	10	0	20	20	70	0	0	(10)	(10)
五島市	250	240	320	30	50	120	1010	0	0	(40)	(110)
西海市	300	270	350	160	70	190	1340	0	0	(70)	(200)
雲仙市	260	280	430	520	70	260	1820	0	0	(110)	(320)
南島原市	790	650	660	250	160	280	2790	0	0	(140)	(410)
長与町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(0)
時津町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(10)
東彼杵町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
小値賀町	20	20	20	0	10	20	90	0	0	(10)	(10)

佐々町	100	100	210	10	40	100	560	0	0	(40)	(130)
新上五島町	200	180	280	20	50	130	860	0	0	(40)	(110)

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死者数の補正を行った数値 津波の

到達時間と補正率の関係より、本県の場合2時間以上経過した後に津波が到達するため補正率0%

※2 避難行動に移る前(5分以内)に津波が到達した場合の死者数 津波の

到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※4 諫早湾の締切堤は堤防等施設としている

第3表 朔望平均満潮位において堤防施設等が機能する場合

市町名	木造建物(棟)						非木造建物(棟)	浸水建物合計(棟)	死者数(人)				堤防等施設による浸水被害軽減効果(%) ※3
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水(軽微) 0.5m≤H<1.0m	床上浸水(半壊) 1.0m≤H<2.0m	床上浸水(全壊) 2.0m≤H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水(軽微) 0.5m≤H			津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2		
									避難意識通常	避難意識低い	避難意識通常	避難意識低い	
長崎市※4	60	20	40	10	110	100	340	0	0	(40)	(100)	55%	
佐世保市	240	80	110	10	110	120	670	0	0	(60)	(170)	55%	
島原市	80	40	30	20	40	40	250	0	0	(20)	(40)	60%	
諫早市※5	10	0	0	0	20	10	40	0	0	(10)	(10)	100%	
大村市	30	10	0	0	20	10	70	0	0	(10)	(10)	25%	
平戸市	90	70	80	0	40	80	360	0	0	(20)	(50)	25%	
松浦市	80	70	110	0	20	40	320	0	0	(20)	(50)	40%	
対馬市	100	90	10	0	40	40	280	0	0	(20)	(50)	20%	
杵岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)	0%	
五島市	160	130	130	10	40	80	550	0	0	(20)	(60)	25%	
西海市	240	210	250	10	60	130	900	0	0	(50)	(140)	5%	
雲仙市	150	140	360	140	40	140	970	0	0	(60)	(160)	25%	
南島原市	420	250	320	50	80	130	1250	0	0	(60)	(170)	15%	
長与町	10	10	0	0	0	0	20	0	0	(10)	(10)	0%	
時津町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	0%	
東彼杵町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)	0%	
川棚町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	50%	
小値賀町	10	20	10	0	10	0	50	0	0	(10)	(10)	0%	
佐々町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	25%	
新上五島町	130	110	110	0	40	70	460	0	0	(20)	(60)	20%	

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し死亡者数の補正を行った数値

津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合2時間以上経過した後に津波が到達するため

補正率0%

※2 避難行動に移る前(5分以内)に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 堤防等施設による浸水被害軽減効果(%)

$$= \{1 - (\text{堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数}) / (\text{堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数})\} \times 100$$

※4 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※5 諫早湾の締切堤は堤防等施設としている

第4表 朔望平均満潮位において堤防施設等が機能しない場合

市町名	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物合計(棟)	死亡者数(人)			
	床下浸水 H<0.5m	床上浸水(軽微) 0.5m≤H<1.0m	床上浸水(半壊) 1.0m≤H<2.0m	床上浸水(全壊) 2.0m≤H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水(軽微) 0.5m≤H		津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2	
								避難意識通常	避難意識低い	避難意識通常	避難意識低い
長崎市※3	150	40	80	10	260	170	710	0	0	(120)	(360)
佐世保市	520	280	230	10	220	220	1480	0	0	(150)	(450)
島原市	230	90	90	20	90	70	590	0	0	(30)	(90)
諫早市※4	260	280	340	60	470	840	2250	0	0	(140)	(400)
大村市	50	10	0	0	20	10	90	0	0	(10)	(20)
平戸市	120	100	100	0	50	90	460	0	0	(30)	(70)
松浦市	130	130	150	10	30	60	510	0	0	(30)	(90)
対馬市	120	100	20	0	50	50	340	0	0	(20)	(50)
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)
五島市	230	160	180	10	50	90	720	0	0	(30)	(80)
西海市	250	210	250	10	70	130	820	0	0	(50)	(140)
雲仙市	240	210	410	210	60	170	1300	0	0	(80)	(220)
南島原市	560	250	310	50	100	140	1410	0	0	(70)	(190)
長与町	10	10	0	0	0	0	20	0	0	(10)	(10)
時津町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)
東彼杵町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)

小値賀町	10	20	10	0	10	0	50	0	0	(10)	(10)
佐々町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)
新上五島町	160	150	120	0	50	90	570	0	0	(30)	(70)

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値 津波の

到達時間と補正率の関係より、本県の場合2時間以上経過した後に津波が到達するため補正率0%

※2 避難行動に移る前(5分以内)に津波が到達した場合の死亡者数 津波の

到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※4 諫早湾の締切堤は堤防等施設としている。

5 地震防災対策の課題

本市域における地震の被害を軽減していくうえでの課題として、建物の耐震化、出火防止対策、斜面对策の強化、交通・海岸施設の整備、地域防災力の向上などが考えられる。前述のとおり、平成17年度の長崎県の地震等防災アセスメント調査における地震動の想定に加えて、平成23年度の長崎県地域防災計画見直し検討委員会における地震動の想定を考慮しながら、まずは(1)想定活断層による震度・被害予測に基づく各種対策を推進することが必要であるが、近年、活断層が確認されていない地域においても、現に被害の大きな地震が発生していることから、(2)本市中心部直下の震源を想定した震度・被害予測に基づく対策についても、将来的に検討をしていく必要がある。

震災に強い施設等の整備

震災に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このため、震災に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第2節 地震に強いまちづくり

[建設部・総務部]

大規模地震の被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼす。

この地震被害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物等の耐震化、不燃化の推進に加え、市街地などの面的な視点からの取組も必要となる。

こうした観点から、市街地の整備を行う際にも地震災害対応を考慮しながら事業を実施するものとし、土砂崩れ等の災害に備えて実施する、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業や砂防、治山事業についても、緊急度、重要度を考慮し展開する。また、地震に伴い生ずる津波や液状化現象による被害を防止するための対策を計画的に推進する。

1 耐震性の確保

- (1) 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。
- (2) 耐震設計における基本的な考え方
 - ア 供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起さない。
 - イ 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。
- (3) 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。
- (4) 主要な道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

2 郷土保全事業の充実

- (1) 地震に強い郷土の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。
- (2) 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減

を図る。

また、人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調節等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

3 地震に強いまちの形成

- (1) 市は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、それに基づく事業の推進を図る。(本章第5節参照)
- (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進し、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保する。
- (3) 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るため、市街地再開発による市街地の面的な整備を図る。
- (4) 道路、公園等の施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を整備する。
- (5) 防火地域等の活用を図り、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。
- (6) 耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。

4 防災知識普及計画

地震による被害を最小限にとどめるため「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、日ごろから災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

市は、事業所や自主防災組織と協力して、地震・津波に関する知識と防災対応をパンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ及び報道機関等の媒体を活用し広く普及を図る。

(1) 市民の啓発

市は、地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

ア 地震・津波・液状化等に関する基礎知識

イ 地震発生時の行動指針等の応急対策

ウ 災害危険区域等に関する知識

エ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識

オ 住宅の耐震、火災予防、非常持ち出し品の準備等の平常時の準備

カ 応急手当等看護に関する知識

キ 高齢者、障害者、乳幼児等の災害弱者への配慮と支援と体制

ク 防災アセスメント結果の公表、周知

ケ 市は、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ等を作成し、住民等に配布する。

コ 企業に対する防災思想の普及

企業に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

(2) 自主防災組織の活動

ア 防災知識の普及・啓発活動

市は、住民ひとり一人が正しい防災知識をもつように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時及び地震発生時の活動、任務等について確認しておく。

普及・啓発事項として、次のようなことを行う。

(7) 地震・津波・液状化等に関する基礎的な知識

(イ) 災害危険箇所の把握

(ウ) 情報の収集、伝達体制

(エ) 初期消火、出火防止対策

(オ) 救出救護対策

(カ) 避難誘導対策

(キ) 災害時要援護者対策

イ 自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、地震発生時の行動に対して万全の備えを整えておく。

(7) 広報伝達班

(イ) 消火防火班

(ウ) 避難誘導班

(エ) 救出救護班

(オ) 生活物資供給班

ウ 防災訓練の実施

市は、自主防災組織が防災訓練を行うに当たり、他の地域の自主防災組織あるいは他域内事業所とも有機的な連携を図るとともに、市あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努める。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、中でも高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮した訓練内容とする。

(7) 情報の収集及び伝達の訓練

(イ) 出火防止及び初期消火の訓練

(ウ) 避難訓練

(エ) 救出及び救護の訓練

(オ) 炊き出し訓練

(3) 事業所等の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じ、次のものについて行う。

- ア 防災訓練
- イ 従業者等の防災教育
- ウ 情報の収集、伝達体制の確立
- エ 火災その他災害予防対策
- オ 避難対策の確立
- カ 応急救護等
- キ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

5 土砂災害予防対策

第2編第1章第1節「風水害に強いまちづくり」に準ずる。

第3節 津波災害予防対策

[建設部・農林水産部・消防部]

大規模地震に伴う津波災害を予防するため、海岸保全施設、港湾施設及び漁港施設、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、津波予警報、避難指示等の伝達体制及び津波監視体制等の確立に努め、地震後の二次災害対策を推進する。

なお、市は、津波による被害のおそれのある地域において建造物等を整備する場合は、津波に対する安全性に十分配慮する。

1 海岸保全施設の整備

本市は、四方を海で囲まれた壱岐島であり、海岸線は出入りが多く、大小の湾入があり、特に西岸一帯は激しく、溺谷の原形を保っている。

このため、海岸保全事業の推進は防災上重要な課題である。市は、津波による被害に対処するため、河川・海岸・漁港施設等の整備（堤防護岸の新設、かさ上げ、補強、防潮水門の設置等）の促進を図る。

2 河川管理施設の整備

市及び河川管理者は、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備する。

3 潮位観測体制の確立

津波等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、超音波式津波監視装置等の津波計の設置等、県と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。さらに沿岸住民に対し、地震を感じた場合は、海面状態に留意するなど自衛措置をとるよう指導する。

なお、過去の津波観測記録は、次のとおりである。

地震発生日	地震名	観測地点			
		厳原	20cm	郷ノ浦	17cm
1993. 7. 12	北海道南西沖地震	厳原	20cm	郷ノ浦	17cm
1983. 5. 26	秋田県沖日本海中部地震	厳原	29cm		
1946. 12. 21	紀伊半島沖南海地震		不明		

(厳原測候所)

4 津波予警報、避難指示等の伝達体制の整備

住民等に対し、津波予警報等の伝達手段として、緊急告知放送の整備を促進するとともに、

サイレン、広報車等多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

なお、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。また、気象庁からの地震・津波情報の迅速かつ確実な受信のため、緊急情報衛星同報システム等の整備を推進する。さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、観光客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

5 防災施設の未整備地区に対する措置

防潮堤等、海岸、港湾、漁港施設の整備を促進するとともに、津波注意報、警報が発表された場合は、巡回、潮位観測等の警戒体制をとる。

6 津波警戒の周知徹底

津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。また、地域ごとの津波避難計画の策定に努める。

(1) 一般住民に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、緊急告知放送等を通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波予警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- エ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- オ 津波注意報でも、海水浴や釣りは危険なので行わない。

(2) 船舶に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い地域）に退避する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、緊急告知放送等を通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波予警報が発表されたときは、直ちに港外に退避する。
- エ 港外に退避できない小型船舶は、高いところに引き上げて固縛する等最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

7 避難場所の確保

- (1) 指定した避難場所、避難路について誘導標識等を設置し、住民に対して周知を図る。
- (2) 海岸や海浜部に位置する公園についても避難場所として適当と認められる場合、避難路の確保、避難誘導の伝達体制の充実等に努める。

第4節 建築物等の予防対策

〔建設部・教育部・消防部〕

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

1 公共建築物の耐震性強化

- (1) 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、災害時要援護者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求されるため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- (2) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。
- (3) 防火管理者の選任
消防本部の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を選任し、火災予防の徹底を図る。

2 教育施設の耐震性強化

- (1) 校舎等の耐震性の強化
校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。
- (2) 設備・備品等の安全管理
設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、震災時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。
- (3) 水泳プールの防災機能等の整備
震災時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

3 一般建築物の耐震性強化

- (1) 一般建築物についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- (3) 住民等への意識啓発
ア 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

イ 専門家の協力による指導・啓発

(ア) 建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制の整備を図る。

(イ) 地震により被災した建築物の安全性を判定し、また余震等による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、応急危険度判定体制の整備を図る。

体制の整備に当たっては、建築士等を対象とした判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるとともに、判定士の事前登録の制度化等について検討していく。

4 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の定期報告

旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、その結果を報告する建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多人数に供される施設については、消防本部の協力を得て防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保に対して積極的な指導を推進する。

5 落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

6 コンピューターの安全対策

地震発生の際、庁舎内等の電算室に設置しているコンピューターの一時停止に対する平常時よりの防災対策として電算室内での人的被害を最小とするとともに、速やかにコンピューターを再稼働させることを目標としていく。また、停電に備え自家発電設備の整備が必要である。

(1) 建物に関すること

- ア 天井、照明器具の落下防止
- イ フリーアクセス床の跳ね上がりや落下防止
- ウ 壁・窓ガラスの破損防止
- エ 避難エリア・通路の確保

(2) コンピューターに関すること

- ア 機器の移動・転倒防止

- イ ケーブルの断線やコネクタのゆるみ防止
- ウ データファイルの破損防止
- (3) 電源、空調及び回線設備等に関すること
 - ア 電話設備及び空調設備の固定
 - イ 地震感知器による自動停止
 - ウ 非常用電源の確保
 - エ 水道配管の破損防止と補給水の手当
 - オ 庁内LAN回線の被害防止
 - カ NTT通信回線等の地方機関との回線の確保
 - キ 自動消火設備の設置
- (4) 什器・備品に関すること
 - ア データファイルの別室への二重保管
 - イ 移動式データテープ保管棚の転倒防止
 - ウ ロッカー類の転倒防止
- (5) ソフト面の防災対策
 - ア 防災体制の明確化
 - イ 地震時の処置・手順要領の作成と周知徹底
 - ウ ファイルの二重分散保管
 - エ 復旧連絡網の整備

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第5節	ライフライン施設等の予防対策	25	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

〔全部署〕

地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成13年度以降を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震対策の万全を期する。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策への事前の備えについて対策を講ずる。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第7節	職員の配備体制	26	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。
第8節	情報通信連絡網の整備	29	
第9節	相互応援体制の整備	31	

第10節 消防体制の整備

[総務部・消防部]

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、市は消防機関と連携をとりながら消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第7節「消防体制の整備」に準ずる。ただし、次の事項については、特に留意して対策を推進する。

1 出火防止

市及び消防本部は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 耐震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- カ 特に、寝たきり老人、独居老人、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。
- キ 住宅用火災警報器の設置を指導する。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成指導を行う。

- カ 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理するよう指導する。

2 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市及び消防本部は、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

- ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- イ 婦人による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- ウ 幼年期における防火教育を推進するため、保育・幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第11節	医療救護体制の整備	35	「第2編 風水害対策編」を参照のうえ、使用する。
第12節	緊急輸送活動対策	37	
第13節	避難収容対策	40	
第14節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	46	

防災行動力の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、災害時要援護者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第15節	防災訓練の実施	48	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。
第16節	防災知識の普及	51	
第17節	自主防災組織等の育成	54	
第18節	避難行動要支援者の安全確保	56	
第19節	ボランティアの受入れ	62	

活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない状態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

[全部署]

市域に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

1 災害対策本部

災害対策本部の設置・組織及び所掌事務等については、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ市長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

2 地震発生時の緊急配備体制

配備体制については、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。ただし、地震災害時における体制配備時期については、次のとおりである。

配備区分	配備時期	配備内容	配備人員
災害警戒本部	災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測されるとき及び震度4の地震が発生又は津波注意報が発表されたとき	災害への警戒、市民への啓発活動体制	災害関係課等の指定された職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制
災害対策本部 (第1次配備)	比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生す	災害に対する情報収集体制	災害対策本部の本部員また各班の指定さ

配備区分	配備時期	配備内容	配備人員
	るおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき		れた職員
災害対策本部 (第2次配備)	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき(震度5弱・5強の地震発生及び津波警報が発令された場合)	災害に対する応急対策を実施する体制	災害対策本部の本部員また各班の指定された職員
災害対策本部 (第3次配備)	特に甚大な被害が発生し又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき(震度6弱以上の地震発生の場合)	市の全機能をあげて防災活動を実施する体制	全職員
特別配備	被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する態勢	本部長が必要と認める人員
(注意) 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては臨機応変の配備体制を整える。			

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第2節	情報伝達体制の確立	75	「第2編 風水害対策編」を参照のうえ、使用する。
第3節	災害救助法の適用及び運用	79	
第4節	広域応援体制	86	
第5節	自衛隊への災害派遣要請	89	
第6節	県防災ヘリコプターの出動要請	94	
第7節	労働力の確保	95	
第8節	ボランティアとの連携	98	

初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（災害時要援護者への支援含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第9節 地震情報・津波予報等の収集・伝達

[総務部・消防部]

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震、津波情報等は基本的な情報である。このため、市は、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、住民等に伝達する。

具体的な計画については、第2編第2章第9節「気象予警報等の収集・伝達」に準ずる。なお、気象庁から発表される津波予報、地震及び津波に関する情報については以下のとおりである。

1 津波予報、地震及び津波に関する情報

(1) 津波予報

長崎地方気象台は、気象業務法に基づき、その担当予報区内の予想される津波の規模、範囲について津波予報を発表する。

津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ

予報の種類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	5 m、10 m、 10 m超
	津波	高いところで1 mを超え、3 m以下の津波が予想されますので、警戒してください。	3 m
津波注意報	津波注意	高いところで0.2 m以上、1 m以下の津波が予想されますので、注意してください。	1 m

注) 1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

- 2 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意解除」として速やかに通知する。
- 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波予報区

長崎県の津波予報区は、「長崎県西方」、「壱岐・対馬」、「有明・八代海」に分けられている。

本市が属する津波予報区

津波予報区	区	域	沿岸市町村名
壱岐・対馬	長崎県（対馬市及び壱岐市に限る。）		壱岐市、対馬市

(3) 地震及び津波に関する情報

長崎地方気象台が発表する地震及び津波に関する情報は、次のとおりである。

ア 震度速報

地震発生から2分後に震度3以上の地域名を発表する。この速報はすばやく防災対応をとるための情報で、専用回線を用いたコンピューター通信及び静止気象衛星「ひまわり」を利用した緊急情報衛星同報システムによって防災関係機関に通知されるとともに、テレビ、ラジオ等で放送される。

震度速報に使用する長崎県内の地域名は次の6地域に分割される。

長崎県北部、長崎県南西部、長崎県島原半島、長崎県対馬、**長崎県壱岐**、長崎県五島

イ 津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報、津波観測に関する情報）

予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を発表する。県内で発表する地点は、長崎、佐世保、口之津、福江島福江港、対馬美津島の観測点である。

ウ 震源に関する情報

震度速報を発表した後、津波の心配がなく、かつ海面変動の発生もないと判断した場合に地震発生から約3分後に発表される。震源要素（地震の発生時刻、震源の緯度・経度、震源の深さ、マグニチュード）、震央地名及び「津波の心配ない」旨の付加文で構成される。なお、微弱で被害の心配がない海面変動が予想される場合は、「この地震により若干の海面変動があるかも知れませんが、被害の心配はありません」という内容を付加して発表する。

エ 地震情報（震源・震度に関する情報）

震源の位置、地震の規模、震度3以上が観測された地域名及び市町村名を発表する。また、「震度5弱以上」と考えられる地域で、震度データを入手していない震度観測点があ

る場合には、その地点名を公表する。

大きな揺れが観測された市町村名を次の基準で発表する。

その地震による最大震度	発表する市町村名
「震度6弱」以上	「震度5弱」以上を観測
「震度5強」又は「震度5弱」	「震度4」以上を観測
「震度4」又は「震度3」	「震度3」以上を観測

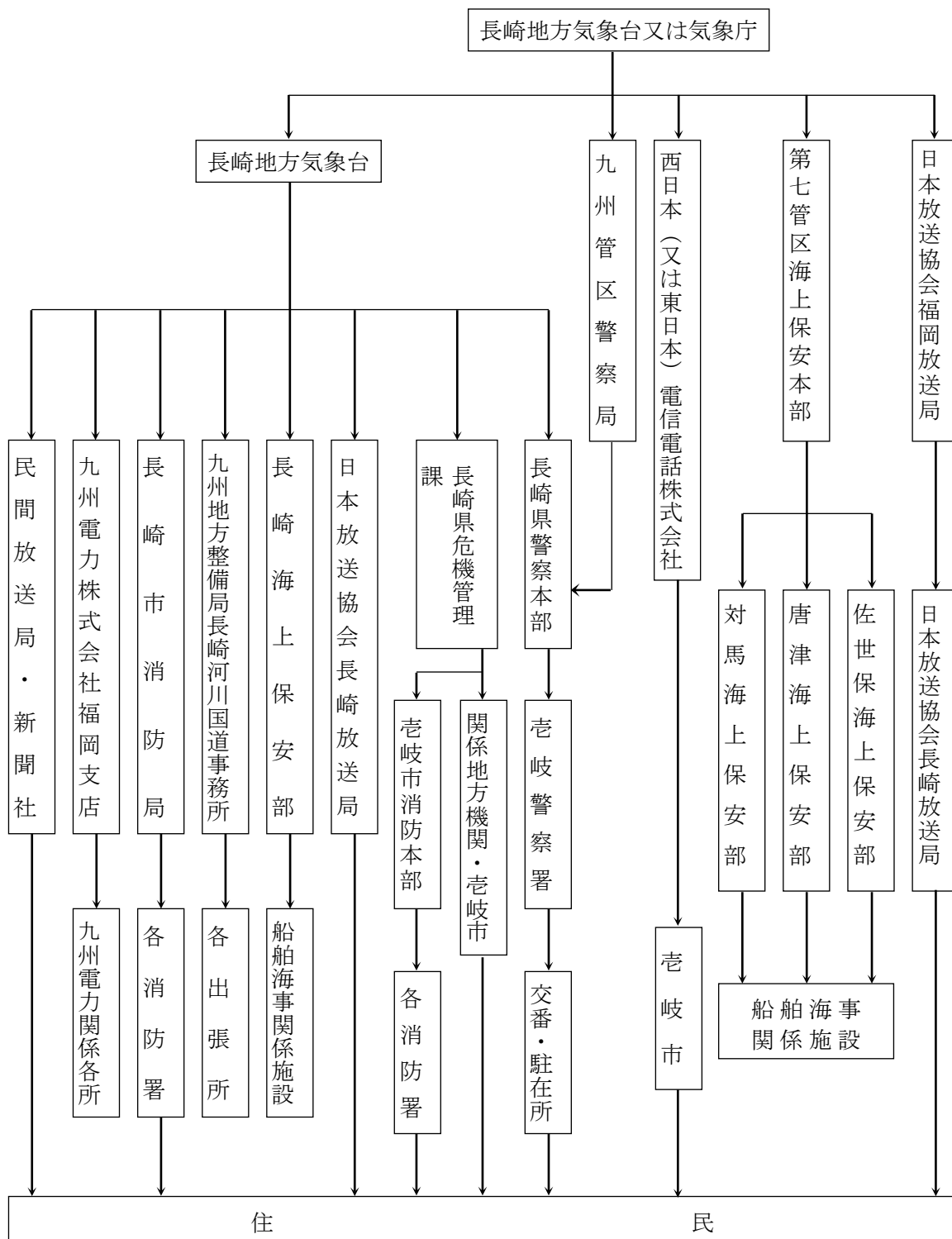
オ 各地の震度に関する情報

震源の位置、地震の規模に加え、震度1以上の地点名を各県別に発表する。また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていない場合、その事実を含めて発表する。

カ 震度情報に用いる震度計設置状況（壱岐市）

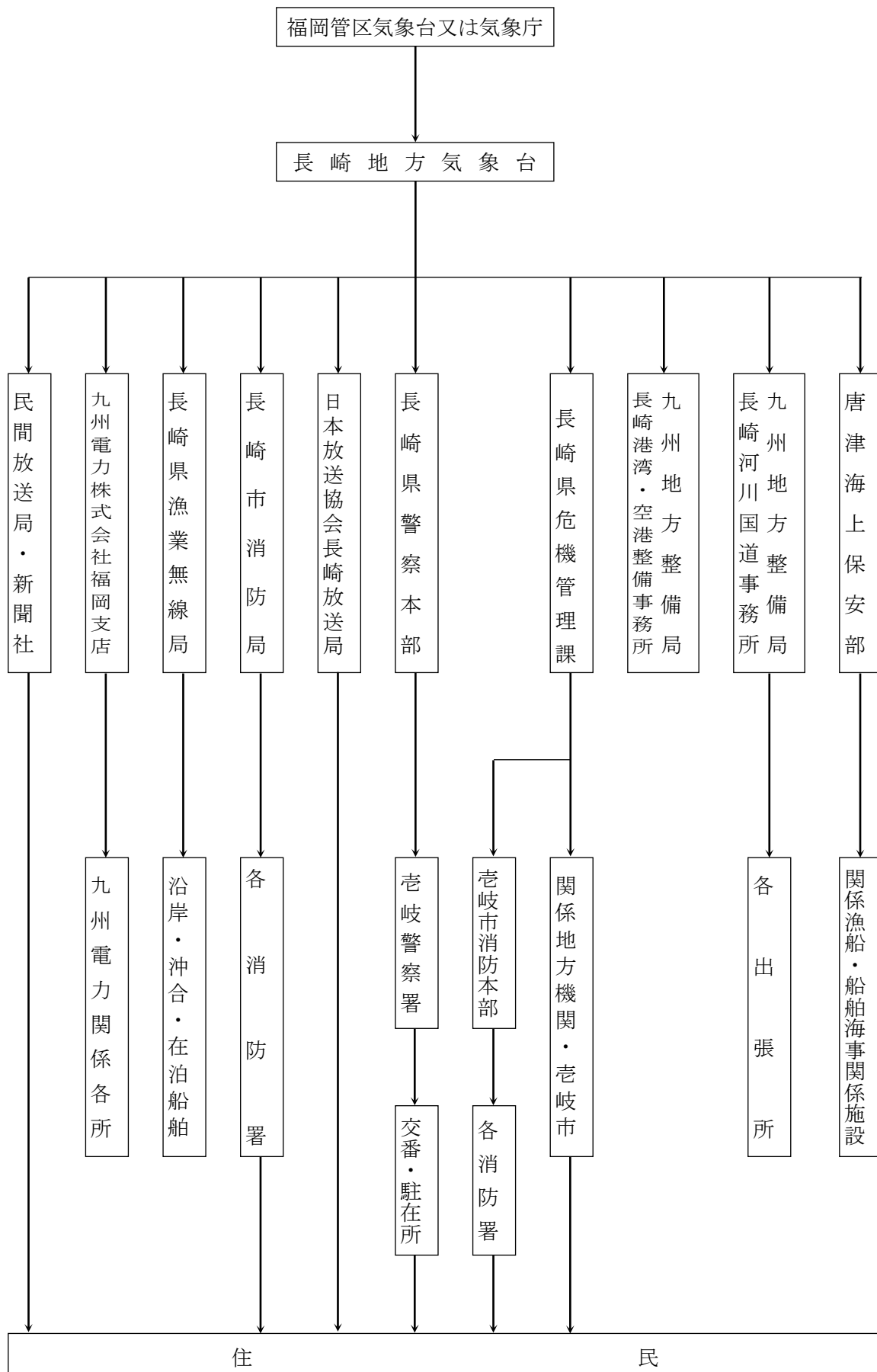
設置者	所在地	観測点名称
防災科学技術研究所	壱岐市郷ノ浦町本村触字江上504-2	壱岐市郷ノ浦町
壱岐市	壱岐市勝本町西戸触182-5	壱岐市勝本町
	壱岐市芦辺町芦辺浦562	壱岐市芦辺町芦辺
	壱岐市石田町石田西触1290	壱岐市石田町
気象庁	壱岐市芦辺町中野郷本村触字苧峰15	壱岐市芦辺町中野

(4) 津波警報・注意報の伝達系統図



備考：長崎海洋気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、杵岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合とする。

(5) 地震・津波情報の伝達系統図



節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第10節	災害情報・被害情報の収集・伝達	108	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。
第11節	広報体制の確立	114	

第12節 水防活動

〔建設部・消防部〕

地震災害時は、災害状況によっては護岸破損等により、水防活動を行う事態が予想される。このため、市は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第12節「水防活動」に準ずる。ただし、地震時の河川等施設被害の拡大防止については、次のとおりである。

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川・海岸施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川・海岸施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) ダム施設応急対策

ダム管理所との連絡を密にし、被害の拡大防止を図る。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第13節	土砂災害等の防止対策	119	「第2編 風水害対策編」を参照のうえ、使用する。

第14節 消防活動

[総務部・消防部]

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、市は住民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関等との連携をとりつつその全機能を挙げて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

地震によってもたらされる被害のうち、最も大きいものが地震火災である。

地震火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、消防本部及び消防団は、全機能を挙げて、次の基本方針により消防活動を行う。

なお、具体的な消防活動については、第2編第2章第14節「消防活動」に準ずる。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

ア 住宅密集地域の火災危険区域

イ がけ崩れ、崩壊危険箇所

ウ 津波等による浸水危険区域

エ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急・救助活動を行う。

第15節 避難の勧告・指示、誘導

〔総務部・市民部・教育部・消防部〕

大規模地震発生時においては、土砂災害、家屋倒壊、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、災害時要援護者についても十分考慮する。

具体的な計画については、第2編第2章第15節「避難の勧告・指示、誘導」に準ずる。なお、津波に関する避難勧告等については以下のとおりである。

1 津波避難勧告についての留意事項

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を覚知した場合には、津波警報等の情報が入手できない場合にも、直ちに避難勧告を行う。
- (2) 地震発生時に首長と連絡がとれない場合には、①副市長、②総務部長の順で権限を委任する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第16節	救急・救助	132	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。
第17節	交通の確保及び規制	134	
第18節	緊急輸送	138	
第19節	医療救護	140	
第20節	避難行動要支援者への緊急支援	142	

事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第21節	避難所の開設・運営	145	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。
第22節	食料の供給	149	
第23節	給水	152	
第24節	生活必需品の給与	155	
第25節	防疫・保健衛生対策	157	
第26節	廃棄物の処理及び障害物の除去対策	159	
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の処理等	161	
第28節	住宅の供給確保	164	
第29節	文教対策	166	
第30節	義援金品の受入れ・配分	170	
第31節	農水産業災害の応急対策	171	
第32節	ライフライン施設の応急対策	184	

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第1節	災害復旧・復興	185	「第2編 風水害対策編」を参照 のうえ、使用する。
第2節	被災者の生活再建等への支援	189	
第3節	産業復興の支援	199	
第4節	激甚災害の指定	202	

第1章 海上災害対策

第1節 災害予防計画

[総務部・農林水産部・消防部]

船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合及び船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、各種対策を講ずる。

1 災害予防体制の確立

市及び消防本部は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。
- (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資器材等の整備促進に努める。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導する。
 - ア 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - イ 漁業無線局の気象情報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (8) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導する。
 - ア 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
 - イ 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

- ウ 漁船乗務員の養成と資質の向上
- エ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
- オ 海難防止に対する意識の高揚

2 流出油等災害予防対策

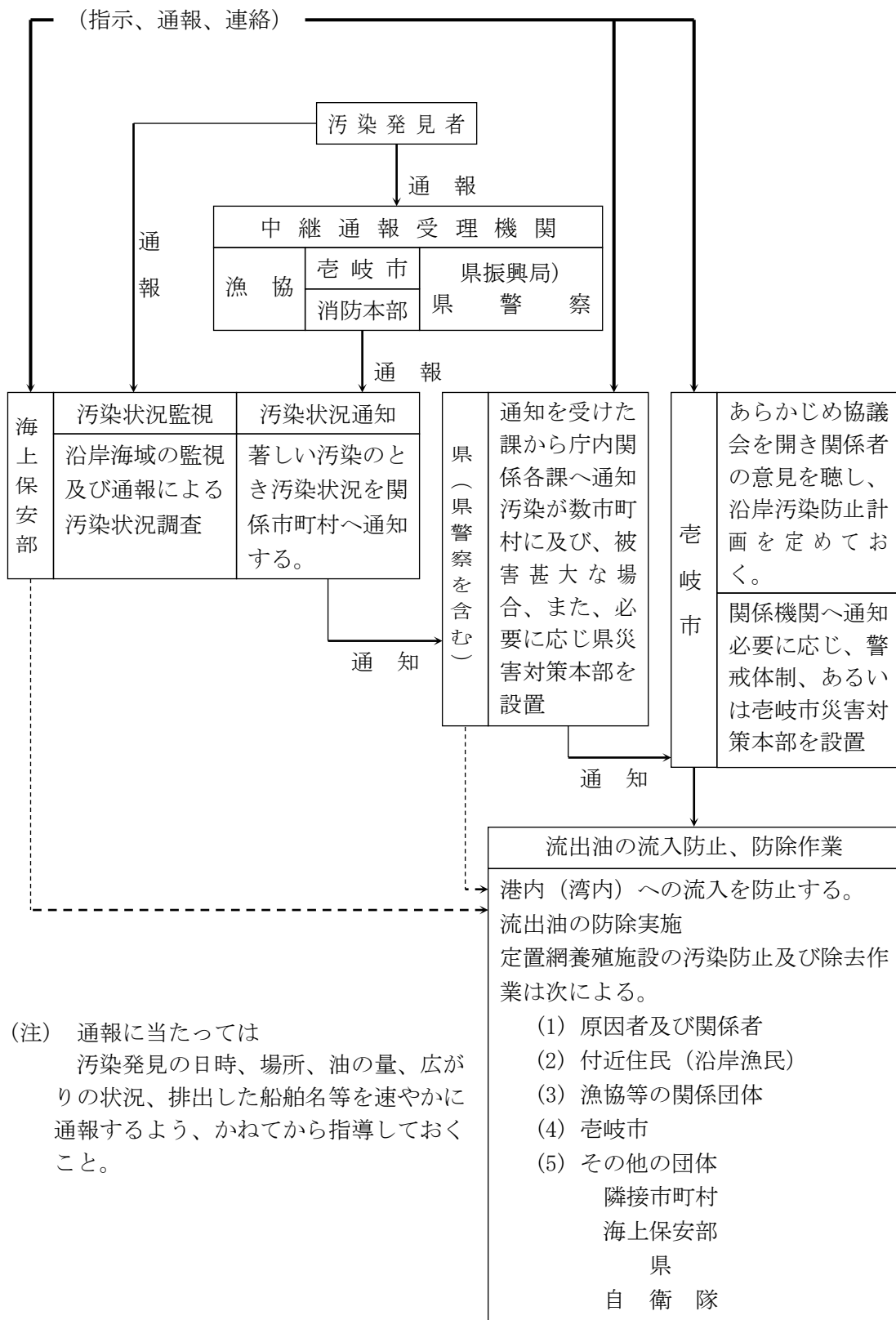
市及び消防本部は関係機関と相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため前記1に加え、特に以下の点に留意しながら予防体制の確立を図る。

- (1) 海上保安部から流出油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、市対策本部を設置する。
- (2) 前項の港内等への流入を防止することができない場合又は、防止の暇がなく、港内等へ流入し漂流、漂着した場合には、時間の経過、あるいは、気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行う。

防除作業の基準は、次の要領で実施する。

- ア 定置網、養殖施設等に付着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行う。
- イ 部分的に、少量の流出油等の防除は、関係者が自主的に行う。
- ウ 油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- エ 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- オ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- カ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとで行う。
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- キ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。
- ク 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、市単独では、困難と認められる場合には、県及び隣接市町への応援要請を行う。

流出油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等の系統図



第2節 災害応急対策計画

〔総務部・農林水産部・消防部〕

海上災害発生時には、船舶やヘリコプターを活用して一刻も早く乗客・乗員のもとにかけつけ捜索・救助活動を開始することが必要である。そのためには、基本的かつ的確な情報収集に努め、県及び防災関係機関に速やかに連絡する。また、流出油あるいは燃料への引火、炎上等の二次災害の発生にも備え、被害軽減のための体制を確立する。

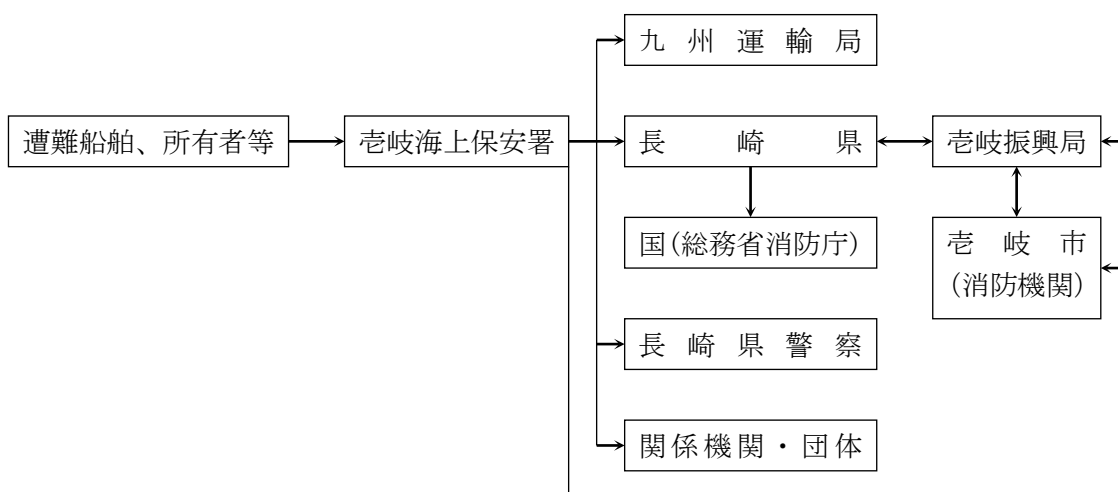
1 災害応急体制の確立

市は関係機関と連携を図り、人命救助を第一に必要な応急対策を講ずる。

(1) 情報通信

市は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図



(2) 広報

海難発生時の広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 海難の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項
- イ 旅客及び地域住民等への広報
 - 報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。
 - (ア) 海難の状況
 - (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
 - (オ) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制の確立
 - 円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。
- (4) 捜索活動
 - 海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行う。
- (5) 救助・救出活動
 - 海難発生時における救助・救出活動については、第2編第2章第16節「救急・救助」の定めによるほか、次により実施する。
 - ア 遭難船舶を認知したときは、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。
 - イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

2 流出油等災害応急対策

海上における油流出等の災害が発生した場合は、乗客・乗員の安全確保を第一に、環境への影響を最小限におさえるため、特に以下の点に留意しながら関係機関と協力し必要な応急対策を講ずる。

- (1) 災害広報
 - 油等大量流出事故災害時の広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めによるほか、次により実施する。
 - ア 旅客及び地域住民等への広報
 - 市は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、旅客及び地域住民に対して次の事項について広報を実施する。
 - (ア) 油等大量流出事故災害の状況
 - (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
 - (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (オ) その他必要な事項
- (2) 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

事故の原因者等は、速やかに壱岐海上保安署に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

市は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資器材を迅速に調達し、流出油等による被害の軽減に努める。

第2章 航空災害対策

第1節 災害予防計画

[総務部・消防部]

市内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、市は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

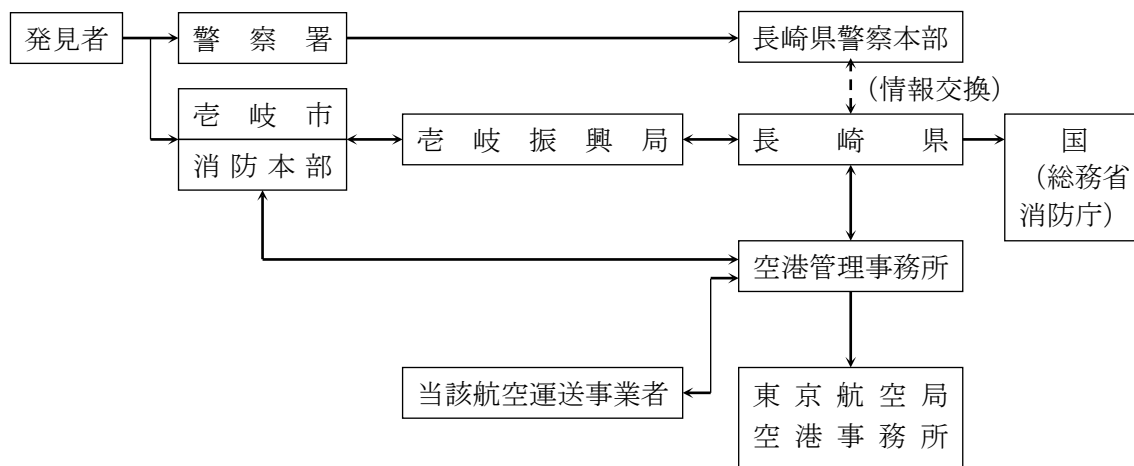
1 情報通信手段の確保

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

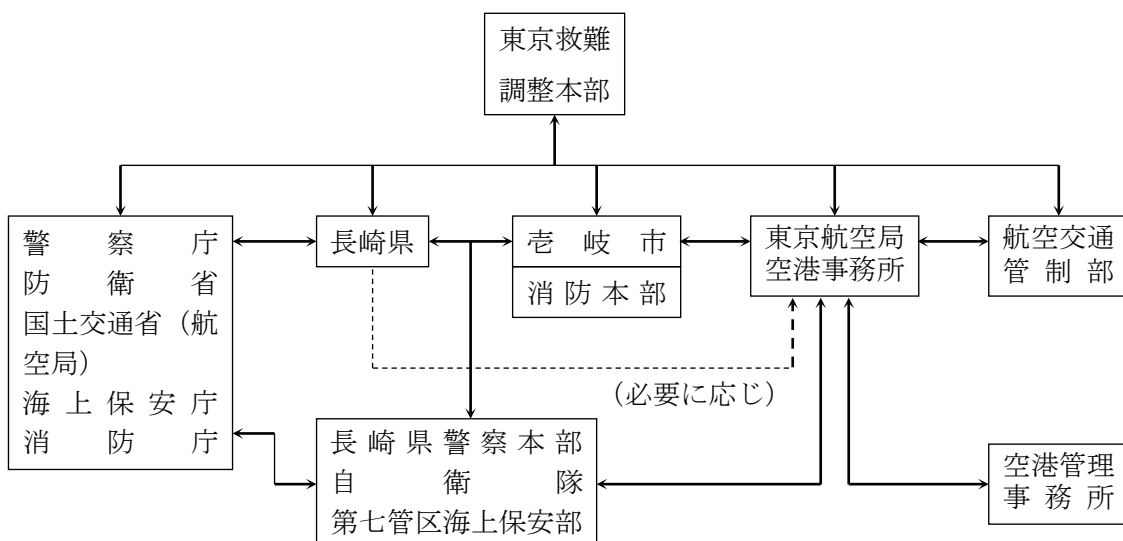
- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統

※ 発生地点が明確な場合



※ 発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）



(注) 救難調整本部は、通常、東京空港事務所に設けられる。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

第2節 災害応急対策計画

[総務部・消防部]

航空機の墜落事故は、必ずといっていいほど人的被害をともなう。現場が山間地であれば救急・救助作業は困難をきわめ、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。したがって、市、県、国と各レベルで防災関係機関相互の連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を整えるとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

2 救助・救出活動

航空災害時における救助・救出活動については、第2編第2章第16節「救急・救助」の定めるところにより実施する。

3 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2編第2章第19節「医療救護」の定めるところにより実施する。

4 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 市及び消防機関は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

5 行方不明者の搜索及び遺体の収容

第2編第2章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の処理等」の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第17節「交通の確保及び規制」の定めるところにより必要な交通規制を行う。

7 防疫及び廃棄物処理

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第2編第2章第25節「防疫・保健衛生対策」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第26節「廃棄物の処理及び障害物の除去対策」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

8 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

9 広域応援要請

災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国への応援を要請する。

第3章 道路災害対策

第1節 災害予防計画

〔建設部〕

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急・救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図る必要がある。

1 道路施設の点検

市は他の関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路施設の安全性の強化

- (1) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- (2) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- (3) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。
- (4) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- (5) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

第2節 災害応急対策計画

〔建設部〕

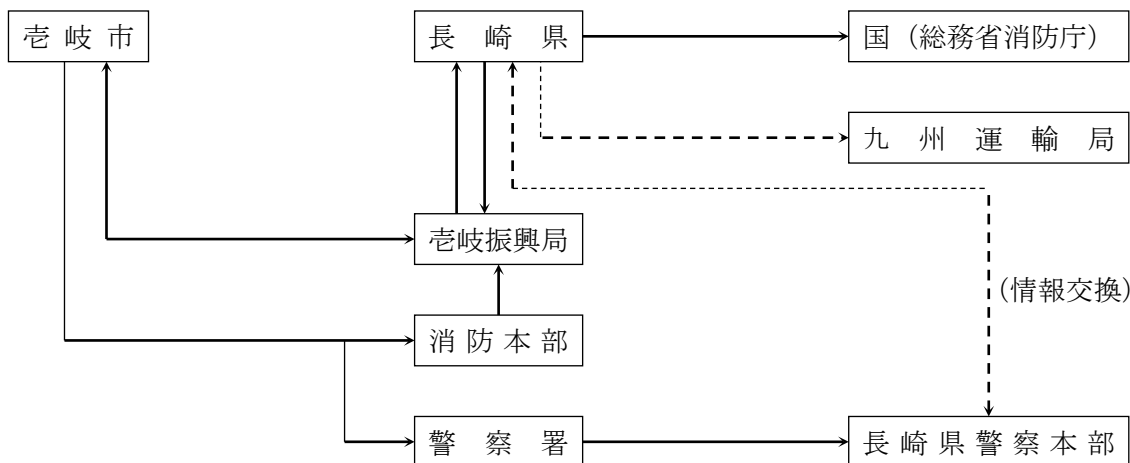
大規模な道路災害が発生した場合は、近隣市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて災害応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施する。

1 情報通信の実施

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図



2 災害広報の実施

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第2編第2章第16節「救急・救助」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第2編第2章第19節「医療救護」の定めるところにより実施する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、第2編第2章第14節「消防活動」の定めるところにより実施する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第2編第2章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の処理等」の定めるところにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、第2編第2章第17節「交通の確保及び規制」の定めるところにより実施する。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本編第4章「危険物等災害対策」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請する。

11 広域応援要請

災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国への応援を要請する。

第4章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

[総務部・消防部]

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設等の把握

市及び消防本部は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。市内の危険物施設等については資料7-7を参照のこと。

2 情報通信手段の確保

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めるところによるほか次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

市及び消防本部は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の実施する応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

第2節 災害応急対策計画

[総務部・消防部]

市の区域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、近隣市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

1 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

2 災害拡大防止活動

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

3 消防活動

- (1) 消防機関は、事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施する。
- (2) 消防機関は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

4 避難措置の実施

人命の安全を確保するため、第2編第2章第15節「避難の勧告・指示、誘導」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

5 救助・救出及び医療救護活動

第2編第2章第16節「救急・救助」及び第19節「医療救護」の定めるところにより、被災者の救助・救出及び医療救護活動を実施する。

また、第27節「行方不明者の捜索及び遺体の処理等」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第17節「交通の確保及び規制」の定めるところにより必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

8 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国へ応援を要請する。

第5章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

〔農林水産部・総務部・消防部〕

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

1 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (1) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (2) 入林の許可・届出等について指導する。
- (3) 火災警報発令又は気象条件の急変条件の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (4) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

2 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (1) 森林法及び市条例の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (4) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

3 消火資機材等の整備

林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

4 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により気象予警

報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 火災気象通報

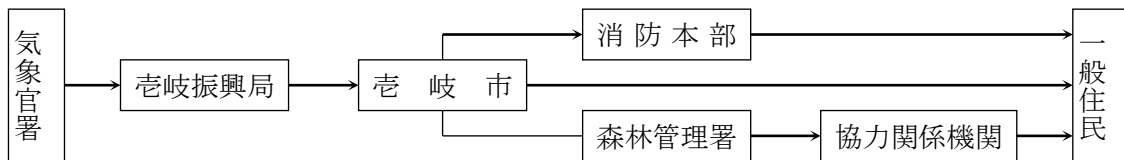
火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の発表基準は、第2編第2章第9節「気象予警報等の収集・伝達」を参照のこと。

(2) 伝達系統

通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、長崎森林管理署へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

また、市長は、火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



第2節 災害応急対策計画

〔農林水産部・総務部・消防部〕

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

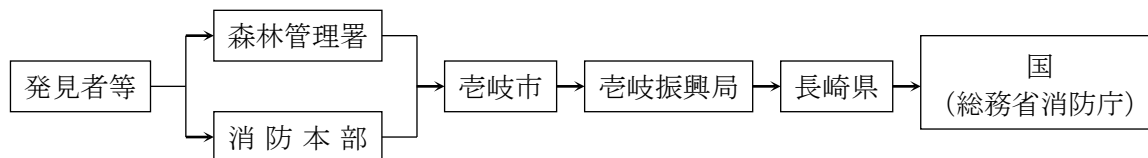
また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 情報連絡体制の確保

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統



2 災害広報の実施

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第2編第2章第11節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

市及び消防本部は他の関係機関と連携を図りながら、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

市及び消防本部は他の関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立するとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

市及び消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第2編第2章第6節「県防災ヘリコプターの出動要請」に基づく県防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
- (3) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリポートの適地をあらかじめ選定しておく。

5 避難措置

人命の安全を確保するため、第2編第2章第15節「避難の勧告・指示、誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第2章第17節「交通の確保及び規制」の定めにより必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

8 広域応援要請

災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国へ応援を要請する。

9 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

1 防災関係基本資料

1-1 防災関係機関一覧表

機 関 名	所 在 地	電話番号
長 崎 県 危 機 管 理 課	長崎市尾上町3-1	095-824-1111
長 崎 県 壱 岐 振 興 局	郷ノ浦町本村触570	0920-47-1111
壱 岐 保 健 所	郷ノ浦町本村触620-5	0920-47-0260
壱 岐 家 畜 保 健 衛 生 所	芦辺町国分本村触1385-1	0920-45-3031
壱 岐 警 察 署	郷ノ浦町本村触551	0920-47-0110
永 田 ダ ム 管 理 事 務 所	郷ノ浦町永田触	0920-47-1036
勝 本 ダ ム 管 理 事 務 所	勝本町新城西触	0920-42-2117
男 女 岳 ダ ム 管 理 事 務 所	芦辺町箱崎本村触	0920-45-4215
海 上 自 衛 隊 壱 岐 警 備 所	勝本町東触2776-6	0920-42-0167
壱 岐 海 上 保 安 署	郷ノ浦町本村触648-5	0920-47-0508
厳原労働基準監督署郷ノ浦駐在事務所	郷ノ浦町本村触620-4	0920-47-0467
対馬公共職業安定所壱岐出張所	郷ノ浦町本村触620-4	0920-47-0054
郷 ノ 浦 郵 便 局	郷ノ浦町郷ノ浦176	0920-47-0331
NTTネオメイト九州壱岐サービスセンター	郷ノ浦町本村触523	0920-47-1004
九州電力株式会社壱岐営業所	芦辺町諸吉大石触427-4	0920-45-3470
壱 岐 医 師 会	郷ノ浦町本村触523	0920-47-3666
壱 岐 市 福 祉 事 務 所	郷ノ浦町本村触562	0920-48-1111
壱 岐 市 消 防 本 部	芦辺町中野郷西触411-2	0920-45-3037

1-2 壱岐市防災会議条例 (平成16年3月1日 条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、壱岐市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 壱岐市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
 - (2) 長崎県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 2人以内
 - (3) 長崎県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
 - (4) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 4人
 - (8) 消防長
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの 2人以内
- 6 前項第4号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項

は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 16 年3月1日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 17 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 壱岐市防災会議委員名簿

No.	役 職	根拠条例
1	市 長	条例 3 条 2 項
2	壱 岐 海 上 保 安 署 長	条例 3 条 5 項 1
3	自衛隊長崎地方協力本部壱岐駐在員事務所長	条例 3 条 5 項 1
4	海上自衛隊対馬防備隊壱岐警備所長	条例 3 条 5 項 1
5	壱 岐 振 興 局 長	条例 3 条 5 項 2
6	壱 岐 保 健 所 長	条例 3 条 5 項 2
7	壱 岐 警 察 署 長	条例 3 条 5 項 3
8	九州電力(株)壱岐営業所長	条例 3 条 5 項 4
9	NTTフィールドテクノ九州支店福岡営業所福岡フィールドサービスセンター宅内担当壱岐センター長	条例 3 条 5 項 4
10	勝 本 郵 便 局 長	条例 3 条 5 項 4
11	教 育 長	条例 3 条 5 項 5
12	壱 岐 市 消 防 団 長	条例 3 条 5 項 6
13	総 務 部 長	条例 3 条 5 項 7
14	企 画 振 興 部 長	条例 3 条 5 項 7
15	市 民 部 長	条例 3 条 5 項 7
16	農 林 水 産 部 長	条例 3 条 5 項 7
17	建 設 部 長	条例 3 条 5 項 7
18	保 健 環 境 部 長	条例 3 条 5 項 7
19	議 会 事 務 局 長	条例 3 条 5 項 7
20	消 防 長	条例 3 条 5 項 8
21	壱岐市婦人防火クラブ連絡協議会会長	条例 3 条 5 項 9
22	壱岐市民生児童委員協議会連合会女性代表	条例 3 条 5 項 9

1-4 壱岐市災害対策本部条例 (平成16年3月1日 条例第15号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、壱岐市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもってこれに充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

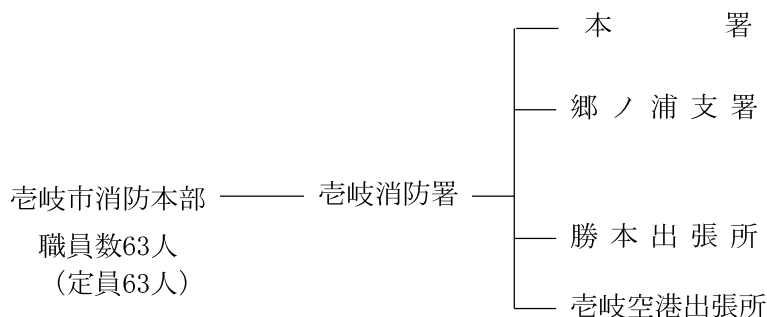
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

1-5 壱岐市消防組織の現況



消防組織及び消防力の状況

令和2年1月31日現在

消防本部・署所名	職員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	救急車	その他
苓崎市消防本部	11					4
苓岐消防署	25	2	1	2	2	
郷ノ浦支署	14	3	1	1	1	1
勝本出張所	8	1			1	
空港出張所	5	1				
小計	63	7	2	3	4	5

	団長	本部副団長	地区副団長	消防音楽隊	計
苓崎市消防団本部	1	1	11	20	33

※消防音楽隊の内、分団所属の者は下記団員数に計上

消防分団名 (管轄区域)		団員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	防火水槽
郷ノ浦地区	地区本部	5				
	機動分団 (郷ノ浦)	40	3			
	第1分団 (武生水)	35		3	3	41
	第2分団 (渡良)	36		3	3	24
	第3分団 (柳田)	23		1	1	23
	第4分団 (沼津)	24		2	2	29
	第5分団 (志原)	25		1	1	25
	第6分団 (初山)	36		3	3	28
第7分団 (三島)	52		6	4	12	
小計		276	3	19	17	182
勝本地区	地区本部	14				
	第1分団 (勝本浦東部)	27		2	2	2
	第2分団 (勝本町一円)	15	1	1	1	3
	第3分団 (勝本浦西部)	22		2	1	1
	第4分団 (東・新城)	25		2	2	43
	第5分団 (大久保・坂本・仲・西戸)	34		2	2	35
	第6分団 (機動隊勝本町一円・本宮南・白滝・火矢ノ先・立石)	41	1	2	2	25
第7分団 (宮本仲・西・東・布気)	26		2	2	37	
小計		204	2	13	12	146

消防分団名 (管轄区域)		団員数	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	搬送車積載車	防火水槽
芦辺地区	地区本部	4				
	第1分団 (芦辺町一円・芦辺浦・大石)	35	1	3	1	12
	第2分団 (八幡浦・棚江)	28		2	1	10
	第3分団 (諸吉)	38		3	1	26
	第4分団 (深江)	26		2	1	28
	第5分団 (中野郷)	23		2	1	26
	第6分団 (湯岳)	21		1	1	16
	第7分団 (住吉)	14		1	1	20
	第8分団 (国分)	21		1	1	19
	第9分団 (芦辺町一円・瀬戸浦)	29	1	2	1	13
	第10分団 (瀬戸浦)	39		2	1	19
	第11分団 (箱崎一円)	39		1	1	16
小計		317	2	20	11	205
石田地区	地区本部	11				
	第1分団 (君ヶ浦、田の中)	29		2	2	2
	第2分団 (本町、祝町)	20		1	1	1
	第3分団 (本村、南、石田西、石田東、筒城)	28		2	2	79
	第4分団 (山崎)	25		1	1	5
	第5分団 (池田)	25		1	1	27
	第6分団 (久喜・湯岳)	28		2	2	17
小計		166		9	9	131
合計 (消防団本部含む。)		985	7	61	49	664

自主防災組織 (婦人防火クラブ)

平成31年4月1日現在

名称	設立年	クラブ員数(人)	活動範囲
初瀬婦人防火クラブ	昭和32年2月1日	6	郷ノ浦町初瀬地区
元居婦人防火クラブ	昭和37年1月1日	1	郷ノ浦町元居地区
塩谷婦人防火クラブ	昭和40年1月7日	14	勝本町塩谷地区
瀬戸婦人防火クラブ	昭和24年4月1日	6	芦辺町瀬戸浦地区
久喜東部婦人防火クラブ	昭和42年1月1日	8	石田町久喜触東部地区
久喜西部婦人防火クラブ	昭和42年1月1日	12	石田町久喜触西部地区

2 協定関係資料

2-1 九州・山口9県災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

(応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難・収容施設及び住宅の提供
- (4) 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- (5) 医療支援
- (6) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は、別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
- 5 各県は本協定の運用に関する総合連絡担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生したときは、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災県は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。

5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮等)

第5条 応援部隊は、応急措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

2 応援を受けるべき被災県が指揮不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

(1) 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

(2) 各県の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

(3) 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

(4) 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。

2 第3条第5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成7年11月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事	佐賀県知事
長崎県知事	熊本県知事
大分県知事	宮崎県知事
鹿児島県知事	沖縄県知事
	山口県知事

3 通信関係資料

3-1 彦岐市消防本部無線通信管理規程

(彦岐市消防訓令乙第9号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、法令に定めるもののほか、彦岐市消防本部無線局の適正な運用を図るため、電波関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって災害の未然防止及び災害発生時における被害の拡大を防御し、地域住民の生命及び財産の確保と、福祉の増進に寄与するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 統制局 通信の運用を総合的に統制する無線局をいう。
- (3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 固定局 固定業務を行う無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (6) 署活系無線 災害現場の指揮及び命令並びに情報の収集及び伝達並びに業務執行上必要な事項の通報及び連絡に使用するための署活動用無線局で、400メガヘルツ帯の陸上移動局をいう。

第2章 無線局

(無線局)

第3条 第1条の目的を達成するため、消防用無線局（以下「無線局」という。）を開設する。

2 無線局の名称及び設置場所は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(無線局の任務)

第4条 無線局は、消防、防災及び行政の責務を遂行するために必要な通信を行うことを任務とする。

(無線局の管理)

第5条 無線局の管理は、消防長の指示を受けて、消防署長（以下「署長」という。）が統括するものとし、署長に事故があるときは、警防課長がその職務を代行する。

2 署長は、電波法（昭和25年法律第131号）に規定する管理上の諸事項について適法に措置し、無線局の機能が十分発揮できるよう、良好な維持管理に努めなければならない。

(無線局の職員)

第6条 統制局に通信統制員を置く。

2 前項に規定する者は、電波法第40条第1項の資格を有する者の中から消防長が任命する。

第3章 運用

(無線局の構成)

第7条 無線局は、固定局、基地局及び陸上移動局で構成する。

(通信の原則)

第8条 通信は、緊急を要する消防、防災その他一般の行政事務の処理にのみ利用されなければならない。

2 通信は、簡潔明瞭に行わなければならない。

(秘密の保持)

第9条 無線通信の業務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(通信の種類)

第10条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 災害発生等緊急の場合の通信をいう。
- (2) 普通通信 平常時に行う通信をいう。
- (3) 一斉通信 すべての無線局に対する通信をいう。

(平常時の運用)

第11条 無線局の運用時間は、常時とする。

(電話の方法)

第12条 この訓令に定めるもののほか、無線局の呼出方法、応答の方法その他通信の運用について必要な事項は、別に定める。

(通信の取扱い順位)

第13条 通信は、すべて緊急通信を最優先とし、行うものとする。

(統制上の措置)

第14条 通信統制員は、無線局が次の各号のいずれかに該当するときは、通信の正常かつ能率的な運用を確保するため、直ちに適切な措置をしなければならない。

- (1) みだりに電波を発射し、空間をかく乱するとき。
- (2) 自己の通信を強要し、統制及び指示に従わないとき。
- (3) 技術が未熟で、通信に支障を来すおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通信の統制を害するとき。

(災害時の運用)

第15条 署長は、災害発生その他特別の理由があるときは、普通通信を制限することができる。

2 署長は、前項の規定により通信を制限しようとするときは、制限の内容、開始時刻及び解除予定時刻等必要な事項を通信統制員に指示するものとする。

3 署長は、通信を制限する必要がなくなったときは、直ちにその旨を通信統制員に通知しなければならない。

(災害時の通信体制)

第16条 署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに通信統制員に待機又は配備を命じ、当該無線局の通信の確保に必要な措置をとらなければならない。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 緊急の事態が発生し、又は発生すると認められるとき。

第4章 雑則

(業務日誌)

第17条 署長は、無線通信業務日誌(別表第3)を備え付けるものとし、通信統制員は、通話の都度、

必要事項を記入するものとする。

(備付書類)

第18条 無線局に備付けを要する業務書類は、電波法施行規則第2章第7節に定めるもののうち、署長が指定するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月26日消本訓令乙第3号)

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日消本訓令乙第1号)

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

デジタル無線局設置場所

局種	呼出名称	設置場所	備考
基地局	いきしょうほんぶ	壱岐市郷ノ浦町若松触字岳450 岳ノ辻中継所内	
基地局	いきしょうおんだけ	壱岐市芦辺町箱崎本村触字男岳167 8 男岳中継所内	
基地局	いきしょうかつもと	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
固定局	しょうぼういき	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
固定局	しょうぼういきおんだけ	壱岐市芦辺町箱崎本村触字男岳167 8 男岳中継所内	
固定局	しょうぼういきたけのつじ	壱岐市郷ノ浦町若松触字岳450 岳ノ辻中継所内	
陸上移動局	しょうぼういきほんしょ	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき101	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき102	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき103	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき104	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき105	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき106	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき10	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき11	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき12	壱岐市芦辺町中野郷西触411—2	

局種	呼出名称	設置場所	備考
		壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき13	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき14	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき15	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき16	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき17	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき18	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき19	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき110	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき111	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき112	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき113	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき1	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき2	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき3	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき4	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういきごうのうら	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき201	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき202	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき203	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき204	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき205	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき21	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき22	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき23	壱岐市郷ノ浦町志原西触676 壱岐消防署郷ノ浦支署内	

局種	呼出名称	設置場所	備考
陸上移動局	しょうぼういきかつもと	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき301	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき303	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき31	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき32	壱岐市勝本町西戸触844-2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういきくこう	壱岐市石田町筒城東触1724 壱岐消防署壱岐空港出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき401	壱岐市石田町筒城東触1724 壱岐消防署壱岐空港出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき41	壱岐市石田町筒城東触1724 壱岐消防署壱岐空港出張所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶちょうしゃ	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ1	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ2	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきほんぶ3	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょうぼういき501	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼういき502	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼういき503	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼういき504	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく1	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく2	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく3	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく4	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく5	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく6	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく7	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく8	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく9	壱岐市郷ノ浦町本村触562	

局種	呼出名称	設置場所	備考
		壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく10	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく11	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく12	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく13	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく14	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく15	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく16	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく17	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく18	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく19	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく20	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく21	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく22	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきごうのうらちく23	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市役所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく1	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく2	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく3	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく4	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく5	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく6	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく7	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく8	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく9	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく10	壱岐市勝本町西戸触182—5 壱岐市役所勝本支所内	

局種	呼出名称	設置場所	備考
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく11	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく12	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく13	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく14	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく15	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく16	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく17	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきかつもとちく18	壱岐市勝本町西戸触182-5 壱岐市役所勝本支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく1	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく2	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく3	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく4	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく5	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく6	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく7	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく8	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく9	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく10	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく11	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく12	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく13	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく14	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく15	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく16	壱岐市芦辺町芦辺浦562 壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきあしべちく17	壱岐市芦辺町芦辺浦562	

局種	呼出名称	設置場所	備考
		壱岐市役所芦辺支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく1	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく2	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく3	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく4	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく5	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく6	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく7	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく8	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく9	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく10	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく11	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく12	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょうぼうだんいきいしだちく13	壱岐市石田町石田西触1290 壱岐市役所石田支所内	
陸上移動局	しょかついき1	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき2	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき3	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき4	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき5	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき6	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき7	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき8	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき9	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき10	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	
陸上移動局	しょかついき11	壱岐市芦辺町中野郷西触411-2 壱岐市消防本部内	

局種	呼出名称	設置場所	備考
陸上移動局	しよかついき 1 2	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 沓崎市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 3	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 沓崎市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 4	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 沓崎市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 5	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 沓崎市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 6	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 沓崎市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 7	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 沓崎市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 8	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 沓崎市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 1 9	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1—2 沓崎市消防本部内	
陸上移動局	しよかついき 2 1	沓崎市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 沓岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき 2 2	沓崎市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 沓岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき 2 3	沓崎市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 沓岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき 2 4	沓崎市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 沓岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき 2 5	沓崎市郷ノ浦町志原西触 6 7 6 沓岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しよかついき 3 1	沓崎市勝本町西戸触 8 4 4—2 沓岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しよかついき 3 2	沓崎市勝本町西戸触 8 4 4—2 沓岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しよかついき 3 3	沓崎市勝本町西戸触 8 4 4—2 沓岐消防署勝本出張所内	

別表第2 (第3条関係)

アナログ無線局設置場所

局種	呼出名称	設置場所	備考
基地局	しょうぼういき	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 番地 2 沓岐消防署内	
固定局	しょうぼういき	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 番地 2 沓岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 7 1	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 番地 2 沓岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 7 2	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 番地 2 沓岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 7 3	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 番地 2 沓岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 7 4	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 番地 2 沓岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき 1 7 5	沓崎市芦辺町中野郷西触 4 1 1 番地 2	

局種	呼出名称	設置場所	備考
		壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき176	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき177	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき178	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき179	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき180	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき181	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき182	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき183	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき571	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき572	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき573	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき574	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき575	壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2 壱岐消防署内	
陸上移動局	しょうぼういき271	壱岐市郷ノ浦町志原西触676番地 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき272	壱岐市郷ノ浦町志原西触676番地 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき273	壱岐市郷ノ浦町志原西触676番地 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき274	壱岐市郷ノ浦町志原西触676番地 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき275	壱岐市郷ノ浦町志原西触676番地 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき276	壱岐市郷ノ浦町志原西触676番地 壱岐消防署郷ノ浦支署内	
陸上移動局	しょうぼういき371	壱岐市勝本町西戸触844番地2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき372	壱岐市勝本町西戸触844番地2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういき373	壱岐市勝本町西戸触844番地2 壱岐消防署勝本出張所内	
陸上移動局	しょうぼういきくこう471	壱岐市石田町筒城東触1724番地 壱岐消防署壱岐空港出張所内	
陸上移動局	しょうぼういきくこう472	壱岐市石田町筒城東触1724番地 壱岐消防署壱岐空港出張所内	

別表第3(第17条関係)

相手局の呼出名称又は呼出符号	月 日 (曜日)		無線通信業務日誌								合計	回	分				
	通信時間		電波の型式及び使用周波数		通信概要				相手局	相手局から通信を受けた事項の概要	通信員	法第80条第2号及び第3号の通信を認められた時その事項					
	始	終	対手	自己	対	自	対	自					混	空	信	電	
消防岳ノ辻	:	:															
#	:	:															
#	:	:															
#	:	:															
#	:	:															
#	:	:															
#	:	:															電波の規正について指示を受けた時はその事実及び措置の内容
#	:	:															
#	:	:															
#	:	:															
#	:	:															
#	:	:															
#	:	:															
#	:	:															
#	:	:															
#	:	:															
#	:	:															

4 緊急輸送関係資料

4-1 ヘリコプター発着可能場所

1 離着陸場

名 称	所 在 地	所 有 者
沓 岐 空 港	沓岐市石田町	長 崎 県

2 離着陸適地一覧

名 称	所在地（緯度・経度）	地積(m ²)	標高(ft)	障 害 物
大谷公園グラウンド	郷ノ浦町田中触1223 N 33° 45' 25" E 129° 41' 26"	170×100 17,000	233.59	体育館、電柱、照明塔、バックネット、高圧線
勝本中学校	勝本町仲触1846 N 33° 50' 49" E 129° 41' 58"	100× 74 8,921	153.87	校舎、体育館、ポール、バックネット、樹木、電線
天ヶ原グラウンド	勝本町仲触90-1 N 33° 51' 10" E 129° 42' 37"	100× 80 9,174	15.41	山林、さく、バックネット、樹木、土手、ポール
旧芦辺中学校	芦辺町諸吉二亦触1882 N 33° 46' 44" E 129° 45' 43"	120× 80 9,730	13.45	校舎、体育館、電線、樹木、さく
石田中学校	石田町石田西触1252 N 33° 44' 38" E 129° 45' 28"	100× 60 6,000	52.16	校舎、バックネット、電線、樹木、照明塔、体育館

4-2 市所有車両

郷ノ浦庁舎

(令和元年9月2日)

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 40 と 4197	スズキ EVERY	総務課		
長崎 50 つ 3912	ホンダ バモス	総務課		
長崎 480 も 9628	スズキ エブリ	総務課		リース
長崎 527 さ 5482	トヨタ カローラ Luxel	総務課		
長崎 327 さ 5274	トヨタ プリウス	総務課		
長崎 527 さ 9489	スズキ スプラッシュ	危機管理課		
長崎 827 さ 673	三菱 ミニキャブ	危機管理課		
長崎 40 て 7863	三菱 ミニキャブ	管財課		
長崎 327 さ 4936	ニッサン e-NV200	SDGs 未来課		
長崎 480 や 2714	三菱 MINICAB-MIEV	SDGs 未来課		リース
長崎 227 さ 56	ニッサン シブリアン SX29 人乗り	観光課	壱岐島荘	
長崎 580 ゆ 2903	スズキ パレット	観光課		リース
長崎 480 さ 5812	三菱 ミニキャブ	観光課		リース
長崎 480 や 2431	スバル サンバートラック	観光課		リース
長崎 580 ゆ 4571	ダイハツ ミライース	観光課		リース
長崎 580 ゆ 5350	スズキ アルト	観光課		リース
長崎 580 ゆ 2033	ダイハツ ミラ	商工振興課	ふるさと商社	リース
長崎 480 や 1997	三菱 ミニキャブバン	商工振興課		リース
長崎 580 ゆ 5348	三菱 ek ワゴン	政策企画課	芦辺庁舎	リース
長崎 580 ゆ 4256	三菱 ek ワゴン	政策企画課	テレワークセンター	リース
長崎 58 ゆ 5405	ダイハツ ミライース	保護課		リース
長崎 58 ゆ 5406	ダイハツ ミライース	保護課		リース
長崎 58 ゆ 5407	ダイハツ ミライース	保護課		リース
長崎 58 ゆ 5408	ダイハツ ミライース	保護課		リース
長崎 580 や 9067	ダイハツ ミラ	こども家庭課	壱岐こどもセンター	リース
長崎 50 ち 7451	ダイハツ ムーブ	こども家庭課	武生水保育所	
長崎 580 ゆ 5187	ダイハツ ミライース	こども家庭課	芦辺保育所	リース
長崎 580 ゆ 5186	ダイハツ ミライース	こども家庭課	郷ノ浦庁舎	リース
長崎 580 や 7473	三菱 タウンボックス	市民福祉課	郷ノ浦庁舎	リース
長崎 580 も 1556	スバル プレオ	税務課	郷ノ浦庁舎	
長崎 580 も 1557	スバル プレオ	税務課	郷ノ浦庁舎	
長崎 480 も 5754	三菱 ミニキャブバンAT	税務課	郷ノ浦庁舎	リース
長崎 580 も 6634	ダイハツ ミライースLタイプ	税務課	郷ノ浦庁舎	リース

勝本庁舎

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 527 さ 156	トヨタ カルディナ	勝本支所		
長崎 88 た 514	フソウ	上下水道課	給水車	
長崎 580 も 4640	スバル サンバーディアス	上下水道課		
長崎 480 や 1274	ダイハツ ハイゼット	上下水道課		リース
長崎 480 も 9492	スバル サンバーバン	上下水道課		リース
長崎 480 や 1802	スズキ エブリィワゴン	上下水道課		リース
長崎 580 や 5845	スズキ アルト	上下水道課		リース
長崎 580 ゆ 1874	スズキ アルト	上下水道課		リース
長崎 580 や 8925	スズキ アルト	上下水道課		リース
長崎 480 や 2248	スズキ エブリィバン	上下水道課		リース
長崎 580 も 3558	スバル サンバー	建設課		
長崎 480 や 1779	スバル サンバー	建設課		リース
長崎 480 や 2554	ダイハツ	建設課		リース
長崎 480 や 2555	ダイハツ	建設課		リース
長崎 580 ゆ 3555	スズキ アルト	建設課		リース
長崎 580 ゆ 3575	スズキ ワゴンR	建設課		リース
長崎 480 や 2553	ダイハツ	建設課		リース
長崎 580 ゆ 5266	ダイハツ	建設課		リース
長崎 327 さ 4608	三菱 デリカ	議会事務局		リース

芦辺庁舎

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 580 ゆ 2034	ダイハツ ムーブ	健康増進課	芦辺庁舎	リース
長崎 580 ゆ 205	ダイハツ ムーブ	健康増進課	芦辺庁舎	リース
長崎 527 す 2076	スズキ ソリオ	健康増進課	芦辺庁舎	リース
長崎 580 や 7044	スズキ アルト	保険課	芦辺庁舎	リース
長崎 580 ゆ 2298	ダイハツ ミライース	保険課	芦辺庁舎	リース
長崎 480 や 300	ダイハツ ハイゼット	保険課	芦辺庁舎	リース
長崎 580 や 8548	ダイハツ ミラ	保険課	芦辺庁舎	リース
長崎 580 や 8927	スズキ ワゴンR	保険課	芦辺庁舎	リース
長崎 580 や 8928	スズキ ワゴンR	保険課	芦辺庁舎	リース
長崎 480 や 258	ニッサン	保険課	芦辺庁舎	リース
長崎 580 も 1555	スバル プレオ	保険課	芦辺庁舎	
長崎 327 さ 1940	トヨタ プリウスS	保険課	湯ノ本診療所	
長崎 55 と 1866	トヨタ コロナ	保険課	湯ノ本診療所	
長崎 527 さ 1628	トヨタ ビッツワエルキャブ	保険課	勝本診療所	

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 480 や 1928	スズキ エブリィ	保険課	芦辺庁舎(地域おこし協力隊)	リース
長崎 40 て 6047	スズキ 軽トラック	環境衛生課		
長崎 480 さ 1752	スバル サンバー	環境衛生課		リース
長崎 88 ち 347	ニッサン ADバン	クリーンセンター		
長崎 427 さ 1783	マツダ ボンゴ	クリーンセンター	リサイクル収集車	
長崎 127 さ 637	ニッサン アトラス	クリーンセンター	リサイクル収集車	
長崎 40 て 7531	ダイハツ 軽	クリーンセンター	リサイクル収集車	
長崎 427 さ 1248	イズズ エルフ(1t)	クリーンセンター	リサイクル収集車	
長崎 427 さ 1200	イズズ エルフ(2t)	クリーンセンター	リサイクル収集車	
長崎 40 て 3038	スズキ (350kg)	クリーンセンター	リサイクル収集車	
長崎 88 た 1301	イズズ 2C型ディーゼル	クリーンセンター	塵芥車	
長崎 827 さ 322	イズズ	クリーンセンター	塵芥車	
長崎 827 さ 443	トヨタ X	クリーンセンター	塵芥車	
長崎 127 さ 468	三菱シ ダンプ	クリーンセンター	灰運搬車	
長崎 827 さ 662	トヨタ ハイブリッド	クリーンセンター	塵芥車	
壱岐市 ら 246	トヨタ フォークリフト 6FD15	クリーンセンター		
長崎 827 さ 745	トヨタ	クリーンセンター	塵芥車	
長崎 127 さ 527	三菱シ 2tロング	クリーンセンター	リサイクル収集車	
長崎 827 さ 654	三菱シ	クリーンセンター	塵芥車	
長崎 827 さ 608	三菱シ	クリーンセンター	塵芥車	
長崎 427 さ 956	イズズ	クリーンセンター	リサイクル収集車	
製造番号 00392	T C M ショベルローダー 型式 SD25T9	クリーンセンター		
壱岐市 ら 778	三菱シ ホイルローダーWS200	クリーンセンター		
壱岐市 ら 762	トヨタ フォークリフト 6FD10	クリーンセンター		
壱岐市 ら 780	トヨタ フォークリフト 02-7FD15	クリーンセンター		
製造番号 112593	ニッサン フォークリフト型式NJ01-NJ01M10	環境衛生課	旧勝本CS跡倉庫	
製造番号 29H00223	T C M フォークリフト 型式 FHD25Z2	環境衛生課	旧芦辺一時保管灰庫	
製造番号 81E00438	T C M フォークリフト 型式 FB15-7	リサイクルセンター		
製造番号 81N00410	T C M フォークリフト 型式 FB25-7	リサイクルセンター		
長崎 40 て 1415	スズキ キャリー軽トラ	汚泥再生処理センター		
長崎 127 さ 685	三菱シ ダンプ	汚泥再生処理センター		
製造番号 405FG18 - 41237	トヨタ フォークリフト 型式 40-5FG15	汚泥再生処理センター		
製造番号 7A400494	T C M フォークリフト 型式 FRB9-8	汚泥再生処理センター		
長崎 827 さ 506	三菱シ バキューム車 VAR418A	自給肥料供給センター		
長崎 827 さ 507	三菱シ バキューム車 VAR418A	自給肥料供給センター		
長崎 827 さ 508	三菱シ バキューム車 VAR418A	自給肥料供給センター		
長崎 827 さ 509	三菱シ バキューム車 VAR418A	自給肥料供給センター		

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 88 た 1230	イスズ バキューム車 VAR418A	自給肥料供給センター		
長崎 827 さ 315	イスズ バキューム車 VAR418 型 1.8t	自給肥料供給センター		
長崎 827 さ 87	イスズ バキューム車 NKS71GR51KY	自給肥料供給センター		
長崎 827 さ 319	イスズ バキューム車 NKR81EP	自給肥料供給センター		
壱岐市 ら 654	T C M ホイルローダー L3-2 型	自給肥料供給センター		
長崎 127 さ 717	ミツビシ 生ごみ収集車	自給肥料供給センター		
製造番号 7FBE13-52737	トヨタ フォークリフト 型式 7FBE10	自給肥料供給センター		
長崎 427 さ 1247	イスズ	クリーンセンター	リサイクル収集車	
長崎 580 ゆ 68	スズキ ワゴンR	教育総務課		リース
長崎 480 や 232	スズキ エブリーバン	教育総務課		リース
長崎 480 や 1341	ダイハツ ハットカーゴ	教育総務課		リース
長崎 480 も 9875	ダイハツ ハットカーゴ DX	教育総務課	三島小学校	リース
長崎 227 さ 78	ニッサン スクールバス26人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 227 さ 79	ニッサン スクールバス26人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 227 さ 80	ニッサン スクールバス26人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 227 さ 81	ニッサン スクールバス26人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 227 さ 82	ミツビシ スクールバス29人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 227 さ 83	ミツビシ スクールバス29人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 227 さ 84	ミツビシ スクールバス29人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 227 さ 85	ミツビシ スクールバス29人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 227 さ 86	ミツビシ スクールバス29人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 227 さ 87	ミツビシ スクールバス29人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 227 さ 107	ニッサン スクールバス29人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 227 さ 108	ニッサン スクールバス29人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 480 も 6559	ミツビシ ミニキャブバン	教育総務課	学校給食センター	リース
長崎 480 や 1333	スバル サハバントランスポーター	教育総務課	学校給食センター	リース
長崎 127 さ 672	イスズ エルフ	教育総務課	学校給食センター	
長崎 127 さ 673	イスズ エルフ	教育総務課	学校給食センター	
長崎 127 さ 674	イスズ エルフ	教育総務課	学校給食センター	
長崎 127 さ 675	イスズ エルフ	教育総務課	学校給食センター	
長崎 127 さ 655	イスズ エルフ	教育総務課	学校給食センター	
長崎 11 た 2774	ミツビシ	教育総務課	学校給食センター	
長崎 127 さ 405	ミツビシ キャンター	教育総務課	学校給食センター	
長崎 127 さ 763	ミツビシトラック	教育総務課	学校給食センター	
長崎 227 さ 136	ミツビシ スクールバス25人乗り	教育総務課	スクールバス	
長崎 227 さ 137	ミツビシ スクールバス25人乗り	教育総務課	スクールバス	
勝本町 ろ 61	ホンダ 原付バイク	教育総務課	学校給食センター	

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 127 さ 941	ニッサン バン	教育総務課	学校給食センター	
長崎 527 さ 4823	トヨタ プロボックス	社会教育課		
長崎 480 や 384	スバル サンバー	社会教育課		リース
長崎 480 や 719	ダイハツ ハイジェット	社会教育課		リース
長崎 40 つ 8099	三菱	社会教育課	石田農村環境改善センター	
長崎 50 ち 1152	スズキ アルト	社会教育課	壱岐の島ホール	
芦辺町 非 36	三菱 トラクター	社会教育課	芦辺ふれあい広場	
長崎 327 さ 3557	トヨタ エスティマ	社会教育課(文化財班)		
長崎 527 さ 8662	ホンダ インサイト	社会教育課(文化財班)		
長崎 480 や 1692	ダイハツハイゼットワゴン	社会教育課(文化財班)		リース
長崎 480 や 1717	ダイハツハイゼットバン	社会教育課(文化財班)		リース

石田庁舎

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 50 つ 4641	スズキ ワゴンR	石田支所		
長崎 480 や 1982	スズキ キャブオーバ	石田支所		リース
長崎 527 さ 6748	トヨタ カラーフィールダー	水産課		
長崎 480 も 5110	ホンダ アクティ	水産課		リース
長崎 480 も 4235	三菱 キャブオーバー	水産課	壱岐栽培センター	
長崎 480 や 2630	ダイハツ ハゼットカーゴDX	水産課		リース
長崎 127 さ 609	イズズ エルフ	農林課	郷ノ浦町堆肥センター	
壱岐市 ら 590	ホイールローダー	農林課	郷ノ浦町堆肥センター	
長崎 827 さ 679	タキノウタイヒサンプシャ	農林課	郷ノ浦町堆肥センター	
長崎 42 さ 1794	三菱 キャンター	農林課	郷ノ浦町堆肥センター	
長崎 427 さ 1793	三菱 キャンター	農林課	郷ノ浦町堆肥センター	
壱岐市 ら 592	TCM フォークリフト	農林課	郷ノ浦町堆肥センター	
長崎 827 さ 680	タキノウタイヒサンプシャ	農林課	郷ノ浦町堆肥センター	
長崎 480 も 6941	三菱 ミニキャブ	農林課	郷ノ浦町堆肥センター	
石田町 公 98	パワーショベル	農林課	石田町堆肥センター	
石田町 公 100	フォークリフト	農林課	石田町堆肥センター	
長崎 427 さ 454	イズズ エルフ	農林課	石田町堆肥センター	
石田町 公 88	ホイールローダー	農林課	石田町堆肥センター	
石田町 公 89	ホイールローダー	農林課	石田町堆肥センター	
長崎 40 と 2117	スズキ	農林課	石田町堆肥センター	
長崎 527 さ 2490	トヨタ カルディナ	農林課		
長崎 527 さ 4855	トヨタ プロボックス	農林課		

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 480 も 916	スバル SAMBAR	農林課		
長崎 480 も 918	スバル SAMBAR	農林課		
長崎 580 も 8730	ホンダ バモス	農林課		
長崎 480 や 1160	マツダ スクラム	農林課		リース
長崎 480 か 6102	ダイハツ ハイゼット	農林課		リース
長崎 480 や 1672	ダイハツ ハイゼット	農林課		リース
長崎 480 や 1389	ダイハツ ハイゼットノシ	農林課	風民の郷	リース
長崎 327 さ 1853	ニッサン	農林課	出会いの村	リース
壱岐市 ら 591	フォークリフト	農林課	へい死獣畜一時保管処理施設	
長崎 927 る 26	日立 ショベルローダ	農林課	郷ノ浦町堆肥センター	リース

壱岐市消防本部

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 827 さ 504	ニッサン	壱岐市消防本部	指揮広報車	
長崎 80 た 136	スズキ	壱岐市消防本部	資材搬送車	
長崎 827 さ 351	三菱	壱岐消防署	消防ポンプ自動車	
長崎 827 は 45	三菱	壱岐消防署	救助工作車	
長崎 827 さ 102	ニッサン	壱岐消防署	消防積載車	
長崎 88 つ 537		郷ノ浦支署	水槽付消防ポンプ自動車	
長崎 827 さ 212	ヒノ	郷ノ浦支署	消防ポンプ自動車	
長崎 827 さ 130	トヨタ	壱岐消防署	高規格救急自動車	
長崎 827 は 67	ヒノ	郷ノ浦支署	化学消防ポンプ自動車	
長崎 827 は 25	ヒノ	郷ノ浦支署	梯子付消防自動車	
長崎 80 た 144	スズキ	郷ノ浦支署	資材搬送車	
長崎 827 は 18	三菱	勝本出張所	水槽付消防ポンプ自動車	
長崎 827 さ 347	トヨタ	勝本出張所	高規格救急自動車	
長崎 827 さ 207	ヒノ	壱岐市消防本部	消防団ポンプ自動車	
長崎 827 さ 887	イズズ	壱岐市消防本部	消防団ポンプ自動車	
長崎 827 さ 513	ヒノ	壱岐市消防本部	消防団ポンプ自動車	
長崎 88 た 1121	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1285	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 80 た 169	ダイハツ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 1023	ニッサン	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1211	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1187	ニッサン	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 299	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 700	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1018	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 827 さ 556	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 966	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 954	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1353	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 80 た 132	ダイハツ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 880 も 12	スバル	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 880 も 106	ダイハツ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 880 も 52	スバル	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 80 た 113	スバル	壱岐市消防本部	元居婦人部	
長崎 88 た 966	ニッサン	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 302	ミツビシ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 159	ヒノ	壱岐市消防本部	消防団ポンプ自動車	
長崎 827 さ 965	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 1024	ニッサン	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 80 た 90	ダイハツ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1152	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 1025	ニッサン	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1219	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1027	ニッサン	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1290	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 224	ヒノ	壱岐市消防本部	消防団ポンプ自動車	
長崎 88 た 1082	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 360	ミツビシ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1363	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 528	ヒノ	壱岐市消防本部	消防団ポンプ自動車	
長崎 88 た 891	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1073	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1114	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 96	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1019	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1345	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1075	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1259	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 1060	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団ポンプ自動車	
長崎 88 た 955	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1020	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1258	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 88 た 1364	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1227	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1160	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 591	イズズ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1085	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 901	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 967	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 1024	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 88 た 964	トヨタ	壱岐市消防本部	消防団積載車	
長崎 827 さ 923	ミツビシ	壱岐市消防本部	防火広報車	
長崎 827 さ 674	ニッサン	壱岐市消防本部		
長崎 827 さ 256	トヨタ	壱岐市消防本部		
長崎 830 そ 101	ヒノ	壱岐消防署	水槽付消防ポンプ自動車	
長崎 830 せ 103	トヨタ	壱岐消防署	高規格救急自動車	
長崎 830 た 201	ヒノ	郷ノ浦支署	水槽付消防ポンプ自動車	
長崎 830 さ 203	トヨタ	郷ノ浦支署	高規格救急自動車	
長崎 827 は 47	コマツ	壱岐空港出張所	空港災害化学車	

地域生活ホーム・障害者地域活動支援センター

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 327 さ 2702	ニッサン キャラバン	地域生活ホーム		リース
長崎 480 も 8719	ニッサン クリッパー	地域生活ホーム		リース
長崎 327 さ 1923	ニッサン キャラバン	障害者地域活動支援センター		
長崎 580 も 5747	ミツビシ ミニカ	障害者地域活動支援センター		
長崎 480 も 8734	ミツビシ ミニキャブバン	障害者地域活動支援センター		リース
長崎 480 や 236	ダイハツ ハイジェットカーゴ	障害者地域活動支援センター		リース

老人ホーム

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
長崎 33 た 2072	ミツビシ デリカ	老人ホーム		
長崎 527 さ 5831	ホンダ モビリオ	老人ホーム		
長崎 880 も 53	スズキ ワゴンR	老人ホーム		
長崎 827 さ 917	ニッサン キャラバン	老人ホーム		リース

壱岐市機械銀行

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
壱岐市 い 50	クボタ トラクター	田河倉庫		
壱岐市 い 68	日ノ本 トラクター	柳田倉庫		

車両ナンバー	車名	所属	用途	摘要
郷ノ浦町 ろ 17	ニューホランド	柳田倉庫		
長崎 127 さ 336	イズズ エルスパーセルフ	柳田倉庫		
芦辺町 い 685	クボタ トラクター	石田庁舎		
石田町 公 97	クボタ トラクターGM64	柳田倉庫		
長崎 40 と 302	ミツビシ ミニキャブ	柳田倉庫		
長崎 480 も 519	ダイハツ	柳田倉庫		
郷ノ浦町 い 944	コマツ	柳田倉庫		
壱岐市 ら 362	フォード	柳田倉庫		
壱岐市 い 99	ニューホランド TN75SA	柳田倉庫		
壱岐市 ら 76	クボタ トラクター	勝本倉庫		
壱岐市 ら 31	イセキ トラクター	柳田倉庫		
壱岐市 ら 32	クボタ トラクター	勝本倉庫		
壱岐市 ら 350	ニューホランド トラクター	柳田倉庫		
石田町 公 82	クボタ カンリサギョウキ	石田倉庫		
壱岐市 ら 353	クボタ カンリサギョウキ	石田倉庫		
壱岐市 ら 352	クボタ カンリサギョウキ	石田倉庫		
壱岐市 ら 589	クボタ トラクター	田河倉庫		
勝本町 ろ 557	フォード	田河倉庫		
長崎 480 も 546	スズキ エブリイバン	柳田倉庫		
勝本町 ろ 601	フォード トラクター	勝本倉庫		
長崎 40 と 2776	ホンダ アクティトラック	柳田倉庫		
長崎 27 る 35	ヒタチ ホイルローダ	柳田倉庫		
勝本町 ろ 617	クボタ トラクター	田河倉庫		
長崎 127 さ 327	イズズ エルフ	柳田倉庫		
長崎 427 さ 304	トヨタ タウンエース	柳田倉庫		
長崎 427 さ 162	マツダ タイムスパーダック	柳田倉庫		
壱岐市 ら 361	フォード	柳田倉庫		
壱岐市 ら 784	フォード トラクター	石田倉庫		
長崎 127 さ 314	ミツビシ	柳田倉庫		
長崎 11 た 2263	ミツビシ	柳田倉庫		
郷ノ浦町 い 930	ニューホランド	柳田倉庫		
長崎 427 さ 570	ミツビシ 2tダンプ	柳田倉庫		
壱岐市 ら 785	ニューホランド トラクター	柳田倉庫		
長崎 480 も 7326	ミツビシ キャブオーバ	柳田倉庫		リース
長崎 480 も 7324	ミツビシ キャブオーバ	柳田倉庫		リース
長崎 480 も 7327	ミツビシ キャブオーバ	柳田倉庫		リース
Zaxis30U	日立	柳田倉庫		

車両ナンバー	車 名	所 属	用 途	摘要
EX15U-3	日立	柳田倉庫		
D21P-7A	コマツ	柳田倉庫		
PC45MRX-1	コマツ バックホー	柳田倉庫		
岐阜市 り 414	ヤンマー トラクター	石田倉庫		
岐阜市 り 514	ヤンマー トラクター	石田倉庫		
長崎 480 も 7945	スバル 軽バン	石田庁舎		リース
岐阜市 ら 359	クボタ トラクター	勝本倉庫		
岐阜市 ら 973	ヤンマー トラクター	柳田倉庫		

家畜診療所

車両ナンバー	車 名	所 属	用 途	摘要
長崎 527 す 1389	スズキ ソリオ	家畜診療所		
長崎 527 す 181	スズキ ソリオ	家畜診療所		
長崎 527 す 116	スズキ ソリオ	家畜診療所		
長崎 527 さ 2174	スズキ ソリオ	家畜診療所		
長崎 527 さ 9480	ニッサン ウイングロード	家畜診療所		
長崎 527 す 182	スズキ ソリオ	家畜診療所		
長崎 527 す 808	スズキ ソリオ	家畜診療所		
長崎 527 す 631	スズキ ソリオ	家畜診療所		
長崎 527 す 246	スズキ ソリオ	家畜診療所		
長崎 527 す 247	スズキ ソリオ	家畜診療所		
長崎 580 ゆ 5514	スズキ ソリオ	家畜診療所		リース

4-3 運送業者関係一覧

1 バス・タクシー業一覧

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	壱岐交通(株)	郷ノ浦町東触575-2	47-1255
2	壱岐交通タクシー(株)	郷ノ浦町郷ノ浦18	47-1155
3	壱岐観光タクシー	郷ノ浦町郷ノ浦122-88	47-1371
4	文化バス・タクシー(株)	芦辺町芦辺浦258-2	45-0234
5	玄海交通(有)	石田町筒城東触1730	44-5826
6	玄海タクシー	石田町印通寺浦469-41	44-5657
7	勝本タクシー	勝本町立石東触94-1	43-0880

2 運送業者

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	坂本運送(有)	郷ノ浦町東触664-10	47-6875
2	壱岐運送(有)	郷ノ浦町田中触929-5	47-0419
3	日本通運(株)壱岐営業所	郷ノ浦町郷ノ浦276	47-0281
4	壱岐海運(株)	郷ノ浦町郷ノ浦266	47-1285
5	西部貨物運送(株)	勝本町本宮東触1249	43-0228
6	五洲運輸(有)	勝本町西戸触680-3	42-1509
7	壱岐商運(有)	芦辺町諸吉南触1117-1	45-4646
8	長嶋貨物運送(有)	芦辺町深江栄触616	45-1815
9	芦辺合同海運(株)	芦辺町箱崎中山触2575-2	45-3011
10	壱岐陸運(有)	石田町本村触32-2	44-5091
11	壱岐海陸運送(株)	石田町印通寺浦196	44-5015
12	松永運輸(有)	石田町石田西触794-1	44-6283

5 医療関係資料

5-1 医療機関一覧

1 病院

(令和2年1月31日現在)

医療機関名	所在地	病床数						診療科目	電話番号	FAX番号	備考
		精神	感染	結核	療養	一般	計				
医療法人玉水会赤木病院	郷ノ浦町本村触 111	28	—	—	80	9	117	内・呼・消・循・小・精・外・整・皮・泌・婦・こう	47-0085	47-5570	
長崎県杵岐病院	郷ノ浦町東触 1626	50	4	6	48	120	228	内・小・精・外・整・産・眼・耳・リハ・放・脳・皮・泌・呼・消・循・麻	47-1131	47-5607	告災
医療法人協生会品川病院	郷ノ浦町東触 854-2	—	—	—	—	48	48	内・小・外・整・産・アレ・泌・リハ・脳・リウ・消	47-0121	47-5335	
社会医療法人玄州会光武内科循環器科病院	郷ノ浦町郷ノ浦 15-3	—	—	—	48	40	88	内・呼・消・循・神内・皮・リハ	47-0023	47-5404	告
医療法人護州会品川外科病院	勝本町西戸触 180-1	—	—	—	—	35	35	内・小・外・整・皮・消・循	42-0136	42-0003	
医療法人潮陽会松嶋医院	芦辺町箱崎大左右触 550-2	—	—	—	32	—	32	内・外・整・こう・皮	45-2010	45-2031	
計		78	4	6	208	252	548				

備考：告＝救急告示病院、災＝災害拠点病院

2 診療所

(令和2年1月31日現在)

施設名	所在地	病床数		診療科目	電話番号
			療養		
さくら耳鼻咽喉科クリニック	郷ノ浦町郷ノ浦 11	—	—	耳・気	47-3119
光風・ふくしまクリニック	郷ノ浦町東触字平 1006-1	—	—	内	47-5623
壱岐市国民健康保険 勝本診療所	勝本町仲触 1989	—	—	内・外・小	42-0107
壱岐市国民健康保険 湯本診療所	勝本町布気触 818-10	—	—	内・外・小	43-0134
医療法人協生会品川クリニック	勝本町本宮南触 236	—	—	内・小・外・整	43-0001
大蔵医院 (休院中)	芦辺町深江栄触 548-1	18	8	内・呼・消・循・小・神 内・リハ・放	45-2345
医療法人久原医院	芦辺町箱崎大左右触 500-2	—	—	内・消・循・小・リハ・放	45-2128
あしベクリニック	芦辺町芦辺浦 606-1	—	—	内・整・耳・外・皮・形 外	45-4825
江田小児科内科学	石田町印通寺浦 302	—	—	内・小	44-5022
平山医院	石田町石田西触 1071-1	16	8	内・胃・外	44-5016
でぐち整形外科医院	郷ノ浦町郷ノ浦 53-2			整・リハ	47-1727
壱岐市三島診療所	郷ノ浦町大島 554-2			内・循	47-1012
壱岐市原島診療所	郷ノ浦町原島 296-2			内・循	47-0200
山内眼科医院	郷ノ浦町東触 1310			眼	47-1414
光の苑診療所	郷ノ浦町志原西触 1066			内	47-1166
壱岐市立老人ホーム診療所	勝本町本宮南触 1323-7			内	43-0049
	計	34	16		

(注) 病床数：療養は療養病床で内数

3 歯科診療所

(令和2年1月31日現在)

施設名	所在地	診療科目	電話番号
医療法人村瀬歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦123	歯科、歯科口腔外科	47-0010
赤木玉水堂歯科診療所	郷ノ浦町本村触129	歯科	47-0435
医療法人光武歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦13	歯科	47-3533
アマコ歯科医院	勝本町勝本浦177	歯科	42-0406
松嶋歯科医院	芦辺町箱崎大左右触550-2	歯科	45-2400
左野歯科医院	芦辺町芦辺浦83	歯科	45-2020
医療法人百田歯科医院	芦辺町諸吉大石触427-5	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	45-3434
松永歯科医院	芦辺町国分東触644	歯科、小児歯科	45-3868
江田歯科医院	石田町印通寺浦327-2	歯科	44-5788
ひさた歯科医院	郷ノ浦町柳田触114	歯科、小児歯科	47-1385

4 家畜診療所

名称	所在地	電話番号
壱岐市家畜診療所	芦辺町国分東触678-6	45-4083

5 薬品取引業者

会社名	所在地	電話番号
(株)翔薬	福岡市博多区山王2-3-5	092-471-2230
(株)アトル	佐賀市鍋島大字八戸3140	0952-29-7161
(株)アトル 壱岐営業所	石田町池田東触984-3	0920-44-5831
(株)スズケン	福岡市博多区西月隈1-10-9	092-461-2811
九州東邦(株)	福岡市東区箱崎博多ふ頭3-4-4	092-641-3143
九州東邦 壱岐出張所	郷ノ浦町片原触1543-3	0920-47-4517
(株)富田薬品	福岡市博多区竹下2-3-35	092-431-8833

5-2 薬局

名称	所在地	電話番号
そうごう薬局郷ノ浦店	壱岐市郷ノ浦町東触813-1	47-0835
そうごう薬局壱岐店	壱岐市郷ノ浦町志原西触20-5	47-5851
大上愛生堂薬局	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦122-74	47-0163
有限会社大村調剤薬局	壱岐市郷ノ浦町本村触字古若109-5	47-3672

名 称	所 在 地	電話番号
いきいき調剤薬局	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 57-1	47-4312
いきいき調剤薬局市民病院前	壱岐市郷ノ浦町東触 1356-1	47-5822
立石調剤薬局	壱岐市勝本町西戸触字蔵谷 182-1	42-1025
いきいき調剤薬局瀬戸	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 490-9	48-2244
いきいき調剤薬局芦辺	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 550-10	48-2770
株式会社山下愛敬堂薬局	壱岐市石田町石田西触 1069	44-5035
つじかわ薬局印通寺店	壱岐市石田町印通寺浦 308-4	44-6886
三井所薬局	壱岐市壱岐市郷ノ浦町東触 1309-2	48-0555
そうごう薬局芦辺店	壱岐市芦辺町芦辺浦 606-1	45-3501
後藤薬局	壱岐市芦辺町芦辺浦 354	45-0168

5-3 医療救護所予定施設

地区名	名 称	所 在 地	電話番号
郷ノ浦	郷ノ浦健診センター	郷ノ浦町田中触1078	48-0650
勝 本	勝本町ふれあいセンターかざはや	勝本町大久保触1736-2	42-3200
芦 辺	芦辺町クオリティライフセンターつばさ	芦辺町箱崎中山触2548	45-4500
石 田	農村環境改善センター	石田町池田東触671-1	44-5179

6 避難関係資料

1 指定緊急避難場所・指定避難所

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	崖崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事
武生水	1	壱岐文化ホール	公共	郷ノ浦町本村触445	47-4111	○	○	○	○	○		○
武生水	2	盈科小学校	学	郷ノ浦町本村触589	47-0123		○	○	○	○	○	○
武生水	3	郷ノ浦中学校	学	郷ノ浦町本村触75	47-0424		○	○	○	○	○	○
武生水	4	大谷公園体育館	公共	郷ノ浦町田中触1223	47-3611	○	○	○	○	○	○	○
武生水	5	壱岐高等学校	学	郷ノ浦町片原触88	47-0082	○	○	○	○	○	○	○
渡良	6	渡良小学校	学	郷ノ浦町渡良東触365	47-0823	○	○	○	○	○	○	○
大島	7	三島小学校	学	郷ノ浦町大島815	47-0136	○	○	○	○	○	○	○
大島	8	大島僻地保健福祉館	公共	郷ノ浦町大島607		○	○	○	○		○	○
長島	9	長島老人憩いの家	公共	郷ノ浦町長島672	—	○	○	○	○		○	○
長島	10	旧三島小学校長島分校	学	郷ノ浦町長島45	47-0143		○	○	○	○		○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	崖崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事
原島	11	原島老人憩いの家	公共	郷ノ浦町原島487-2	—	○	○	○	○		○	○
原島	12	旧三島小学校原島分校	学	郷ノ浦町原島305	47-0147	○	○	○	○	○		○
柳田	13	柳田小学校	学	郷ノ浦町柳田触885	47-0312	○	○	○	○	○		○
沼津	14	沼津地区公民館	公共	郷ノ浦町長峰本村触836-3	46-0001	○	○	○	○	○	○	○
沼津	15	沼津小学校	学	郷ノ浦町小牧東触184	46-0004	○	○	○	○	○	○	○
志原	16	志原小学校	学	郷ノ浦町大原触115	47-0754	○	○	○	○	○	○	○
初山	17	初山地区公民館	公共	郷ノ浦町初山東触237-2	47-0721	○	○	○	○	○	○	○
初山	18	初山小学校	学	郷ノ浦町初山西触807-1	47-0707		○	○	○	○	○	○
初山	19	旧初山中学校	学	郷ノ浦町初山西触802	45-1202	○	○	○	○	○	○	○
初山	20	郷ノ浦町ティ・イー・ビ・センター	公共	郷ノ浦町坪触3099	47-0132	○	○	○	○	○	○	○
勝本浦	21	壱岐西部開発総合センター	公共	勝本町西戸触182-5	42-0095	○	○	○	○	○	○	○
勝本浦	22	勝本地区公民館	公共	勝本町勝本浦211-3	42-0747	○	○	○		○		○
勝本浦	23	勝本小学校	学	勝本町坂本触262	42-0034		○	○	○	○	○	○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	崖崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事
勝本浦	24	勝本中学校	学	勝本町仲触1846	42-0016		○	○	○	○	○	○
勝本浦	25	西部地区老人憩いの家	公共	勝本町勝本浦389	—	○	○	○				○
勝本浦	26	勝本町漁村センター	公共	勝本町勝本浦575-61	42-1180	○	○	○				○
勝本在部	27	勝本町ふれあいセンターかざはや	公共	勝本町大久保触1736-2	42-3200	○	○	○	○	○	○	○
勝本在部	28	霞翠小学校	学	勝本町西戸触550	42-0041		○	○	○	○	○	○
勝本在部	29	壱岐商業高等学校	学	勝本町新城西触282	42-0205	○	○	○	○	○	○	○
勝本在部	30	勝本海洋センターB&G体育館	公共	勝本町新城西触1694	45-1111	○	○	○	○		○	○
勝本在部	31	新城地区老人憩いの家	公共	勝本町北触37	48-1111	○	○	○	○		○	○
鯨伏	32	立石地区老人憩いの家	公共	勝本町立石南触583	43-0874	○	○	○	○		○	○
鯨伏	33	湯本地区公民館	公共	勝本町布気触818-10	43-0130	○	○	○				○
鯨伏	34	鯨伏小学校	学	勝本町立石南触1137-2	43-0013	○	○	○		○	○	○
鯨伏	35	旧鯨伏中学校	学	勝本町布気触818-1	45-1202	○	○	○		○		○
鯨伏	36	布気地区老人憩いの家	公共	勝本町百合畑触398	43-0824	○	○	○	○		○	○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	崖崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事
芦 辺	37	老岐島開発総合センター	公共	芦辺町諸吉大石触197	45-3693	○	○	○		○		○
芦 辺	38	芦辺小学校	学	芦辺町芦辺浦546	45-0323	○	○		○	○	○	○
芦 辺	39	芦辺体育館	公共	芦辺町芦辺浦524	45-0358		○		○	○	○	○
芦 辺	40	芦辺浦住民集会所	公共	芦辺町芦辺浦85-3	45-0066	○	○	○		○		○
芦 辺	41	芦辺保育所	公共	芦辺町諸吉大石触665	45-1104		○	○	○	○	○	○
八 幡	42	八幡小学校	学	芦辺町諸吉南触1565	45-0325	○	○	○		○		○
八 幡	43	八幡保育所	公共	芦辺町諸吉本村触1300	45-2766		○	○		○		○
田 河	44	旧芦辺中学校	学	芦辺町諸吉二亦触1886	45-0343	○	○	○		○		○
田 河	45	田河小学校	学	芦辺町諸吉二亦触1659	45-0327		○	○	○	○		○
田 河	46	田河幼稚園	学	芦辺町諸吉二亦触1670	45-2361		○	○	○			○
那 賀	47	芦辺中学校	学	芦辺町中野郷西触400	45-3008		○	○	○	○	○	○
那 賀	48	那賀小学校	学	芦辺町中野郷西触174	45-3304	○	○	○	○	○	○	○
那 賀	49	那賀地区公民館	公共	芦辺町中野郷西触362	45-3001	○	○	○	○	○	○	○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	崖崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事
那賀	50	那賀幼稚園	学	芦辺町住吉山信触1007	45-1756		○	○	○		○	○
箱崎	51	旧箱崎中学校	学	芦辺町箱崎大左右触2323	45-2304		○	○	○			○
箱崎	52	箱崎小学校	学	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-2320	○	○	○	○	○	○	○
箱崎	53	箱崎幼稚園	学	芦辺町箱崎釘ノ尾触652	45-3399		○	○	○	○	○	○
箱崎	54	箱崎僻地保健福祉館	公共	芦辺町箱崎釘ノ尾触1293	48-1111	○	○	○	○	○	○	○
瀬戸	55	瀬戸小学校	学	芦辺町箱崎大左右触315	45-2337		○	○	○	○		○
瀬戸	56	瀬戸幼稚園	学	芦辺町箱崎大左右触920	45-2012		○			○		○
瀬戸	57	箱崎地区公民館	公共	芦辺町箱崎大左右触924	45-2001	○	○	○				○
瀬戸	58	芦辺町クオリティーライフセンターつばさ	公共	芦辺町箱崎中山触2548	45-4500	○		○		○		○
石田	59	農村環境改善センター	公共	石田町池田東触671-1	44-5179	○		○	○	○		○
石田	60	石田スポーツセンター	公共	石田町石田西触1264-4	44-5159	○	○	○	○	○		○
石田	61	石田小学校	学	石田町石田西触1238	44-5012		○	○	○	○		○
池田湯岳	62	石田中学校	学	石田町石田西触1547	44-5013	○	○	○	○	○		○

地区名	番号	施設名称	区分	所在地	電話番号	避難所	緊急避難場所					
							洪水	崖崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事
石田	63	石田町総合福祉センター	公共	石田町石田西触1486-1	44-6150	○	○	○	○	○	○	○
筒城	64	筒城小学校	学	石田町筒城西触191	44-5004	○	○	○	○	○		○
筒城	65	筒城地区公民館	公共	石田町筒城西触157	44-6664	○	○	○	○		○	○
筒城	66	筒城浜ふれあいセンター	公共	石田町筒城仲触1885	44-6155	○	○	○		○		○
久喜	67	久喜地区住民センター	公共	石田町久喜触181	44-6798	○	○	○	○			○

6-2 福祉避難所

施設名	住所	電話番号
壱岐市社会福祉協議会郷ノ浦支所	壱岐市郷ノ浦町坪触3099番地	47-0132
壱岐市社会福祉協議会勝本支所	壱岐市勝本町大久保触1736番地2	48-3222
壱岐市社会福祉協議会芦辺支所	壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地	45-2378
壱岐市社会福祉協議会石田支所	壱岐市石田町石田西触1486番地1	44-6150

6-3 仮設住宅建設候補地

地区名	名称	所在地	面積(㎡)
郷ノ浦町	大谷公園グラウンド	郷ノ浦町田中触1242番地他	17,000
	大谷ゲートボール場	郷ノ浦町田中触1213番地1	893
勝本町	天ヶ原グラウンド	勝本町仲触90番地1	8,990
芦辺町	芦辺漁港芝生広場	芦辺町箱崎中山触2601番地1	22,000
	家畜保健衛生所前市有地	芦辺町国分本村触1388番地4	4,479
	旧国分住宅跡地	芦辺町国分本村触1358番地3	2,063
	旧芦辺中学校第2グラウンド	芦辺町諸吉二亦触1878番地9	9,718
	ふれあい広場グラウンド	芦辺町諸吉大石触	16,000
石田町	石田小中学校グラウンド	石田町石田西触1228番地2	11,803
	筒城ふれあいセンターグラウンド	石田町筒城仲触1856番地7	19,803
	石田ふれあいの森広場	石田町池田西触1407番地2	5,000

6-4 避難所運営マニュアル

1 事前対策

(1) 避難所管理責任者の配置及び避難所管理責任者の業務

- ① 避難者の把握
- ② 必要物資の管理
- ③ 災害時要援護者への支援

〈マニュアル・帳簿類の整備〉 (主な例示)

① 避難者名簿	⑤ 災害時要援護者リスト
② 避難者用物品受け払い簿	⑥ 避難所施設に要した物品受払帳簿
③ 避難所設置報告書（設置日時・収容状況記録表）	⑦ ボランティア受付簿
④ 施設の安全チェックリスト	⑧ 現金出納簿
	⑨ 寄贈物資受払簿

(2) 避難所開設訓練の実施

① 避難所の周知

災害時に避難所が効果的に機能するためには、行政側の日ごろの準備が必要である。

② 避難所開設訓練の実施

日ごろから市職員と教育委員会とが連携をとる等実践的な避難所開設訓練を実施する。

〈避難所開設訓練のメニュー〉 (主な例示)

① 実際に指定されている避難所を活用する。	⑧ トイレの使用可否の確認（仮設トイレの備蓄がある場合は、組み立て訓練を実施）
② 実際に避難する住民と共同し、情報を共有すること	⑨ 防災資機材倉庫の開錠、備蓄資機材の確認、各種機器の使用体験
③ 避難誘導	⑩ 掲示板の設置
④ 施設の開錠	⑪ 電話・FAX等通信機器の設置
⑤ 施設の被災状況の確認	⑫ 生活ルールの確認
⑥ 被災者カード（資料2）の配布、避難者人数、家族構成等の確認、集約	⑬ 避難所生活の役割分担（責任者の決定・連絡員の設定）
⑦ 水道水（飲料水等）の使用可否の確認	⑭ テレビ・ラジオ等の設置
	⑮ ボランティア受け入れ訓練

※避難所開設訓練や自主防災組織を支援する災害時のリーダーシップを地域単位で訓練する。

2 発災～3時間程度

(1) 避難者の誘導及び安全確認

- ① 施設職員又は警備職員等（夜間や施設が閉館の場合等）が避難所（学校等指定されている施設）を開錠する。
- ② 傷病者の救護、避難誘導灯は避難者の協力を求める。

- ③ 避難所の被害状況や安全確認は、目視で3ランク（A～C等）に区分する（資料1）
- 「A」＝安全性は特に問題なし。直ちに使用可能
 - 「B」＝散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし。
 - 「C」＝被害甚大につき使用不能
- ④ 避難者を一時的に、安全確認された施設等に避難誘導する。

(2) 避難所の区域設定

- ① 避難者立ち入り禁止区域の設定
- ② 避難者スペースの設定
- ③ 避難所運営組織の活動拠点や医療救護所スペース等の確保
(予め避難所ごとに各区域を設定した平面図を作成しておく)

(3) 避難所設営の準備

- ① 避難所を開設する場合市は、各避難場所ごとに市の職員を派遣・駐在させる。
- ② 防災関係設備の確認（防火設備、放送設備、非常電源等）
- ③ 備蓄物資の確認
- ④ 散乱危険物の除去や清掃等の実施
- ⑤ トイレの確保、設置
- ⑥ その他入浴施設や給食施設の使用確認

(4) 避難所開設の報告

〈避難収容該当者〉

- ・市が決定した避難勧告・避難指示に基づき又は緊急避難の必要に迫られ住居を立ち退き避難した者
- ・住家災害により全焼、全壊、流失し又は半焼、半壊若しくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者
- ・以上の他住家等の危険を察して自主避難した者

- ① 避難者に避難者カード（資料2）を配布し、記入後回収
- ② 避難所管理責任者は、避難所開設の日時、場所、避難者数、被害及び避難状況、開設期間、管理責任者等を市災害対策本部へ報告する（資料3）。
- ③ 避難所が不足し、一時的に被災者を受け入れるための野外受け入れ施設を開設する場合も、①の業務を実施し、報告する。
- ④ 市で準備した野外受け入れ施設の資材が不足した場合には、①の報告時にテント等避難所設営関係の調達を県災害対策本部へ依頼する。

(5) 応急危険度判定士の支援要請

避難所としての使用可否確認のため、被害の規模等により必要な場合は、県に「被災建築物応急危険度判定士」の支援を要請する。

(6) 通信手段の確保

- ① 予め各避難所ごとに電話の開設あるいは携帯電話の配布を実施する。
- ② 防災無線（移動系）の避難所への配備を検討する。

- ③ 避難所間のパソコンネットワーク（インターネット）を活用する。
- ④ 伝令要員（バイク・自転車・徒歩）を確保する。

3 発災後1日～避難所生活

(1) 避難者の確認

- ① 避難者カード（資料2）の配布・回収…区域設定で定めたスペースに避難者を誘導後、避難者カードを配布し、記入後回収する。
- ② 避難者の把握…避難者カードは、必要な食料や物資の算出、組（班）の編制のデータ等になるので、配布漏れや記入漏れがないようチェックする。
また避難者名簿を作成し、名簿には特別な食料の要否（アレルギー、乳児、宗教的理由等）、医療関係での対応の要否、介助の要否、言語の違いによる通訳の要否等を記入する欄を設け、以後の対応の資料とする。
- ③ 避難者の移送…避難所管理責任者は、人数超過等により、避難所に被災者を受け入れることが困難な場合には、各支所に報告する。
また市で対応が困難な場合には、県災害対策本部へ要請する。
(移送方法については、市と県災害対策本部が協議し、実施する)

(2) 運営組織の確立と避難者中心の組織への移行

- ① 施設職員で組織を編成…発災直後は、避難所からの報告や救援物資等の要請を速やかに行えるよう、避難所の職員が中心となって避難所の運営組織を立ち上げる。（避難所、及び支所近辺に居住する職員が参集し、初動体制を確立する。）
- ② 組（班）の編成及び代表者選出…避難者の中で組（班）を編成し、代表者を選出し、給水、給食、日用品等の必要数等の把握及び配布、情報の収集・伝達等を組織的に実施し、避難所生活が円滑に実施できるように努める。
ア 組（班）の構成……班の構成は日常の自治組織を活用できるような居住地区ごとに編成し、組織的に機能できるよう配慮することが望ましい。
イ 組（班）の代表者……避難所内でのトラブルの発生を防止する目的で、代表者及び副代表者を選出する。
- ③ 避難者及びボランティア中心の組織編成…避難所開設の目的は、避難者が1日でも早く自立していくことで、短期間の緊急避難が基本である。そのためには、発災後3日までには避難所の運営を避難者による自主管理体制に移行し、職員等は、後方支援業務に従事するように努める。

(3) 水の供給（飲料水・生活用水等）

- ① 水道施設の被害状況確認…避難所で水道が使用できるかを確認する。
ア 受水槽、高架水槽の被害の有無、水質状況の確認
イ 揚水ポンプの運転可否の確認
ウ 散水栓の使用の可否の確認
- ② 近隣の「給水拠点」の確認及び給水（飲料水）
ア 近隣の浄水場・給水所・応急給水槽の稼働状況確認

- イ 給水拠点での飲料水の給水（給水拠点における住民対応は市）
- ③ 災害時用の井戸水や、プールの水の状況把握及び給水（主に生活用水）
 - ア 飲料水としての水質の確認
 - イ 給水のための設備（浄水機、エンジンポンプ等）の確認
- ④ 飲料水等の緊急要請
 - ア 要請ルートの確認
 - イ 必要水量の把握
 - ウ 飲料水は一人1日3ℓが目安。
 - エ 車両輸送を受ける場合は、受水槽の設置場所等の受入体制の調整
- ⑤ その他…水道施設の復旧状況の確認
- (4) 食料・生活必需品の調達・供給
 - ① 必要物資の品目、数量確認及び備蓄調達物資の配布…避難所管理責任者は、避難者の人数を確認後、必要な物資を配布する。発災直後は市備蓄及び市調達物資により対処することになるので、各支所では調達（備蓄）品目の選定（高齢者への配慮）、備蓄倉庫の整理等しておく。
 - ② 不足する物資の把握、供給要請…避難所の管理者は、不足する物資を各支所へ要請する。市が不足する物資は県災害対策本部へ要請する。
 ※救援物資の受け入れに当たり避難所では、物資受け入れ体制及び配布体制を確立しておく。
 市は、避難所への輸送経路、輸送方法、救助物資の調達先、配分方法等を（災害救助法施行細則に定めるところにより）確立しておく。
 - ③ 炊き出し用食料の要請及び提供…炊き出しによる食事を提供する場合、体制の整備（人手の確保）、炊き出しに必要な道具の調達や水・熱の確保をしておく。
- (5) し尿処理・ゴミ処理
 - ① 水洗トイレの使用の可否の確認
 - ② 水洗トイレが使用可能であっても断水している場合には、学校のプールや防災用井戸により水を確保し、活用する。
 - ③ 仮設トイレ等の設置
 避難所において水洗トイレがまったく使用できない場合には、市は便槽付きの仮設トイレ等を設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。また事前にし尿処理体制を確立しておく。
 - ④ 臨時集積所の設置…事前にごみの集積可能な場所を選定しておき、臨時集積所への分別を徹底した上で排出する。
 - ⑤ ごみの排出ルール of 確立…地域を担当する自治会の清掃部門と連携し、避難所における円滑なごみ排出ルールを確立し、避難者に周知する。
- (6) 情報の収集及び伝達
 - ① 情報担当の選任…避難所の運営組織に情報担当を設置し、情報の窓口の一本化を図り、

錯綜した情報の混乱を避ける。

避難所管理責任者は、事前に必要な情報を収集するため、各種機関への連絡先の一覧表を作成しておく。

情報の収集方法は、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等あらゆる手段を活用する。

- ② 掲示板等の設置…情報担当者は、避難者の見やすい場所（出入り口等）に掲示板を設置し、情報を提供する。常に新しく正確な情報を提供する。

また掲示板には、避難所の生活ルールや避難所の平面図等を掲示し、避難者に周知する。

- ③ テレビ・ラジオ・電話・FAX等の設置…避難者の不安を取り除くために極力早く設置する。娯楽の提供にも配慮する。

(7) ボランティアの受け入れ体制の確立

避難所の運営を避難者による自主管理体制に移行するに当たり、ボランティアにも参画してもらうよう努める。またボランティアの受け入れを、積極的に実施できる市の体制の確立が求められる。避難所におけるボランティアの受け入れに当たっては、ボランティア受付表（資料4）を作成し、参加者の確認及び人員の把握ができる体制を確立する。

4 長期化への対応

〈避難所の開設期間〉

・災害救助法で定められた避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日間とするが、それ以前に逐次退所させ、期間内に退去が完了するよう努める。
期間内に退去することができず継続する場合で、その人数が少数の場合は、市独自の収容として実施する。多数の場合は、災害発生後5日以内に市災害対策本部は期間延長の申請を県に行う。

(1) プライバシーの確保

- ① 体育館のような広い避難場所では、避難者のプライバシーを確保することは難しいが、早い段階で各世帯単位でパーティション等で間仕切りをすることが望ましい。
- ② 避難者カードや個別の相談等により知り得た個人情報、避難者名簿等に記入し、食事医療面で配慮を実施することになるが、こうした名簿等は必ず職員が管理することとし、避難者のプライバシーには十分に配慮する。

(2) 相談体制の確立

- ① 避難者の不安、疑問、不満等に個別に相談できる相談窓口を設置し、ストレスの軽減に努める。

また避難者がだれでも気軽に相談できる雰囲気をつくることにより、避難者の意見を聞き、避難所運営の改善に努める。

- ② 避難者の意見や相談を受けながら、避難者の自立の方法を探り、1日でも早く自立できるよう努める。

(3) 食事メニューの改善

避難者への食事の提供は、当初の非常食から運営組織による炊き出しに移行されるが、避

難生活が長期化すると、同じような食事になりがちである。時々偏った食事になっていないかチェックし、栄養バランスのとれた食事を提供する。

(4) 避難所の統廃合

- ① 避難所は短期の緊急避難が基本である。設置期間が長期にわたる場合は、避難所となっている施設は、本来の目的で使用できない等問題が生じてくる。

そこで段階的に避難所を縮小・統合等を行い、避難所の閉鎖に向けて取り組むことが必要である。

〈例〉

・避難所を縮小・統合

自立し避難所を退所した避難者のスペースを残っている避難者で分けるのではなく、避難所を縮小し、また、避難者が少なくなってきたら他の避難所との統合を検討する。

・避難者の現状把握

避難所のさらなる長期化を防ぐため、避難者のおかれている現状を明確に把握することが必要である。避難所の縮小・統合又は閉鎖するために障害となる問題点は何か等の調査を行ったり、個別相談を実施する。

・その他仮設住宅や公設住宅の避難者の居住スペースの確保等を実施する。

5 災害時要援護者対策

(1) 地域に居住する災害時要援護者に対する支援対策

- ① 避難所における当面の災害時要援護者支援対策
- ② 災害時要援護者に対応した救援・救護対策
- ③ 長期化する避難所生活に対する災害時要援護者支援対策

〈避難所における当面の災害時要援護者支援対策〉

〈課題と方針〉

災害時要援護者は、日常的に介護、支援等が必要であり、災害時においても介護等は不可欠である。避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護・支援等ができるようにきめ細かな配慮を行う。

- ④ 災害時要援護者に応じた避難所の設備、機器等の設置

【支援内容】

車イス、障害者に利用しやすいトイレ、文字放送付きテレビ、ファックス、パソコン、見えるラジオ等の情報機器

- ⑤ 災害時要援護者に配慮した対応

【支援内容】

トイレに近い場所、和室や採光等の良い部屋、階段を使わなくても行動できる場所

(2) 災害時要援護者に対応した救援・救護対策

〈課題と方針〉

多くの災害時要援護者は、健康者とは異なる生活環境が必要である。そこで避難所における生活が著しい支障が生じないように、災害時要援護者に応じた日用品・

物資の配布等や持病等に対する医療措置等の対策を講じる。

① 災害時要援護者に応じた生活・物資の配布

【支援内容】

- (高齢者) 車イス、障害者用携帯トイレ、紙おむつ
- (障害者) 文字放送テレビ、ファックス、見えるラジオ、車イス、障害者用携帯トイレ、紙おむつ、補装具等
- (乳児等) 哺乳びん、粉ミルク、ポット、紙おむつ、幼児用肌着等

② 災害時要援護者の行動等を支援する人材の確保

【支援内容】

- (日常的な行動に介護を要する者) …ホームヘルパー
- (聴覚障害者への情報伝達) ……手話通訳者
- (失聴・難聴者) ……要約執筆者
- (重度の視覚障害者) ……ガイドヘルパー
- (重度の脳性麻痺等全身障害者) ……ガイドヘルパー

③ 放置すると生命に関わる持病等を有した災害時要援護者に対する対策

【支援内容】

・人工透析を必要とする災害時要援護者への救急医療対応

人工透析は、慢性腎臓障害患者に対して、定期的かつ継続的な実施が不可欠であり、クラッシュ・シンドロームによる急性腎障害患者にも必要な医療措置である。市は、災害時要援護者台帳から人工透析患者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者を受け入れる体制を確保する。

・難病患者等災害時要援護者への救急医療対応

難病の治療等には、特定の医薬品が不可欠であり、常に確保し、使用することが求められる。また難病である災害時要援護者においては、長期間の療養が余儀なくなされておき、ストレスが大きく、家族等の肉体的、精神的な負担も大きいことから、発災時から速やかな医療体制の確保及び家族の負担を軽減できる環境等への配慮が必要である。

市は、災害時要援護者台帳から難病等の患者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関との連絡調整を図り、医薬品等の確保等難病治療が滞ることがないように治療体制を確保する。

〈参考〉難病等の治療に必要な医薬品

A L S等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品、糖尿病のインスリン等

・低肺機能者である災害時要援護者への救急医療対応

呼吸器や心臓の機能障害者等により、酸素吸入を必要とする低肺機能患者に対しては、小型酸素ボンベの携帯が必要である。酸素の充填機やスペアボンベが必要である。

(注) 災害時要援護者台帳等に登録されていない人工透析や難病治療等を要する被災患者に向けて、テレビをはじめ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、市が実施している救急医療体制に関する情報を提供する。

④ 長期化する避難所生活に対する災害時要援護者支援対策

〈課題と方針〉

災害時要援護者は、日常的に介護、支援等を要し、治療が必要な者が多いにもかかわらず、避難所で不便な生活を強いられることになる。

そこで避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護等の支援だけでなく、健康管理の指導や避難所生活に対する不満等に関しても、きめ細かな配慮に心がける。

【支援内容】

・救護所等の設置

災害時要援護者の多くは、持病を有しており、避難所における生活が長期化すると持病が悪化したり、新たな病気を罹ったりすることが懸念される。こうした状況にならないように避難所の規模に応じて救護所の設置、看護師等の常駐などの措置を講じて、健康管理に対応する。

・災害時要援護者に対するメンタルケアの実施

避難所生活が長期間になると健康者でもストレスにより体調を崩すことがあるほど精神的な負担が大きい。まして災害時要援護者においては、生活の不安、避難所における不便さ等精神的なストレスが大きいことから、精神科医師の配置を行い、メンタルケアを実施する。

また子供相談センター等では、被災した児童の精神不安の軽減を図るため、避難所に出張してメンタルケアを早期に実施する。

⑤ 災害時要援護者のプライバシー確保対策

【支援内容】

避難所の生活が長期化する場合には、プライバシー保護対策が重要であり、特に災害時要援護者には、プライバシー保護に配慮する目的で、災害時要援護者ゾーンの設置、他の避難者との間にパーティションや衝立等による間仕切りなどの設置をする必要がある。

⑥ 被災者悩み事相談所の設置

【支援内容】

避難所生活が長くなれば、被災に伴う生活再建への不安、避難所における生活への不満等の多くの悩みや不満を持つことになる。こうした悩みや不満に対処するため、避難所に「悩み事相談所」を設置する。

資料1

避難所安全チェックリスト

○チェック基準

「A」＝安全性は特に問題なし。直ちに使用可能

「B」＝散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし

「C」＝被害甚大につき使用不可能

該当施設	区分	チェック	確認事項
施設全体	外観		傾斜、ゆがみ
	柱		亀裂、破断、傾斜
	壁		亀裂、ズレ、変形、剥落
	屋根		亀裂、壁の落下、ゆがみ
施設内	天井		亀裂、壁の落下、ゆがみ
	床		
	照明		
	窓ガラス		
廊下	窓ガラス		破損、飛散の有無
階段	防火シャッター		通行ができるか否か
	非常階段		
給湯・調理室	水道		水道管の破損、水漏れ
	ガス		元栓の損傷
	電気器具		電線の切断、使用の可否
	冷蔵庫、冷凍庫等		転倒、使用の可否
	食器類		転倒、落下、使用の可否
手洗い場、便所	水道 排水		水道管の破損、水漏れ 排水の状況
○その他気づいたこと			
○総合評価			

資料2

避難者カード

No.

報告日時						年 月 日 時 分
避難日時						年 月 日 時 分
地域名						
避難所名						
避難所所在地						
避難者氏名	続柄	性別	年齢	介護	特記事項	
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
問い合わせに対する氏名及び住所の公表の可否					可 ・ 否	
(備考)						

※本様式は世帯単位で記入することを想定。

資料3

避難所《開設・閉鎖》報告書

地 域 名				
避 難 所 名				
避 難 所 所 在 地				
開 設 ・ 閉 鎖 日 時	開 設	年 月 日 時 分	閉 鎖	年 月 日 時 分
避 難 者 数	世 帯 人 (月 日 時 分) 現 在			
管 理 責 任 者	氏 名		連 絡 先 (電 話)	
報 告 日 時	平 成 年 月 日 時 分			
報 告 者	所 属 名 氏 名		連 絡 先 (電 話)	
被 害 状 況 及 避 難 状 況				

- (注) 1 開設・閉鎖のいずれかに○をする。
2 施設ごとに作成する。

資料4

ボランティア受付表

No.

No.	氏名 住所 電話番号	参加日 (参加日の欄に○を記入する)					
		/	/	/	/	/	/
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						
	(男・女) (歳) (職業)						

(参考1)

避難所における共通理解ルール（例）

避難する方は、ルールを守るよう心がけてください。

災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点である。
- 2 避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者の代表者からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織する。
 - ・委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例会議を行う。
 - ・委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成する。
 - ・避難者の個々の要望や提案については、各組（班）の代表者をとおして実施する。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するころをめどに閉鎖する。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要がある。
 - ・避難所を退所するときは、委員会に転居先を連絡する。
 - ・犬、猫など動物類（ペット）を室内に入れることは禁止する。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難（入室）を禁止する。
 - ・避難所では、利用する部屋の移動を定期的実施する。
- 6 食料、物資等は、原則として全員に配給できるまでは配給しない。
 - ・食料、生活物資は避難者の組（班）ごとに配給する。
 - ・特別な事情がある場合は、委員会の理解と協力を得てから実施する。
 - ・配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく実施する。
 - ・ミルク、おむつなど特別な要望については 室で対処する。
- 7 消灯は、午後 時とする。
 - ・廊下等は点灯したままとし、体育館等は照明を落とす。
 - ・管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため、点灯したままとする。
- 8 放送は、午後 時で終了する。
- 9 電話は、午前 時から午後 時まで、受信のみ実施する。
 - ・放送により呼び出しを行い、伝言を伝える。
 - ・公衆電話は、緊急用とする。
- 10 トイレの清掃は、午前 時、午後 時に、避難者が順番を決めて実施する。
 - ・清掃時間は、放送で伝える。
 - ・水洗トイレは、大便のみくみ置きバケツの水で流す。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止する。
 - ・裸火の使用は厳禁とする。

※避難者は、当番などをとおして自主的に避難所運営に参加する。

※下線部は、任意に設定する。

※避難所を設置後、速やかに掲示する。

(参考2)

避難所運営のチェックリスト

(標準的な例示)

避難所

状況	主なチェック項目	チェック
発災から3時間程度	避難所の開錠（事前に決めている施設管理等）	
	避難所の被災状況の確認、安全確認（資料1）、開設（資料3）	
	避難所の生活スペースの確保	
	安全が確認された避難所へ、市が発令した避難勧告及び避難指示に基づき避難誘導（指示あるまでは自宅待機。避難者に協力を求める。自主避難者も含める。）	
	避難者カード（資料2）の配布・回収（避難者の確認）	
	避難所施設職員を中心とした避難所運営組織の編成 情報連絡員（災害の概要を周知した職員）、外来者等への対応窓口、 避難者対応職員の設置（組織表の掲示及び名札・腕章等の携帯）	
	水道を含むライフライン施設の被害状況の確認 井戸水やプールの水の状況把握、生活用水としての使用可否、飲料水 等の緊急要請、給水拠点の確認及び給水、飲料水の確保	
	必要な物資の品目、数量の確認及び備蓄調達物資の配布	
	水洗トイレの使用可否の確認 仮設トイレの設営準備及び市災害対策本部への要請準備	
医療救護所スペースの設置		
発災後3時間から1日避難所生活	避難所におけるルールの確定・周知	
	掲示板の設置	
	不足する物資の把握、供給要請及び救助物資の配布（継続業務）	
	仮設トイレ等の設置	
	避難者の組（班）の編成及び代表者の選出	
	帰宅困難者の受け入れ（継続業務）	
	ボランティアの要請	
	ボランティアセンターの設置（電話、机、イス等）	
	臨時物資集積所の設置	
	ごみ排出ルールの確立	
	テレビ、ラジオ、電話、ファックス等の設置	
	ボランティアによるボランティアの受け入れ（資料4）	
	炊き出し用食料の要請及び提供	
その他食生活及び日常生活への支援		

長期化への対応	避難者及びボランティア中心の組織編成への移行	
	プライバシーの確保	
	避難者からの相談体制の確立	
	食事メニューの改善	
	避難所の縮小・統廃合に向けての取り組み、閉鎖（資料3）	

7 危険箇所関係資料

7-1 災害危険箇所

(所管課：砂防課)

急傾斜地区域（県指定分）

(平成26年5月現在)

番号	地域名	急傾斜地地区名	番号	地域名	急傾斜地地区名
1	郷ノ浦	築出迎地区	30	郷ノ浦	初瀬第2地区
2	郷ノ浦	先下ル地区	31	勝本	鹿の下地区
3	郷ノ浦	小崎地区	32	郷ノ浦	大泊地区
4	石田	君ヶ浦Ⅰ地区	33	石田	西本町地区
5	石田	君ヶ浦Ⅱ地区	34	勝本	木落地区
6	芦辺	八幡浦地区	35	勝本	湯本地区
7	芦辺	芦辺浦東部地区	36	勝本	町ノ崎地区
8	芦辺	芦辺浦西部地区	37	石田	白水地区
9	芦辺	瀬戸浦東部地区	38	石田	山崎東地区
10	芦辺	瀬戸浦西部地区	39	石田	中尾地区
11	勝本	黒瀬東地区	40	郷ノ浦	上町地区
12	勝本	湯田地区	41	郷ノ浦	大里第2地区
13	勝本	塩谷地区（2箇所）	42	芦辺	瀬戸浦東部Ⅱ地区
14	石田	君ヶ浦Ⅲ地区	43	郷ノ浦	平田地区
15	郷ノ浦	大里地区	44	郷ノ浦	大神地区
16	勝本	鹿の下東地区	45	郷ノ浦	辻ノ尾地区
17	勝本	黒瀬仲地区	46	郷ノ浦	神田第2地区
18	勝本	新町地区	47	郷ノ浦	神田地区
19	郷ノ浦	小崎西地区	48	郷ノ浦	大泊第2地区
20	勝本	正村地区	49	郷ノ浦	坪地区
21	芦辺	瀬戸浦西部Ⅱ地区	50	石田	船底地区
22	郷ノ浦	渡良浦地区	51	郷ノ浦	初瀬第1地区
23	芦辺	芦辺浦地区	52	石田	田の中地区
24	石田	本町地区	53	勝本	鍛冶屋町地区
25	石田	山崎地区	54	郷ノ浦	元居地区
26	勝本	花川地区	55	石田	志自岐地区
27	芦辺	前諸津地区	56	勝本	黒瀬西Ⅱ地区
28	勝本	田の浦地区	57	郷ノ浦	大里地区（新規）
29	郷ノ浦	下ル町地区	58	郷ノ浦	宇土地地区

番号	地域名	急傾斜地地区名
59	勝本	本町(2)
60	石田	尾崎
61	石田	白水(2)地区
62	郷ノ浦	宇土(2)地区
63	石田	白水(3)地区
64	石田	今井崎地区

土砂災害（特別）警戒区域一覧表

所在地	土石流 (箇所)		急傾斜地崩壊 (箇所)		区域の指定	
	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	指定告示 年月日	告示番号
芦辺町箱崎江角触、箱崎本村触、箱崎釘ノ尾触、箱崎諸津触、箱崎大左右触、箱崎中山触、瀬戸浦	12	10	285	263	H26. 2. 28	長崎県告示第248号
芦辺町箱崎谷江触、国分本村触、国分当田触、中野郷仲触、諸吉大石触、芦辺浦	0	0	176	160	H27. 3. 3	長崎県告示第282号
芦辺町国分東触、国分川迎触、中野郷西触、中野郷本村触、中野郷東触	1	1	145	142	H28. 3. 22	長崎県告示第266号
芦辺町諸吉仲触、諸吉東触、諸吉二亦触、諸吉本村触、諸吉南触	0	0	208	205	H29. 2. 14	長崎県告示第98号
芦辺町住吉後触、住吉前触、住吉東触、住吉山信触、湯岳興触、湯岳今坂触、湯岳本村触、深江本村触、深江東触、深江南触、深江栄触、深江鶴亀触、深江平触 勝本町全域	11	7	696	690	H30. 3. 27	長崎県告示第284号
郷ノ浦町新田触、里触、小牧西触、小牧東触、長峰本村触、長	3	3	298	295	H31. 3. 22	長崎県告

所在地	土石流 (箇所)		急傾斜地崩壊 (箇所)		区域の指定	
	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	指定告示 年月日	告示番号
峰東触、有安触、大浦触、半城本村触、牛方触、柳田触、木田触、物部本村触、田中触、志原西触、庄触、渡良東触、渡良西触、渡良南触、渡良浦、麦谷触、大島、長島、原島						示第264号

ダム

(所管課：上下水道課)		
利水ダム		
地域名	河川名	ダム名
郷ノ浦	門野田川	門野田貯水池

土石流危険溪流

危険溪流Ⅰ	危険溪流Ⅱ	危険溪流Ⅲ	計
51	97	46	194

(1) 危険溪流Ⅰ

水系名	溪流名	所在地
徳命川	徳命川	郷ノ浦町里触
社前川	社前川	郷ノ浦町半城本村触
宮ノ浦川	宮ノ浦川	郷ノ浦町渡良浦
船越川	船越川(イ)	郷ノ浦町麦谷触
宇戸川	宇戸川(イ)	郷ノ浦町麦谷触
遠崎川	遠崎川	郷ノ浦町庄触
立場山川	立場山川	郷ノ浦町郷ノ浦
永田川	山神川	郷ノ浦町本村触
永田川	城ノ辻川	郷ノ浦町庄触
永田川	高良川	郷ノ浦町永田触
永田川	三本松川	郷ノ浦町永田触
高浦川	高浦川	郷ノ浦町坪触

水系名	溪流名	所在地
梅田川	梅田川	郷ノ浦町初山東触
花川	花川	郷ノ浦町初山東触
幡鉢川	山郷川	郷ノ浦町志原南触
藪田川	藪田川（イ）	勝本町仲触
藪田川	藪田川（ロ）	勝本町仲触
田ノ浦川	田ノ浦川	勝本町仲触
椿川	杉山川	勝本町西戸触
椿川	椿川	勝本町西戸触
池尻川	池尻川	勝本町勝本浦
城の越川	城の越川	勝本町勝本浦
能万圭川	能万圭川	勝本町勝本浦
ドンドン川	ドンドン川	勝本町坂本触
辻の田川	若宮川	勝本町本宮南触
辻の田川	辻の田川	勝本町本宮南触
榎川	榎川	勝本町上場触
布気川	水ノ元川	勝本町布気触
百合畑川	百合畑草川	勝本町百合畑触
宇戸川	浜田川	勝本町立石南触
潮川	白釘川	勝本町湯本浦
谷江川	宮司川	勝本町新城西触
谷江川	大内坂川	勝本町新城東触
幡鉢川	辻米川	芦辺町湯岳本村触
芦辺浦東川	芦辺浦東川	芦辺町芦辺浦
西川	西川（イ）	芦辺町芦辺浦
西川（ロ）	西川（ロ）	芦辺町芦辺浦
梅ノ木川	寺地川	芦辺町中野郷仲触
大左右川	串根川	芦辺町箱崎釘ノ尾触
大左右川	丸尾川	芦辺町箱崎大左右触
大左右川	蜜田川	芦辺町箱崎大左右触
後諸津川	小水元川	芦辺町箱崎諸津触
後諸津川	白齒雪川	芦辺町箱崎諸津触
後諸津川	鷺ノ水川	芦辺町箱崎諸津触
中嶋川	中嶋川	芦辺町箱崎諸津触
幡鉢川	長ノ上川	芦辺町住吉東触

水系名	溪流名	所在地
今井崎川	立石川	石田町久喜触
今井崎川	今井崎川	石田町久喜触
白石川	白石川	石田町久喜触
幡鉢川	池田川	石田町池田仲触
幡鉢川	東谷川	石田町湯岳射手吉触

(2) 危険溪流Ⅱ

水系名	溪流名	所在地
竹ノ浦川	竹ノ浦川	郷ノ浦町新田触
神ノ前川	御津川	郷ノ浦町大浦触
神ノ前川	神ノ前川	郷ノ浦町大浦触
水上川	水上川	郷ノ浦町大浦触
中浦川	中浦川	郷ノ浦町庄触
麦谷川	麦谷川	郷ノ浦町麦谷触
古水川	古水川	郷ノ浦町麦谷触
美鹿崎川	美鹿崎川	郷ノ浦町渡良東触
岩井畑川	岩井畑川	郷ノ浦町渡良南触
稲市川	稲市川	郷ノ浦町渡良南触
船越川	船越川 (口)	郷ノ浦町麦谷触
宇土川	宇土川 (口)	郷ノ浦町麦谷触
加勢田川	加勢田川 (ハ)	郷ノ浦町麦谷触
加勢田川	加勢田川 (口)	郷ノ浦町麦谷触
加勢田川	加勢田川 (イ)	郷ノ浦町麦谷触
梅津川	梅津川 (イ)	郷ノ浦町坪触
梅津川	梅津川 (口)	郷ノ浦町坪触
門野田川	湯船川	郷ノ浦町初山西触
小水川	小水川	郷ノ浦町初山西触
大久保川	大久保川	郷ノ浦町初山西触
小場川	小場川	郷ノ浦町初山東触
川湯川	川湯川	郷ノ浦町初山東触
富山川	富山川	郷ノ浦町初山東触
倉谷川	倉谷川	郷ノ浦町初山東触
門野田川	比留能尾川	郷ノ浦町初山西触

水系名	溪流名	所在地
当田川	当田川	郷ノ浦町若松触
幡鉢川	冬越川（イ）	郷ノ浦町平人触
幡鉢川	冬越川	郷ノ浦町平人触
幡鉢川	針尾川	郷ノ浦町志原南触
幡鉢川	八幡田川	郷ノ浦町牛方触
幡鉢川	桜江川	郷ノ浦町本村触
幡鉢川	竹ノ内川	郷ノ浦町木田触
刈田院川	深寺川	郷ノ浦町本村触
谷江川	小場山川	勝本町新城西触
細辻川	細辻川	勝本町東触
狩り田院川	石並川	勝本町立石南触
タンス川	タンス川（イ）	勝本町坂本触
タンス川	タンス川（ロ）	勝本町坂本触
御手洗川	城成川	勝本町坂本触
御手洗川	山口川	勝本町本宮西触
表浦川	表浦川	勝本町本宮西触
白滝川	大久保川	勝本町本宮南触
布気川	木落川	勝本町布気触
大ノ崎川	大ノ崎川	勝本町仲触
黒瀬川	黒瀬川	勝本町仲触
谷江川	西の久保川	勝本町東触
谷江川	燈路川	勝本町東触
幡鉢川	住吉東触大坪川	芦辺町住吉東触
幡鉢川	久保川	芦辺町住吉山信触
幡鉢川	山信川	芦辺町住吉山信触
幡鉢川	南川	芦辺町住吉山信触
幡鉢川	興川	芦辺町湯岳興触
幡鉢川	溜水川	芦辺町湯岳今坂触
幡鉢川	清水川	芦辺町湯岳本村触
幡鉢川	大畑川	芦辺町湯岳本村触
幡鉢川	目細川	芦辺町湯岳本村触
幡鉢川	尾坂川	芦辺町深江南触
幡鉢川	扇子川	芦辺町深江南触
幡鉢川	清ノ水川	芦辺町深江栄触
椎ノ木川	深江本村触大平川	芦辺町深江本村触

水系名	溪流名	所在地
椎ノ木川	伊良坂川	芦辺町諸吉二亦触
刈水川	刈水川	芦辺町諸吉南触
原田川	柏田川	芦辺町諸吉仲触
原田川	椿山川	芦辺町諸吉仲触
諸吉大石触東川	諸吉大石触東川	芦辺町諸吉大石触
梅ノ木川	大畑川	芦辺町中野郷東触
谷江川	浜田川	芦辺町国分当田触
谷江川	竹末川	芦辺町箱崎谷江触
谷江川	八坂川	芦辺町箱崎江角触
谷江川	馬ノ川	芦辺町箱崎江角触
谷江川	指鹿川（口）	芦辺町箱崎本村触
谷江川	指鹿川（イ）	芦辺町箱崎本村触
谷江川	島越川	芦辺町箱崎本村触
谷江川	関川（口）	芦辺町箱崎本村触
谷江川	関川（イ）	芦辺町箱崎本村触
谷江川	杉ノ原川	芦辺町箱崎本村触
谷江川	古道川（イ）	芦辺町箱崎本村触
谷江川	古道川（口）	芦辺町箱崎本村触
谷江川	古道川（ハ）	芦辺町箱崎本村触
谷江川	堂田川	芦辺町箱崎本村触
谷江川	柏崎川（口）	芦辺町箱崎本村触
谷江川	柏崎川（イ）	芦辺町箱崎本村触
谷江川	柏崎	芦辺町箱崎本村触
谷江川	丸尾川	芦辺町箱崎本村触
谷江川	小浜川	芦辺町箱崎中山触
谷江川	今井崎川	芦辺町箱崎中山触
谷江川	銚崎ノ本川	芦辺町箱崎中山触
大左右川	谷頭川	芦辺町箱崎中山触
大左右川	梅ノ木川	芦辺町箱崎大左右触
大左右川	吉田川	芦辺町箱崎大左右触
前諸津川	新田尾川	芦辺町箱崎諸津触
前諸津川	畑田川（口）	芦辺町箱崎諸津触
前諸津川	畑田川（イ）	芦辺町箱崎諸津触
後諸津川	川口川	芦辺町箱崎諸津触

水系名	溪流名	所在地
刈田院川	橋嶺川	芦辺町住吉前触
刈田院川	上坂川	芦辺町住吉前触
幡鉢川	樽坂川	芦辺町住吉前触

(3) 危険溪流Ⅲ

水系名	溪流名	所在地
干瀬川	御津川	郷ノ浦町庄触
永田川	廻留川	郷ノ浦町永田触
永田川	品木川	郷ノ浦町永田触
幡鉢川	鹿ノ前川	郷ノ浦町東触
幡鉢川	永田川	郷ノ浦町東触
永田川	岳ノ辻川	郷ノ浦町永田触
神田川	神田川	郷ノ浦町初山西触
神の元川	神の元川	郷ノ浦町初山東触
蟹重川	蟹重川	郷ノ浦町志原南触
牧の地川	牧の地川	郷ノ浦町若松触
幡鉢川	大阪川	郷ノ浦町釘山触
幡鉢川	平川川	郷ノ浦町田中触
幡鉢川	永石川	郷ノ浦町東触
幡鉢川	郡川	郷ノ浦町東触
幡鉢川	平地川	郷ノ浦町木田触
牟田頭川	牟田頭川	勝本町東触
源田畑川	源田畑川	勝本町東触
赤石川	赤石川	勝本町東触
菖蒲坂川	菖蒲坂川	勝本町東触
白無辻川	白無辻川	勝本町東触
口細辻川（イ）	口細辻川（イ）	勝本町東触
口細辻川（ロ）	口細辻川（ロ）	勝本町東触
薄井川	薄井川	勝本町本宮西触
油舞場川	油舞場川	勝本町本宮仲触
犬山川	犬山川	勝本町本宮仲触
刈田院川	鬼川川	勝本町立石西触
谷江川	平場川	勝本町新城西触
谷江川	堂頭川	勝本町北触
幡鉢川	大風川	芦辺町住吉前触

水系名	溪流名	所在地
幡鉢川	高正川	芦辺町住吉山信触
幡鉢川	小水川	芦辺町住吉山信触
幡鉢川	山田川	芦辺町湯岳今坂触
幡鉢川	堺川	芦辺町湯岳今坂触
椎ノ木川	石原川	芦辺町深江本村触
椎ノ木川	安田川	芦辺町諸吉二亦触
梅ノ木川	惣木川	芦辺町中野郷仲触
梅ノ木川	古木川	芦辺町国分東触
梅ノ木川	内林川	芦辺町国分当田触
梅ノ木川	丸山川	芦辺町国分当田触
谷江川	反田川	芦辺町国分本村触
谷江川	大内坂川	芦辺町箱崎本村触
谷江川	指鹿川（ハ）	芦辺町箱崎本村触
谷江川	鳥越川（イ）	芦辺町箱崎本村触
谷江川	石植川	芦辺町箱崎釘ノ尾触
幡鉢川	冬越川	石田町池田西触
幡鉢川	隠田川	石田町湯岳射手吉触

7-2 県指定災害危険箇所一覧

1 海岸保全区域

(所管課：漁港漁場課)

海岸保全区域 (漁港海岸)			
番号	地域名	海岸名	保全区域名
1	芦 辺	芦 辺	竜 神 崎
2	芦 辺	芦 辺	清 石
3	芦 辺	芦 辺	瀧 ノ 上
4	芦 辺	芦 辺	諸 吉 大 石
5	郷ノ浦	大 島	大 島
6	郷ノ浦	大 島	珊 瑚
7	郷ノ浦	長 島	赤 の 浦
8	郷ノ浦	大 島	雷 崎

(所管課：港湾課)

海岸保全区域 (旧建設海岸)			
番号	地域名	海岸名	保全区域名
1	郷ノ浦	若 松	当 田
2	郷ノ浦	坪	馬 立
3	郷ノ浦	大 島	前 田
4	郷ノ浦	渡 良 東	栗 岳
5	郷ノ浦	渡 良 東	長 崎
6	郷ノ浦	麦 谷	半 城 湾
7	郷ノ浦	新 田	竹 の 浦
8	郷ノ浦	長峰本村	篠 石
9	郷ノ浦	新 田	遍 後
10	郷ノ浦	小 牧	小 牧 崎
11	勝 本	立 石 西	白 釘
12	芦 辺	箱 崎	江 角
13	芦 辺	八 幡	八 幡
14	芦 辺	八 幡	長 者 原
15	郷ノ浦	長峰本村	後 藤

(所管課：港湾課)

海岸保全区域 (港湾海岸)			
番号	地域名	海岸名	保全区域名
1	郷ノ浦	細 崎	高 崎
2	郷ノ浦	細 崎	細 崎
3	郷ノ浦	鎌 崎	鎌 崎
4	郷ノ浦	郷ノ浦	下 ル
5	郷ノ浦	郷ノ浦	木 迎 町
6	郷ノ浦	郷ノ浦	本 居
7	郷ノ浦	大 久 保	絵 踏
8	郷ノ浦	宇 土	稻 市 川
9	郷ノ浦	宇 土	宇 土
10	郷ノ浦	渡 良	渡 良 浦

番号	地域名	海岸名	保全区域名
11	勝本	坂本	惣津
12	勝本	城本	雨海
13	勝本	本宮	御手洗
14	勝本	東触	黒瀬
15	勝本	東触	白根赤岩
16	勝本	仲触	藪田
17	勝本	坂本触	平川尾方
18	石田	石田	祝町
19	石田	石田	浜田
20	石田	石田	大久保
21	郷ノ浦	森の浜	森の浜
22	郷ノ浦	森の浜	森の浜

2 地すべり防止区域

(所管課：砂防課)

番号	地域名	地すべり地区名
1	芦辺	谷江地区
2	芦辺	芦辺浦地区
3	芦辺	鶴亀地区
4	芦辺	小滝の下地区

(所管課：農村整備課)

番号	地域名	地すべり地区名
1	芦辺	大石地区

3 ダム

(所管課：河川課)

治水・多目的ダム			
番号	地域名	二級河川名	ダム名
1	勝本	後川川	勝本ダム
2	郷ノ浦	永田川	永田ダム
3	芦辺	角川	男女岳ダム

(所管課：農村計画課)

農 業 用 ダ ム			
番号	地域名	二級河川名	ダム名
1	芦辺	梅ノ木川	梅ノ木ダム
2	郷ノ浦		当田ダム

4 砂防指定地

(所管課：砂防課)

番号	地域名	砂防指定地名
1	郷ノ浦	花川
2	芦辺	大左右川
3	芦辺	後諸津川
4	勝本	布気川
5	勝本	櫃川川
6	芦辺	鉾崎ノ本川
7	郷ノ浦	長山川
8	勝本	榎川
9	勝本	菖蒲坂川
10	郷ノ浦・石田	今井崎川
11	郷ノ浦	立石川
12	勝本	ドンドン川

7-3 林地崩壊危険区域一覧

番号	所在地	区域名	番号	所在地	区域名
1	郷ノ浦町渡良東触 栗岳	栗 岳	34	勝本町新城東触 大内坂	大 内 坂
2	郷ノ浦町半城本村触 坊田	坊 田	35	勝本町新城東触 伊勢田	伊 勢 田
3	郷ノ浦町渡良浦 中村	中 村	36	勝本町立石仲触 長多	石並第1
4	郷ノ浦町東触 平	平	37	勝本町立石仲触 櫃川	櫃 川
5	郷ノ浦町渡良南触 岳山	岳 山	38	勝本町立石仲触 立石	立 石
6	郷ノ浦町渡良西触 耳取	耳 取	39	勝本町立石仲触 鯨伏	鯨 伏
7	郷ノ浦町麦谷触 後山	後 山	40	勝本町立石西触 大柳	大 柳
8	郷ノ浦町木田触 竹ノ内	竹ノ内	41	勝本町立石西触 白釘	白 釘
9	郷ノ浦町木田触 山本	山 本	42	勝本町立石西触 與川	與 川
10	郷ノ浦町牛方触 京塚	京 塚	43	勝本町立石西触 湯本	湯 川
11	郷ノ浦町半城本村触 内野	内 野	44	勝本町立石東触 唐神	唐 神
12	郷ノ浦町有安触 石掛	石 掛	45	勝本町立石東触 小林	小 林
13	郷ノ浦町大原触 久保田	久 保 田	46	勝本町立石東触 稗坂	稗 坂
14	郷ノ浦町志原西触 出口	出 口	47	勝本町立石東触 国龍	国 龍
15	郷ノ浦町牛方触 太久路	太 久 路	48	勝本町立石東触 川久保	川 久 保
16	郷ノ浦町長峰東触 真部路	真 部 路	49	勝本町立石東触 茶屋元	茶 屋 元
17	郷ノ浦町半城本村触 坊田	坊 田 2	50	勝本町立石南触 大阪	大 阪
18	郷ノ浦町柳田触 津ノ上	津ノ上	51	勝本町立石南触 湯坂	湯 坂
19	勝本町上場触 上場	上 場	52	勝本町立石南触 久保	久 保
20	勝本町大久保触 鎌田	鎌 田	53	勝本町立石南触 鬼川	鬼 川
21	勝本町大久保触 加久津	加 久 津	54	勝本町仲触 藪田	藪 田
22	勝本町大久保触 山坂	山 坂	55	勝本町仲触 田ノ浦	田ノ浦
23	勝本町大久保触 大久保	大 久 保	56	勝本町仲触 平原	平 原
24	勝本町片山触 八枝	八 枝	57	勝本町仲触 寺頭	寺 頭
25	勝本町坂本触 花川	花 川	58	勝本町仲触 中砂	中 砂
26	勝本町坂本触 井ノ辻	馬 場 先	59	勝本町西戸触 嶋ノ神	嶋ノ神
27	勝本町坂本触 長峰	長 峰	60	勝本町西戸触 西戸川	西 戸 川
28	勝本町坂本触 馬場先	馬 場 先	61	勝本町西戸触 十王堂	十 王 堂
29	勝本町新城西触 前田	前 田	62	勝本町東触 土肥田	土 肥 田
30	勝本町新城東触 西方	西 方	63	勝本町東触 宇戸本	宇 戸 本
31	勝本町新城東触 湯川	湯 川	64	勝本町東触 加納	加 納
32	勝本町新城東触 野口	野 口	65	勝本町東触 水畑	水 畑
33	勝本町新城東触 森	森	66	勝本町東触 松尾	松 尾

番号	所在地	区域名	番号	所在地	区域名
67	勝本町東触 赤岩	赤 岩	103	芦辺町箱崎大左右触 倉元	倉 元
68	勝本町東触 馬瀬	馬 瀬	104	芦辺町住吉東触 野元	野 元
69	勝本町東触 口細辻	口 細 辻	105	芦辺町箱崎大左右触 米勇	米 勇
70	勝本町東触 中砂	中 砂	106	芦辺町湯岳今坂触 村上	村 上
71	勝本町布気触 源八	源 八	107	芦辺町箱崎中山触 日高	日 高
72	勝本町布気触 布気川	布 気 川	108	芦辺町諸吉二亦触 山口	山 口
73	勝本町布気触 四徳	四 徳	109	芦辺町国分当田触 辻	辻
74	勝本町本宮仲触 岳城	岳 城	110	芦辺町国分川迎触 石橋	石 橋
75	勝本町本宮仲触 北ノ崎	北 ノ 崎	111	芦辺町中野郷仲触 山田	山 田
76	勝本町本宮仲触 表浦	表 浦	112	芦辺町箱崎江角触 江川	江 川
77	勝本町本宮仲触 浦海	浦 海	113	芦辺町箱崎諸津触 立山	立 山
78	勝本町本宮西触 坂	坂	114	芦辺町箱崎大左右触 久家	久 家
79	勝本町本宮西触 眞曾	眞 曾	115	芦辺町深江本村触 赤木	赤 木
80	勝本町本宮西触 西山	西 山	116	芦辺町住吉山信触 松永	松 永
81	勝本町本宮西触 鋤崎	鋤 崎	117	芦辺町国分当田触 大宝	大 宝
82	勝本町本宮西触 長尾	長 尾	118	芦辺町国分川迎触 山川	山 川
83	勝本町本宮西触 百合野	百 合 野	119	芦辺町諸吉南触 本尾	本 尾
84	勝本町本宮西触 筒方	筒 方	120	芦辺町箱崎江角触 山健	山 健
85	勝本町本宮西触 土正	土 正	121	芦辺町箱崎本村触 辻川	辻 川
86	勝本町本宮西触 高下	高 下	122	芦辺町深江本村触 西	西
87	勝本町本宮西触 山口	山 口	123	芦辺町芦辺浦 梅山	梅 山
88	勝本町本宮西触 宗津	宗 津	124	芦辺町国分東触 大谷	大 谷
89	勝本町本宮東触 八畑	八 畑	125	芦辺町深江南触 辻田	辻 田
90	勝本町本宮東触 久保畑	久 保 畑	126	芦辺町諸吉東触 篠崎	篠 崎
91	勝本町本宮東触 殿坂	殿 坂	127	芦辺町箱崎諸津触 吉野	吉 野
92	勝本町本宮南触 日影	日 影	128	芦辺町住吉山信触 石野	石 野
93	勝本町本宮南触 瀬戸	瀬 戸	129	芦辺町箱崎大左右触 作永	作 永
94	勝本町本宮南触 法司	法 司	130	芦辺町箱崎江角触 大曲	大 曲
95	勝本町本宮南触 鳥越	鳥 越	131	芦辺町箱崎本村触 島田	島 田
96	勝本町本宮南触 今屋敷	今 屋 敷	132	芦辺町箱崎大左右触 高原	高 原
97	勝本町本宮南触 岳山	岳 山	133	芦辺町箱崎中山触 川原	川 原
98	勝本町本宮南触 桶田	桶 田	134	芦辺町湯岳今坂触 末永	末 永
99	勝本町百合畑触 大白野辻	大白野辻	135	芦辺町住吉東触 長岡	長 岡
100	勝本町立石東触 稗坂	稗 坂	136	芦辺町箱崎本村触 作永	作 永
101	芦辺町箱崎江角触 石田	石 田	137	芦辺町住吉東触 長岡	長 岡
102	芦辺町箱崎江角触 中尾	中 尾	138	石田町池田仲触 眞弓	眞 弓

番号	所在地	区域名	番号	所在地	区域名
139	芦辺町箱崎江角触 岩野	岩野	174	郷ノ浦町志原西触 手久田	手久田
140	芦辺町中野郷東触 岩谷	岩谷	175	郷ノ浦町里触 立永	立永
141	郷ノ浦町初山東触 大米	内山	176	郷ノ浦町志原西触 女竹	女竹
142	郷ノ浦町大島 宮野尾	久間	177	郷ノ浦町長峰東触 百次郎	百次郎
143	郷ノ浦町麦谷触 宇戸	中浦	178	郷ノ浦町長峰本村触 鱒辻	高峰ノ辻
144	郷ノ浦町長峰東触 百次郎	澤木	179	郷ノ浦町釘山触 沖ノ丸	沖ノ丸
145	郷ノ浦町本村触 一本松	大崎	180	芦辺町大左右触 津持	津持
146	郷ノ浦町本村触 神田	山内	181	芦辺町箱崎本村触 関	関
147	郷ノ浦町柳田触 津ノ上	山本	182	勝本町片山触 西谷	西谷
148	郷ノ浦町柳田触 津ノ上	山口	183	勝本町北触 明佛	明佛
149	勝本町仲触 藪田	安永	184	勝本町坂本触 馬場頭	馬場頭
150	勝本町東触 平良石	豊坂	185	石田町南触 志自岐	志自岐
151	勝本町東触 宇土本	山石	186	石田町筒城東触 錦太	錦太
152	勝本町本宮南触 若宮	下条	187	石田町池田仲触 神ノ元	神ノ元
153	芦辺町国分本村触 中山	篠崎	188	石田町石田西触 杓子松	杓子松
154	芦辺町住吉前触 樽坂	植村	189	郷ノ浦町若松触 猫石	猫石
155	芦辺町箱崎本村触 関	高下	190	郷ノ浦町東触 市山	市山
156	芦辺町箱崎諸津触 岸添	立石	191	芦辺町深江南触 馬場ノ辻	馬場ノ辻
157	芦辺町箱崎諸津触 中嶋	久間	192	勝本町坂本触 中西	中西
158	芦辺町深江栄触 清水	寺井	193	芦辺町中山触 前田	前田
159	芦辺町諸吉二亦触 元林	岡田	194	芦辺町湯岳本村触 清水	清水
160	芦辺町諸吉南触 長坂	坂本	195	勝本町北触 堂頭	堂頭
161	郷ノ浦町渡良南触 水ノ浦	東谷	196	郷ノ浦町大浦触 遠見	遠見
162	芦辺町諸吉本村触 白橋田	白橋田	197	郷ノ浦町初山東触 花川	花川
163	石田町南触 錦	錦	198	芦辺町諸吉二亦触 小坂	小坂
164	石田町筒城東触 片部	片部	199	芦辺町諸吉二亦触 辻の後	辻の後
165	郷ノ浦町平人触 合草	長峰	200	郷ノ浦町木田触 竹ノ内	竹ノ内
166	郷ノ浦町有安触 冷水	徳住	201	郷ノ浦町小牧西触 赤崎	赤崎
167	石田町南触 西ノ久保	堀江	202	勝本町東触 西ノ久保	西ノ久保
168	勝本町本宮南触 桶田	坂元	203	芦辺町箱崎諸津触 中道	中道
169	勝本町上場触 高無	吉田	204	芦辺町中野郷西触 大坂	大坂
170	芦辺町箱崎本村触 杉ノ原	高下	205	芦辺町湯岳本村触 江坂	江坂
171	石田町南触 若宮	若宮	206	郷ノ浦町小牧東触 長藤	長藤
172	勝本町坂本触 坂本	藤田	207	石田町池田仲触 庄屋	庄屋
173	郷ノ浦町有安触 冷水	冷水	208	芦辺町諸吉本村触 長瀬	長瀬

番号	所在地	区域名	番号	所在地	区域名
209	芦辺町箱崎本村触 古道	古 道	221	芦辺町箱崎釘ノ尾触本ノ株	本 ノ 株
210	郷ノ浦町志原南触 勘鳥	勘 鳥	222	芦辺町箱崎本村触 神里	神 里
211	郷ノ浦町半城本村触 前間	前 間	223	芦辺町箱崎本村触指鹿ノ辻	指鹿ノ辻
212	勝本町本宮仲触 波胡山	波 胡 山	224	芦辺町箱崎諸津触 鷺ノ水	鷺 ノ 水
213	郷ノ浦町若松触 田尻	田 尻	225	芦辺町住吉山信触 西	西
214	勝本町立石仲触 長多	長 多	226	芦辺町住吉東触 下川	下 川
215	石田町池田東触 浦山	浦 山	227	芦辺町中野郷仲触 堂手	堂 手
216	郷ノ浦町長峰本村触國分岳	國 分 岳	228	勝本町東触 立石久保	立石久保
217	郷ノ浦町半城本村触 長畑	長 畑	229	勝本町新城西触 小場山	小 場 山
218	郷ノ浦町牛方触 郷士	郷 士	230	勝本町本宮南触 辻ノ田	辻 ノ 田
219	郷ノ浦町渡良南触 稲市川	稲 市 川	231	勝本町立石西触 大園	大 園
220	芦辺町諸吉二亦触 シメノ尾	シメノ尾			

7-4 ため池一覧

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m ³)	満水面積 (km ²)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
引地溜池	郷ノ浦町小牧東触	水利組合	5.1	7.0	0.003	昭和以降	8.2	58.0
石埦溜池	郷ノ浦町小牧東触	水利組合	3.6	4.7	0.002	昭和以降	5.7	53.0
檜尾溜池	郷ノ浦町小牧東触	水利組合	2.0	2.5	0.001	大正時代	5.0	50.0
春溜池	郷ノ浦町長峰本村触	水利組合	4.8	4.0	0.002	明治時代	4.1	40.5
牟田溜池	郷ノ浦町長峰本村触	水利組合	2.2	3.3	0.002	昭和以降	4.6	37.0
山口溜池	郷ノ浦町長峰東触	管理組合	4.0	3.2	0.002	大正時代	5.8	38.5
牟田溜池	郷ノ浦町大浦触	個人・共有	2.8	1.1	0.001	明治時代	4.6	30.5
犬塚溜池	郷ノ浦町牛方触	水利組合	9.2	1.2	0.005	明治時代	5.6	80.0
馬田溜池	郷ノ浦町牛方触	水利組合	7.9	2.7	0.002	明治時代	4.6	39.0
井道溜池	郷ノ浦町牛方触	水利組合	8.3	7.5	0.003	不明	6.1	61.0
亀の水溜池	郷ノ浦町牛方触	水利組合	2.6	4.9	0.002	昭和以降	6.8	65.0
中尾溜池	郷ノ浦町渡良西触	個人・共有	2.5	1.0	0.001	昭和以降	3.7	41.0
前田溜池	郷ノ浦町渡良南触	個人・共有	6.9	4.0	0.004	不明	4.4	73.0
市山溜池	郷ノ浦町東触	水利組合	4.0	4.5	0.003	不明	6.5	50.1
鮎川溜池	郷ノ浦町片原触	水利組合	8.5	6.0	0.004	不明	5.7	65.0
藤ノ本溜池	郷ノ浦町片原触	個人・共有	2.7	4.5	0.002	明治時代	4.7	60.5
阿城溜池	郷ノ浦町東触	個人・共有	3.3	2.5	0.001	明治時代	5.8	36.0
郡溜池	郷ノ浦町東触	水利組合	2.5	7.0	0.006	昭和以降	6.3	42.0
幡宮溜池	郷ノ浦町田中触	水利組合	13.9	7.0	0.003	明治時代	6.8	45.0
平川溜池	郷ノ浦町志原西触	水利組合	12.9	11.0	0.006	明治時代	4.8	67.0
堀川溜池	郷ノ浦町大原触	水利組合	29.6	60.0	0.015	昭和以降	9.3	71.0
中尾溜池(福泉)	郷ノ浦町志原西触	水利組合	4.3	6.0	0.004	不明	3.9	55.3
水谷溜池	郷ノ浦町志原南触	水利組合	2.9	4.0	0.002	不明	4.3	55.5
嶽山溜池	郷ノ浦町志原南触	生産組合	4.9	7.0	0.003	昭和以降	6.3	69.0
大坂溜池	郷ノ浦町釘山触	生産組合	3.5	3.6	0.002	不明	5.3	45.5

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m ³)	満水面積 (km ²)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
湯田の元溜池	郷ノ浦町永田触	水利組合	5.6	20.0	0.004	昭和以降	11.1	66.0
管牟田溜池	郷ノ浦町永田触	水利組合	5.1	5.0	0.003	明治時代	5.2	68.0
椎ノ木溜池	郷ノ浦町平人触	水利組合	4.6	7.1	0.003	不明	5.6	42.5
泉ヶ山溜池	郷ノ浦町若松触	水利組合	3.9	4.0	0.003	明治時代	3.8	41.4
長野溜池	郷ノ浦町志原南触	水利組合	2.0	5.2	0.004	明治時代	5.3	40.0
池淵溜池	郷ノ浦町坪触	水利組合	3.9	4.0	0.002	明治時代	6.5	51.0
奈波木溜池	郷ノ浦町初山西触	個人・共有	2.0	2.1	0.001	昭和以降	7.2	40.5
石原溜池	郷ノ浦町初山西触	個人・共有	5.8	8.3	0.002	昭和以降	9.6	49.2
当山溜池	郷ノ浦町初山東触	個人・共有	2.9	3.0	0.001	明治時代	6.9	42.0
佐古溜池	郷ノ浦町初山東触	個人・共有	2.5	1.4	0.001	不明	5.6	23.0
川坂溜池	郷ノ浦町柳田触	水利組合	3.7	1.7	0.002	昭和以降	3.4	48.5
二五里溜池	郷ノ浦町柳田触	水利組合	8.0	7.6	0.004	不明	5.2	67.0
内山溜池	郷ノ浦町木田触	水利組合	21.0	4.5	0.002	大正時代	5.9	36.0
竹ノ内溜池	郷ノ浦町木田触	水利組合	21.0	7.8	0.003	昭和以降	5.0	62.5
山飛溜池	郷ノ浦町木田触	水利組合	21.0	3.8	0.003	不明	4.9	81.0
浦田溜池	郷ノ浦町田中触	水利組合	6.3	4.8	0.004	不明	4.2	75.0
新溜池(若松)	郷ノ浦町若松触	水利組合	4.1	4.0	0.003	明治時代	5.0	45.4
植木原溜池	郷ノ浦町柳田触	水利組合	3.0	1.1	0.001	不明	3.1	44.0
蛭ノ元溜池	郷ノ浦町柳田触	水利組合	2.6	6.8	0.004	不明	5.4	52.5
太久路溜池	郷ノ浦町半城本村触	水利組合	6.1	1.7	0.001	不明	4.0	50.0
尾越溜池	郷ノ浦町有安触	個人・共有	2.8	1.6	0.001	不明	6.0	29.8
長山溜池(大津方)	郷ノ浦町渡良東触	個人・共有	3.0	1.7	0.001	不明	7.4	53.0
乗瀬溜池	郷ノ浦町渡良西触	水利組合	2.4	1.0	0.001	不明	4.0	12.0
一ノ坪溜池	郷ノ浦町東触	個人・共有	3.0	1.8	0.001	不明	6.1	39.0
水門田溜池	郷ノ浦町坪触	土地改良組合	2.0	5.0	0.003	不明	3.3	36.0
新(田中触)溜池	郷ノ浦町田中触	水利組合	4.4	4.0	0.002	明治時代	4.7	39.0

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m ³)	満水面積 (km ²)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
帯田溜池	郷ノ浦町志原南触	生産組合	2.0	3.5	0.002	不明	5.4	36.3
宗津溜池	勝本町本宮西触	個人・共有	5.0	5.0	0.002	昭和以降	5.4	50.0
双六溜池	勝本町本宮東触	水利組合	4.2	3.5	0.002	明治時代	4.5	77.0
牟田頭溜池	勝本町東触	水利組合	4.4	11.3	0.004	昭和以降	5.2	64.0
四徳溜池	勝本町布気触	個人・共有	4.8	11.0	0.006	昭和以降	4.9	46.0
山坂溜池	勝本町坂本触	水利組合	4.6	7.5	0.002	明治時代	7.1	36.0
木堂第2溜池	勝本町新城西触	水利組合	2.0	1.0	0.001	明治時代	3.9	27.0
山田溜池	勝本町仲触	水利組合	6.7	5.0	0.003	昭和以降	4.7	35.0
桜木溜池	勝本町新城西触	水利組合	21.2	15.0	0.006	昭和以降	5.6	62.0
保佐川溜池	勝本町仲触	水利組合	7.6	1.4	0.002	明治時代	3.1	35.0
丸田溜池	勝本町西戸触	水利組合	4.4	3.0	0.002	明治時代	3.8	34.0
大谷溜池	勝本町仲触	水利組合	3.1	4.0	0.002	昭和以降	5.0	47.0
水畑溜池	勝本町東触	水利組合	2.3	3.0	0.001	昭和以降	6.2	37.7
能尻溜池	勝本町東触	水利組合	2.7	16.0	0.006	明治時代	6.4	32.0
後田溜池	勝本町大久保触	水利組合	2.4	2.0	0.001	明治時代	7.1	40.0
横田溜池	勝本町大久保触	水利組合	4.9	4.0	0.002	昭和以降	5.1	38.0
釜田溜池	勝本町大久保触	水利組合	4.7	5.0	0.002	明治時代	5.5	42.0
大坂溜池	勝本町大久保触	水利組合	22.0	67.0	0.013	昭和以降	16.2	48.0
鳴山溜池	勝本町北触	水利組合	3.7	5.0	0.002	昭和以降	5.7	38.0
小場山溜池	勝本町新城西触	水利組合	2.2	1.9	0.001	明治時代	5.3	40.0
岩瀬溜池	勝本町新城東触	水利組合	10.0	20.0	0.008	江戸時代以前	6.6	67.0
竹の中溜池	勝本町本宮東触	水利組合	3.8	6.5	0.004	不明	3.8	21.0
法司溜池	勝本町本宮南触	水利組合	6.0	2.5	0.001	昭和以降	5.0	31.0
高田溜池	勝本町本宮南触	水利組合	3.0	2.0	0.001	明治時代	6.1	64.0
薄井溜池	勝本町本宮西触	水利組合	3.4	4.0	0.002	明治時代	6.3	47.8
大清水溜池	勝本町百合畑触	水利組合	44.7	338.0	0.066	昭和以降	14.2	94.0

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m ³)	満水面積 (km ²)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
畑見溜池	勝本町立石東触	水利組合	4.0	6.0	0.004	明治時代	4.9	37.0
平良石溜池	勝本町東触	水利組合	3.6	2.0	0.001	明治時代	5.9	31.0
東ノ木溜池	勝本町大久保触	水利組合	3.3	1.0	0.002	不明	1.9	38.0
長尾溜池	勝本町本宮西触	水利組合	4.9	4.0	0.002	昭和以降	10.3	49.0
立石溜池	勝本町立石仲触	水利組合	3.9	1.0	0.001	不明	4.4	37.7
藪ノ中溜池	勝本町本宮東触	水利組合	2.0	1.0	0.001	明治時代	6.4	26.6
唐松溜池	芦辺町箱崎大左右触	水利組合	4.7	4.8	0.002	大正時代	8.0	40.2
二反田第2溜池	芦辺町箱崎本村触	水利組合	7.2	10.4	0.006	大正時代	5.8	47.6
日ヶ暮溜池	芦辺町箱崎大左右触	水利組合	3.3	8.4	0.002	大正時代	5.5	48.3
石櫃溜池	芦辺町箱崎釘ノ尾触	水利組合	2.5	6.1	0.004	明治時代	5.0	35.5
山洪溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	4.2	6.7	0.003	不明	5.0	43.6
貝畑溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	10.9	11.0	0.008	大正時代	4.3	41.4
馬の川溜池	芦辺町箱崎本村触	水利組合	2.6	2.2	0.002	昭和以降	5.1	43.6
指鹿溜池	芦辺町箱崎本村触	水利組合	5.3	8.6	0.006	昭和以降	4.4	42.5
大切溜池	芦辺町箱崎谷江触	水利組合	2.4	7.1	0.005	大正時代	5.4	139.4
辻山溜池	芦辺町国分当田触	水利組合	5.1	1.7	0.002	大正時代	3.1	35.8
桜木溜池	芦辺町中野郷仲触	中山間集落	2.7	3.0	0.001	不明	3.6	43.3
阿彦溜池	芦辺町諸吉仲触	水利組合	10.0	11.9	0.005	不明	6.9	78.3
杳石溜池	芦辺町諸吉仲触	水利組合	7.1	6.0	0.002	不明	6.4	48.6
釜蓋堤	芦辺町国分本村触	水利組合	2.1	2.4	0.002	明治時代	2.7	41.5
堺溜池	芦辺町中野郷本村触	水利組合	11.8	16.0	0.006	明治時代	5.7	61.4
大平溜池	芦辺町住吉東触	水利組合	2.0	3.9	0.002	不明	3.8	39.1
柳坂溜池	芦辺町住吉東触	水利組合	2.8	4.3	0.003	昭和以降	3.7	74.4
川内溜池	芦辺町住吉前触	水利組合	4.9	2.4	0.002	大正時代	5.3	45.2
高尾溜池	芦辺町諸吉二亦触	水利組合	5.0	6.5	0.002	昭和以降	6.3	40.8
岩谷溜池	芦辺町中野郷東触	水利組合	10.2	7.2	0.002	不明	5.4	51.5

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m ³)	満水面積 (km ²)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
牛丸溜池	芦辺町深江本村触	水利組合	5.2	2.9	0.002	明治時代	4.5	44.9
堂山溜池	芦辺町深江南触	水利組合	4.1	4.6	0.002	明治時代	4.1	46.3
今坂溜池	芦辺町湯岳本村触	水利組合	4.8	11.0	0.004	明治時代	6.3	50.1
久保頭溜池	芦辺町湯岳興触	農事組合法人	10.3	2.4	0.001	明治時代	5.9	58.2
新今坂溜池	芦辺町湯岳今坂触	農事組合法人	22.3	18.0	0.016	昭和以降	7.2	130.9
屋坂溜池	芦辺町深江南触	農事組合法人	6.7	7.4	0.004	不明	2.6	50.4
山方溜池	芦辺町深江栄触	水利組合	12.8	6.2	0.003	昭和以降	4.3	81.4
和田溜池	芦辺町深江栄触	水利組合	8.7	3.7	0.002	不明	5.8	42.3
穴ノ口溜池	芦辺町箱崎大左右触	個人・共有	2.0	2.0	0.001	不明	5.8	40.3
溜水溜池	芦辺町中野郷東触	個人・共有	5.9	7.9	0.005	大正時代	4.0	40.1
帯田溜池	芦辺町中野郷西触	生産組合	2.0	1.0	0.000	不明	1.9	38.0
神坂溜池	芦辺町住吉山信触	水利組合	6.3	4.2	0.003	不明	4.8	55.8
二反田溜池	芦辺町住吉東触	水利組合	3.0	2.5	0.002	不明	4.2	61.6
綿打溜池	芦辺町深江鶴亀触	水利組合	5.6	3.0	0.002	明治時代	4.0	72.1
真弓溜池	石田町池田仲触	土地改良区	29.3	55.0	0.014	昭和以降	10.6	70.0
花園溜池	石田町池田仲触	水利組合	4.0	25.0	0.006	昭和以降	10.8	47.0
神ノ元溜池	石田町池田仲触	土地改良区	2.7	24.0	0.005	昭和以降	10.9	67.0
園田溜池	石田町池田仲触	土地改良区	13.0	29.7	0.007	昭和以降	9.1	44.0
黒木溜池	石田町石田西触	水利組合	12.8	16.6	0.007	昭和以降	5.1	76.6
村山溜池	石田町池田西触	生産組合	5.0	4.4	0.002	江戸時代 以前	4.7	58.0
二の官溜池	石田町池田西触	生産組合	11.4	8.8	0.005	不明	4.3	51.0
鬼川溜池	石田町湯岳射手吉触	水利組合	2.5	6.5	0.003	不明	4.8	50.0
隠田溜池	石田町湯岳射手吉触	水利組合	15.0	5.5	0.002	昭和以降	6.0	56.0
大谷溜池	石田町池田仲触	水利組合	2.1	3.8	0.003	昭和以降	2.7	71.0
桃の木溜池	石田町池田西触	生産組合	11.4	4.6	0.004	江戸時代 以前	4.3	52.0
渡瀬溜池	石田町池田西触	水利組合	2.0	2.2	0.002	江戸時代 以前	4.0	41.0

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m ³)	満水面積 (km ²)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
椿溜池	石田町石田西触	水利組合	7.1	3.0	0.003	昭和以降	3.4	49.0
高坂溜池	石田町筒城西触	水利組合	8.0	3.0	0.002	明治時代	3.5	45.0
夕部溜池	石田町筒城西触	個人・共有	2.0	4.8	0.002	昭和以降	6.4	42.0
花川溜池	石田町筒城仲触	水利組合	4.0	1.6	0.001	昭和以降	5.5	51.0
高原溜池	石田町石田西触	水利組合	21.2	1.1	0.006	不明	3.8	75.0
三反田溜池	石田町石田東触	水利組合	5.8	5.3	0.003	不明	3.8	43.0
太刀山溜池	石田町本村触	水利組合	2.3	1.7	0.004	不明	7.4	50.0
大久保溜池	郷ノ浦町有安触	個人・共有	0.7	1.2	0.001	昭和以降	4.6	37.0
日ノ組溜池	郷ノ浦町有安触	個人・共有	0.6	2.0	0.001	江戸時代以前	2.9	43.0
城ノ辻溜池	郷ノ浦町庄触	個人・共有	1.0	2.0	0.001	江戸時代以前	5.2	32.5
小森溜池	郷ノ浦町庄触	個人・共有	0.3	1.0	0.001	昭和以降	4.3	27.5
余吾溜池	郷ノ浦町若松触	水利組合	0.8	3.5	0.002	明治時代	3.8	50.0
船川溜池	郷ノ浦町初山西触	個人・共有	1.9	2.5	0.001	昭和以降	5.1	50.0
菖蒲田溜池	勝本町本宮仲触	水利組合	0.4	4.3	0.002	明治時代	3.9	32.5
皆越溜池	勝本町大久保触	水利組合	22.0	6.4	0.004	明治時代	4.6	43.0
炭焼溜池	勝本町新城西触	個人・共有	1.5	2.1	0.001	明治時代	3.5	36.0
斉ノ久保溜池	勝本町仲触	水利組合	1.1	3.8	0.001	昭和以降	4.6	27.0
堂頭溜池	勝本町北触	個人・共有	1.4	2.5	0.001	昭和以降	5.9	38.0
若松溜池	勝本町東触	水利組合	1.1	1.1	0.001	明治時代	4.8	45.0
黒山第1溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	1.8	1.6	0.001	明治時代	4.4	29.0
黒山第2溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	1.6	2.0	0.001	明治時代	5.3	37.5
鳥越溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	0.8	1.5	0.001	昭和以降	4.5	34.0
内坂溜池	芦辺町諸吉仲触	中山間集落	4.2	2.4	0.001	明治時代	4.4	40.0
須応田溜池	芦辺町諸吉仲触	水利組合	1.1	1.1	0.001	大正時代	7.0	30.3
梶田溜池	石田町筒城西触	水利組合	1.3	1.9	0.001	江戸時代以前	2.7	39.0
山仲溜池	石田町筒城西触	個人・共有	1.2	3.6	0.002	昭和以降	4.8	57.0

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m ³)	満水面積 (km ²)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
薄井溜池	郷ノ浦町半城本村触	個人・共有	0.6	1.0	0.000	不明	2.4	27.0
女岳溜池	郷ノ浦町永田触	個人・共有	1.2	4.8	0.002	昭和以降	4.0	63.0
椎ノ木溜池	郷ノ浦町片原触	個人・共有	1.2	4.0	0.002	大正時代	4.3	50.0
加久津溜池	勝本町大久保触	個人・共有	1.1	1.5	0.001	昭和以降	5.0	48.0
羽坂溜池	勝本町立石南触	個人・共有	0.4	0.8	0.000	昭和以降	5.8	35.0
木堂第一溜池	勝本町新城西触	水利組合	0.6	1.8	0.001	明治時代	2.9	35.0
城山溜池	勝本町百合畑触	水利組合	1.5	2.0	0.002	昭和以降	5.7	28.0
釘ノ中溜池	勝本町本宮東触	水利組合	1.7	0.7	0.000	昭和以降	3.2	35.0
丸尾溜池	勝本町立石東触	水利組合	0.5	0.6	0.000	明治時代	4.5	32.0
津樽溜池	勝本町立石南触	個人・共有	1.0	0.6	0.000	昭和以降	3.9	31.0
古砂溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	1.1	2.3	0.002	不明	4.7	52.0
大太郎溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	0.5	2.0	0.001	昭和以降	5.8	38.0
惣津竈溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	0.6	1.3	0.001	昭和以降	6.9	63.0
前峰溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	1.0	0.9	0.001	昭和以降	3.2	25.0
永蔵溜池	芦辺町箱崎江角触	水利組合	0.8	0.6	0.001	昭和以降	3.4	50.0
小安溜池	芦辺町箱崎本村触	個人・共有	0.8	3.0	0.001	不明	3.7	45.0
二反田第1溜池	芦辺町箱崎本村触	水利組合	1.2	2.5	0.001	昭和以降	8.8	33.0
竹ノ久保溜池	芦辺町箱崎諸津触	個人・共有	1.1	5.1	0.002	不明	4.3	61.0
大畑溜池	芦辺町箱崎釘ノ尾触	個人・共有	0.7	1.3	0.001	昭和以降	7.2	34.0
女岳溜池	芦辺町箱崎釘ノ尾触	個人・共有	0.3	2.0	0.000	昭和以降	3.6	42.0
高根溜池	芦辺町箱崎中山触	水利組合	1.1	6.6	0.004	明治時代	6.7	65.0
森山第一溜池	勝本町百合畑触	個人・共有	0.9	2.0	0.000	昭和以降	2.8	27.5
東高尾溜池	芦辺町諸吉二亦触	個人・共有	1.2	1.2	0.001	昭和以降	6.6	28.5
長坂溜池	芦辺町中野郷東触	個人・共有	1.7	4.8	0.001	昭和以降	7.6	46.0
新堤溜池	芦辺町住吉山信触	個人・共有	0.6	4.0	0.000	不明	3.1	28.0
大宝溜池	芦辺町湯岳今坂触	個人・共有	0.2	6.0	0.003	明治時代	3.7	36.5

施設名	住所	管理組合等	受益面積 (ha)	総貯水量 (千 m ³)	満水面積 (km ²)	築造年代	堤高 (m)	堤頂長 (m)
川上溜池	芦辺町湯岳興触	農事組合法人	2.9	1.2	0.001	明治時代	7.6	72.0
久保川溜池	芦辺町国分東触	水利組合	0.4	0.5	0.001	昭和以降	5.4	21.0
西原溜池	芦辺町深江栄触	個人・共有	0.1	0.8	0.001	不明	3.0	43.0
絵踏溜池	郷ノ浦町郷ノ浦	個人・共有	0.0	2.0	0.001	不明	-	-
江見山溜池	郷ノ浦町永田触	個人・共有	0.1	2.0	0.001	昭和時代	3.8	38.0
花川溜池	勝本町本宮西触	個人・共有	0.0	4.5	0.001	昭和時代	7.3	38.0
神通溜池	勝本町本宮東触	個人・共有	0.0	2.0	0.001	明治時代	2.8	20.5
西川溜池	勝本町上場触	個人・共有	1.0	1.5	0.001	昭和時代	8.0	39.5
須行砂溜池	芦辺町箱崎釘ノ尾触	個人・共有	0.9	4.0	0.001	昭和時代	6.1	42.5
高野原溜池	芦辺町中野郷西触	個人・共有	0.0	3.3	0.001	大正時代	6.5	36.0

7-5 危険物施設一覧

1 危険物一覧表

製造所	危険物貯蔵所								危険物取扱所					合計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	移動タンク貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	販売取扱所	移送取扱所	小計	
0	8	45	16	4	0	6	27	106	41	12	0	2	55	161

2 危険物施設一覧

事業所名	設置場所	区分	施設数
平尾石油店	郷ノ浦町柳田触940-1	移動タンク貯蔵所	3
		給油取扱所	1
	郷ノ浦町物部本村触718	屋外貯蔵所	1
ナガオカ	郷ノ浦町平人触51	給油取扱所	1
永富石油店	郷ノ浦町長峰本村触807	給油取扱所	1
		移動タンク貯蔵所	1
壱岐市農業協同組合 (本所給油所)	郷ノ浦町東触560	移動タンク貯蔵所	3
		給油取扱所	1
(農機具センター)	郷ノ浦町柳田触545-1-2	屋内貯蔵所	1
上村真珠	郷ノ浦町半城本村触1347	給油取扱所	1
壱岐交通	郷ノ浦町東触589	給油取扱所	1
スカイロード壱岐	郷ノ浦町東触1104-1	給油取扱所	1
		移動タンク貯蔵所	1
郷ノ浦町漁業協同組合 (本所)	郷ノ浦町郷ノ浦405-3	屋外タンク貯蔵所	3
		移動タンク貯蔵所	1
		給油取扱所	3
		一般取扱所	1
(三島支所)	郷ノ浦町大島478-1	屋外タンク貯蔵所	2
		給油取扱所	2
(初瀬)	郷ノ浦町初瀬漁港埋立用地	屋外タンク貯蔵所	1
		給油取扱所	1
NTTフィールドテクノ	郷ノ浦町本村触523	地下タンク貯蔵所	1
平尾建設アスファルトプラント	郷ノ浦町物部本村触719	屋外タンク貯蔵所	1
壱岐振興局	郷ノ浦町本村触638	地下タンク貯蔵所	1
長崎県壱岐病院	郷ノ浦町東触1626	地下タンク貯蔵所	2
壱岐油槽 郷ノ浦油槽所	郷ノ浦町渡良南触字井良坂1130	屋外タンク貯蔵所	5
		移動タンク貯蔵所	2
		一般取扱所	1

事業所名	設置場所	区分	施設数
建設生コン工業	郷ノ浦町志原西触1183	給油取扱所	1
小金丸造船所	郷ノ浦町渡良南触1211	屋内貯蔵所	1
丸谷造船所	郷ノ浦町初山東触字花川1591-2	屋内貯蔵所	1
壱岐文化ホール	郷ノ浦町本村触字平田445	地下タンク貯蔵所	1
農林漁業体験実験館	郷ノ浦町新田触字下名切492	地下タンク貯蔵所	1
ホテルアイランド壱岐	郷ノ浦町片原触1687-1	地下タンク貯蔵所	1
あぶらや	郷ノ浦町柳田触882	給油取扱所 移動タンク貯蔵所	1 3
川添石油	郷ノ浦町田中触1177-1	給油取扱所	1
海上保安署	郷ノ浦町郷ノ浦字立場山703-5	給油取扱所	1
金子産業	郷ノ浦町渡良浦懸州519	屋外貯蔵所	1
スカイロード壱岐	郷ノ浦町東触1104-1	移動タンク貯蔵所	1
壱岐交通ビル	郷ノ浦町郷ノ浦60-1	地下タンク貯蔵所	1
壱岐市デイサービスセンター	郷ノ浦町坪触中原3099	地下タンク貯蔵所	1
壱岐栽培センター	郷ノ浦町大島字八斗蒔	地下タンク貯蔵所	1
壱岐市汚泥再生センター	郷ノ浦町坪触字境2995 外17筆	地下タンク貯蔵所	1
NHK放送所	郷ノ浦町永田触字黒石1314	地下タンク貯蔵所	1
勝本漁協給油所	勝本町大久保触1841	給油取扱所	1
勝本町漁業協同組合 (串山) (湯ノ本)	勝本町東触地先(串山埋立地無番地)	屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 給油取扱所 一般取扱所	1 6 1 4 2
	勝本町布気触933-4	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所	1 1
壱岐市立老人ホーム	勝本町本宮南触字白瀧1323-7	屋外タンク貯蔵所	1
ベイサイド鯨伏給油所	勝本町布気触967-1	給油取扱所	1
海上自衛隊壱岐警備所	勝本町若宮島	屋外タンク貯蔵所	1
		屋外貯蔵所	1
新マルモ造船	勝本町本宮南触569	屋内貯蔵所	1
サンドーム壱岐	勝本町布気触字木落シ977	屋内タンク貯蔵所	1
福祉センターかざはや	勝本町大久保触1736-2	地下タンク貯蔵所	1
昇運石油店	芦辺町芦辺町浦324	給油取扱所	1
	中野郷東触120-122	屋内貯蔵所 移動タンク貯蔵所	1 4
中野石油店	芦辺町諸吉二亦触1648-6	移動タンク貯蔵所 給油取扱所	3 1
	芦辺町諸吉二亦触577	屋外貯蔵所	2
市山石油店	芦辺町諸吉大石触東川472-10	移動タンク貯蔵所	1
		給油取扱所	1
下久石油(国分)	芦辺町国分東触字中園792	給油取扱所	1

事業所名	設置場所	区分	施設数
大阪屋石油店	芦辺町中野郷西触385-3	給油取扱所	1
川添石油	芦辺町箱崎大左右触679	移動タンク貯蔵所 給油取扱所	3 1
	芦辺町瀬戸浦大久保触346-1	屋外貯蔵所	1
	芦辺町瀬戸浦防波堤上	屋外タンク貯蔵所	1
		一般取扱所	1
創栄建設	芦辺町住吉山信触字小水708	屋外タンク貯蔵所	1
九州電力 (芦辺発電所)	芦辺町芦辺浦597-1	屋外タンク貯蔵所	3
		移送取扱所	1
一般取扱所		2	
(新老岐発電所)	芦辺町諸吉南触字青島	屋外タンク貯蔵所	4
移送取扱所		1	
一般取扱所		2	
屋内貯蔵所		1	
箱崎漁業協同組合 (諸津) (恵美須) (妙見)	芦辺町瀬戸浦字片山213	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所 一般取扱所	2 1 1
	芦辺町箱崎諸津触無番地	屋外タンク貯蔵所	2
	芦辺町箱崎大左右触字津持451-1	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所	1 1
	芦辺町箱崎大左右触字妙見	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所	1 1
老岐市農業協同組合(北部給油所) (深江ライスセンター)	芦辺町箱崎本村触字辻101-3	給油取扱所	1
	芦辺町深江南触今治1274・1250-1・127		
老岐東部漁業協同組合 (安泊)	芦辺町諸吉本村触字丸石1342-14	屋内貯蔵所	1
		屋外タンク貯蔵所 給油取扱所	2 1
芦辺町芦辺浦433	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所	1 1	
岡本組 アスファルトプラント	芦辺町諸吉二亦触148	屋外タンク貯蔵所 一般取扱所	1 1
老岐焼酎協業組合	芦辺町湯岳本村触字清水525-1	屋外タンク貯蔵所	1
あぶらや佐賀	芦辺町住吉東触457-1	給油取扱所	1
老岐スチロール	芦辺町箱崎釘ノ尾触731	屋外タンク貯蔵所	1
芦辺町クオリティライフセンターつばさ	芦辺町箱崎中山触字干拓2548	地下タンク貯蔵所	1
共栄	芦辺町国分本村触1009	給油取扱所	1
		地下タンク貯蔵所	1
		一般取扱所	1
老岐市ゴミ処理施設	芦辺町住吉東触728-1	屋外タンク貯蔵所	1
長崎県漁連	芦辺町瀬戸浦213	屋外タンク貯蔵所	1
江口石油店	石田町池田東触475-4	給油取扱所	1
松尾石油店	石田町印通寺浦469-22	給油取扱所	1
スカイロード老岐 石田給油所	石田町石田西触字西間1157-4	給油取扱所	1
石田町漁業協同組合	石田町印通寺浦目坂埋立地	屋外タンク貯蔵所	1
		屋内タンク貯蔵所	1

事業所名	設置場所	区分	施設数
(山崎) (七湊)		給油取扱所	1
	石田町山崎触埋立地	屋外タンク貯蔵所	1
	石田町筒城七湊漁港	屋外タンク貯蔵所	1
壱岐空港	石田町筒城東触1724	地下タンク貯蔵所	1

7-6 業態別防火対象物

		消防法施行令別表第1項目別	対象物数
区分		業態	
1項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	2
	ロ	公会堂、集会場	8
2項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	
	ロ	遊技場、ダンスホール	5
	ハ	性風俗関連特殊営業のヌードスタジオ等	
	ニ	カラオケボックス等	2
3項	イ	待合、料理店等	
	ロ	飲食店	31
4項		百貨店、マーケット等	68
5項	イ	旅館、ホテル、宿泊所	61
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	125
6項	イ	病院、診療所、助産所	23
	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設	7
	ハ	幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校	27
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	10
7項		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等	23
8項		図書館、博物館、美術館等	6
9項	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	1
	ロ	公衆浴場	4
10項		車両の停車場、船舶・航空機の発着場	5
11項		神社、寺院、教会等	30
12項	イ	工場、作業場	79
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	1
13項	イ	自動車車庫、駐車場	10
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	1
14項		倉庫	53
15項		前各項に該当しない事業場	139
16項	イ	複合用途防火対象物（1項～4項、5項イ、6項、9項イ）	104
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	25
16の2項		地下街	

消防法施行令別表第1項目別		対象物数
区 分	業 態	
16の3項	準地下街	
17項	重要文化財、重要有形民俗文化財等	1
18項	延長50m以上のアーケード	
19項	市町村長の指定する山林	
20項	総務省令で定める舟車	
合 計		851

8 物資・食料等関係資料

8-1 救援物資の集積場所

名 称	所 在 地	電話番号
大谷公園体育館	郷ノ浦町田中触1223	47-3611
郷ノ浦港-7.5m耐震岸壁及び背後緑地	郷ノ浦町郷ノ浦	

8-2 食料等の調達・供給関係

1 米穀販売店

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	長崎米穀(株)老岐営業所	郷ノ浦町片原触219	47-0128
2	長田米穀店	郷ノ浦町郷ノ浦178	47-0065
3	町田米穀店	郷ノ浦町郷ノ浦81	47-0257
4	刈山商店	郷ノ浦町初山東触1584-1	47-4201
5	赤木米穀店	郷ノ浦町本村触676	47-0302
6	米田商店	郷ノ浦町渡良浦1099	47-0827
7	石橋米穀店	勝本町勝本浦123	42-0039
8	みのだ商店	勝本町勝本浦158	42-0064
9	中上米穀店	勝本町勝本浦274	42-0111
10	山口米穀店	勝本町勝本浦487	42-0112
11	白川重家(有)	勝本町湯本浦52-3	43-0010
12	町田米穀店	芦辺町芦辺浦360	45-1295
13	住田商店	芦辺町瀬戸浦191	45-2006
14	竹下米穀店	芦辺町中野郷西触393-2	45-3034
15	平田商店	芦辺町諸吉本村触2160-1	45-0007
16	白石商店	石田町久喜触73番地	44-5633
17	横山商店	石田町印通寺浦208番地	44-5173
18	加登屋商店	石田町印通寺浦266番地	44-5047
19	中村マート	石田町石田東触488番地	44-5789
20	山内商店(あやめ)	石田町印通寺浦364番地	44-5018
21	山下愛敬堂	石田町石田西触1069番地	44-5035
22	にしかわフーズショップ(有)	石田町印通寺浦471番地10	44-5048
23	(有)松尾商店	石田町石田西触1052番地	44-5034
24	若宮酒店	石田町印通寺浦319番地1	44-5058

No.	名 称	所 在 地	電話番号
25	立石商店	石田町久喜触204番地3	44-6804
26	(有)長嶋商店	石田町石田東触395番地	44-5250

2 パン製造業

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	だるま堂	郷ノ浦町東触800-10	47-2705
2	パンの家	郷ノ浦町本村触61-1	47-6800
3	パンプラス	郷ノ浦町釘山触628	40-0195
4	江川義春	石田町石田西触1073	44-5562

8-3 建設資材業者一覧

1 建築材料

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	梅田産業(株)老岐営業所	郷ノ浦町東触967-1	47-0511
2	江崎建材(株)	郷ノ浦町郷ノ浦122	47-1181
3	末廣商店(株)	郷ノ浦町郷ノ浦122	47-1277
4	三和産業(株)	郷ノ浦町片原触269	47-5122
5	大や	郷ノ浦町牛方触1-2-1	47-5906
6	対馬林業(有)	勝本町新城西触1111	42-0023
7	玄海商店(有)	勝本町勝本浦314	42-0150
8	大黒屋建材(有)	芦辺町諸吉大石触498-2	45-3939
9	いずみや材木店	芦辺町瀬戸浦53	45-2117
10	大東商店(有)	芦辺町芦辺浦285	45-0040
11	横山建材店(有)	石田町印通寺浦295	44-5235

9 衛生関係資料

9-1 ごみ処理施設等

施設名	所在地	電話番号
壱岐市クリーンセンター	芦辺町住吉東触728番地1	45-1115
壱岐市リサイクルセンター	郷ノ浦町大浦触1003番地1	47-5222
壱岐市勝本町埋立タンク	勝本町布気触84番地	
壱岐市勝本町不燃物処理場	勝本町布気触75番地	
壱岐市芦辺町浸出水処理施設	芦辺町箱崎本村触1395番地1	
壱岐市石田町焼却灰等処理場	石田町山崎触336番地	

9-2 し尿処理施設等

施設名	所在地	電話番号
壱岐市汚泥再生処理センター	郷ノ浦町坪触2995番地	47-0270
壱岐市勝本町自給肥料供給センター	勝本町本宮西触1366番地6	43-0113
壱岐市石田町自給肥料供給センター	石田町池田西触1407番地1	44-8020

10 遺体及び死亡獣畜等関係資料

10-1 葬祭場

施設名	所在地	電話番号
壱岐市葬祭場	郷ノ浦町大浦触1020	47-4049

10-2 死亡獣畜等の処理場

施設名	電話番号	管理者	処理方法
壱岐家畜保健衛生所	45-3031	長崎県	焼却
壱岐市死亡獣畜処理場	—	壱岐市	埋却
壱岐市死亡獣畜埋却場	—	壱岐市	埋却

11 救済関係資料

11-1 老岐市災害資金貸付基金条例 (平成16年3月1日 条例第80号)

(設置)

第1条 災害の復旧を促進し、民生の安定を図るため、災害復旧に要する資金として災害を受けた者に市が貸し付ける資金（以下「資金」という。）の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、老岐市災害資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2,000万円とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、資金として必要があるときこれを運用する。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(貸付対象)

第4条 資金は、貸付対象災害として市長が指定する災害により現に居住する住家又はその敷地に被害を受けた者に対して貸し付けるものとする。ただし、他の制度による貸付けを優先するものとする。

(貸付けを受ける者の要件)

第5条 資金の貸付けを受けることができる者は、市内にある住家又はその敷地に被害を受けた市民であって、貸し付けた資金の償還について十分な能力を有する者でなければならない。

(貸付金額)

第6条 資金の貸付金額は、災害復旧に要する額の2分の1相当額又は100万円のいずれか低い額とする。

(貸付条件)

第7条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。

(1) 貸付利率 年1パーセント（据置期間中は、無利子）

(2) 償還期間 6年（据置期間1年を含む。）

(3) 償還方法 元金均等半年賦償還

(事業実施の報告)

第8条 資金の貸付けを受けた者は、市長の定めるところにより、事業の実施報告をしなければならない。

(繰上償還)

第9条 資金の貸付けを受けた者は、必要に応じ、資金の全部又は一部を繰上償還することができる。

2 市長は、資金の貸付けを受けた者が、資金を目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わ

なかったときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(運用益金の整理)

第10条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(繰替運用)

第11条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町災害資金貸付基金条例（昭和46年郷ノ浦町条例第37号）、勝本町災害資金貸付基金条例（昭和62年勝本町条例第19号）、芦辺町宅地災害復旧資金貸付基金条例（昭和55年芦辺町条例第26号）又は石田町災害資金貸付基金条例（昭和62年石田町条例第12号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例の規定により貸付けを決定された資金については、なお合併前の条例の例による。

11-2 老岐市災害資金貸付規則 (平成16年3月1日 規則第37号)

(趣旨)

第1条 この規則は、老岐市災害資金貸付基金条例（平成16年老岐市条例第80号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、老岐市災害資金貸付基金の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 条例第4条の貸付対象災害の指定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 雨量 24時間で80ミリメートル以上又は時間雨量20ミリメートル以上で、土壌等に浸食を
起こした場合
- (2) 風速 最大風速15メートル以上の強風の場合
- (3) 洪水 警戒水位以上に達した場合

(貸付手続)

第3条 条例第1条に規定する資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人が連署した災害資金貸付願（様式第1号。以下「貸付願」という。）に災害復旧工事設計書（見積書）及び住民票の抄本を添付し、市長に提出しなければならない。

(審査会)

第4条 市長は、貸付願を受理したときは、審査会に諮り、資金の貸付けの適否及び金額を決定し、願出人に通知するものとする。

2 審査会の委員は、助役、各部長、支所長及び金融機関関係者とする。

(借用証の提出)

第5条 資金の貸付け決定の通知を受けた者は、災害復旧工事完了後1月以内に市の竣工検査を受け、第3条の連帯保証人が連署した災害資金借用証（様式第2号。以下「借用証」という。）に印鑑証明書を添付し、市長に提出しなければならない。

(資金の貸付け)

第6条 市長は、借用証の提出があったときは、直ちに資金の貸付けを行うものとする。

(貸付金の償還)

第7条 資金の貸付けを受けた者は、市長が定める償還年次表によって資金の償還を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町災害資金貸付規則（昭和46年郷ノ浦町規則第7号）、勝本町災害資金貸付規則（昭和62年勝本町規則第5号）又は石田町災害資金貸付規則（昭和62年石田町規則第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号 (第3条関係)

災害資金貸付願

年 月 日の により私所有の に災害
 を受けたので、壱岐市災害資金貸付基金による資金の貸付けを受けたく、保証人連署の上申し込
 みます。

年 月 日

願 出 人	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印

壱岐市長 様

様式第2号 (第5条関係)

災害資金借用証

一金 円

ただし、借用条件は、壱岐市災害資金貸付基金条例及び壱岐市災害資金貸付規則に定めるとお
 りとする。

上記のとおり借用しました。

年 月 日

借 主	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印

壱岐市長 様

11-3 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例 (平成16年3月1日 条例第116号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、これらの規定

にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯

の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書きの場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年郷ノ浦町条例第38号）、勝本町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和58年勝本町条例第13号）、芦辺町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和56年芦辺町条例第16号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年石田町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

11-4 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(平成16年3月1日)
規則第55号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年壱岐市条例第116号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものと

する。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が、代わってその旨を届け出る

ものとする。

第5章 補則

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の郷ノ浦町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年郷ノ浦町規則第9号）、勝本町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和58年勝本町規則第2号）、芦辺町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和56年芦辺町規則第5号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和58年石田町規則第6号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

様式第1号～様式第16号 〔略〕

11-5 老岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱 (平成28年4月1日) 告示第30号

(目的)

第1条 この告示は、災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金及び災害弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、市民生活の安定及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 次に掲げる日本国内での事故、災害等であつて、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けないものをいう。
 - ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる被害
 - イ 火災
 - ウ その他市長が特に必要と認めたもの
- (2) 被災者 災害を受けたときにおいて、現に本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、災害により被害を受けた者をいう。
- (3) 被災世帯 被災者が所属する世帯で実際の生計を一にしている家族単位をいう。
- (4) 世帯主 被災世帯において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている世帯主をいう。
- (5) 住家 市内に建築されている現に居住のために使用している建物で、居間、寝室、台所、便所、浴室などの日常生活において必要とする機能及び空間を有する建物をいう。
- (6) 死亡 災害による死亡（災害発生後30日以内に当該災害を原因とし、死亡したときを含む。）をいう。
- (7) 遺族 災害により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にある者を除く。）、子、父母、孫、祖父母をいう。
- (8) 全壊、全焼又は流失 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没又は焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、改築しなければ居住できず、補修により住家として再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のものであるものをいう。
- (9) 半壊又は半焼 住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば住家として再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経

済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものをいう。

(10) 床上浸水 住宅の床より上に浸水したもの及び全壊若しくは半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものをいう。

(11) 消火活動による著しい損害 消火活動に伴う水等による損害に係る部分が、住家の延床面積の20パーセント以上に達した程度のものをいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 災害により死亡した場合には、その者の遺族又は葬祭を行う者に対し、災害弔慰金として、1人につき10万円を支給するものとし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係同様の事情にあるものを含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の順位において、同項第3号にあっては養父母を先にし、実父母を後にし、同項第5号にあっては養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 前各項の場合において、順位が同じ遺族が2人以上ある場合は、その1人に弔意金を支給することにより全員に支給したものとみなす。

(災害見舞金の支給)

第4条 災害により住家に被害を受けた場合には、被害を受けた世帯の世帯主（当該災害により世帯主が死亡した場合は、その者の遺族に対し支給するものとし、遺族の範囲及び順位は前条の例によるものとする。）に対し、災害見舞金として、次の各号に掲げる被害の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める1世帯当たりの額を支給するものとする。ただし、前条による災害弔慰金の支給を受けたものは除くものとする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失したとき 10万円
- (2) 住家が半壊又は半焼したとき 5万円
- (3) 住家が床上浸水したとき 5万円
- (4) 住家が災害による消火活動により著しい損害を被ったとき 5万円

(併給の制限)

第5条 第3条に規定する災害弔慰金と前条に規定する災害見舞金はいずれかを支給するものとし、併給は行わない。又、前条に規定する災害見舞金は、前条各号のいずれかを支給するものとし、併給は行わない。

(支給の制限)

第6条 災害見舞金等は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 自殺行為又は犯罪行為による場合
- (2) 故意又は重大な過失に当たる行為による場合
- (3) 老岐市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年老岐市条例第116号）の規定に基づく災害弔慰金が支給される場合

(4) 災害に際し、特別な事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続き)

第7条 災害見舞金等の支給を受けようとする者は、老岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給申請書（様式第1号）により、災害による被害を受けた日から6月以内に市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請を未成年者である遺族が行う場合にあつては、当該遺族の保護者（親権者、後见人その他の監護する者をいう。）が代わって申請する。

3 第3条第3項の場合にあつては、災害見舞金等の申請及び受領について代表者1名を選任し、前2項の規定による申請の際には、代表者選任届書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、災害見舞金等の支給の可否を決定し、老岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

5 市長は、支給に関する調査において、審査が困難である場合は、別表に掲げる書類、又は別に書類の提出を求めることができる。

6 市長は、第4項の規定による決定後速やかに災害見舞金等の支給を行うものとする。

(災害見舞金等の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により災害見舞金等の支給を受けた者があつたときは、当該支給した額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に発生した災害に係る弔意金及び見舞金の支給については、この告示による改正前の老岐市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱の例による。

附 則（平成28年4月1日告示第30号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	支給対象者	条文	項又は号（内容）	被害の程度	金額	支給申請書に添付を求められることがある書類		
						災害の事実を証明する書類	被害の状況を証明する書類	申請者を確認する書類
弔慰金	遺族等	第3条	第1項（死亡）	被災者の死亡	100,000円（1人）	被災証明書（任意様式） 官公署が証明したもの	死亡が確認できる官公署等が証明したもの	遺族であることを証明する戸籍謄本等
見舞金	世帯主	第4条	第1号（住家の全壊、全	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼	100,000円（1世帯）	又は現場の責任を有する者が証明したもの	被災証明書（任意様式） 官公署が証明したもの	住民票の写し

	<p>焼又は 流失)</p> <p>失したものの、又は住家の 損壊が甚だしく、改築し なければ居住できず、補 修により住家として再使 用することが困難なもの で、具体的には、住家の 損壊、焼失若しくは流失 した部分の床面積がその 住家の延床面積の70パー セント以上に達した程 度のもの、又は住家の主 要な構成要素の経済的被害 を住家全体に占める損 害割合で表し、その住家 の損害割合が50パー セント以上に達した程度 のもの</p>		<p>又は現場の 責任を有す る者が証明 したもの</p>
第2号 (住家 の半壊 又は半 焼)	<p>住家はその居住のための 基本的機能の一部を喪失 したもの、すなわち、住 家の損壊が甚だしいが、 補修すれば住家として再 使用できる程度のもの で、具体的には、損壊部 分がその住家の延床面積 の20パーセント以上7 0パーセント未満のも の、又は住家の主要な構 成要素の経済的被害を住 家全体に占める損害割合 で表し、その住家の損害 割合が20パーセント以 上50パーセント未満の もの</p>	<p>50,000円 (1世帯)</p>	
第3号 (住家 の床上 浸水)	<p>住宅の床より上に浸水し たもの及び全壊・半壊に は該当しないが、土砂竹 木の堆積により一時的に 居住することができない もの</p>	<p>50,000円 (1世帯)</p>	
第4号 (消火 活動に よる著 しい損 害)	<p>消火活動に伴う水等によ る損害に係る部分が、住 家の延床面積の20パー セント以上に達した程度 のもの</p>	<p>50,000円 (1世帯)</p>	

様式第1号～様式第3号 〔略〕

12 文教・文化財関係資料

12-1 文教施設の現況

1 学校施設

(令和2年1月31日現在)

名称	所在地	電話番号	学級数	教員数 (人)	児童生徒数 (人)	屋内 体育施設 面積	応急時 収容可能 人員数
盈科小学校	郷ノ浦町本村触589	47-0123	15	23	316	903	900
渡良小学校	郷ノ浦町渡良南触365	47-0813	8	14	83	1,142	400
三島小学校	郷ノ浦町大島815	47-0136	2	6	4	535	500
柳田小学校	郷ノ浦町柳田触885	47-0312	7	11	51	612	600
沼津小学校	郷ノ浦町小牧東触184	46-0004	6	11	41	へき地集 会場595	600
志原小学校	郷ノ浦町大原触115	47-0754	6	11	67	612	600
初山小学校	郷ノ浦町初山西触807-1	47-0707	6	11	26	528	500
鯨伏小学校	勝本町立石南触1137	43-0013	7	14	69	648	600
勝本小学校	勝本町坂本触262	42-2460	9	15	95	677	700
霞翠小学校	勝本町西戸触550	42-0041	7	14	99	731	700
箱崎小学校	芦辺町箱崎釘ノ尾652-1	45-2320	6	10	37	793	800
瀬戸小学校	芦辺町箱崎大左右触315	45-2337	8	13	70	792	800
那賀小学校	芦辺町中野郷西触174	45-3304	6	12	59	674	700
田河小学校	芦辺町諸吉二亦触1659	45-0327	8	14	73	792	800
八幡小学校	芦辺町諸吉南触1569	45-0325	5	10	45	791	800
芦辺小学校	芦辺町芦辺浦546	45-0323	6	11	47	756	—
石田小学校	石田町石田西触1238	44-5012	13	22	225	1,128	1,000
筒城小学校	石田町筒城西触191	44-5004	6	10	50	へき地集 集会室 606	600
郷ノ浦中学校	郷ノ浦町本村触75	47-0424	11	24	269	1,365	1,400
旧渡良中学校	郷ノ浦町渡良東触144		0	0	0	0	700
旧初山中学校	郷ノ浦町初山西802-1		0	0	0	664	700
旧鯨伏中学校	勝本町布気触818		0	0	0	699	700
勝本中学校	勝本町仲触1846	42-0016	8	20	145	1,302	1,300
旧箱崎中学校	芦辺町箱崎大左右触2323	45-2304	0	0	0	989	1,000
芦辺中学校	芦辺町中野郷西触400-1	45-0343	7	19	189	899	900
旧芦辺中学校	芦辺町諸吉二亦触1886		0	0	0	1,175	1,200
石田中学校	石田町石田西触1547	44-5013	8	19	157	へき地集 会場 874	900
郷ノ浦幼稚園	郷ノ浦町本村触607-2	47-0763	5	6	83	—	—
勝本幼稚園	勝本町坂本触262	42-0036	2	3	32	—	—

霞翠幼稚園	勝本町西戸触550	42-0094	2	2	26	—	—
鯨伏幼稚園	勝本町布気触927	43-0111	2	2	18	—	—
箱崎幼稚園	芦辺町箱崎釘ノ尾触652-2	45-3399	2	2	13	—	100
瀬戸幼稚園	芦辺町箱崎大左右触920	45-2012	2	2	26	—	300
那賀幼稚園	芦辺町住吉山信触1007	45-1756	2	2	18	—	200
田河幼稚園	芦辺町諸吉二亦触1679	45-2361	2	3	18	—	200
旧石田幼稚園	石田町石田西触1244	44-6415	—	—	—	—	—
壱岐市学校給食センター	勝本町立石東触 36- 1	43-8188	—	—	—	—	—

12-2 文化財一覧

国指定

種 別	名 称	所 在 地	指 定 日
特別史跡	原の辻遺跡	芦辺町深江鶴亀触・石田町石田西触	H12. 11. 24
有形文化財	典籍	高麗版大般若経	芦辺町深江栄触546
	彫刻	石造弥勒如来坐像	奈良国立博物館
	考古資料	長崎県笹塚古墳出土品	壱岐市
	考古資料	長崎県双六古墳出土品	芦辺町深江鶴亀触515-1
	考古資料	長崎県原の辻遺跡出土品	芦辺町深江鶴亀触515-1
民俗文化財	民俗	壱岐神楽	壱岐市
	民俗	壱岐の船競漕行事	壱岐市
史 跡	城 跡	勝本城跡	勝本町坂本触757他
	遺 跡	壱岐古墳群	壱岐市
記念物	植物	辰の島海浜植物群落	勝本町東触2786他辰の島全域

県指定

種 別	名 称	所 在 地	指 定 日
有形文化財	建造物	聖母宮 本殿・西門・南門	勝本町勝本浦553
	絵 画	絹本着色高野四社明神像	芦辺町住吉東触470
	彫 刻	木造不動三尊像（3軀）	郷ノ浦町大原触68
	彫 刻	銅造如来形坐像	郷ノ浦町新田触104
	彫 刻	銅造菩薩形坐像	芦辺町深江鶴亀触515-1
	彫 刻	銅造如来形坐像	勝本町新城西触590
	彫 刻	木造阿弥陀如来立像	芦辺町箱崎中山触340
	彫 刻	木造宝冠釈迦如来坐像	芦辺町湯岳本村触222番 1
	工芸品	飴釉三耳壺（聖母宮茶壺）	勝本町坂本触 7
	工芸品	金蔵寺の鰐口	勝本町新城西触590
	工芸品	金蔵寺の梵鐘	勝本町新城西触590
	工芸品	定光寺の雲版	芦辺町湯岳本村触222番 1
	絵・工・古	安国寺什物 10点	芦辺町深江鶴亀触515-1
史 跡	古 墳	大塚山古墳	芦辺町深江栄触
	寺院跡	壱岐国分寺跡	芦辺町国分本村触
	寺院跡	壱岐国安国寺跡	芦辺町深江栄触546
	戦 跡	文永の役新城古戦場	勝本町新城東触1187
	戦 跡	弘安の役瀬戸浦古戦場	芦辺町箱崎大左右触
	城 跡	亀丘城跡	郷ノ浦町本村触大里683
記念物	植 物	志原のスキヤクジャク群落	郷ノ浦町大原触747
	植 物	鏡岳神社社叢	郷ノ浦町初山東触1587
	植 物	渡良のアコウ	郷ノ浦町渡良東触858
	植 物	壱岐報恩寺のモクセイ	勝本町本宮東触1170

植 物	勝本のハイビヤクシン群落	勝本町東触	S 26. 7. 3
植 物	国分のヒイラギ	芦辺町国分川迎触	S 36. 11. 24
植 物	安国寺のスギ	芦辺町深江栄触546	S 43. 12. 23
植 物	白沙八幡神社社叢	石田町筒城仲触1010	S 43. 12. 23
地質鉱物	初瀬の岩脈	郷ノ浦町初山東触1586	S 41. 9. 30
地質鉱物	ステゴドン象化石 (20個)	芦辺町深江鶴亀触515-1	S 52. 5. 4
地質鉱物	ステゴドン象化石産出地	勝本町立石西触419	S 52. 7. 29
地質鉱物	長者原化石層	芦辺町諸吉本村触	S 51. 2. 24

市指定

(1) 有形文化財

種 別	名 称	所 在 地	指 定 日	
建 造 物	神 社	爾自神社石灯籠	郷ノ浦町有安触997	S 52. 3. 10
	神 社	熊野神社石鳥居	勝本町立石南触584	S 51. 3. 27
	神 社	聖母神社石鳥居	勝本町勝本浦553	S 51. 3. 27
	神 社	中津神社石鳥居	勝本町新城北触226	S 51. 3. 27
	神 社	若宮神社石鳥居	勝本町新城北触89	S 51. 3. 27
	神 社	聖母神社石燈籠 (1644)	勝本町勝本浦553	S 51. 3. 27
	神 社	聖母神社石燈籠 (1647)	勝本町勝本浦553	S 51. 3. 27
	寺 院	祥雲寺の山門	郷ノ浦町牛方触904	S 53. 3. 19
	住居建築	花雲亭	石田町石田西触	S 46. 10. 20
美術工芸品	絵 画	片山尚景筆 梅鶯図	勝本町百合畑触83	S 51. 3. 27
	絵 画	原田一峰筆 仏画	勝本町本宮東触1170	S 51. 3. 27
	絵 画	原田一峰筆 牡丹図	勝本町坂本触746	S 51. 3. 27
	絵 画	松浦静山筆 松竹梅図	勝本町勝本浦318	S 51. 3. 27
	絵 画	雲筆 鯨図	勝本町勝本浦318	S 51. 3. 27
	彫 刻	田中触薬師堂の木造薬師如来坐像	郷ノ浦町田中触585	S 53. 3. 19
	彫 刻	法輪寺の銅造如来坐像	郷ノ浦町坪触2137	H 13. 6. 1
	彫 刻	南明寺の銅造如来坐像	芦辺町深江鶴亀触515-1	H 13. 6. 1
	彫 刻	専念寺の銅造如来立像	郷ノ浦町郷ノ浦491	H 13. 6. 1
	彫 刻	浮彫仏頭	勝本町勝本浦41-2	S 51. 3. 27
	彫 刻	銅造誕生釈迦仏立像	勝本町勝本浦144	S 51. 3. 27
	彫 刻	銅造誕生釈迦仏立像	勝本町新城西触590	S 51. 3. 27
	彫 刻	銅造如来型立像	勝本町坂本触 6-2	S 51. 3. 27
	彫 刻	銅造如来型立像	勝本町本宮東触1170	S 51. 3. 27
	彫 刻	木造阿弥陀三尊像	勝本町立石東触719	S 51. 3. 27
	彫 刻	木造地藏菩薩坐像	勝本町新城西触590	S 51. 3. 27
	彫 刻	木造地藏菩薩半跏趺坐像	勝本町新城西触590	S 51. 3. 27
	彫 刻	木造十一面観世音菩薩坐像	勝本町本宮東触1170	S 51. 3. 27
	彫 刻	木造十一面観世音菩薩坐像	勝本町本宮東触1170	S 51. 3. 27
	彫 刻	木造如来形坐像	勝本町本宮西触590	S 51. 3. 27
	彫 刻	木造如来形坐像及胎内仏	勝本町本宮西触1384	S 51. 3. 27

美術工芸品	彫刻	木造薬師如来坐像	勝本町新城西触590	S 51. 3. 27
	彫刻	木造弥勒菩薩坐像	勝本町勝本浦31-2	S 51. 3. 27
	彫刻	銅造懸仏尊像(3口)	勝本町勝本浦533	S 51. 3. 27
	彫刻	銅造懸仏尊像(12口)	勝本町坂本触4	S 51. 3. 27
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	芦辺町国分当田触字藤田	S 48. 8. 1
	彫刻	木造弘法大師坐像	芦辺町中野郷西触725	S 49. 12. 2
	彫刻	木造如来形坐像	芦辺町諸吉仲触	H 12. 8. 1
	(装飾)彫刻	墓股	勝本町勝本浦60	S 51. 3. 27
	工芸品(陶磁)	朝鮮唐津の壺(唐津焼)	芦辺町深江鶴亀触515-1	H 13. 6. 1
	工芸品(陶磁)	羅漢像・半托迦尊者	勝本町坂本触746	S 51. 3. 27
	工芸品(陶磁)	乾隆十錦手飾壺	勝本町本宮南触446	S 51. 3. 27
	工芸品(陶磁)	呉須染付大壺	勝本町仲触471	S 51. 3. 27
	工芸品(梵鐘)	流人の鐘	郷ノ浦町東触618	H 9. 4. 1
	工芸品(梵鐘)	銅造梵鐘	勝本町坂本触746	S 51. 3. 27
	工芸品(梵鐘)	銅造梵鐘	勝本町仲触692	S 51. 3. 27
	工芸品(銅鏡)	松葉散文鏡	勝本町新城西触590	S 51. 3. 27
	工芸品(銅鏡)	双龍文鏡	勝本町立石南触1070	S 51. 3. 27
	工芸品(銅鏡)	住吉神社神鏡17面	芦辺町住吉東触	S 51. 1. 1
	工芸品(銅印)	糸印(印文・莫)	勝本町百合畑触83	S 51. 3. 27
	工芸品(銅版)	銅造雲版	勝本町本宮東触1170	S 51. 3. 27
	工芸品(銅版)	銅造鰐口	勝本町東触2455	S 51. 3. 27
	工芸品(銅版)	洞広寺雲版	石田町印通寺浦	S 61. 3. 15
	工芸品(銅牌)	銅造夜巡牌	勝本町坂本触746	S 51. 3. 27
	工芸品(銅器)	銅造仏供鉢・仏供皿・飯食器	勝本町新城西触590	S 51. 3. 27
	工芸品(刀剣)	刀・脇山正行作	勝本町勝本浦553	S 51. 3. 27
	工芸品(木造)	御幸船	芦辺町芦辺浦	H 14. 3. 31
	書籍	『老岐名勝図誌』老岐郷土館本(16巻)	芦辺町深江鶴亀触515-1	H 12. 10. 1
	典籍	五部大乘経(197巻)	郷ノ浦町渡良浦1088	S 53. 3. 19
	典籍	黄檗版大般若経	勝浦町本宮東触1170	S 51. 3. 27
	典籍	西福寺の大般若経	石田町筒城西触	S 53. 3. 31
	古文書	金蔵寺文書	勝本町新城西触590	S 51. 3. 27
	古文書	竹下家文書	勝本町片山触572	S 51. 3. 27
	古文書	土肥家文書	勝本町勝本浦60	S 51. 3. 27
	古文書	吉野家文書	勝本町坂本触7	S 51. 3. 27
	古文書	和船製作設計図2面	芦辺町芦辺浦111	H 16. 7. 26
	考古資料	中国系古銭(4,165枚)と壺	芦辺町深江鶴亀触515-1	S 55. 3. 31
	考古資料	中広銅矛	芦辺町深江鶴亀触515-1	H 9. 4. 1
	考古資料	須恵器台付直口壺	芦辺町深江鶴亀触515-1	H 12. 10. 1
	考古資料	車出遺跡出土品一括(43点)	芦辺町深江鶴亀触515-1	H 13. 6. 1
	考古資料	掛木古墳(家形石棺)	勝本町布気触324	S 46. 7. 31
考古資料	石斧	勝本町立石東触754	S 51. 3. 27	

考古資料	石剣	勝本町立石東触754	S 51. 3. 27
考古資料	斜行櫛歯文帯内行花文鏡	芦辺町深江鶴亀触515-1	S 51. 3. 27
考古資料	壺形土器	芦辺町深江鶴亀触515-1	S 51. 3. 27
考古資料	中広銅銚	芦辺町深江鶴亀触515-1	S 51. 3. 27
考古資料	細石刃核	勝本町立石東触675	S 51. 3. 27
考古資料	四乳輻状帯鏡	芦辺町深江鶴亀触515-1	S 51. 3. 27
考古資料	中広銅銚	芦辺町深江鶴亀触515-1	H16. 7. 26
石造物	石舟	勝本町立石西触101	S 51. 3. 27

(2) 有形民俗文化財

種 別	名 称	所 在 地	指定日	
衣 食 住	衣 装	袈裟	勝本町新城西触563	S 51. 3. 27
	住 居	伸獄三所権現宮棟札 (1635)	勝本町片山触563	S 51. 3. 27
	住 居	伸獄三所権現宮棟札 (1804)	勝本町片山触563	S 51. 3. 27
	住 居	伸獄三所権現宮棟札 (1807)	勝本町片山触563	S 51. 3. 27
	住 居	伸獄三所権現宮棟札 (1807)	勝本町片山触563	S 51. 3. 27
生産・生業	漁労用具	捕鯨の道具一式 (12口)	芦辺町深江鶴亀触515-1	H 9. 4. 1
	漁労用具	鯨切り庖丁	勝本町仲触471	S 51. 3. 27
信 仰	信仰資料	五輪塔群 (13基)	郷ノ浦町庄触838	S 53. 3. 19
	信仰資料	宝篋印塔	郷ノ浦町庄触 2	S 52. 3. 10
	信仰資料	宝篋印塔	郷ノ浦町有安触300	S 56. 3. 30
	信仰資料	宝篋印塔	郷ノ浦町庄触67- 1	S 56. 3. 30
	信仰資料	宝篋印塔	郷ノ浦町東触852- 口	S 56. 3. 30
	信仰資料	宝篋印形供養塔	石田町池田西触	S 53. 3. 31
	信仰資料	宝篋印塔	石田町石田西触	S 61. 3. 15
	信仰資料	松浦隆信 (宗陽公) の拝塔	郷ノ浦町庄触 2	S 52. 3. 10
	信仰資料	牧之神社の石祠	郷ノ浦町若松触981、982	S 54. 3. 22
	信仰資料	春一番の供養塔	郷ノ浦町郷ノ浦402	H 9. 4. 1
	信仰資料	宝塔	郷ノ浦町庄触838	H13. 6. 1
	信仰資料	疱瘡神祠	石田町湯岳興触	S 61. 3. 15
	信仰資料	小左衛門地蔵	郷ノ浦町本村触688	H 9. 4. 1
	信仰資料	石面地蔵像	勝本町百合畑触266	S 51. 3. 27
	信仰資料	ハラホゲ地蔵	芦辺町諸吉本村触	S 52. 9. 10
	信仰資料	江角荒人大明神石像	芦辺町箱崎江角触	S 61. 7. 1
	信仰資料	山本家の納戸神	芦辺町箱崎江角触	S 61. 7. 1
	信仰資料	狛犬	郷ノ浦町本村触133、134	S 53. 3. 19
	信仰資料	蛇神	勝本町立石南触584	S 51. 3. 27
	信仰資料	男岳神社石猿群	芦辺町箱崎本村触	S 43. 1. 31
	絵 馬	鯨船形絵馬 (2枚)	芦辺町深江鶴亀触515-1	S 55. 3. 31
	絵 馬	三十六歌仙絵馬 (34面)	郷ノ浦町田中触730	H12. 10. 1
	絵 馬	鯨組絵馬	芦辺町深江鶴亀触515-1	H12. 10. 1
	絵 馬	標的絵馬	勝浦町大久保触855	S 51. 3. 27
	絵 馬	武者絵馬	勝本町本宮西触1437	S 51. 3. 27

	絵馬	白沙八幡神社三十六歌仙画	石田町筒城仲触	H 7. 6. 23
民俗芸能	神楽面	神楽面(2面)	芦辺町深江鶴亀触515-1	H 9. 4. 1
	神楽面	神楽面猿田彦	勝本町勝本浦553	S 51. 3. 27
	神楽面	神楽面猿田彦	勝本町新城北触89	S 51. 3. 27
民俗芸能	神楽面	神楽面猿田彦	勝本町本宮西触1437	S 51. 3. 27
人の一生	位牌	土肥家位牌	勝本町仲触471	S 51. 3. 27

(3) 無形民俗文化財

種別	名称	所在地	指定日	
風俗習慣	年中行事	仁駄橋の盆綱引太鼓	郷ノ浦町志原西触	H 9. 4. 1
	年中行事	大原開保地の盆綱引太鼓	郷ノ浦町大原触	H 9. 4. 1
	年中行事	祇園山笠唄子太鼓	郷ノ浦町郷ノ浦	H 9. 4. 1
	年中行事	風本祭り囃子	勝本町勝本浦	S 46. 7. 31
	年中行事	ハザシ唄	芦辺町諸吉本村触	H 2. 2. 20
	年中行事	芦辺祭り囃子(ちんちりがんがん)	芦辺町芦辺浦	H 14. 3. 29
	年中行事	八幡浦のカズラ曳き	芦辺町諸吉本村触	H 14. 3. 29
	年中行事	お経さん	石田町印通寺浦	S 61. 3. 15

(4) 記念物

種別	名称	所在地	指定日	
天然記念物	植物	能満寺のウメ	勝本町坂本触746	S 51. 3. 27
	植物	水神社のイチョウ	勝本町布気触432	S 51. 3. 27
	植物	大山祇神社の社叢	郷ノ浦町坪触3254、3254-12	S 54. 3. 22
	植物	初山海岸のハウライシダ群落	郷ノ浦町初山海岸(公表せず)	S 54. 3. 22
	植物	山川家のエノキ	郷ノ浦町平人触303、306	S 54. 3. 22
	植物	住吉神社のクスノキ	芦辺町住吉東触407	S 51. 1. 1
	植物	イヌガヤ(犬榎)	石田町筒城仲触	S 53. 3. 31
	植物	梅の老大木	石田町池田西触	S 53. 3. 31
	地質鉱物	大石古流型(漣痕)	芦辺町諸吉大石触	S 58. 9. 22
史跡	遺跡	カラカミ遺跡	勝本町立石東触・仲触	S 51. 3. 27
	遺跡	大久保遺跡	石田町筒城東触	H 2. 1. 9
	古墳	松尾古墳	郷ノ浦町永田触758	S 52. 3. 10
	古墳	真部呂一号墳	郷ノ浦町長峰東触912-イ	S 53. 3. 31
	古墳	鬼屋窪古墳	郷ノ浦町有安触1517	S 56. 3. 30
	古墳	大原天神の森一号墳	郷ノ浦町大原触1117-4、	H 13. 6. 1
	古墳	大原天神の森一号墳	1117-5、1123-2	H 13. 6. 1
	古墳	平山古墳	石田町石田東触	S 46. 10. 20
	城跡	高津城址	勝本町仲触1729他	S 51. 3. 27
	城跡	生池城址	勝本町百合畑触896他	S 51. 3. 27
	役所跡	勝本押役所址	勝本町坂本触64	S 51. 3. 27
	社寺	村社天手長比売神社跡	郷ノ浦町田中触877	H 12. 10. 1

種 別	名 称	所 在 地	指 定 日	
史 跡	社 寺	村社大国玉神社	郷ノ浦町大原触1125、1126	H12. 10. 1
	社 寺	村社国津意加美神社	郷ノ浦町本村触133、134	H12. 10. 1
	社 寺	村社国津神社	郷ノ浦町渡良浦1149	H12. 10. 1
	社 寺	村社津神社	郷ノ浦町牛方触684- 2	H12. 10. 1
	社 寺	村社天手長男神社	郷ノ浦町田中触730	H12. 10. 1
	社 寺	村社爾自神社	郷ノ浦町有安触997	H12. 10. 1
	社 寺	村社弥佐支刀神社	郷ノ浦町大原触919	H12. 10. 1
	社 寺	無格社見上神社	郷ノ浦町若松触102	H12. 10. 1
	社 寺	無格社物部布都神社跡	郷ノ浦町田中触1006- 1	H12. 10. 1
	社 寺	朝鮮通信使迎接受所信皇寺跡	勝本町坂本触 6 - 2	S 51. 3. 27
	納屋場跡	田ノ浦納屋場址	勝本町仲触471他	S 51. 3. 27
	屋敷跡	土肥家御茶屋屋敷址	勝本町仲触1989	S 51. 3. 27
	墳 墓	立石凶書の墓	勝本町立石仲触628	S 51. 3. 27
	墳 墓	藤原理忠の墓	勝本町立石南触426	S 51. 3. 27
	墳 墓	遣新羅使、雪連宅満の墓	石田町池田東触	S 46. 10. 20
	墳 墓	重山塚	石田町筒城西触	S 46. 10. 20
	墓 地	義人・源三の墓	勝本町東触1391	S 46. 7. 31
	墓 地	俳人・曾良の墓	勝本町坂本触746	S 51. 3. 27
	墓 地	土肥家墓地	勝本町坂本触746・能満寺	S 51. 3. 27
	墓 地	小山弥兵衛の墓	芦辺町箱崎本村触	S 54. 4. 1
墓 碑	貞婦玉主売の墓	芦辺町深江鶴亀触	S 62. 2. 25	
名 勝	岩 石	爾自神社の東風石	郷ノ浦町有安触997	S 52. 3. 10
	湧 泉	鳥山井	郷ノ浦町大原触217	S 52. 3. 10

〔災害救助法による応急救助実務〕

災害発生状況報告

災害名

第 報

報告日時	
市町村名	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	世帯	一部破損	世帯
		負傷者	人	計	人		半壊	世帯	床上浸水	世帯
救助法適用見込又は適用月日										
応急救助の状況	[措置済]									
	[今後検討]									
特記事項										

別紙様式1

〔災害概況即報〕

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

(市町村→地方本部→県本部)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避難状況				
						勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

被害状況調

報告日時	年	月	日	時	分
------	---	---	---	---	---

災害名		第報 発生・中間・確定				
市町村名		報告者名				
人的被害	死	者			人	
	行方不明				人	
	負傷	重	傷			人
		軽	傷			人
		小	計			人
	計					人
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出			棟	
		半壊又は半焼			棟	
		一部破損			棟	
		床上浸水			棟	
		床下浸水			棟	
	世帯数及び人員	全壊・全焼又は流出		世帯		世帯
				人員		人員
		半壊又は半焼		世帯		世帯
				人員		人員
		一部破損		世帯		世帯
				人員		人員
	床上浸水		世帯		世帯	
人員				人員		
床下浸水		世帯		世帯		
		人員		人員		

注(1) 負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること。

(2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること。

(3) 「一部破損」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする。

(4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。

(5) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

別紙様式2

被 害 状 況 報 告

(市町村→地方本部)

市町村名		月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在
報告者名		即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定
区 分		被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害	被 害
人的被害	死者	1	人					
	行方不明者	2	人					
	負傷者	重傷	3	人				
		軽傷	4	人				
住家被害	全壊	5	棟					
		6	世帯					
		7	人					
	半壊	8	棟					
		9	世帯					
		10	人					
	一部破損	11	棟					
		12	世帯					
		13	人					
	床上浸水	14	棟					
		15	世帯					
		16	人					
	床下浸水	17	棟					
18		世帯						
19		人						
計		20	千円					
非住家	公共建物	21	棟					
	その他	22	棟					
その他の	田	流失・埋没	23	ha				
		冠水	24	ha				
	畑	流失・埋没	25	ha				
		冠水	26	ha				
	文教施設	27	箇所					
	医療機関	28	箇所					
	道路	29	箇所					
	橋りょう	30	箇所					
	河川	31	箇所					
	港湾	32	箇所					
	砂防	33	箇所					
	清掃施設	34	箇所					
	崖くずれ	35	箇所					
	鉄道不通	36	箇所					
	被害船舶	37	隻					
	水道	38	戸					
電話	39	回線						
電気	40	戸						
ガス	41	戸						
ブロック塀等	42	箇所						
り災世帯数	43	世帯						
り災者数	44	人						
火災発生	建物	45	件					
	危険物	46	件					
	その他	47	件					
公共文教施設	48	千円						
農林水産業施設	49	千円						
公共土木施設	50	千円						
その他の公共施設	51	千円						
その他の	農産被害	52	千円					
	林産被害	53	千円					
	畜産被害	54	千円					
	水産被害	55	千円					
	商工被害	56	千円					
その他	57	千円						
被害総額	58	千円						
災害対策本部	設置		月	日	時	分		
	解散		月	日	時	分		
災害救助法適用		月	日	時	分			
消防職員出動延人数	人							
消防団員出動延人数	人							

救 助 日 報

No.

報 告 機 関				受 信 機 関			
送 信 者				受 信 者			
報 告 時 限 月 日 時現在				受 信 時 間 月 日 時			
避 難 所 開 設	開 設 期 間	開 設 日 時	日 時	被 服 寝 具 生 活 必 需 品 給 与	県より受入又は前日よりの繰越量		点
		閉 鎖 予 定 日	月 日		本 日 支 給	全 失 世 帯 数	点
	既 存 建 物	箇 所 数	カ所			半失、床上浸水世帯数	点
		避 難 人 員	人		翌 日 へ の 繰 越 量	点	
野 外 仮 設	箇 所 数	カ所	医 療 ・ 助 産 救 助	医 療 班	医 療 班 出 動 数	カ所	
	避 難 人 員	人			救 助 地 区 名		
炊 出 期 間	開 始 月 日	月 日		診 療 者 数	医 療	人	
	終 了 予 定 日	月 日				助 産	人
炊 き 出 し	炊 出 箇 所 数		カ所	医 療 機 関 助 産	医 療	施 設 数	カ所
	炊 出 人 員	朝	人			診 療 人 員	人
		昼	人		助 産	施 設 数	カ所
		夕	人			診 療 人 員	人
	計	人	救 助 終 了 予 定 月 日	月 日			
給 水	供 給 地 区 数		地区	被 災 者 救 出	救 出 地 区 名		
	供 給 実 人 員		人		救 出 を し た 人 員		人
	供 給 水 量		リットル		今 後 救 出 を 要 す る 人 員		人
	給 水 期 間	開 始 月 日	月 日		救 出 終 了 予 定 月 日		月 日
		終 了 予 定 日	月 日		救 出 の 方 法		
給 水 方 法							

学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量		点	遺体の処理	死亡原因別人員			
	本日支給	小学生	全失世帯数		点	遺体処理	遺体洗滌	体
			半失、床上浸水世帯数		点		遺体縫合	体
	中学生	全失世帯数	点		遺体消毒		体	
		半失、床上浸水世帯数	点		遺体保存	既存建物利用	カ所	
	翌日への繰越量		点		仮設建物	カ所		
埋葬	前日までの埋葬		体	障害物除去	遺体処理機関			
	本日埋葬	大	人		体	今後遺体処理を要する遺体		体
		小	人		体	遺体処理終了予定月日		月 日
		計			体	障害物除去を要する戸数		戸
	翌日以降の要埋葬数		体		本日除却した戸数		戸	
	埋葬終了予定年月日		月 日		障害物除去の終了予定月日		月 日	
遺体の捜索	捜索地区名			輸送	公用車使用		台	
	遺体	捜索を要する遺体			体	借上車使用		台
		本日発見遺体			体	救助の種類		
		今後の要捜索遺体			体			
	捜索の方法			人	人夫雇上数		人	
	捜索終了予定月日		月 日		従事作業			
仮設住宅	着工	月 日	月 日	夫	その他			
	竣工	月 日	月 日		備考			
住宅修理	着工	月 日	月 日					
	竣工	月 日	月 日					

13 報告関係資料

13-1 災害報告事務の状況一覧

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等	報告時期	報告内容	主管省庁
総合報告被害	危機管理課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法	即報・中間即報・確定	災害の状況・被害の程度・応急措置の概況	消防庁
事業別被害報告	危機管理課		消防	火災報告	消防法	即報・詳細	災害の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
	福祉保健課	直接(市)福祉事務所(町)	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法	速報	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省 社会援護局
	医療政策課	保健所	防疫	被害状況報告	※注1	速報	家屋被害・患者発生	厚生労働省 健康局
				防疫活動報告		日報・完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	
	水環境対策課	保健所	水道	水道施設被害報告(被害・断減水状況)	厚生労働省通知	速報・確定	水道関係施設	厚生労働省健康局
			公共土木	都市施設被害報告(下水道関係)	公共土木国庫負担金	速報・確定	下水道関係施設	国土交通省都市地域整備局
	漁業振興課	振興局	水産	水産業被害報告		速報・概況 確定	漁船・養殖施設	水産庁
	水産経営課	振興局	水産	水産業被害報告		速報・概況 確定	漁具・共同及び非共同利用施設	水産庁
	漁港漁場課	振興局	水産	水産業被害報告		速報・概況 確定		水産庁
	農政課	振興局	農林	農業被害報告	農林水産事務次官依命通知	速報・概況 確定	農作物被害全般	農林水産省大臣官房
農村整備課	振興局	農林	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法	速報・確定	農地農業用施設	農林水産省農村振興局	
		公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法		海岸(農地海岸)		

農政課	振興局	農林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官依命通知	速報・概況確定	家畜・畜産物	農林水産省大臣官房
森林整備室	振興局	農林	林業関係被害報告	農林施設暫定法	速報・概況確定	林地・林業施設(林道等)・林産物・造林地・苗畑	林野庁
		公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び公共土木国庫負担法		地すべり防止施設・林地荒廃防止施設	
道路維持課	振興局	都市施設	都市施設被害報告(都市公園)	国土交通省通達	確定	街路・都市水利・防潮施設・公園緑地	国土交通省都市地域整備局
港湾課	振興局	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法	速報・確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
漁港漁場課	振興局	公共土木	農林省所管漁港施設被害報告	公共土木国庫負担法	速報・確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	水産庁
河川課	振興局	公共土木	国土交通省所管公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法	速報・確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備	国土交通省河川局
住宅課	振興局	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法	確定	公営住宅	国土交通省住宅局
教育庁教育環境整備課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	速報・確定	小・中・高校施設	文部科学省大臣官房文教施設部

※注1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(旧「伝染病予防法」)

災害救助費算出内訳(災害別)

(市町村名)

(災害名)

種目別区分		市町村繰替支弁分(A)			県支給分(B)			合計(C=A+B)			基準額(D)			算定額(C、Dのうち低い額)		
		員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円
避難所設置費	既存建物	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	野外仮設	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	天幕借上	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	計	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
応急仮設住宅設置費			戸			戸			戸			戸			戸	
炊き出しその他による食品給与費		延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
飲料水供給費		延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流失		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	半壊(焼)床上浸水		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	計		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
医療及び助産費	医療費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	助産費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	計	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
災害にかかった者の救出費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
災害にかかった住宅の応急修理費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
生業資金の貸与費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
学給用品の費	小学校児童	教科書	人		人		人		人		人		人		人	
		文房具等	人		人		人		人		人		人		人	
	中学校生徒	教科書	人		人		人		人		人		人		人	
		文房具等	人		人		人		人		人		人		人	
計		人		人		人		人		人		人		人		
埋葬費	大		人			人			人			人			人	
	小		人			人			人			人			人	
計			人			人			人			人			人	
死体の捜索費			体			体			体			体			体	
死体の処理費	洗滌縫合消毒等一時保存検案	洗滌縫合消毒等	体		体		体		体		体		体		体	
		一時保存	体		体		体		体		体		体		体	
		検案	体		体		体		体		体		体		体	
	計		体		体		体		体		体		体		体	
障害物の除去費			世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
輸送費																
人夫費																
法第34条の補償費																
救助事務費																
合																

救助実施記録日計票	
救助の種類	
No.	
年 月 日 時 分現在	
対象世帯数	
場 所	
方 法	
特記事項	

災害救助費算出内訳(災害別)

(市町村名)

(災害名)

種目別区分		市町村繰替支弁分(A)			県支給分(B)			合計(C=A+B)			基準額(D)			算定額(C、Dのうち低い額)		
		員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円	員数	単価円	金額円
避難所設置費	既存建物	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	野外仮設	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	天幕借上	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	計	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
応急仮設住宅設置費	戸			戸			戸			戸			戸			
炊き出しその他による食品給与費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人		
飲料水供給費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人		
被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	全壊(焼)流失		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	半壊(焼)床上浸水		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
	計		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯	
医療及び助産費	医療費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	助産費	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
	計	延	人		延	人		延	人		延	人		延	人	
災害にかかった者の救出費		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
災害にかかった住宅の応急修理費		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
生業資金の貸与費		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
学給用品の費	小学校児童	教科書	人		人		人		人		人		人		人	
		文房具等	人		人		人		人		人		人		人	
	中学校生徒	教科書	人		人		人		人		人		人		人	
		文房具等	人		人		人		人		人		人		人	
計	人		人		人		人		人		人		人			
埋葬費	大		人			人			人			人			人	
	小		人			人			人			人			人	
計		人			人			人			人			人		
死体の捜索費		体			体			体			体			体		
死体の処理費	洗滌縫合消毒等一時保存検案計	洗滌縫合消毒等	体		体		体		体		体		体		体	
		一時保存	体		体		体		体		体		体		体	
		検案	体		体		体		体		体		体		体	
		計	体		体		体		体		体		体		体	
障害物の除去費		世帯			世帯			世帯			世帯			世帯		
輸送費																
人夫費																
法第34条の補償費																
救助事務費																
合																

救助実施記録日計票	
救助の種類	
No.	
年 月 日 時 分現在	
対象世帯数	
場 所	
方 法	
特記事項	

〔自衛隊災害派遣要請〕

第 号

年 月 日

長崎県知事 殿

壱岐市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者・連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

第 号

年 月 日

長崎県知事 殿

壱岐市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

〔県防災ヘリコプター出動要請〕

(様式第1号)

年	件目
月	件目

災害発生等に伴う航空機災害派遣要請

(口頭受理用紙)

覚 知	月	日	機 関 名	担 当 者 名	電話 ()							
	時	分			() - () 内線 ()							
災 害 の 状 況	災害発生日時		年		月		日		時		分	
	災害発生場所											
	災 害 名											
	災 害 の 状 況	並 び に 処 置 状 況										
派遣を必要とする区域												
現地着陸場所												
希望する活動内容												
現場指揮者		職					氏 名					
現場との連絡手段												
必要とする資機材												
その他参考となる事項												
搭 乗 者	所 属	職	氏 名		年令	所 属	職	氏 名		年令		
	フリガナ					フリガナ						
	フリガナ					フリガナ						
	フリガナ					フリガナ						

(様式第3号)

災害発生等に伴う航空機災害派遣要請書

年 月 日

長崎県知事 様

機 関 長 名 ㊟

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

災害の状況並びに派遣を要する事由	覚 知	年 月 日		時 分				
	災害発生日時	年 月 日		時 分				
	災害発生場所	市・郡		町・村 番地				
	災 害 名							
	並びに処置状況							
派遣を必要とする区域								
現地着陸場								
希望する活動内容								
必要とする資機材								
その他参考となる事項								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年令	所 属	職	氏 名	年

(様式第5号)

年 月 日

災 害 状 況 報 告 書

要 請 機 関 名	(担当)
災 害 発 生 日 時	年 月 日 () 時 分
災 害 発 生 場 所	
災 害 概 要	
活 動 内 容	
要 救 助 者 数	
死 傷 者 等 数	死者 負傷者
搬 送 先	(受入病院)
へり搭乗人員	
現場出動人員	
現地飛行時間	
参 考 事 項	

救助の種目別受払状況

市町村名

救助の種目別	年月日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊き出しその他による食品 給与用								
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

避難所設置及び収容状況

市町村名

避難所の名称	種別	開設期間 月 日 ～ 月 日	実人員 人	延人員 人	物品使用状況		実支出額 円	備考
					品名	数量		
計								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を備考欄に記入すること。

応急仮設住宅台帳

市町村名

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 「所在地欄」は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

炊き出し給与状況

市町村名

炊き出し場の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			実支出額	備 考	
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
																				円	
計																					

(注)1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

飲料水の供給簿

市町村名

供給月日	対象人員	給 水 用 機 械 器 具								実支出額	備 考
		名 称	借 上			修 繕			燃料費		
			数 量	所有者	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円	月 日	円		円	円	
計											

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず、作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄は、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

物資の給与状況

市町村名

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名								実支出額	備考
				布団	毛布								
		人	月 日									円	
計	世帯												

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊、全焼、流出又は半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

救護班活動状況

救護班名

班長：医師 氏名

印

月 日	市町村名	患者数 人	措置の概要	死体検案数 人	修繕費 円	備考
計						

(注)1 「備考」欄に班の編制、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

市町村名

診療機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額 円	備 考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

(注) 1 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

助産台帳

市町村名

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間 月 日～ 月 日	金額 円	備考
計					

被災者救出状況記録簿

市町村名

月 日	救出人員	救 出 用 機 械 器 具								実支出額	備 考
		名 称	借 上 費			修 繕 費			燃料費		
			数 量	所 有 者 (管理者) 氏 名	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
月 日	人				円	月 日	円		円	円	
計											

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に計上すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

住宅応急修理記録簿

市町村名

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了年月日	実支出額	備 考
		月 日	円	
計	世 帯			

生業資金貸付台帳

市町村名

貸付を受けた者		保 証 人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職 業				
							円	
計	世帯							

- (注) 1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等の顛末を明らかにしておくこと。

学用品の給与状況

市町村名

学 校 名	学 年	児童(生徒) 氏 名	親権者氏名	給与月日	給 与 品 の 内 訳								実支出額	備 考	
					教 科 書				その他学用品						
														円	
計	小学校		人	人											
	中学校		人	人											

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし
年 月 日

給与責任者（学校長）

氏名

印

- (注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄は、数量を記入すること。

埋 葬 台 帳

市町村名

死亡年月日	埋葬年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年齢	死亡者との 関 係	氏 名	棺（附属品 を含む）	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計										

- (注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

死体処理台帳

市町村名

処理年月日	死体発見の日時 及び場所	死亡者氏名	遺 族		洗浄等の処理			死 体 の 一時保存	検案料	実支出額	備 考
			氏 名	死亡者との 関 係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

障害物除去の状況

市町村名

住宅被害程度区分		氏名	除去に要した期間 月 日～ 月 日	実支出額 円	除去に要すべき状態の概要	備考
計	半壊（半焼）	世帯				
	床上浸水	世帯				

輸送記録簿

市町村名

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄は、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

壹岐市地域防災計画

(原子力災害対策編)

壹岐市防災会議

壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1. 壱岐市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2. 壱岐市における他の災害対策との関係	1
3. 計画の構成	2
4. 計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	3
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲等	3
第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	4
第2章 災害予防対策	10
第1節 基本方針	10
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等	10
第3節 立入検査に関する情報の受理	10
第4節 原子力防災専門官との連携	10
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	11
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	11
1. 情報の収集・連絡体制の整備	11
2. 情報の分析整理	12
3. 通信手段・経路の多様化等	14
第7節 緊急事態応急体制の整備	16
1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	16
2. 災害対策本部体制等の整備	17
3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制	17
4. 長期化に備えた動員体制の整備	18
5. 防災関係機関相互の連携体制	18
6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	18
7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化	18
8. モニタリング体制等	19
9. 専門家の派遣要請手続き	19
10. 複合災害に備えた体制の整備	19
11. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	20
第8節 避難収容活動体制の整備	20
1. 避難計画の作成	20
2. 避難計画における避難先	21
3. 避難計画における避難経路及び手段等	21
4. 避難所等の整備	22
5. 避難行動要支援者に関する措置	25
6. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	26
7. 学校等施設における避難計画の整備	26
8. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成	27

9. 住民等の避難状況の確認体制の整備	27
10. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	27
11. 警戒区域を設定する場合の計画の策定	27
12. 避難場所・避難方法等の周知	27
第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	28
1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	28
2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	28
第10節 緊急輸送活動体制の整備	28
1. 専門家の移送体制の整備	28
2. 緊急輸送路の確保体制等の整備	28
第11節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	28
1. 救助・救急活動用資機材の整備	28
2. 救助・救急機能の強化	29
3. 緊急被ばく医療活動体制等の整備	29
4. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	29
5. 物資の調達、供給活動体制の整備	29
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	29
第13節 行政機関の業務継続計画の策定	30
第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	31
第15節 防災業務関係者の人材育成	32
第16節 防災訓練等の実施	33
1. 訓練計画の策定	33
2. 訓練の実施	33
3. 実践的な訓練の工夫と事後評価	34
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	34
第18節 災害復旧への備え	35
第3章 災害応急対策	36
第1節 基本方針	36
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	36
1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	36
2. 応急対策活動情報の連絡	38
3. 一般回線が使用できない場合の対処	40
4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	40
第3節 活動体制の確立	40
1. 市の活動体制	40
2. 原子力災害合同対策協議会への出席等	48
3. 専門家の派遣要請	49
4. 応援要請及び職員の派遣要請等	48
5. 自衛隊の派遣要請等	49
6. 原子力被災者生活支援チームとの連携	49
7. 防災業務関係者の安全確保	50
第4節 避難、屋内退避等の防護措置	50
1. 避難対象区域	51
2. 避難先の選定	51
3. 防護活動の実施	51
4. 避難の実施	52
5. 犬・猫等の愛玩動物の保護対策	53

6.	行政機能の移転	5 3
7.	避難に資する情報の提供	5 4
8.	避難状況の確認	5 3
9.	受入市町村との協議	5 4
10.	避難場所	5 4
11.	広域一時滞在	5 6
12.	避難行動要支援者への配慮	5 6
13.	要配慮者への配慮	5 6
14.	学校等施設における避難措置	5 7
15.	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	5 7
16.	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	5 7
17.	飲食物、生活必需品等の供給	5 7
第5節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	5 8
第6節	緊急輸送活動	5 9
1.	緊急輸送活動	5 9
2.	緊急輸送のための交通確保	6 0
第7節	救助・救急、消火及び医療活動	6 1
1.	救助・救急及び消火活動	6 1
2.	被ばく医療体制の確保	6 1
3.	汚染検査等の実施	6 2
4.	安定ヨウ素剤の服用指示	6 3
5.	緊急被ばく医療の実施	6 3
第8節	住民等への的確な情報伝達活動	6 3
1.	住民等への情報伝達活動	6 4
2.	住民等からの問い合わせに対する対応	6 5
第9節	文教対策計画	6 6
第10節	自発的支援の受入れ等	6 9
1.	ボランティアの受入れ	7 0
2.	義援物資、義援金の受入れ	6 9
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	7 0
第4章	災害復旧対策	7 1
第1節	基本方針	7 1
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	7 1
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	7 1
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	7 1
第5節	各種制限措置の解除	7 2
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	7 2
1.	災害地域住民の記録	7 2
2.	災害対策措置状況の記録	7 2
第7節	被災者等の生活再建等の支援	7 2
第8節	風評被害等の影響の軽減	7 3
第9節	被災中小企業等に対する支援	7 3
第10節	心身の健康相談体制の整備	7 3
第11節	放射性物質の付着した廃棄物の処理	7 3

資料編

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 壱岐市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、壱岐市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年9月5日改正）及び長崎県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

壱岐市及びその他関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2. 壱岐市における他の災害対策との関係

この計画は、「壱岐市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「壱岐市地域防災計画（第1編から第5編、ただし、第4編第6章を除く。）」による。

3. 計画の構成

この計画の構成は、次の4章による。

(1) 第1章 総則

計画の趣旨、原子力防災対策地域の範囲、防災関係機関の業務など計画の基本となるものを示す。

(2) 第2章 災害予防対策

原子力災害が発生したときの体制等、整備しておく対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

原災法第10条に基づく特定事象発生時の対応及び原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

4. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針の修正又は長崎県地域防災計画や壱岐市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日決定）を遵守する。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

壱岐市は、長崎県と連携し、必要な対策を講じるため、原子力施設の特性を把握し、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定を検討に努める。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲等

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安や設定の考え方を踏まえつつ、具体的な対象地域については当該範囲に所在する市町の意見を踏まえて定めるものとし、長崎県では、実施すべき対策の内容に応じて、以下の範囲としている。

1. 予防的防護措置を準備する区域（以下、「PAZ : Precautionary Action Zone」という。）

PAZは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、本県の区域は含まれない。

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（以下「EAL : Emergency Action Level」という。）に基づく避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

ア 警戒事態

警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階

イ 施設敷地緊急事態

特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階

ウ 全面緊急事態

原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階

2. 緊急時防護措置を準備する区域（以下、「UPZ : Urgent Protective action planning Zone」という。）

UPZは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、避難等の緊急時防護措置を準備する区域であるが、長崎県では、その初動対応を円滑に行うため、玄海原子力発電所から30kmの円内にある地区及びその地理的条件から避難が容易でない地区をUPZの対象としている。

よって、壱岐市は必要な対策を講じるための避難計画を策定する。また、事態によって、壱岐市全域が避難対象地域とされたと想定し、事前に国や長崎県並びに福岡県、佐賀県等周辺市町村と連携し、広域避難計画を策定する。なお、壱岐市における避難計画策定対象地域及び避難計画策定対象地区は、以下のとおりとする。

<避難計画策定対象地域>

壱岐市南部地域

<避難計画策定対象地区>

三島地区、渡良地区、初山地区、武生水地区、柳田地区、志原地区、筒城地区、石田地区、八幡地区、田河地区、那賀地区で玄海原子力発電所から半径30km圏内にかかる大字界まで含むものとする。また、30km圏外に位置する三島地区の大島についても、避難に時間を要する等地理的条件をかんがみ、避難計画策定対象地区に含めるものとする。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、長崎県、壱岐市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、壱岐市地域防災計画（第1編）第1節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1. 壱岐市

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備
- (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備の支援
- (4) 環境条件の把握
- (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発

- (6) 原子力防災に関する教育及び訓練の実施
- (7) 事故発生時における国、県等との連絡調整
- (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備
- (9) 災害状況の把握及び伝達
- (10) 緊急時環境放射線モニタリングの協力
- (11) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限
- (12) 緊急医療本部の設置・運営の協力
- (13) 被ばく者の診断及び措置の実施
- (14) 住民等への飲料水、飲食物の摂取制限
- (15) 住民等への汚染農水産物等の出荷制限
- (16) 災害復旧
- (17) 各種制限措置の解除
- (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (19) 相談窓口の設置
- (20) 放射性物質による汚染の除去
- (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- (22) その他災害対策に必要な措置

2. 長崎県

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備
- (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備
- (4) 環境条件の把握
- (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (6) 原子力防災に関する教育及び訓練の実施
- (7) 事故発生時における国、市等との連絡調整
- (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備
- (9) 災害状況の把握及び伝達
- (10) 緊急時の環境放射線モニタリング
- (11) 市町長に対する住民等の退避、避難並びに立入制限の指示、助言
- (12) 被ばく者の診断及び措置への協力
- (13) 市町長に対する住民等への飲料水・飲食物の摂取制限の指示等
- (14) 市町長に対する住民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等
- (15) 災害復旧
- (16) 市町長に対する各種制限措置の解除の指示
- (17) 相談窓口の設置

- (18) 国等から派遣される専門家等の受入れ及び調整
- (19) 行政機関、学校等の退避
- (20) 放射性物質による汚染の除去
- (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- (22) 風評被害等の影響の軽減
- (23) 文教対策
- (24) 緊急医療本部の設置・運営
- (25) 自衛隊の災害派遣
- (26) 他の都道府県との相互応援
- (27) 災害時の交通及び輸送の確保
- (28) 避難行動要支援者対策
- (29) その他災害対策に必要な措置

3. 長崎県（壱岐振興局）

- (1) 壱岐市及び関係機関との連絡調整
- (2) 壱岐市における対応及び連絡調整

4. 長崎県警察（壱岐警察署）

- (1) 住民等の退避、避難誘導
- (2) 危険箇所及び立入禁止地区並びにその周辺の警戒、警備
- (3) 避難路及び緊急交通路の確保
- (4) 犯罪の予防等社会秩序の維持
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (6) 被災者の救出及び負傷者等の救護
- (7) 警察災害派遣隊に関すること
- (8) その他災害警備に必要な措置

5. 指定地方行政機関

(1) 九州管区警察局

- ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整
- イ 広域的な交通規制の指導調整
- ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整

(2) 福岡財務支局 長崎財務事務所

- 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整

- (3) 九州農政局
 - ア 災害時における農畜水産物への影響等に係る情報収集等に関すること
 - イ 災害時における応急用食料等の確保等に関すること
 - ウ 被災地周辺の農畜産物等の移動規制に関すること

- (4) 九州農政局 長崎地域センター
 - ア 災害時の食料の供給指導、緊急引き渡しの措置
 - イ 汚染米の移動規制及び処理

- (5) 九州森林管理局 長崎森林管理署
 - 国有林野・国有林産物の汚染対策

- (6) 九州経済産業局
 - ア 原子力発電所の安全確保及び原子力防災に係る指導監督
 - イ 復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

- (7) 九州運輸局 長崎運輸支局
 - ア 陸上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 陸上における緊急輸送用車両の斡旋、確保

- (8) 九州運輸局 長崎運輸支局 佐世保海事事務所
 - ア 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 海上における緊急輸送用船舶の斡旋、確保

- (9) 大阪航空局 長崎空港事務所
 - 航空機による輸送の安全確保に必要な措置

- (10) 福岡管区气象台（長崎地方气象台）
 - ア 災害発生時における気象情報の発表および伝達
 - イ 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供

- (11) 第七管区海上保安本部（壱岐海上保安署）
 - ア 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置
 - イ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援

- ウ 海上における救急・救助活動の実施
- エ 緊急時における海上環境モニタリングの支援

6. 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第16普通科連隊
 - ア 災害時における陸上輸送支援及び空中輸送支援
 - イ その他災害応急対策の支援

- (2) 海上自衛隊佐世保地方総監部
 - ア 災害時における海上輸送支援
 - イ その他災害応急対策の支援

- (3) 航空自衛隊西部航空方面隊
 - ア 災害時における航空輸送支援
 - イ その他災害応急対策の支援

- (4) 自衛隊長崎地方協力本部壱岐駐在員事務所
 - ア 災害に関する情報収集及び連絡調整
 - イ その他災害応急対策の支援

- (5) 海上自衛隊壱岐警備所
 - ア 災害時における海上輸送支援に関する連絡調整
 - イ その他災害応急対策の支援

7. 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 西日本電信電話(株) 福岡支店
 - 災害時における通信の確保

- (2) 日本銀行 長崎支店 (十八銀行壱岐支店)
 - 災害時における金融機関の災害応急対策

- (3) 日本赤十字社 長崎県支部 (壱岐分区)
 - 災害時における医療救護等の実施

- (4) 長崎県医師会 (壱岐医師会)
 - 災害時における医療救護等の実施

- (5) 長崎県バス協会（壱岐交通、玄海交通）
 - 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (6) 長崎県トラック協会（壱岐支部）
 - 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (7) 福岡地区旅客船協会（九州郵船）
 - 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (8) 日本通運(株) 長崎支店
 - 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (9) 日本放送協会（長崎放送局・福岡放送局）、長崎放送(株)、(株)テレビ長崎、(株)長崎新聞社、長崎文化放送(株)、(株)長崎国際テレビ、九州朝日放送(株)、RKB毎日放送(株)、(株)福岡放送、(株)TVQ九州放送、(株)テレビ西日本、(株)エフエム長崎、(株)エフエム福岡、壱岐市ケーブルテレビ、壱岐エフエム
 - ア 災害情報の伝達
 - イ 原子力防災知識の普及
- (10) 九州電力(株)（原子力事業者）
 - ア 原子力発電所の防災体制の整備
 - イ 原子力発電所の災害予防
 - ウ 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供
 - エ 防災教育及び訓練の実施
 - オ 原子力災害時における通報連絡体制の整備
 - カ 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備
 - キ 応急対策活動に要する資機材等の整備
 - ク 原子力防災に関する知識の普及と啓発
 - ケ 緊急時における災害応急対策活動体制の整備
 - コ 原子力発電所の施設内の応急対策
 - サ 緊急時医療措置の実施のための協力
 - シ 環境放射線モニタリングの実施
 - ス 県、避難対象市、防災関係機関が実施する防災対策への協力
 - セ 相談窓口の設置
 - ソ 災害復旧

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

(1) 防災業務計画に関する協議

原子力事業者が防災業務計画を作成又は修正しようとする場合、所在県、所在市町村、関係周辺県（佐賀県、佐賀県玄海町、福岡県、長崎県）との協議が義務付けられていることから、原子力事業者から長崎県へ協議が行われた場合は、壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）との整合性を図るため、長崎県から壱岐市へ意見照会を受けるものとする。

(2) 防災要員の現況等の届出の受理

壱岐市（以下「市」という。）は、原子力事業者が長崎県（以下「県」という。）に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受理する。

第3節 立入検査に関する情報の受理

市は、県が原子力事業者への立入検査を行う場合は、県から事前の通報とその結果の連絡を受ける。

第4節 原子力防災専門官との連携

市は、県と連携し、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、原子力防災訓練の実施、オフサイトセンターと呼ばれる*緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

【用語解説】

緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）：原子力災害発生時に放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国や県、市町村、関係機関や専門家が

一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点施設のこと。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 協定の締結等

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(2) 民間事業者等の連携

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

(3) 財産の活用

市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、県有財産、国有財産の有効活用を図る。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、原子力事業者その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、県と連携し、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・

確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、県と連携し、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、原子力事業者その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、市役所庁舎等防災拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理する。

<整備を行うべき資料の例>

① 原子力施設（事業所）に関する資料

ア 原子力事業者防災業務計画

イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

ア 種々の縮尺の市内並びに周辺地図

イ 市内の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ 市内の一般道路、林道、農道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

エ 市内の避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

オ 市内の施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）

カ 拠点となる被ばく医療機関に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

キ 飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 市内の気象資料（周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ 線量推定計算に関する資料

ウ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料

エ 市内の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

オ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

ア 避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3. 通信手段・経路の多様化等

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

- ① 専用回線網の整備
国及び県、市との間の通信体制を充実・強化するため、県は専用回線網の整備・維持に努める。
- ② 告知放送並びに移動系防災行政無線の活用
市は、既に整備している告知放送並びに移動系防災行政無線の活用を図る。
- ③ 災害に強い伝送路の構築
市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
- ④ 機動性のある緊急通信手段の確保
市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を努める。
- ⑤ 災害時優先電話等の活用
市は、日本電信電話株式会社（NTT）等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、IP電話等を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。
- ⑥ 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進
市は、電気通信事業者が提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。
- ⑦ 災害用伝言サービスの活用促進
市は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、電気通信事業者が提供する、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である、「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。
- ⑧ 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

⑨ 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備する。

⑩ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にするなど、職員の参集体制の整備を図る。

また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備や国の原子力災害合同対策協議会機能班への参画等、あらかじめ職員の派遣が行

えるよう体制や必要な資機材等を整備する。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定める。

2. 災害対策本部体制等の整備

(1) 災害対策本部の設置

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めるものとし、加えて、県が設置する現地災害対策本部や他の防災関係機関との連携を図る。

(2) 防護対策の体制

市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定める。この際の意味決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決める。

3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

(1) 体制の整備

市は、原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに対策拠点施設に原子力災害合同対策協議会を組織するための体制を整備する。

(2) 派遣職員等

原子力災害合同対策協議会は、国の現地災害対策本部、長崎県、関係周辺県、玄海町及び壱岐市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することと

されている。このため、市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定める。

(3) 対策拠点施設への職員配置等

対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、長崎県、関係周辺県、玄海町及び壱岐市、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定める。

4. 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。

5. 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

(2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防団との連携や県内全市町及び県外近隣市町村による応援協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

(1) 広域的な応援要請等

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

(2) 協力内容の調整等

市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めるとともに、連絡先を徹底するなど、必要な準備を整える。

8. モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

【用語解説】

緊急時環境放射線モニタリング：放射性物質あるいは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。

9. 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合に備え、必要に応じて国に対し、事態の把握のために、専門的知識を有する職員の派遣を要請する手続きについて、あらかじめ定める。

10. 複合災害に備えた体制の整備

東日本大震災を踏まえ、原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合（以下「複合災害」という。）を想定し、災害対応が可能な安全施設を確保し、災害応急対策に当たることを基本とする。

(1) 活動体制

市は、地域防災計画やその他マニュアル等において、あらかじめ複合災害時における災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定める。

(2) 住民への情報提供、相談体制

市は、自然災害により広報が伝わりにくくなることが想定される時は、住民等の不安解消や混乱の防止のため、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努める。

(3) 避難等

市は、道路の寸断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、代替避難路を速やかに確保した上で、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行う。また、県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を速やかに行うこととされている。

(4) 防災設備・機材の損壊等の対応

市は、緊急時モニタリング、医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害より、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、県内市町をはじめとした相互及び関係団体等との協力により、体制確保を図る。

1 1. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第8節 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成

市は、国、県及びその他防災関係機関並びに原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を策定する。なお、避難計画の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ① 玄海原子力発電所から半径30km圏内の住民が最終的には30km圏外への避難が可能となるよう30km圏外に避難場所を確保する。
- ② 避難が必要な区域（以下「避難対象区域」という。）は、事故の状況に応じ、国、県又は市が設定する。
- ③ 避難先は、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民が同一地域内に避難できるように指定するよう努める。
- ④ 市及び県は、放射性物質が放出される前に避難行動が開始され、完了されるよう努めるものとし、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮する。
- ⑤ 市は、30km圏内への来訪者（観光客等）も避難の対象とし、30km圏外までは地域住民と同様に避難し、30km圏外の適切な場所から島外へと避難を誘導する。
- ⑥ 避難にあたっては、住民が日常、服用している医薬品の携帯を平常時から周知する。また、緊急に避難して住民が日常服用している医薬品を携帯できていない場合や長期の避難となる場合に備え、関係機関と協力して医薬品や医療用資機材を供給する体制をあらかじめ整える。

2. 避難計画における避難先

玄海原子力発電所から半径30km圏内の避難計画策定対象地域である壱岐市郷ノ浦町の一部、壱岐市芦辺町の一部、壱岐市石田町の全部の避難先を、玄海原子力発電所から半径30km圏外の壱岐市北部地域とする。なお、市の区域を越えた広域避難計画の策定においては、国及び県が中心となって調整を図るものとされている。

3. 避難計画における避難経路及び手段等

（1）壱岐島地域

- ① 可能な限り避難計画に定められた避難経路（幹線道路等）を通り指定された避難所へ避難する。市は、避難経路について、事前に住民に対して十分な周知を行う。

- ② 避難は原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いや集合場所に参集し、市等が準備する車両にて避難を行う。避難所における駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースを利用することとし、不足する場合には、近隣のグラウンド等空きスペースを利用する。
- ③ ②で避難手段が不足する場合には、県が市からの依頼に基づき、社団法人長崎県バス協会等に要請し手配した車両にて避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(2) 三島地域

- ① 三島地域の避難者は、海路で壱岐島に上陸後、その後30km圏外の指定された避難所に避難を行う。海路の手段としては、定期船(フェリーみしま：定員100人)、漁船、遊漁船等(以下「定期船等」という。)で移動し、その後、市等が準備した車両により避難を行う。
- ② 定期船等による避難が困難な住民については、県が海上保安部に要請し避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。
- ③ 長島と大島間の架橋(珊瑚大橋)が利用できる場合、長島から大島へ橋の利用による移動も避難経路のひとつとする。

4. 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

① 避難所等の指定

市は、学校や公民館等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

② 避難所等の整備

- (1) 市は、避難所、避難場所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。また、避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保を想定した計画に努める。

<市の避難集合場所及び避難所>

避難対象地域と集合場所 (集団避難の場合)			避難所	
地域	地区名	集合場所	地域	施設名
壱岐市南部地域	三島	三島小学校	壱岐市北部地域	沼津小学校
		(旧)長島分校		(旧)鯨伏中学校
		(旧)原島分校		鯨伏小学校
	渡良	渡良小学校		湯本地区公民館
	初山	初山小学校		布気地区老人憩いの家
	武生水	壱岐文化ホール		立石地区老人憩いの家
		盈科小学校		壱岐西部開発総合センター
		郷ノ浦中学校		勝本小学校
		大谷公園体育館		勝本中学校
	壱岐高等学校	壱岐高等学校		勝本町ふれあいセンターかざはや
		柳田		柳田小学校
	志原	志原小学校		西部地区老人憩いの家
	筒城	筒城小学校		大坂地区老人憩いの家
	石田	石田小学校		霞翠小学校
	八幡	八幡小学校		新城地区老人憩いの家
		田河		田河小学校
	(旧)芦辺中学校			芦辺中学校
那賀	那賀地区公民館	長崎県立壱岐商業高校体育館		
	那賀幼稚園	壱岐市勝本B&G海洋センター		
		(旧)箱崎中学校		
		箱崎小学校		

			瀬戸小学校 箱崎地区公民館 芦辺町クオリティライフセンターつばさ 瀬戸幼稚園 箱崎幼稚園 箱崎僻地保健福祉館 壱岐島開発総合センター 芦辺小学校 芦辺体育館 芦辺地区公民館 芦辺浦住民集会所 芦辺保育所 那賀地区公民館 那賀幼稚園
--	--	--	--

② 屋内退避施設の整備

市は、県と協力し、悪天候等により避難が困難な場合に備え、一時的に屋内退避ができるよう、気密性を確保した施設を整備する。
 整備済み放射線施設は以下のとおり。

No.	施設名	所在地
1	大島地区放射線防護対策施設（三島小学校体育館）	壱岐市郷ノ浦町大島 815
2	長島地区放射線防護対策施設	壱岐市郷ノ浦町長島 45
3	原島地区放射線防護対策施設	壱岐市郷ノ浦町原島 305

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、広域避難も想定して避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努める。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的

な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(5) 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備するとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備する。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

5. 避難行動要支援者に関する措置

(1) 市は、避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防

災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

6. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 避難誘導・移送体制等の整備

市は、県の協力のもと要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意する。

(2) 病院等医療機関の避難計画の作成

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとされている。

(3) 社会福祉施設の避難計画の作成

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとされている。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとされている。

7. 学校等施設における避難計画の整備

(1) 学校等施設の避難計画の作成

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとされている。

(2) 連絡・連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間、施設間の連絡・連

携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

8. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとされている。

9. 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

10. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、県の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

11. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

12. 避難場所・避難方法等の周知

市は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。避難の迅速な実施の

ためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理する。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

市（町村）は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市（町村）は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関、保健所等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への受け入れ並びに移送の協力をする。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うための道路機能の確保と道路交通管理体制の整備に努める。また、市の道路管理者は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第11節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車（レスキュー車）、救急自動車等の整備に努める。

2. 救助・救急機能の強化

市は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3. 緊急被ばく医療活動体制の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

4. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 資機材の整備

市は、国及び県と協力し、災害応急対策活動を実施する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

(2) 情報交換

市は、防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

5. 物資の調達、供給活動体制の整備

(1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資について備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定める。また、大規模な地震の発生を考慮した備蓄拠点の整備に努める。

(2) 市は、国、県と連携し、備蓄拠点から物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階毎や場所等に応じた具体的な内容を整理する。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努め、併せて落ち着

いて行動することを伝達する。

- (2) 市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への確かな情報を常に伝達できるよう、設備並びに体制の整備を図る。
- (3) 市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定める。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、消防団、自主防災組織、自治公民館等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。また、農協及び漁協等の関係機関、病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する体制を整備する。誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、告知放送、コミュニティ放送局（FMラジオ）、ホームページ（インターネット）、ケーブルテレビ（CATV）、携帯端末の緊急速報メール、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用に努める。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、あらかじめ市災害対策本部の設置基準、配備体制及び職員の動員等を定めておくとともに、*業務継続計画（BCP）の策定により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

【用語解説】

業務継続計画（BCP：Business continuity planning）：大規模地震等が発生した場合は、行政自身も被災する可能性が高いため、業務が長時間中断するなど、市民生活及び経済活動等に大きな支障が生じる可能性がある。そこで、市民の生命・財産を守り、市民生活や社会機能の維持を図るため、発災後いち早く業務を立ち上げ、市の機能を維持していくことを目的として策定する計画

第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

(1) 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、市や国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
- ⑦ 避難先及び避難経路・手段に関すること
- ⑧ 要配慮者への支援に関すること
- ⑨ 緊急時にとるべき行動に関すること
- ⑩ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- ⑪ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること

(2) 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施し、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

(3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

(4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

(5) 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確

実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

- (6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を広く情報発信・共有するよう努める。

第15節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 汚染検査（スクリーニング）及び除染の実施方法及び機器に関すること
- ⑦ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑧ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑨ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑩ 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑪ その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 対策拠点施設への参集、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 緊急被ばく医療訓練
- ⑥ 住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 住民避難訓練
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 市は、国の原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に対し、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2. 訓練の実施

(1) 訓練等の実施

市は、策定した訓練計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、訓練を定期的の実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、国の原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練を実施する場合、住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3. 実践的な訓練の工夫と事後評価

市、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関は、訓練を実施するにあたり、訓練想定について国、原子力防災専門官から助言を受けるとともに、訓練参加者の技術の習熟に資するなど、実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにするとともに、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性にかんがみ、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとされている。

(1) 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとされている。

(2) 警察機関

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとされている。

(3) 海上保安部

事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとされている。

(4) 県及び市町村

県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとされている。

第18節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

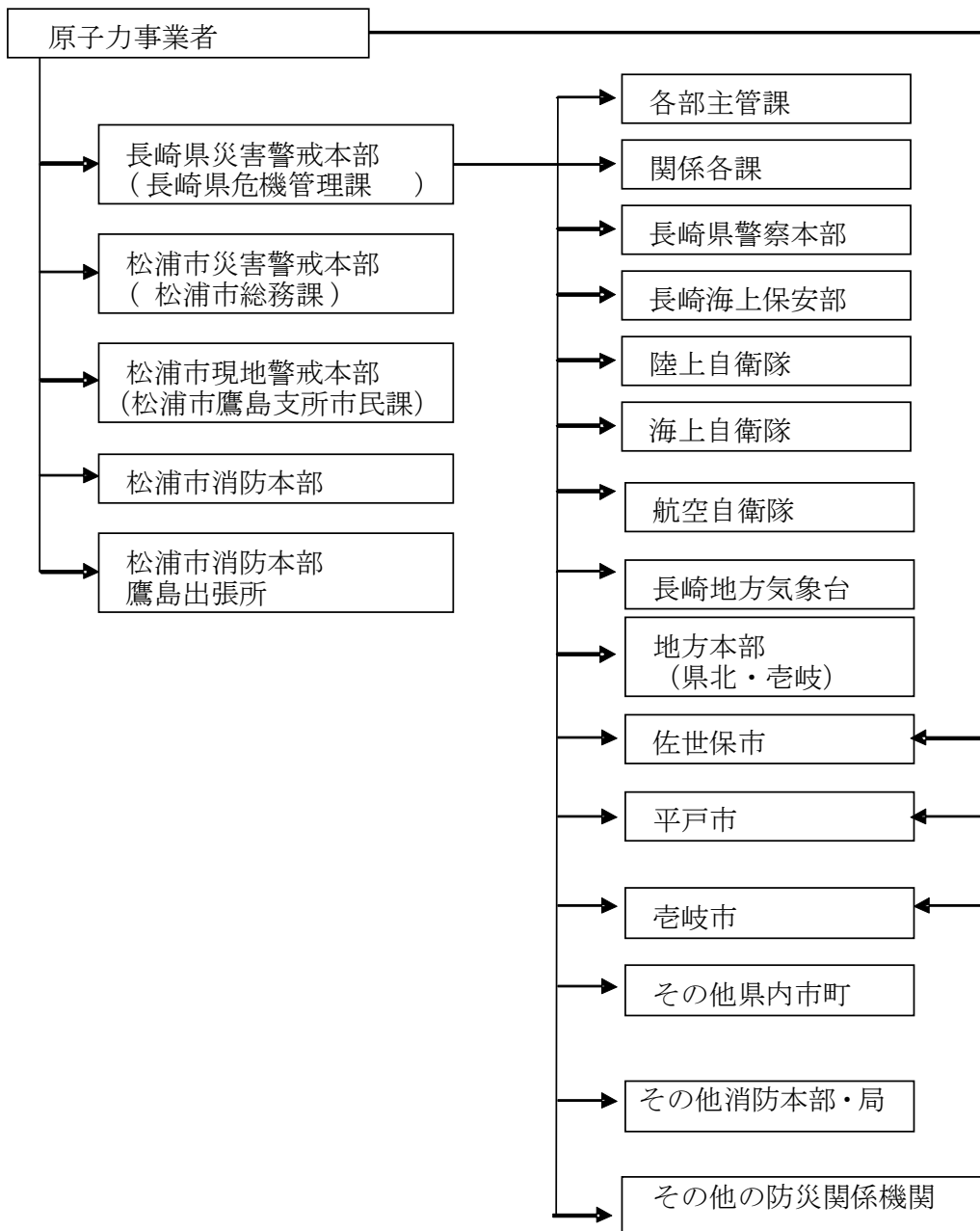
- ① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、*PAZを含む地方公共団体に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

- ② 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に速やかに連絡する。

[特定事象発生時の情報伝達経路]



(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保

安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては県を通じて簡潔、明瞭に行うよう努める。

- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部に連絡するものとされている。また、P A Zを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。
- ③ 市は、原子力事業者及び国、県から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に速やかに連絡する。
- ④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

2. 応急対策活動情報の連絡

（1）施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

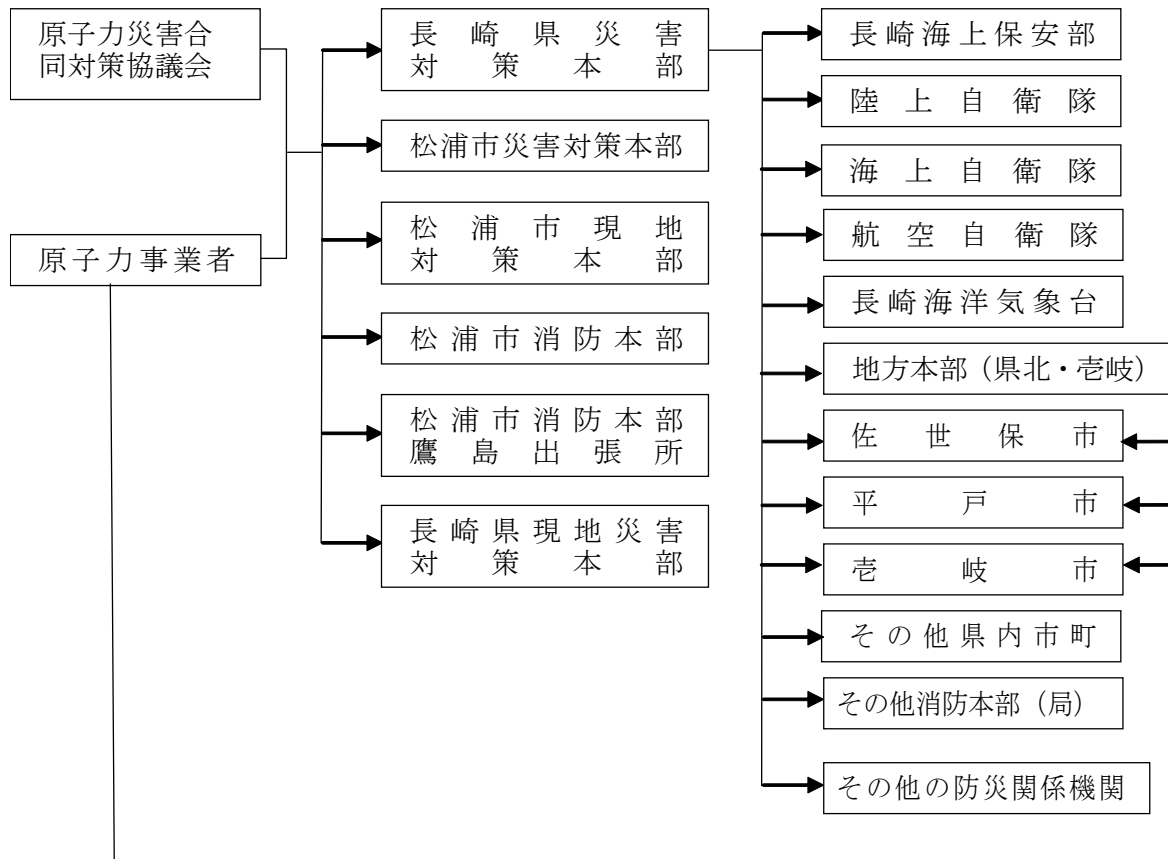
- ① 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。
- ② 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

- ③ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。
- ④ 市は、県との間において、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。
- ⑤ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

(2) 全面緊急事態における連絡等

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。
市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。
- ③ 市は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。
- ④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

[緊急事態宣言発出後の情報伝達経路]



3. 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線並びに告知放送等を活用し、情報収集・連絡を行う。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力するものとする。

第3節 活動体制の確立

1. 市の活動体制

(1) 災害警戒本部

① 災害警戒本部の設置

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合又は総務部長が特に必要と認めた場合は、総務部長を本部長、総務課長を副本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者、防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のため警戒体制をとるものとする。

② 情報の収集

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど、国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

③ 対策拠点施設の設営準備への協力

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力を行う。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣する。

⑤ 国等との情報の共有等

市は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ 災害警戒本部の廃止

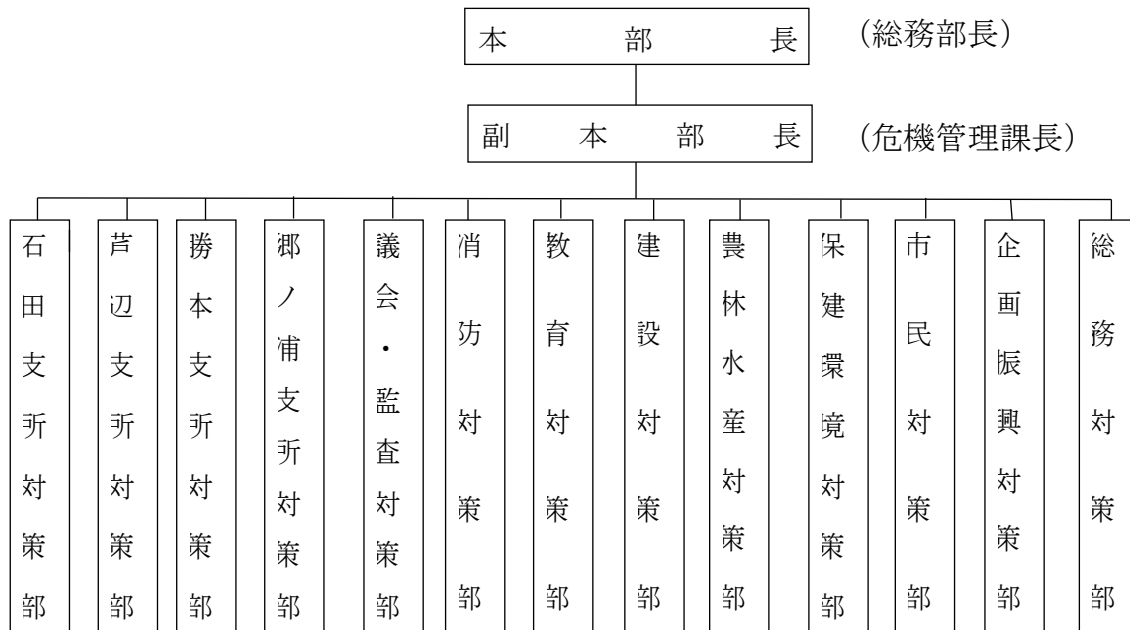
災害警戒本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

ア 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

⑦ 災害警戒本部の組織、配備体制、掌握事務

[災害警戒本部の組織]



対策部名	課等名	掌握事務
総務対策部	危機管理課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部の設置、運営に関すること。 災害状況の把握及び伝達に関すること。 国、原子力防災専門官、県及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。 災害警戒体制の総合調整に関すること。 対策拠点施設の設営準備に関すること。 報道機関との連絡及び相互協力に関すること。
	財政課 管財課 SDGS未来課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> 総務対策部内の連絡調整に関すること。
企画振興対策部	政策企画課 観光課 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> 企画振興対策部内の連絡調整に関すること。
市民対策部	税務課 市民福祉課 こども家庭課 保護課	<ul style="list-style-type: none"> 市民対策部内の連絡調整に関すること

	保育所 老人ホーム	
保健環境対策部	保険課 健康増進課 環境衛生課 クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリングに関すること。 ・ 保健環境対策部内の連絡調整に関すること。
農林水産対策部	農林課 農業委員会 家畜診療所 水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産対策部内の連絡調整に関すること。
建設対策部	建設課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設対策部内の連絡調整に関すること。 ・ 道路状況の把握に関すること。
教育対策部	教育総務課 学校教育課 学校給食センター 幼稚園 社会教育課 文化ホール	<p>教育対策部内の連絡調整に関すること。 学校等の状況把握に関すること。</p>
消防対策部	総務課 予防課 警防課 消防署 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防対策部内の連絡調整に関すること。 ・ 情報収集及び広報活動に関すること。 ・ 広報活動及び避難誘導に関すること。
議会・監査対策部	議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・監査対策部内の連絡調整に関すること。
郷ノ浦支所対策部	郷ノ浦支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支所対策部内の連絡調整に関すること。
勝本支所対策部	勝本支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支所対策部内の連絡調整に関すること。
芦辺支所対策部	芦辺支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支所対策部内の連絡調整に関すること。
石田支所対策部	石田支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支所対策部内の連絡調整に関すること。

(2) 災害対策本部の設置等

① 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とする災害対策本部を設置する。市長、副市長が不在の場合は総務部長、総務課長の順に指揮系統を定める。

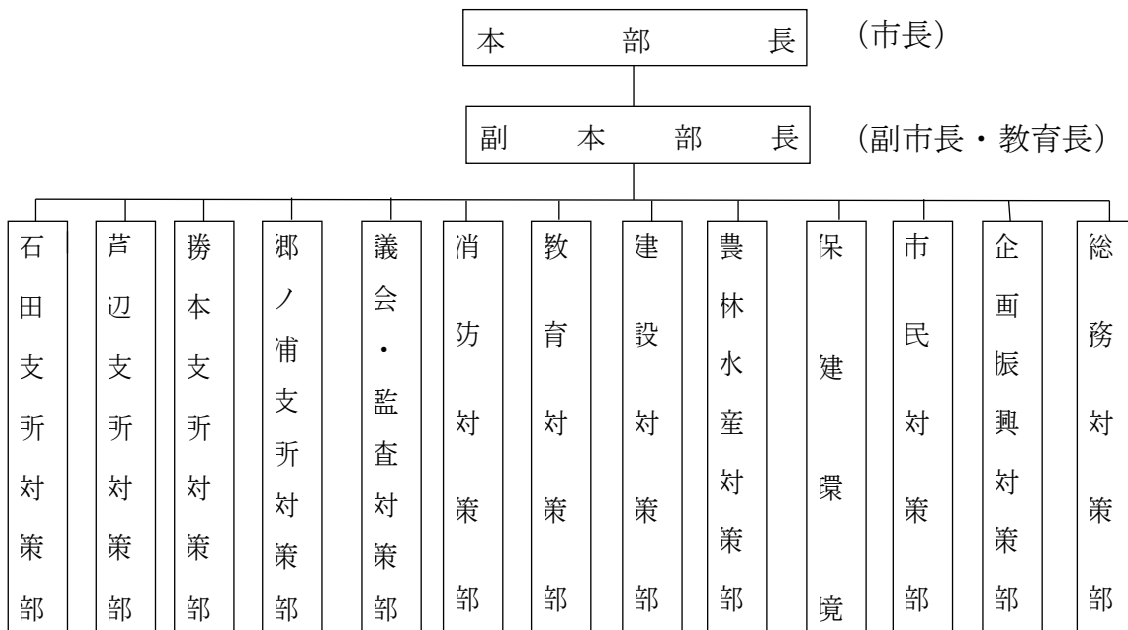
② 災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準による。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び掌握事務等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、掌握事務等は次のとおりとする。

[災害対策本部の組織]



対策部名等	班（課等）名	掌握事務
総務対策部 総務部長	総務対策班 危機管理課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置・運営に関すること。 原子力災害合同対策協議会に関すること。 災害状況の把握及び伝達に関すること。 国県に対する報告及び連絡調整に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 ・ 自衛隊等の災害派遣要請に関すること。 ・ 災害時における職員等の動員、派遣及び応援に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整、被害状況の発表に関すること。 ・ 災害関係の広報に関すること。 ・ 緊急輸送に関すること。 ・ 交通機関との連絡調整に関すること。 ・ 災害時における交通安全に関すること。 ・ 臨時ヘリポートの設置に関すること。 ・ 災害記録、写真に関すること。
	財政班 財政課 管財課 S D G s 未来課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 庁舎の応急対策に関すること。
企画振興対策部 企画振興部長	情報管理班 政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画振興対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。
	観光商工班 観光課 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業者の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 観光客の安全に関すること。 ・ 必要物資等の確保、斡旋に関すること。 ・ 商工業者の災害金融について
市民対策部 市民部長	調査班 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の運営支援に関すること。
	市民福祉班 市民福祉課 子ども家庭課 保護課 保育所 老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 災害救助法に関すること。 ・ 義援金の交付、保管及び配布に関すること。 ・ 安否確認に関すること。 ・ 避難所の設置、避難者の収容に関すること。 ・ 食料、必要資材の調達及び炊き出し等に関すること。 ・ 福祉施設及び要配慮者の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 保育所入園児の安全対策に関すること。 ・ 災害援助物資の受入れ、供給に関すること。 ・ ボランティアの受入れに関すること。 ・ 生活福祉資金に関すること。
保健環境対策部 保健環境部長	環境衛生班 環境衛生課 クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境衛生関連施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 緊急時モニタリングに関すること。
	健康保健班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健環境・病院対策部内の被害報告関係のとり

	健康増進課 保険課	<p>まとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 医療救護班の編成に関すること。 ・ 医療救護所の設置に関すること。 ・ 医薬品、衛生材料の調達に関すること。 ・ 食品衛生に関すること。 ・ 被災者の健康調査及びメンタルヘルスに関すること。 ・ 日本赤十字社との連絡に関すること。 ・ 応急医療救護に関すること。 ・ 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。
農林水産対策部 農林水産部長	農林班 農林課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 農協等の関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 農作物被害の収集及び災害対策に関すること。 ・ 農林災害金融に関すること。 ・ 肥料、土壌改良資材、倍土の使用・生産・流通自粛要請等に関すること。 ・ 農林畜産物の出荷制限に関すること。 ・ 農作物、飼料作物の作付制限に関すること。 ・ 家畜、家きん、家きん卵等の移動制限に関すること。 ・ 家畜飼料の移動及び給与制限に関すること。 ・ 家畜の避難に関すること。 ・ 家畜糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関すること。
	家畜衛生班 家畜診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の被害状況調査に関すること。
	水産班 水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 漁協等関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 水産物の出荷制限に関すること。 ・ 漁業災害金融に関すること。
建設対策部 建設部長	土木建築班 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 応急対策資材の確保に関すること。 ・ 交通途絶時の迂回路の確保に関すること。 ・ 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。 ・ 仮設住宅の設計及び工事監理に関すること。 ・ 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。
	水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道施設、簡易水道施設の被害状況調査及

	上下水道課	<p>及び応急対策に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、生活用水の供給に関すること。 ・ 水源の取水停止に関すること。 ・ 飲料水の摂取制限に関すること。
教育対策部 教育次長	<p>教育総務班 教育総務課 学校教育課 学校給食センター 幼稚園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・ 学校関係施設の災害時応急利用に関すること。 ・ 避難所開設の協力に関すること。 ・ 応急教育に関すること。 ・ 園児、児童、生徒の避難及び措置に関すること。 ・ り災した園児、児童、生徒の保健指導及びメンタルヘルスに関すること。 ・ 学校給食に関すること。 ・ 学用品及び教科書の調達に関すること。
	<p>社会教育・文化財班 社会教育課 文化ホール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習施設、体育施設の被害状況調査及び応急利用に関すること。 ・ 避難所の運営支援に関すること。 ・ 文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。
消防対策部 消防長	<p>消防総務班 総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 消防緊急援助隊の要請に関すること。 ・ 通信の確保に関すること。 ・ 緊急物資、資機材、燃料等の調達に関すること。
	<p>予防班 予防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の情報収集及び広報活動に関すること。 ・ 気象予警報の受理伝達に関すること。 ・ 危険物施設等の応急対策及び安全対策に関すること。
	<p>警防班 警防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な対策の推進及び連絡調整に関すること。 ・ 非常招集に関すること。 ・ 機械器具等の整備配置に関すること。
	<p>消防班 消防署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に対する警戒及び防御に関すること。 ・ 緊急輸送に関すること。 ・ 避難、誘導又は被災者の救助に関すること。 ・ 交通情報に関すること。
議会・監査対策部 議会事務局長	<p>議会・監査班 議会事務局 監査委員事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・監査対策部内の被害報告関係のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 ・ 対策本部との連絡調整に関すること。 ・ 市議会議員との連絡調整及び状況報告に関すること。

支所対策部 各支所長	市民生活班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・ 対策本部の指令の伝達に関する事。 ・ 対策本部との連絡調整に関する事。 ・ 職員の動員、派遣及び応援要請に関する事。 ・ 避難所の開設に関する事。 ・ 消防団との連絡調整に関する事。 ・ 避難所における被災者の保護及び収容に関する事。 ・ 被災者の支援に関する事。 ・ 住民の相談に関する事。 ・ 被災世帯の確認に関する事。 ・ 住民の安否確認に関する事。 ・ 管内の農林畜産業の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・ 管内の公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。
---------------	-------	---

(4) 他の災害対策本部等との連携

市は、複合災害が発生し、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策拠点施設における現地災害対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、市は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3. 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生 of 通報がなされた場合、必要に応じ、国に対して専門家の派遣を要請する。

4. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、協定締結の相手方に対し速やかに応援要請を行う。また、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

5. 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

6. 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じ、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、緊急避難完了後の段階において、県の協力を得ながら、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

7. 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

(2) 防護対策

- ① 災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
- ② 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

- ① 防災業務関係者の放射線防護については、次のあらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとされている。
 - ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSv（ミリシーベルト）を上限とする。
 - イ 人命救助等の場合は、実効線量で100mSv（ミリシーベルト）を上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。
- ② 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- ③ 市の放射線防護を担う班は、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

(4) 安全対策

- ① 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- ② 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1. 避難対象区域

避難対象区域は、国の指示により特定され、県においては、原子力災害の事態進展に応じて、関係市と調整を行った上で、避難対象区域を設定し、関係市において避難の指示等を行うこととされている。離島については地域の実情に応じて関係市において避難の指示等を行うものとされている。

よって、市は、20km圏内の地域に避難対象区域が設定された場合、20kmから30km圏内の地域を屋内退避区域（自主避難区域）とする避難指示等を行う。さらに事態が悪化する場合は、30km圏内の地域を避難対象区域とする避難指示等を行う。また、状況に応じて、早めの避難準備を進める避難準備指示を行うものとする。

2. 避難先の選定

県において、避難先は原則として、事後の避難対象区域の拡大に備え、いずれの場合でも避難計画における30km圏外の避難所とされている。よって、市は、避難先を30km圏外の避難所を選定する。

3. 防護活動の実施

(1) 避難の指示等

① 県の避難の指示等の内容の伝達

県は、緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、市のほか、その他関係市町、県警察、各消防機関、自衛隊、海上保安部、その他関係機関等に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の内容の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施することとされている。

また、県、市、県警察、消防機関及びその他防災機関は緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行うこととされている。

② 市の避難の指示等の内容の伝達等

ア テレビ、ラジオ等のほか、告知放送、広報車、ホームページ（インターネット）、ケーブルテレビ（CATV）、携帯電話の一斉同報メール等の多様な手段を利用して避難の指示等の内容の住民等への広報を行うものとする。また、消防団、自治公民館、自主防災組織、農協及び漁協等の関係機関、病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する。なお、テレビ・ラジオ等による

情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

イ 避難の指示・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、避難・屋内退避区域の住民等に対し、避難及び屋内退避の措置を講じる。

③ 避難誘導等の情報の伝達

市、県、県警察、消防機関及びその他防災機関は、住民等の避難誘導等に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。

4. 避難の実施

市は、避難計画において定めた経路及び手段により行うものとするが、放射性物質が放出されている状況の場合には、県から、当日の風向、風速等の助言を受けて、必要に応じてあらかじめ定めた経路とは異なる経路による避難を行う。

[屋内退避及び避難等に関する指標] (mSv : ミリシーベルト)

予測線量 (単位 : mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量	
10~50	100~500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。
 2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
 3. 1Sv (シーベルト) = 1,000mSv (ミリシーベルト)
 = 1,000,000µSv (マイクロシーベルト)

[その他の指標] (mSv：ミリシーベルト、 μ Sv：マイクロシーベルト)

基準となる数値	防護対策の内容
積算線量が1年間で 20mSv	住民は、国、県及び市町から指示される期間内に順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこと。
校庭・園庭等の空間線量が 1時間あたり3.8 μ Sv	校庭・園庭等での屋外活動を制限すること。

注) 上記指標は、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、当該原子力災害において設定された防護対策等の基準を参考とした指標であり、国の防災指針の改定が行われるまでの暫定的なものである。

5. 犬・猫等の愛玩動物の保護対策

市及び県は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護に努める。また、飼い主は避難の際にはできる限り犬・猫等の愛玩動物を同行避難することとし、県は、避難所を設置する市と協力して、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、避難所又は避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努めるものとされている。

6. 行政機能の移転

市は、市役所庁舎が避難対象区域に該当する場合は、庁舎機能を移転するものとし、その旨を住民に周知するものとする。なお、機能の移転にあたっては、住民避難を優先した上で実施する。また、他の防災関係機関が避難対象区域に該当し、移転する場合は、市の公共施設等の利用に配慮する。

7. 避難に資する情報の提供

市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対して情報を提供する。

8. 避難状況の確認

市は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸

別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供する。

9. 受入市町村との協議

市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

10. 避難場所

(1) 避難場所等の開設

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

(2) 避難者にかかる情報の把握

市は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県に提供するものとされている。

(3) 避難場所の環境対策

市は、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(4) 避難場所の衛生対策

市は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談や避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。

(5) 避難場所の運営

市は、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品等の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

(6) 避難者の移動

市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促す。

(7) 住宅等の早期確保

市は、県の協力のもと、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難場所の早期解消に努める。

(8) 応急仮設住宅の建設等

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合には、必要に応じて国及び

県に資機材の調達に関して要請する。

1 1. 広域一時滞在

(1) 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

1 2. 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

1 3. 要配慮者への配慮

(1) 要配慮者の避難

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者の避難支援プラン（以下「支援プラン」という。）を策定し、支援プランに基づき、消防団、自治公民館、自主防災組織等に支援を受けて避難を行う。

(2) 病院等医療機関の避難

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退き勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとされている。なお、市は、市内での搬送先の確保は不十分のため、県の協力を得て、県内、県外医療機関も含めて搬送先の確保に協力するものとする。ただし、避難が困難な場合には、防災関係機関等の支援を求め避難を行う。さらに、避難に関して必要があると

認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(3) 社会福祉施設の避難

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退き勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとされている。なお、市は、市内での避難先の確保は不十分のため、県の協力を得て、県内、県外社会福祉施設も含めて避難先の確保に協力するものとする。ただし、避難が困難な場合には、防災関係機関等の支援を求め避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

1 4. 学校等施設における避難措置

学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退き勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとされている。

1 5. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退き勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

1 6. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとる。

1 7. 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

- (2) 市は、被災した場合、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。
- (3) 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、下表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるように市に指示するものとされている。

【飲食物摂取制限に関する指標】（Bq：ベクレル）

対象	放射性セシウム
飲料水	10 Bq / kg 以上
牛乳	50 Bq / kg 以上
一般食品	100 Bq / kg 以上
乳児用食品	50 Bq / kg 以上

市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力を行う。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限等

- ① 県は、原子力規制委員会が原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限、家畜の移動又は移動制限、肥料・土壌改良資材・培土の使用・生産・流通自粛、飼料の使用・流通自粛等必要な措置をとるよう、市へ指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施するものとされている。

- ② 市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限、家畜の移動又は移動制限、肥料・土壌改良資材・培土の使用・生産・流通自粛及び飼料の使用・流通自粛等必要な措置を講じる。
- ③ 市及び県等は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起を行う。
- ④ 県は、関係機関の協力を得て、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行うものとされている。

【肥料（堆肥、腐葉土等）・土壌改良資材・培土及び飼料（牧草、稲わら、麦わら等）の許容値に関する指標】

対 象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	400 Bq / kg 以上
飼料（牛・馬）	100 Bq / kg 以上
飼料（豚）	80 Bq / kg 以上
飼料（家きん等）	160 Bq / kg 以上
飼料（養殖魚用）	40 Bq / kg 以上

（注）粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量

（3）飲料水の供給

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市地域防災計画に基づいて、住民への応急給水措置等を講じる。

県は、情報収集に努めるとともに、市から応急給水について支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、近隣市町又は水道事業者等に対し、応援給水の要請を行うものとされている。

第6節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

（1）緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、以下のものとする。

- ① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ② 負傷者、避難者等
- ③ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ④ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ① 市は、県、関係機関及び防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- ② 市は、人員、車両等の調達に関して、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両等の輸送手段を確保する。なお、必要な輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。
- ③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

2. 緊急輸送のための交通確保

市は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、交通誘導の実施等緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第7節 救助・救急、消火及び医療活動

1. 救助・救急及び消火活動

(1) 資機材の確保

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

(2) 応援の要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 広域消防応援等の要請

市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。なお、要請時には主に、以下の事項に留意する。

- ① 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市への進入経路及び集結（待機）場所

2. 被ばく医療体制の確保

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力を行う。

(1) 緊急医療本部の設置・運営

県は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、現地災害対策本部に緊急時医療本部を設置・運営するとともに、必要に応じて、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び緊急被ばく医療措置を講ずるものとし、それらを実施する具体的な活動要領については、緊急被ばく医療マニュアルに定めるとされている。市は、緊急時医療本部の設置・運営が円滑に図られるよう指導、協力を行う。

(2) 緊急医療本部の組織・業務

県は、緊急医療本部に、関係行政機関、関係医療施設等の職員で構成する医

療救護班、健康管理班を置き、必要な地区又は施設に派遣し、医療措置等を行うものとされている。

各班の掌握事務は次のとおり

① 医療救護班

被汚染者その他必要と認められる者の診断治療を行い、所要の措置を行う。又、診断の結果、入院治療を要する者がある場合、医療救護班の責任者は、直ちに医療機関への緊急輸送の措置を行う。

② 健康管理班

汚染検査、除染等を行う。又、避難場所等における住民等の健康管理を行う。

(3) 医療従事者の派遣要請

県と市は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県企業団病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

3. 汚染検査等の実施

放射性物質が放出されている状況下で、緊急避難を必要とする場合において相当程度の被ばくが想定される際には、県は、関係機関の協力を得て、主な避難所に救護所を設置し、避難住民等の登録とスクリーニングレベルを超える避難住民等の把握を行い、また、汚染の程度に応じて、脱衣や拭き取り等の簡易除染等の処置や医療機関への搬送の決定を行うこととされている。さらに、避難住民等に対し、放射線被ばくによる健康影響について説明を行うとともに、住民からの健康相談に対応することとされている。なお、原子力事業所の全電源喪失等による緊急避難を必要とする場合においても上記に準じて対応するものとされている。

(1) 医療救護班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。

(2) 健康管理班は、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

4. 安定ヨウ素剤の服用指示

県は、国の原子力災害現地対策本部から、安定ヨウ素剤の服用の指導・助言があった場合は、住民の放射性ヨウ素による内部被ばくの予防のため、安定ヨウ素剤の服用を市へ指示するものとされている。市は、あらかじめ定められた配布計画に基づいて、安定ヨウ素剤を住民に配布し、予防服用の指示を行う。

5. 緊急被ばく医療の実施

- (1) 初期被ばく医療機関では、救護所等から搬送される被ばく患者や受診を希望する住民の外来診療を行い、必要に応じて、拭き取り等の簡単な除染を行うものとされている。県では、二次被ばく医療機関への搬送が必要な患者を早急に搬送するよう手配を行うものとされている。
- (2) 二次被ばく医療機関では、全身の除染、汚染創傷の治療や汚染状況や被ばく線量の測定及び局所被ばく患者、高線量被ばく患者の診療を行い、三次被ばく医療機関への搬送について判断するものとされている。
- (3) 三次被ばく医療機関では、重篤な外部被ばく患者の診療、長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療を行うものとされている。

※被ばく医療機関

初期：松浦市立中央診療所（避難対象区域に該当する場合を除く）、佐世保市立総合病院

二次：長崎大学病院（長崎市）、長崎医療センター（大村市）

三次：広島大学高度救命救急センター（広島市）、放射線医学総合研究所（千葉市）

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1. 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。
- (2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

広報する情報の内容

①特定事象発生時

- ・ 事故の状況
- ・ 落ち着いて行動するよう呼びかけ

②緊急事態宣言発出まで・緊急事態宣言発出時

- ・ ①の情報
- ・ モニタリング情報

③緊急事態宣言発出後

- ・ ①及び②の情報
- ・ 被害状況・避難等の状況・医療情報

- (3) 市は、住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

- (4) 市は、県、原子力事業者とともに原子力災害合同対策協議会の場を通じて十

分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、関係周辺市町村、原子力事業者等と相互に連絡を取り合うものとする。

(5) 市は、住民等への情報伝達に当たっては、告知放送、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

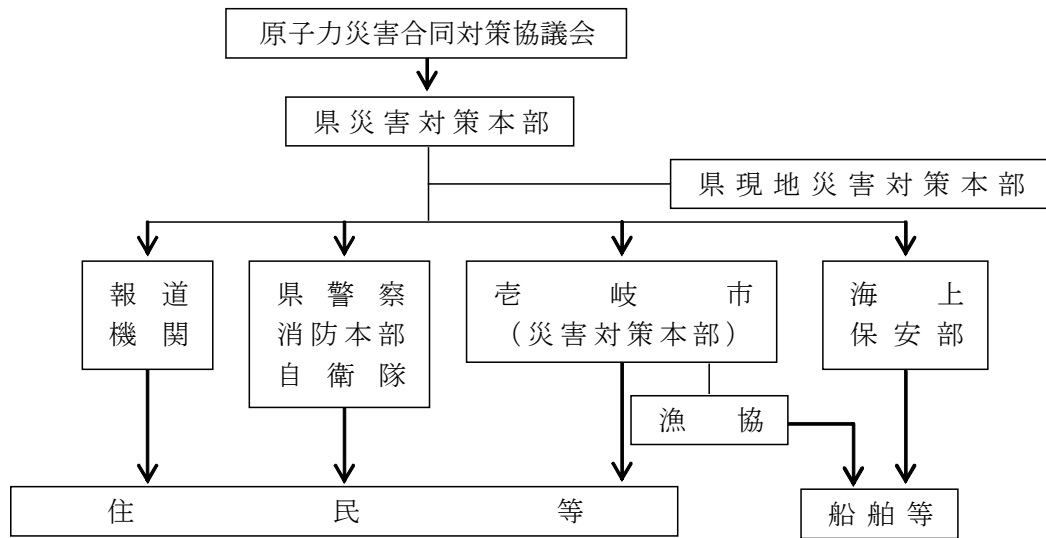
(6) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

(2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

[住民等に対する指示伝達系統図]



第9節 文教対策計画

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

(1) 生徒等の安全確保措置

① 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行う。

② 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行った上で、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

③ 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとる。

(2) 学校施設の応急復旧

① 被害状況の把握、連絡

学校等は、原子力災害発生後、市に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼するものとし、その調査結果を、市に連絡するものとする。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

② 応急復旧

市は、学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

(3) 応急教育の実施

学校等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合には、次により応急教育を実施するものとする。なお、避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努めるものとする。

① 応急教育の実施場所

第1順位 小・中学校及び高等学校

第2順位 幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第3順位 応急仮校舎の建設

② 応急教育の方法

ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

イ 教職員を動員し、授業再開に努める。

ウ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全確保に努める。

③ 教職員の確保

市は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

④ 学用品の調達、給与

ア 教科書

(ア) 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教

科書特約供給所に指示するとされている。また、このことを文部科学省に対し、報告するものとされている。

- (イ) 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行うものであり、県は、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行うこととされている。

イ 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失またはき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、県は、必要な学用品を支給することとされている。

《支給の対象となる学用品》

(ア) 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

(ウ) 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

⑤ 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、市または県と連携し、必要な措置を講じることとする。また、学校給食施設を避難者炊き出し用にご利用する要請があった場合は、調整を円滑に行い、施設の提供に努める。

⑥ 保健衛生の確保と児童生徒の健康管理

学校等は、市、県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の管理、感染症の予防措置等を講じることとする。また、必要に応じ、被災児童・生徒等に対し、健康相談を実施し、健康の状態の把握に努める。

(4) 被災生徒等への支援

① 授業料免除

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除することとされている。

② 育英資金貸付金

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付けることとされている。

(5) 避難所となる場合の対応

学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。また、収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行うこととされている。なお、避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市及び市教育委員会又は県教育委員会へ報告するものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応するものとする。

1. ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2. 義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資に

ついて、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて公表する。また、需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、又、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、迅速な配分に努める。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 市は、市役所庁舎が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた庁舎へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

(2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議の上、状況に応じて原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直す。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業など環境汚染への対処について必要な措置を行う。除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることにかんがみ、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県、市に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県、市からの要請に基づき原子力防災要員を派遣するものとされている。

県、市及びその他防災関係機関は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン（平成23年12月環境省）」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、実施するものとされている。なお、避難のための立退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応するものとされている。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。また、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

2. 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録する。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- (2) 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を超えてに避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (3) 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。また、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。

第11節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

市、県、国及び原子力事業者は、連携して原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施するものとされている。

市、県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。また、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請する。

壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）

（資料編）

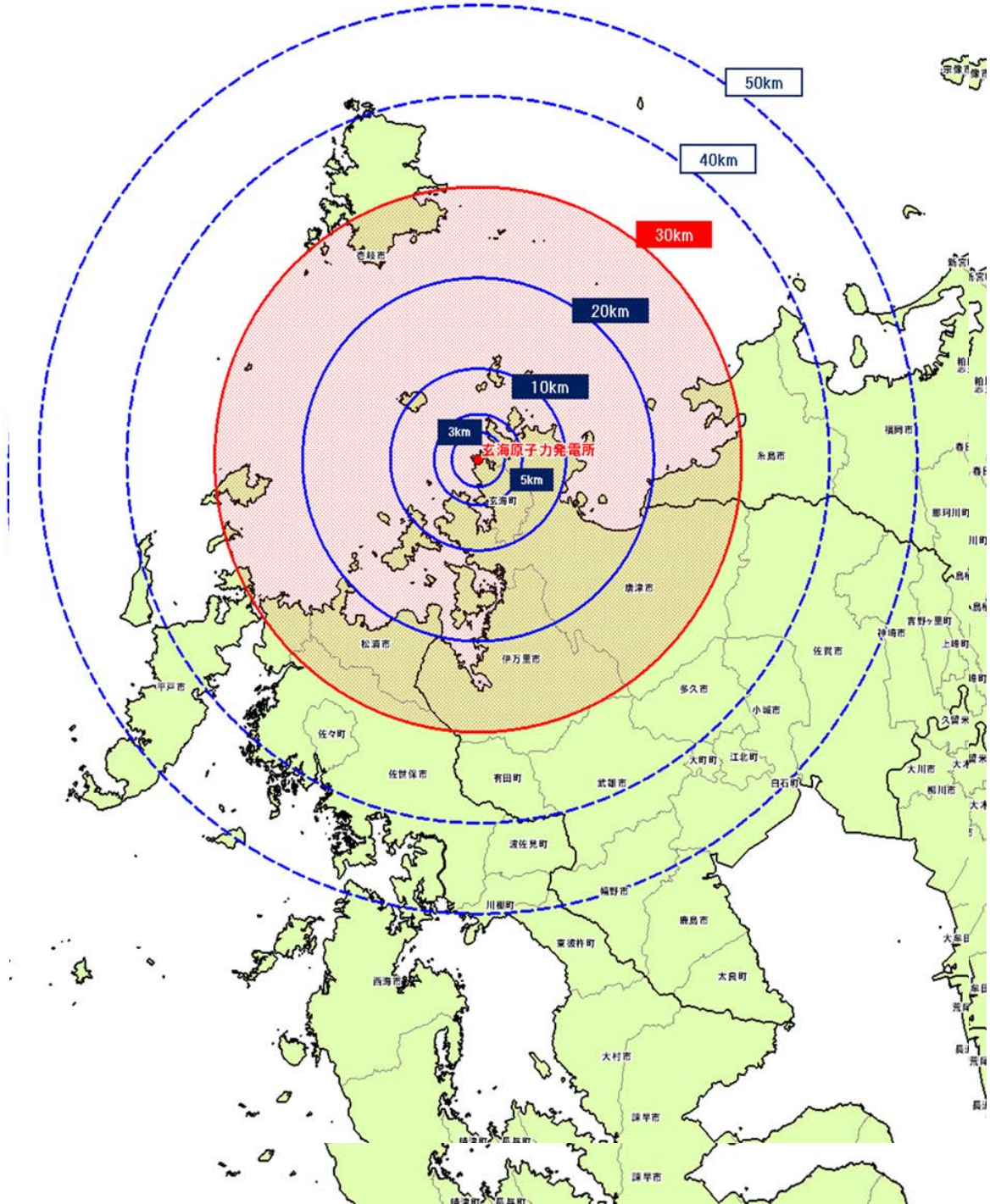
原子力災害対策編（資料編）

～ 目 次 ～

1. 避難対象範囲の地域と人口	1
2. 避難者収容施設	3
3. 避難経路図	7
4. 避難対象範囲（30km圏内）にある施設	8
5. 車両及び船舶の状況	11
6. 防災資機材等の配備状況	12
7. 防災関係機関及び連絡先	13
○ 原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書	16
○ 原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書	19

1. 避難対象範囲の地域と人口

玄海原子力発電所から半径50km圏内の人口



(単位:人)

区分	10 km圏内	20 km圏内	30 km圏内	40 km圏内	50 km圏内	総計
総数	0	0	14,702	11,681	15	26,398
40歳未満	0	0	4,432	3,520	5	7,957
3歳未満	0	0	281	181	0	504

※太枠が避難対象地域の人口

R2.1末現在 ※外国人登録を含む

(単位:人)

区 分	10 k m圏内	20 k m圏内	30 k m圏内	40 k m圏内	50 k m圏内	総計
人口	0	0	14,702	11,681	15	26,398
世帯数	0	0	6,382	5,271	15	11,668

※太枠が避難対象地域の人口

R2.1 末現在 ※外国人登録を含む

2. 避難者収容施設

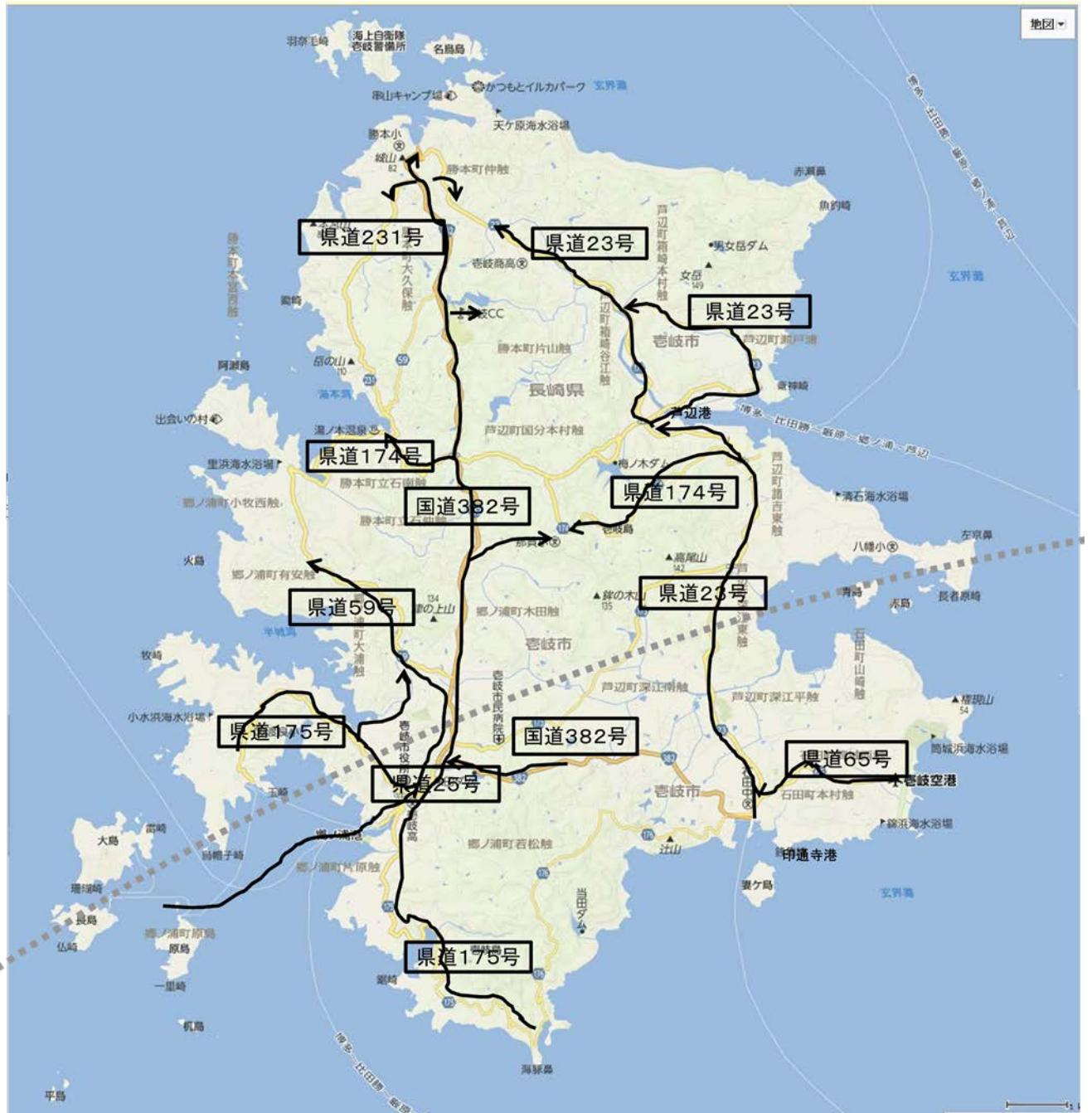
No.	地区名	人口 (R2.1末)	エリア 人口	集合場所	避難経路 (県道、国道)
1	三島	295	1,146	三島小学校 (旧)長島分校 (旧)原島分校	集合場所→郷ノ浦港→県道25号郷ノ浦港線→国道382号→県道59号郷ノ浦沼津勝本線
2	渡良	851		渡良小学校	集合場所→県道175号渡良浦初瀬線→県道25号郷ノ浦港線→国道382号→県道59号郷ノ浦沼津勝本線
3	初山	1,060	1,060	初山小学校	集合場所→県道175号渡良浦初瀬線→県道25号郷ノ浦港線→国道382号→県道59号郷ノ浦沼津勝本線 集合場所→県道175号渡良浦初瀬線→県道25号郷ノ浦港線→国道382号→県道174号湯ノ本芦辺線
4	武生水	4,546	4,546	壱岐文化ホール 盈科小学校 郷ノ浦中学校 大谷公園体育館 壱岐高等学校	集合場所→県道25号郷ノ浦港線→国道382号 集合場所→県道25号郷ノ浦港線→国道382号→県道231号湯ノ本勝本線 集合場所→県道25号郷ノ浦港線→国道382号→県道23号勝本石田線
5	柳田	605	605	柳田小学校	集合場所→国道382号→県道23号勝本石田線

	避難場所				
	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人数	収容可能 人数計
1	沼津小学校	壱岐市郷ノ浦町小牧東触 184 番地	1,642	821	1,633
2	(旧) 鯨伏中学校	壱岐市勝本町立石南触 1137 番地 10	1,623	812	
3	鯨伏小学校	壱岐市勝本町立石南触 1137 番地 2	1,597	799	1,356
4	湯本地区公民館	壱岐市勝本町布気触 818 番 地 10	610	305	
5	布気地区老人憩いの家	壱岐市勝本町百合畑触 398 番地	264	132	
6	立石地区老人憩いの家	壱岐市勝本町立石南触 583 番地	240	120	
7	壱岐西部開発総合セン ター	壱岐市勝本町西戸触 182 番 地 5	3,254	1,627	5,881
8	勝本小学校	壱岐市勝本町坂本触 262 番 地	1,952	976	
9	勝本中学校	壱岐市勝本町仲触 1846 番地	3,017	1,508	
10	勝本町ふれあいセン ターかざはや	壱岐市勝本町大久保触 1736 番地 2	2,437	1,219	
11	勝本地区公民館	壱岐市勝本町勝本浦 211 番 地 3	592	296	
12	西部地区老人憩いの家	壱岐市勝本町勝本浦 389 番 地	206	103	
13	大坂地区老人憩いの家	壱岐市勝本町大久保触 1724 番地 1	304	152	
14	霞翠小学校	壱岐市勝本町西戸触 550 番 地	1,937	969	1,112
15	新城地区老人憩いの家	壱岐市勝本町北触 37 番地	287	143	

No.	地区名	人口 (H26.9 末)	エリア 人口	集合場所	避難経路 (県道、国道)
6	志原	923	923	志原小学校	集合場所→国道 382 号→県道 174 号 湯ノ本芦辺線
7	筒城	758	758	筒城小学校	集合場所→県道 65 号壱岐空港線→県 道 23 号勝本石田線
8	石田	3,430	3,430	石田小学校	集合場所→県道 23 号勝本石田線
9	八幡	1,114	1,989	八幡小学校	集合場所→県道 23 号勝本石田線
10	田河	875		田河小学校 芦辺中学校	集合場所→県道 23 号勝本石田線
11	那賀	245	245	那賀地区公民館 那賀幼稚園	
避難人口計→		14,702	14,702		

	避難場所				
	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容可能 人数	収容可能 人数計
16	那賀小学校	壱岐市芦辺町中野郷西触 174 番地	1,726	863	1,825
17	(旧) 那賀中学校	壱岐市芦辺町中野郷西触 400 番地	1,924	962	
18	長崎県立壱岐商業高校	壱岐市勝本町新城西触 282 番地	1,080	540	1,347
19	壱岐市勝本B&G海洋セ ンター	壱岐市勝本町新城西触 1694 番地	1,615	807	
20	(旧) 箱崎中学校	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 2323 番地	2,142	1,071	4,750
21	箱崎小学校	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触 652 番地	1,667	834	
22	瀬戸小学校	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 315 番地	1,715	858	
23	箱崎地区公民館	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 924 番地	518	259	
24	芦辺町クオリティライフ センターつばさ	壱岐市芦辺町箱崎中山触 2548 番地	2,354	1,177	
25	瀬戸幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎大左右触 920 番地	581	290	
26	箱崎幼稚園	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触 652 番地	312	156	
27	箱崎僻地保健福祉館	壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触 1293 番地	210	105	
28	壱岐島開発総合センター	壱岐市芦辺町諸吉大石触 197 番地	1,787	894	2,732
29	芦辺小学校	壱岐市芦辺町芦辺浦 546 番 地	1,033	517	
30	芦辺体育館	壱岐市芦辺町芦辺浦 524 番 地	1,023	512	
31	芦辺地区公民館	壱岐市芦辺町芦辺浦 524 番 地	512	256	
32	芦辺浦住民集会所	壱岐市芦辺町芦辺浦 85 番地 3	535	268	
33	芦辺保育所	壱岐市芦辺町諸吉大石触 665 番地	570	285	
34	那賀地区公民館	壱岐市芦辺町中野郷西触 362 番地	518	259	436
35	那賀幼稚園	壱岐市芦辺町住吉山信触 1007 番地	355	177	
		避難施設収容可能人員計→		21,072	21,072

3. 避難経路図



4. 避難対象範囲（30km圏内）にある施設

（1）学校

－小学校－

※R 元. 5.1 現在学校基本調査による

	校 名	所 在 地	児童数	職員数
1	盈科小学校	壱岐市郷ノ浦町本村触 589	316	21
2	(※) 三島小学校	壱岐市郷ノ浦町大島 815	4	6
5	志原小学校	壱岐市郷ノ浦町大原触 115	67	11
6	初山小学校	壱岐市郷ノ浦町初山西触 807-1	26	11
7	石田小学校	壱岐市石田町石田西触 1238	225	21
8	筒城小学校	壱岐市石田町筒城西触 191	50	10
		合計	688	59

(※) 30km 圏外の三島小学校は避難対象地域に含む。

－中学校－

※R 元. 5.1 現在学校基本調査による

	校 名	所 在 地	生徒数	職員数
1	郷ノ浦中学校	壱岐市郷ノ浦町本村触 75	267	23
2	石田中学校	壱岐市石田町石田西触 1547	157	18
		合計	424	41

－高等学校－

※R 元. 5.1 現在学校基本調査による

	校 名	所 在 地	生徒数	職員数
1	壱岐高等学校	壱岐市郷ノ浦町片原触 88	475	48

－特別支援学校－

※R 元. 5.1 現在学校基本調査による

	校 名	所 在 地	生徒数	職員数
1	県立虹の原特別支援学校壱岐分教室	壱岐市郷ノ浦町本村触 589	30	25
		合計	30	25

（2）幼稚園

※R 元. 5.1 現在学校基本調査による

	園 名	所 在 地	園児数	職員数
1	郷ノ浦幼稚園	壱岐市郷ノ浦町本村触 601	85	6
		合計	174	6

(3) 保育所

H31.4 子ども家庭課調

	所 名	所 在 地	児童数	職員数
1	武生水保育所	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 495	147	45
2	石田こども園	壱岐市石田町石田西触 1220-1	140	40
3	筒城保育所	壱岐市石田町筒城西触 144-7	27	8
4	壱岐保育園	壱岐市郷ノ浦町片原触 80-1	54	19
5	あまごころ保育園	壱岐市郷ノ浦町永田触 298-1	22	12
6	三協事業所内保育所	石田町池田東触 474-2	6	4
7	さくらんぼ保育園	郷ノ浦町東触 1010	7	8
		合計	403	136

(4) 僻地保育所

H31.4 子ども家庭課調

	所 名	9 所 在 地	児童数	職員数
1	志原保育所	壱岐市郷ノ浦町大原触 90-2	19	7
2	初山保育所	壱岐市郷ノ浦町初山東触 238-3	11	4
3	※三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島 526-2	0	0
4	三島保育所長島分園	壱岐市郷ノ浦町長島 45	1	1
5	三島保育所原島分園	壱岐市郷ノ浦町原島 487-2	0	0
		合計	31	12

(※) 30km 圏外の三島保育所は避難対象地域に含む。

(5) 病院・診療所

	名 称	所 在 地	病床数
1	長崎県病院企業団壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触 1626	228
2	医療法人玉水会赤木病院	壱岐市郷ノ浦町本村触 111	117
3	医療法人協生会品川病院	壱岐市郷ノ浦町東触 854-2	48
4	医療法人玄州会光武内科循環器科病院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 15-3	88
5	さくら耳鼻咽喉科クリニック	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 11	
6	光風・ふくしまクリニック	壱岐市郷ノ浦町東触字平 1006-1	
7	山内眼科医院	壱岐市郷ノ浦町東触 1310	
8	光の苑診療所	壱岐市郷ノ浦町志原西触 1066	
9	三島診療所	壱岐市郷ノ浦町大島 554-2	
10	でぐち整形外科医院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 53-2	
11	医療法人村瀬歯科医院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 123	
12	赤木玉水堂歯科診療所	壱岐市郷ノ浦町本村触 129	
13	医療法人光武歯科医院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 13	
14	江田小児科内科医院	壱岐市石田町印通寺浦 302	
15	平山医院	壱岐市石田町石田西触 1071-1	16
16	江田歯科医院	壱岐市石田町印通寺浦 327-2	
17	ひさた歯科医院	壱岐市郷ノ浦町柳田触 114	

(6) 主な観光施設等

	名 称	所 在 地
1	一支国博物館	壱岐市芦辺町深江鶴亀触 515 番地 1
2	原の辻ガイダンス	壱岐市芦辺町深江鶴亀触 1092 番地 5
3	松永記念館	壱岐市石田町印通寺浦 360

5. 車両及び船舶の状況

(1) 乗合自動車、貸切旅客自動車

(H30.1 市調査)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
壱岐交通(株)	壱岐市郷ノ浦町東触 575-2	大型貸切	8	451	0920-47-1255
		中型貸切	1	40	
		小型貸切	1	27	0920-47-1161
(有)玄海交通	壱岐市石田町筒城東触 1730	大型貸切	6	338	0920-44-5826
		中型貸切	3	113	
		小型貸切	4	83	
合 計			23	1,052	

(2) 消防本部・署の主要消防車両

(R2.1 末現在)

ポンプ車	水槽付ポンプ車	はしご車	化学消防車	救助工作車	高規格救急車	救急車	合計(台)
2	3	1	1	1	3	1	12

(3) 船舶

(R2.1 末現在)

事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
壱岐市	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	フェリーみしま	100	0920-48-1111
九州郵船(株)	福岡市博多区神屋町1番27号	フェリーちくし	753	090-281-0831
		フェリーきずな	678	
		ヴィーナス	263	
		ヴィーナス2	257	
		エメラルドからつ	350	
		ダイヤモンドいき	350	
壱岐・対馬フェリー(株)	壱岐市芦辺町箱崎中山触 2575番地19	フェリーつばさ	12	0920-45-3422
		フェリーみかさ	12	

6. 防災資機材等の配備状況

(1) 防災資機材

(R2.1 末現在)

配備場所	名 称	年 度	数 量	備 考
壱岐市	防護服	H23～R1	1,280 着	
	防護手袋	H23～R1	950 組	
	靴カバー	H23～R1	710 双	
	ポケット線量計	H23～R1	232 個	
	全面マスク	H24～H26	160 個	
	安定ヨウ素剤 (丸薬)	H29	79 箱	1,000 丸/箱
	安定ヨウ素剤 (粉末)	H30	27 瓶	25g/瓶
	安定ヨウ素剤 (新生児用ゼリー剤)	H30	300 包	
	安定ヨウ素剤 (乳幼児用ゼリー剤)	H28～H30	1,200 包	
壱岐市消防本部	放射線防護服	H14	2 式	
	ポケット線量計	H23～H28	54 個	
	ガンマ線・エックス線	H22・H24	3 個	携帯型空間線量率計
	防護服	H23～H28	365 着	
	防護手袋	H25～H29	370 組	
	靴カバー	H25～H29	467 双	
	表面汚染検査計	H24	1 個	
	全面マスク	H24～H26	5 個	カートリッジ 30 個
長崎県壱岐病院	安定ヨウ素剤 (丸薬)	H29	39 箱	1,000 丸/箱
	安定ヨウ素剤 (粉末)	H30	6 瓶	25g/瓶

(2) 環境モニタリング設備

(R2.1 末現在)

配備場所	測定機器名	数 量	備 考
壱岐保健所 (県有地)	高線量・低線量測定器、気象観測装置、大気モニタ	1 基	空間線量等測定用・固定式
壱岐空港	高線量・低線量測定器、気象観測装置、大気モニタ	1 基	空間線量等測定用・固定式
印通寺港 (県有地)	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式
壱岐市初山事務所	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式
三島小学校旧原島分校	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式
市役所郷ノ浦庁舎 駐車場	高線量測定器	1 基	空間線量測定用・固定式

7. 防災関係機関及び連絡先

警察・消防

(壱岐市内 0920)

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
壱岐警察署	壱岐市郷ノ浦町本村触 551	47-0110	47-0110
壱岐市消防本部	壱岐市芦辺町中野郷西触 411-2	45-3037	45-0992

長崎県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
長崎県危機管理課	長崎市尾上町 3-1	095-894-3731	095-821-9202
長崎県環境政策課	長崎市尾上町 3-1	095-895-2356	095-895-2566
長崎県医療政策課	長崎市尾上町 3-1	095-895-2461	095-895-2573
長崎県薬務行政室	長崎市尾上町 3-1	095-895-2469	095-895-2574
壱岐振興局	壱岐市郷ノ浦町本村触 570	47-1111	47-4809
壱岐振興局保健部（壱岐保健所）	壱岐市郷ノ浦町本村触 620	47-0260	47-6357

指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
壱岐海上保安署	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 648-5	47-0508	47-2363
自衛隊長崎地方協力本部壱岐駐在員事務所	壱岐市郷ノ浦町本村触 682	47-1499	
海上自衛隊壱岐警備所	壱岐市勝本町東触 2776-6	42-0167	42-0167

指定公共機関等

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
九州電力(株)壱岐営業所	壱岐市芦辺町諸吉大石触 427-4	45-3474	45-3849
N T T 西日本ホームテクノ壱岐サービスセンター所	壱岐市郷ノ浦町本村触 523 1F	47-1004	
勝本郵便局	壱岐市勝本町勝本浦 345	42-0042	

壱岐市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	
総務部	総務課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1111	48-1553
	財政課	〃	48-1114	48-1553
	管財課	〃	48-1115	48-1553
	危機管理課	〃	48-1331	48-1553

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	
	S D G s 未来課	〃	48-1137	48-1553
企画振興部	政策企画課	〃	48-1134	47-4360
	観光課	〃	48-1135	48-1120
	商工振興課		48-1135	47-4360
市民部	市民福祉課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1116	47-4844
	こども家庭課	〃	48-1117	47-4844
	保護課	〃	48-1136	47-0500
	税務課	〃	48-1118	47-4844
	老人ホーム	勝本町本宮南触 1323-7	43-0049	43-9831
保健環境部	保険課	壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地	45-1111	45-0996
	健康増進課	〃	45-1111	45-0996
	環境衛生課	〃	45-1111	45-0996
農林水産部	農林課	壱岐市石田町石田西触 1290	44-6112 44-6113	44-6020
	水産課	〃	44-6114	44-6020
	家畜診療所	芦辺町国分東触 678-6	45-4083	45-4084
建設部	建設課	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	42-1111	42-1116
	上下水道課	〃	42-1111	42-1116
議会事務局	議会事務局	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	42-1111	42-0096
監査委員会	監査委員事務局	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	48-1111	48-1553
農業委員会	農業委員会事務局	壱岐市石田町石田西触 1290	44-6115	44-6020
会計課	会計課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1119	47-5061
消防本部	総務課	壱岐市芦辺町中野郷西触 411-2	45-3037	45-0992
	警防課	〃	45-3037	45-0992
	予防課	〃	45-3037	45-0992
教育委員会	教育総務課	壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地	45-1202	45-0996
	学校教育課	〃	45-1202	45-0996
	社会教育課	〃	45-1202	45-0996
	文化財課	芦辺町深江鶴亀触 515-1	45-2728	45-2829
支所	郷ノ浦支所	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	48-1116	47-4844

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X
	勝本支所	壱岐市勝本町西戸触 182 番地 5	42-1111	42-1116
	芦辺支所	壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地	45-1111	45-0996
	石田支所	壱岐市石田町石田西触 1290	44-6111	44-6020

原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書

長崎県（以下「甲」という。）及び松浦市（以下「乙」という。）並びに佐世保市、平戸市、壱岐市（以下「丙」という。）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進し、一体となって長崎県民（以下「県民」という。）の安全及び安心を確保することを目的に、九州電力株式会社（以下「丁」という。）と玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。

（関係法令の遵守等）

第1条 丁は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、県民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。

2 丁は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（情報連絡の内容及び時期）

第2条 丁は、次に掲げる非常時の場合、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

（1）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合。

（2）原災法第15条第1項各号に掲げる場合。

2 丁は、次に掲げる異常時の場合は、甲及び乙並びに丙に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。

（1）原子炉の運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）に原子炉施設の故障があったとき。

（2）核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

（3）発電所敷地内において火災が発生したとき。

（4）放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行なったとき。

（5）核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。

（6）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。

（7）その他緊急事態が発生したとき。

3 丁は、甲に対し、別に定めるところにより、平常時の情報提供を行なうものとする。

4 甲は、前記第3項の平常時の情報提供を受けた場合は、乙及び丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(連絡の方法)

第3条 前条に定める丁の非常時及び異常時の連絡については、電子メール及び電話等をもって行なう。

(事前説明)

第4条 丁は、甲及び乙に対し、別に定めるところにより、事前説明を行なうものとする。なお、甲及び乙と丁は、相互に意見を述べることもできるものとする。

2 甲は、前記第1項の事前説明を受けた場合は、丙に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(立入検査)

第5条 甲は、原災法の施行に必要な限度において、その職員を発電所に立入検査させることができるものとする。

2 甲は、第1項の規定により立入検査を行なう場合は、乙及び丙に対し、事前に通報するとともに、その結果を連絡するものとする。

(損害の賠償)

第6条 丁は、県民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、速やかに補償するものとする。

(協定の改定)

第7条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、丁いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び丁は、誠意をもって協議に応じるものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて改定を申し出ることができる。

(覚書)

第8条 この協定の施行に必要な事項については、甲、丁協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めがない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、丁協議して定めるものとする。

2 乙及び丙は、甲を通じて協議を申し出ることができる。

この協定の締結を証するため、この協定書6通を作成し、甲、乙、丙及び丁

において記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成24年6月9日

- 甲 住所：長崎市江戸町2-13
氏名：長崎県知事 中村 法道
- 乙 住所：松浦市志佐町里免365
氏名：松浦市長 友広 郁洋
- 丙 住所：佐世保市八幡町1番10号
氏名：佐世保市長 朝長 則男
- 住所：平戸市岩の上町1508-3
氏名：平戸市長 黒田 成彦
- 住所：壱岐市郷ノ浦町本村触562
氏名：壱岐市長 白川 博一
- 丁 住所：福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
氏名：九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生 道明

原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書に基づく覚書

長崎県（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり覚書を交換する。

1 協定書第2条第3項に規定する平常時の情報提供は、以下により行なうものとする。

- (1) 環境放射能の測定結果
 - イ モニタリングポイント 毎四半期
 - ロ サーベイルート 毎半期
 - ハ モニタリングポスト 毎月
 - ニ 環境試料 毎四半期
- (2) 発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況
 - イ 実施計画 毎年度
 - ロ 実施状況 毎四半期
- (3) その他発電所の保守運営状況
 - イ 発電実績 毎月
 - ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量 毎四半期
 - ハ 核燃料物質の状況
 - 受入・払出状況 その都度
 - 消費状況 毎月
 - 管理状況 毎半期（7月及び1月）
 - ニ 放射線管理の状況 毎半期（4月及び10月）
 - ホ 放射線従事者線量及び放射性廃棄物の放出、保管状況 毎四半期及び毎年度
 - ヘ 放射性廃棄物の管理状況 毎月
 - ト 定期検査の実施計画及びその結果 定期検査の都度
 - チ 原子炉施設保安規定 変更の都度

2 協定書第4条に規定する事前説明は、以下により行なうものとする。

- (1) 原子炉施設を変更しようとするとき
 - ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律166号）第23条第2項第5号に規定する原子炉施設について、同法第26条第1項の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合。
- (2) 土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。
- (3) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を

含む。)を策定しようとするとき。ただし、核物質防護の観点から情報提供できないものを除く。

- 3 前記1及び2については文書をもって行なう。
- 4 甲は、防災対策等の情報の共有化と意見交換により、原子力発電に関する理解を深めることを目的として、長崎県原子力安全連絡会を設置するものとする。なお、乙は連絡会の運営については積極的に協力するものとする。
- 5 この覚書について疑義が生じたとき、この覚書に定めがない事項について新たに定めをする必要が生じたとき又はこの覚書に定めた事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

平成24年6月9日

甲 住所：長崎市江戸町2-13
氏名：長崎県知事 中村 法道

乙 住所：福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
氏名：九州電力株式会社
代表取締役社長 瓜生 道明